



Title	産業と教育 第9号
Author(s)	上原, 慎一; 土田, 俊幸; 小内, 純子
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 36, 1-196
Issue Date	1991-03-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88062
Type	bulletin (article)
File Information	vol_36.pdf



[Instructions for use](#)

I S S N 0385—6070

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設
研究報告書 第36号

産 業 と 教 育

第 9 号

1 9 9 1

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設

産 業 と 教 育

第 9 号

1 9 9 1 ・ 3

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設

産業と教育 第9号

目 次

〈論 文〉

下請中小企業におけるME化の展開と労働の変化 ……………上 原 慎 一… (1)

地場製造業の企業と労働者の生産・労働—生活過程の諸特質 (中)

——北海道十勝・酪農機具製造T社を事例とする実証的研究—— …土 田 俊 幸… (61)

戦後農政の北海道稲作中核地帯における集落の協業形態の変化 (上) 小 内 純 子… (77)

〈翻 訳〉

マルクスとヒューマン・ネイチャー (下)

——ある伝説の解体—— ……………大 竹 政 美
高 畑 明 尚
西 本 肇
宮 崎 隆 志… (121)

内的植民地主義—イギリスの国民形成におけるケルト的周辺／1536～1966—

浅 野 慎 一
我孫子 真由美
坂 口 真幸子… (161)

1920年代のソビエト児童法 (上) ……………塚 本 智 宏
村 知 稔 三… (181)

下請中小企業におけるME化の展開と労働の変化

上原 慎一

目 次

はじめに	3
第一章 課題と方法	4
第一節 先行研究の問題点と課題	4
第二節 調査の方法と対象	7
(1)調査の対象	7
(2)調査の方法	9
第二章 A製作所におけるME化と管理技術の導入	13
第一節 H製缶の合理化と外注・下請管理	13
(1)H製缶の配転・出向政策	13
(2)標準時間の設定による外注管理	15
第二節 A製作所におけるME化の展開と管理技術の導入	15
(1)A製作所の概要とME化の展開	15
(2)管理技術による作業管理の変化	19
第三章 A製作所におけるME化による労働の変化と下請企業の労働	20
第一節 ME機械のシステムの編成と労働	20
(1)ME職場における多能工化と職場秩序	21
(2)混在職場における多能工化と職場秩序	25
(3)汎用機・手作業職場における作業内容の特質	27
第二節 ME化と技術教育の展開	30
(1)OJTによる技能伝達とその役割の変化	31
(2)Off-JTの比重の増大	32
第三節 下請企業の存立構造と労働	34
(1)下請企業の存立構造と労働力構成の特徴	34
(2)労働の特質と労働力構成	38
第四章 目標管理による管理労働の変化と職場への影響	40
第一節 目標管理による管理労働の変化	42
(1)ME職場への影響	42
(2)混在職場への影響	43
(3)汎用機・手作業職場への影響	43
第二節 管理技術教育の展開と小集団活動・提案制度	45
(1)管理技術教育の展開とリーダー層の育成	45
(2)小集団活動・提案制度の展開	47
第三節 目標管理の矛盾と労働者の対応	52

(1)目標管理の矛盾と職場集団	52
(2)能力主義管理とその矛盾の自覚化	54
第四節 下請企業の労務管理と労働条件	57
まとめにかえて	58

はじめに

本論の目的は、ME化(マイクロエレクトロニクス)⁽¹⁾が労働にどのような質的变化をもたらしたのを考察することにある。その際、本論ではME化を個別企業におけるNC工作機械等の導入のみでとらえるのではなく、下請構造も含んだ企業グループという、生産体制の枠組みのもとでME化をとらえる。そうすることによって二度のオイルショックを経た1980年代以降の現代企業の資本蓄積様式の再編、なかでもME化のもとでの労働の再編を総体的に考察することが可能になるからである。

さらに言えば、企業グループとして考察することの意義は、80年代の「構造調整」下のリーディング・インダストリーである電機、自動車等の機械工業のうち、「生産手段生産部門」においてはME化がどのように展開したか、すなわち、そのもとで従来とは相対的に異なった形態としてある金属・機械工業における下請企業の編成、とりわけ労働過程の社会的編成が現下においてどのような特徴を持っているかということの考察がなし得る点にある。このような考察は、中小企業の一定量を占める下請企業の存立の解明を通じて逆に中小企業の存立の現代的特徴を解明するためにも不可欠である。

これまで、企業グループの考察の場合、親企業による下請企業への管理の貫徹の仕方⁽²⁾という側面からの考察が中心で、資本にとって実質上の戦略である「労働」に対する具体的管理の有り様については比較的無関心であるという問題があった。しかし、今日の労働力編成方式として注目されている雇用形態の多様化や、Just in timeに代表される流通費の削減問題等についての考察は「労働」の編成⁽³⁾という観点抜きにはありえないのである。この問題は従来、機械工業については「農村工業」の問題として、他業種においては社外工、臨時工という雇用形態での労働力利用の問題、総じて労働市場の問題として研究されてきた⁽⁴⁾のである。

このことは、ME化が中小企業を含めて本格的に展開している今日、ME化は中小企業の存立構造、なかでも労働力のモメントに関わるそれにどのような影響を与えたのか、労働過程に関しては、ME化を媒介として社会的分業を介した生産の管理と、生産過程における管理がどのように関係・連結し、そのことによって労働はどのように変化したのかという二重の問題として考察する必要があることを示している。

第一の点に関しては、従来の中小企業研究、下請制の研究においては十分に意識されていなかったといつてよい。

第二の点に関しては、従来からある技術革新と労働という観点からは、ME化が労働にどのような影響を与え、ME化によって労働はどのように変化したのかという点についての議論が盛んにかわされている。この議論については労働の様式⁽⁵⁾のとらえ方からするとME化の技術的特性を重視する見解、分業の編成を重視する見解、労働の社会化や多能工化、職務委譲を重視する見解に分けられる。ME化の労働に与えた影響に関してはこれらの観点はそれぞれに正当な主張を含んでいるが、本論ではさらに労働の質的規定や指揮監督関係、教育訓練のそれぞれの局面を媒介にして「労働の集団性」との関係においてそれを明らかにすることを課題とする。

さらに、以上の諸点の検討を通じて労働力の形成の階層的特徴及び形成された労働の集団性がそのうちにどのような矛盾を抱え、いかに意識されているかということを明らかにしたい。

第一章 課題と方法

第一節 先行研究の問題点と課題

これまで述べてきた中小企業のME化に関わる諸論点についてより内在的な検討を行なうことによって課題を明確にしたい。

まず、中小企業の存立構造をどのように考えるかという点に関しては近年の渡辺氏、佐藤氏等の不等価交換論およびそれにもとづく中小企業の存立の競争論的把握⁽⁶⁾ 対三井氏の大企業による外注下請管理による支配⁽⁷⁾ という対抗が興味深い。

両者の対立は、中小企業間、親企業と中小企業の間競争関係を厳密に考察するという観点と、大企業によって何が支配され、何が利用されているのかという支配の実体を考察してゆく観点の対立である。しかし、両者においては中小企業を取り巻く環境について資本間の競争関係そのものと、「支配」構造のもとでの競争の間のふわがけが不明確なため、競争に重点を置いた分析か、競争を介した下請・外注管理という管理のモメントの重視かという二者択一的な議論に収斂している観がある。競争論では、競争以外に中小企業を規定する要因がないため、現代資本主義との関連が不明確で、そのために流通過程あるいは流通にとって問題になるかぎりでの生産過程に視野を限定してゆくという論理をとらざるをえなかった。そして、労働は正面から問題にされなくなり、中小企業の存立の類型論に後退してゆくのである。それに対して三井氏においては、現代資本主義論との関係や「労働」問題との関連は意識されてはいたが具体的に問題にされることはなかった。これらの議論については、何をめぐっての競争なのか(価格、製品の質)、また大企業は、中小企業を利用することに何のメリットを見ているのか(価格、工程、労働力)、中小企業は大企業に組織されることによってどのようなメリットを見ているのか(設計、図面の作成や市場への対応からの「解放」)、そしてどのような条件のもとで支配が貫徹するのかという点を業種やそれぞれの生産過程に即して検討すべきであった。そして、そのうえで今日の企業間の関係が従来からのものと同じなのか、また異なるとすればどのような関係として形成されているか、そしてME化はどのようなインパクトを与えているかを評価する必要があるのである。

これらの議論とは相対的に別に、中小企業のME化や下請構造と労働市場の関連をどのように捉えるかという議論が展開した。これについては、池田正孝氏等の中央大学の調査研究⁽⁸⁾、木田融男氏や辻勝次氏等による立命館大学のトヨタ調査⁽⁹⁾ が注目できる。両調査では、長野県等、愛知県内に存在する広範な自動車企業の下請企業群について、その存在形態及び労働市場の特徴と労働の実態を報告している。これらの報告は大企業の生産体制に組み込まれ合理化の影響をストレートに受けている下請企業の存立、労働を考察するにあたって参考になるものである。しかし、前者は自動車の下請企業と農村労働市場に、後者は「トヨタ方式」の浸透の側面⁽¹¹⁾ に大部分の注意が払われている。自動車産業、あるいは都市の浮動的下請層の集積は機械工業の典型としてその研究の意義は否定しがたいが、そのような姿が機械工業において今後一般的になるとは断言できないのである。また、これらの研究においては、その労働者の労働がどのように下請企業内での統括、すなわち職場集団での労働⁽¹²⁾ で行なわれているかという視点を欠いているため、下請企業労働者が抱える固有の問題構造があまり問題にされない。本論はそれらの研究のあいだをうめるため下請機構に組み込まれた中小企業と浮動的な特徴を持つ中小企業を対象に、それらを組織

しているH製缶との関連で考察した。

以上のような下請企業の階層性との関連でME化の労働過程への影響、労働力形成の特徴を見ていこうというのがまず第一の課題である。

第二に問題になるのは、導入されたME機械が労働の質や分業関係、指揮監督関係にどのように影響を与えているかということである。

廣江彰氏は、東京都の小零細企業におけるME化の展開と北海道の中小企業のME化についてアンケート調査からその導入機種、導入の特徴、導入工程などを詳細に検討している⁽¹³⁾。しかし、氏の研究は、中小企業におけるME機械の導入に関して、強制関係が働いていないということが前提になっているため、中小企業一般のME化の影響の考察に傾倒している。それゆえME化の進展を、大企業との関係において、また労働の具体的なありかたとの関係において分析するという観点が希薄である。このような傾向は、氏の労働過程の考察において顕著になる。すなわち氏は、アンケート結果から、従来からの熟練の評価を、現在でも同一の人物が担当している場合に評価されるとしたり、企業内教育についても「技術移転」の追認⁽¹⁴⁾にとどまっているのである。このようなアンケート調査にのみ依存した研究は、労働の編成や、職場の統括方式については著しく具体性を欠いたものが多い。

これに対して中小企業に限らない生産過程におけるME化の影響は、古くからある「技術革新の労働に与える影響」というテーマの延長で主に大企業を対象に考察されるか、技術論の分野で抽象的に考察されてきた。先にも述べたように、この議論は労働の様式のとらえ方をめぐって三つの態度に分けられるが、それぞれの態度は現実の側面をある意味で正確にとらえてきたとも言える⁽¹⁵⁾。本論では、その三つの態度の統一、すなわち、機械体系との関係における労働の質的規定性と集団の中における労働、そして労働力の序列、編成の中における労働の統一としてME化の労働に与えた影響を考察していく。問題は、その場合どのような「統一」なのかという点にある。以下それについて触れてみたい。

第一の態度は機械体系自体あるいは、ME機械の制御技術の抽象的考察から、労働・熟練に与えた影響についての議論⁽¹⁶⁾である。これらの研究の特徴は、ME機械の技術的特性から、その特性が人間の能力のどの部分を実現しているかを考察するという点にある。この論理は、その前提として人間と機械の関係を制御部分との関連でのみ把握するため、機械の行なう「判断」と人間の「判断」を同一視するという労働観を持っているという点で難点を持つが、制御技術そのものの分析⁽¹⁷⁾、労働そのものの質的变化、オートメーションとME化の区別を明らかにしたという積極面を持っている。

第二の態度⁽¹⁸⁾は、第一の態度からでてきた結果に分業のモメントを付け加え、第一の態度で明らかになったような労働の質が、そのまますべての労働者に当てはまるものではないという点を明らかにしたこと、そのことによって職場における労働の編成との関連や労働組合論、労働市場のアプローチに分析の道を開いたということについては進歩している。しかし、資本論で述べられているような労働内容の「貧困化」を「精神的諸力能」＝「頭の労働」の剝奪としてのみとらえるような分業観や、「構想と実行の分離」という、テイラー、フォード主義のもとで起こったことを一般化して、直接的労働を「手の労働」、「肉体労働」、「単純労働」に還元し、精神的労働は、技術者、スタッフ部門や、管理・監督者のみが行なうという分業観を不当に一般化するものである。この観点が十分に妥当する事例、業種があることは否定はしないが、しかし事実の展開はこ

のような論理が一般的であることをすでに否定している⁽¹⁹⁾し、個々の労働者の意志を統制、支配することと、奪い去ってしまうことは次元の異なる話なのである。ここでの問題は、分業の編成の中でのどのような性格・属性を持つ労働者にどのような能力を要求・形成することによって協業を編成し、その結果労働者の意志をどのように組織し、指揮・支配しているかということなのである。

第三の態度は生産現場で起こっていることを正確に述べる⁽²⁰⁾ということについては第一、第二の態度と立場を異にする。しかし、第二の立場と同様に、ME化によって与えられた技術的高度化の問題をその実現の条件を無視して考察するという点では同様である。第二の態度との本質的相違は、現代の日本においては労働者に高度な作業をさせなければならないし、現にそれが可能なのでそれが行なわれているとするところにある。この「事実」そのものについては賛成だが、問題はそれがあらゆる労働者に平等な形で実現されているかということの検討がなされていないということにある。また、社会化論⁽²¹⁾について言えば、それは、労働が直接に社会的なものになるという正しい論点を含んでいるにもかかわらず、どのような形態における社会化かという内容を述べていない。このような抽象的にすぎる社会化論は容易に第一の態度に結びつくのである。

このような技術革新にともなう労働の変化を積極的に新しい熟練＝「客観的・組織的熟練」の生成ととらえる観点は、すでに小林謙一氏のグループによって主張された⁽²²⁾ことである。しかし、小林氏等の研究は技術革新（オートメーション化）による労働の変化を不断に対象化される作業標準書にもとづく指揮・監督、労働力形成という局面に収斂させてしまったため、「客観的・組織的な熟練」を集団における労働という枠組み、すなわち「客観的・組織的」な協業への再編成のもとで起こったことと捉えず、結局はそれを個別的な労働の新しい形態としてしか問題にし得なかった。

これらの観点を乗り越えようとして、新たな企業内教育の必要性を解くものもでてきている⁽²³⁾。しかしこの見解も技術的高度化のもとで労働手段や、労働対象などの契機や、職場の集団性をどのように維持・活性化していくかということが、企業内教育の内容にどのようにもこまれていくかという点が無視して、無媒介に「システムの思考」や、「経験」などを強調する点で難点を持っている。彼らが注目しているものは、実は従来から管理技術教育⁽²⁴⁾や、キャリアコースの形成の問題として取り扱われてきたものなのである⁽²⁵⁾。

以上から本論ではME化による労働の変化を次の三点から考察する。まず第一にME化、特に担当する機械が汎用機械からNC工作機、MC（マシニングセンター）に変化することによって労働の質がどのように変化したか。それは従来からの熟練のありかたとどのように異なるものなのか、その場合、経験の蓄積がどのように生かされるのか⁽²⁶⁾、プログラムの作成に関わって新たに必要になった技能は何か、それはOff-JT、OJTによってどのように養成されているのかという点から考察する。

第二に以上のような労働の性格から職場内では多能工化や機械の種類による作業分担、およびプログラムに関わる分担がどのようになされているか、また職場間ではME化の跛行的展開の影響はどのように現われているかという点から考察する。

第三に上の二つから労働の集団性は、指揮監督を媒介にして、いかなる形で実現され、どのような職場秩序を形成しているのか、またそれらはどのように教育訓練によって補完され、目標管理等の会社側の管理政策による形態規定を受けているかという点から考察する。なお、以上の三

つは明確に別れて存在しているわけではないので、分析にあたっても不可分になっている部分もある⁽²⁷⁾。

本論ではこのような観点から第二の問題を考察する。

ここで、これまで述べてきたことから本論の展開について若干述べておくと以下ようになる。

まず、次節においてH製缶グループの概要と下請編成を通じて生産構造がどのように形成されたを確認する。

そして、第二章において生産工程のME化と管理技術の展開がH製缶の外注管理政策とどのように結びついているかを考察する。これは単にNC工作機械やMCの導入にとどまらず、コンピュータを利用したデータの蓄積等によって生産過程のME化と管理技術の展開、外注管理政策がどのように展開しているかということである。また、企業内においてもME化は一挙に実現されるわけではなく、跛行的に、職場間において格差を持ちながら展開してゆく。そして、どのような工程の編成のもとにどのような労働力を組織しているかという点を確認する。

ME化の労働に与えた影響については先に述べた三規定との関連で考察するが、具体的には従来型の熟練労働や作業の分担をどのように変化させたのか、そのことによって労働の客観性、組織性はどのようにになっているのかという点から考察する。この点は特に多能工化、多台持ちの展開と職場秩序⁽²⁸⁾との関連で考察した。そして、それが職場の技能伝達や、OJTにどのように影響を与えているかを職場類型において問題にする。

ここでは、ME化が、単にME機械の修得に関わって企業内教育とりわけOff-JTの比重のみを増大させているのではなく、「汎用機経験」の必要性という議論で指摘されているように、職場内での材料や、工具等に関する「学習」を媒介とした相互教育の機会を増やしていることが注目されるべきことである。

そのあとに管理労働はどのように変化したのかということ考察する。特に、職場内での仕事の割り振りや、その他の管理業務（原価管理、工程管理を中心とする作業管理と労務管理）と、職場間での諸会議における職場間の協業の編成に監督者とスタッフがどのように関与しているかということ、そして、このような管理業務は第一線監督者が担うだけでなく労働者も担っているのか等が問題である。そして、それらを円滑に遂行するための小集団活動、提案制度の導入が管理技術教育の展開とどのように関連しているかについても触れる。

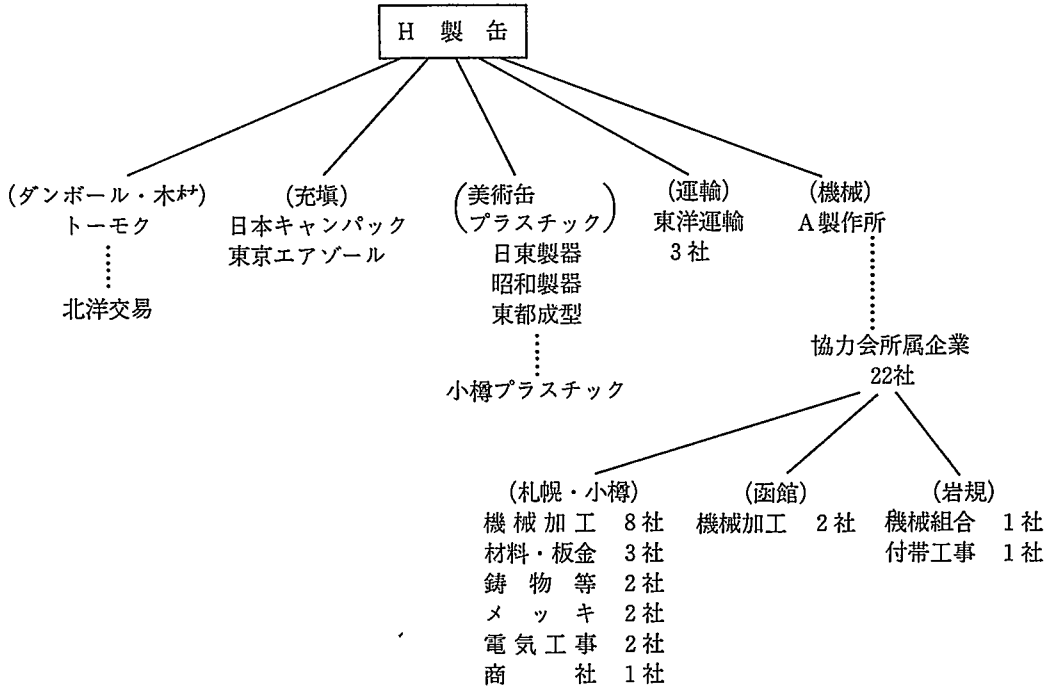
企業内教育で得られた技能の性格は、能力主義管理の普及⁽²⁹⁾という社会的条件のもとで、その評価とに関わる。現在妥当している技能の評価はが決まる過程には、第一線監督者の一次査定を経て職制層による二次査定、三次査定が行なわれる。しかも、そこで妥当している尺度は、目標管理の帰結であるME機械に適合的な加工時間なのだから、担当機械や職場ごとの矛盾の構図が浮かび上がる。本論はそういった矛盾の中味を下請企業の労働、労働力形成、労働条件との対比において闡明にすることを目標としている。

第二節 調査の対象と方法

(1)調査の対象

本論の課題を解明するにあたって対象としたのはH製缶グループの機械製作、機械部品供給を一手に担っているA製作所およびその協力会に所属している機械加工中心の下請企業群である。ここでまず、H製缶グループとA製作所の関連を述べておく。

図表1 H製缶グループの概要



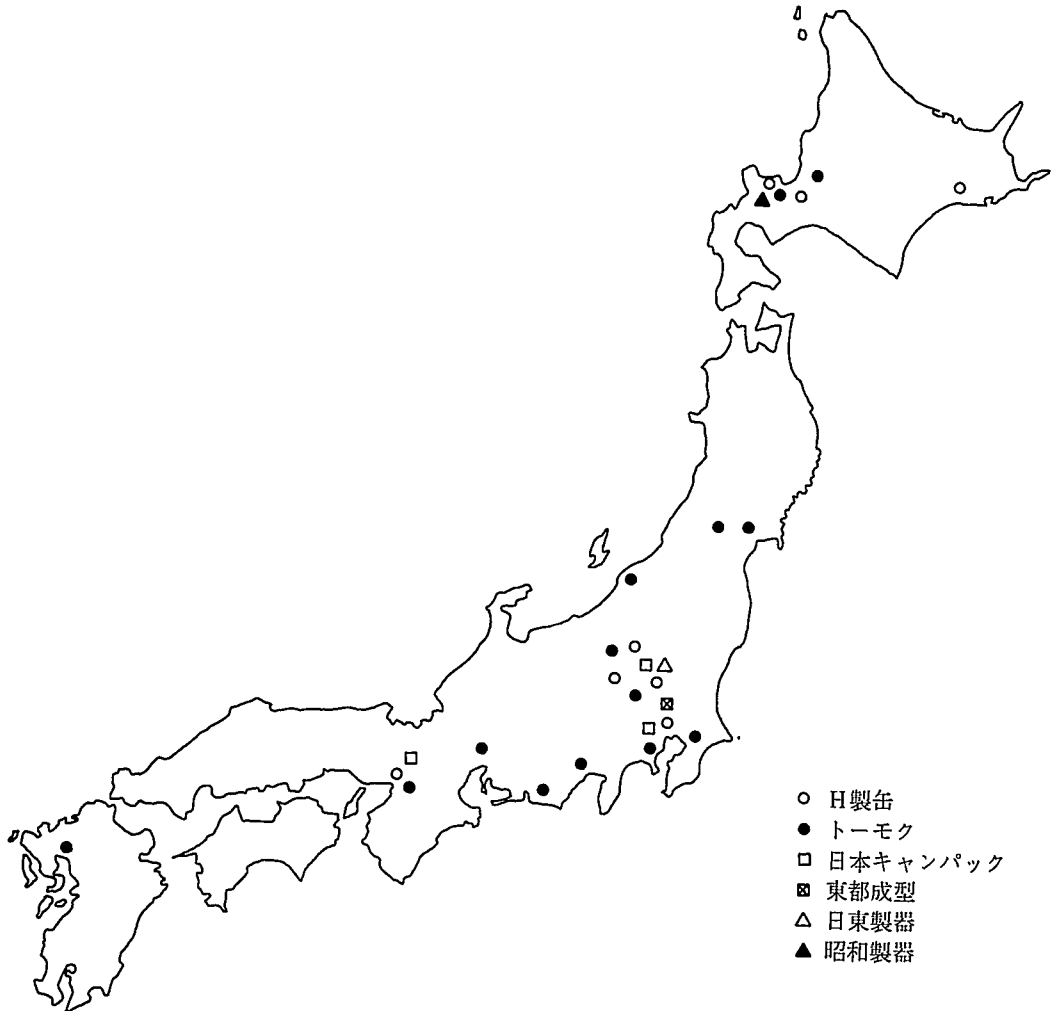
出所) 会社提供資料より作成

H製缶は大正10年H製缶倉庫株式会社として資本金100万円で創立した。その後、昭和16年企業合同により東洋製缶株式会社の小樽工場になるが、昭和25年集中排除法により資本金5000万円で独立した。小樽工場の他、昭和30年に函館工場、昭和35年に釧路工場、昭和46年に岩槻工場、昭和54年に館林工場設立と生産を拡大していった(函館工場は閉鎖)。現在は岩槻、館林工場が主力工場である。資本金は1990年時点で90億8千万円、売上高は674億84百万円である。現在の事業内容は各種空缶、容器の製造販売が中心である。

H製缶は関連・系列企業として図表1に示すように(株)トーモクをはじめ(株)日本キャンパック、日東製器(株)、昭和製器(株)、(株)A製作所等計15企業を有し、日本全国に展開している(図表2)。この関連・系列会社群は近年の構造転換に見られるような異業種への転換によるものよりも、H製缶の生産の展開に必要な業種である。これらの関連・系列会社には段ボールケースの製造、運輸・倉庫、商社等製品の輸送・保管に必要な企業群や飲料缶詰充填、エアゾール充填、打抜缶・化粧缶製造、プラスチック容器製造等のようなH製缶の販売戦略上必要な部門、小ロット部門を担当している企業群、そしてそれらの企業群の機械製造、部品製作を一手に請け負っている今回の主要な調査対象企業であるA製作所がある。特に飲料を充填する日本キャンパックは、H製缶が食料品の缶詰の需要の伸悩みから新たに飲料缶の市場を開拓するにあたって設立されたものであり、この企業が、H製缶で製造された空缶に飲料を充填し蓋をするという方式を採用することによって現在のように成長したのである。

これらの企業にはH製缶からの資本、役員や従業員の派遣が行なわれている。本論の調査対象

図表2 H製缶グループの展開



出所) 会社提供資料より作成

であるA製作所の概要は第二章第二節で詳細に紹介する。

このような関連・系列会社の他にA製作所の協力が組織され、H製缶のラインの整備、修理、機械部品供給を行なう企業群がある(図表1)。この協力はH製缶の主力が小樽工場であった時代から継続してそのような作業を請け負っており、地場企業で小零細企業が多い。

なおME機械の導入のあり方はA製作所ではME機械とコンピューターの結合によるシステムの導入、A製作所の協力が属する小零細企業は単体導入である。

(2)調査の方法

以上のような課題を考察するにあたって次のような調査を行なった。

1.A製作所事業所調査(1989年10月～11月)。

2. A製作所労働者調査（1989年11月）。
3. A製作所協力会調査（1989年12月，1990年7～8月）
4. H製缶事業所調査（1990年6月）

調査にあたっては以上の企業の方々，労働者の方々から面接調査のみならず，資料を提供していただく等の協力を得た。特に，A製作所では事業所の食堂にて一斉に労働者の方々にたいする面接調査に協力していただいた。なお面接調査はすべて，テープに収録し，その結果を正確に再現した。

〈注〉

- (1) ME化及び日本資本主義におけるME段階について，本論では若干のあいまいさを残すが以下のように把握して用いる。まず，ME化とは本来，1970年代後半からの生産現場や事務部門へのNC工作機等やコンピューター関連機器の導入，それを支えた半導体産業の技術革新，通信網の拡充，センサー・新材料の開発等の一連の動きを指しているのだが，本論ではそのうち生産現場に直接影響を与えていると思われるNC工作機械等の導入およびそれとコンピューターの結合をME化と呼び分析の対象とする。なお，コンピューター自体の発展史，制御技術の内容，NC工作機械の分析については石沢篤郎『コンピューター科学と社会科学』大月書店，1987年，伊藤秀男『オートメーションの発展と経済学（上）（下）』名古屋大学『経済科学』，35-2，3，1987，1988年，山下幸男『メカトロニクス時代の労働』新評論，1990年等を参考にした。また，異なる視点ではあるが科学と技術の関連については草間俊夫氏の次の論考が興味深い。同『機械制大工業の歴史的地位』『土地制度史学』第123号，1989年，38～54ページ。

次に日本資本主義におけるME段階については，例えば北村洋基氏が「今後オートメーションがより高次の本格的段階に移行していくことを展望できる技術的諸条件が急速に成熟しつつある時代に入った」のは，産業用ロボット元年であり，ファナック富士工場が完成した1980年の前後としている（同氏「現代資本主義の生産過程」富塚・服部・本間編『資本論体系 3』，有斐閣，1985年，343ページ参照）。この規定はオートメーション化とME化の質的区別をしていない点，あるいは後者を単なる前者の発展としか見ていない点とが不満であるが，さしあたりこの規定に従っておく。というのは，第一に現実にも80年代がNC関係の工作機械の生産台数から言っても，オイルショックの克服のテコとしてME化が進展したということは否定しがたい事実であるということ，第二に，理論的な問題から言っても生産力段階をどのように把握するかという点について，なかでもそのうちに人間労働をどのように位置付けるかという点については，はっきりしていないという現状であると思われるからである（この点については中村静治『現代資本主義論争』大月書店，大島雄一「再生産論」と資本主義分析」『経済科学通信』No32，1981年，高木彰「再生産論の具体化」と再生産論」『経済科学通信』No38，1983年を参照）。この点の理論的な解明は別稿を期したい。

- (2) 例えば鉄鋼業，自動車企業等での展開は居城克治「機械工業における下請生産体制と今後の展開」『下請分業生産システムに関する調査研究』，機械振興協会経済研究所，1986年，137～142ページに述べられている。他には，坂本和一「企業グループ論の課題と視角」，坂本，下谷編『現代日本の企業グループ』，東洋経済新報社，1987年，序章所収，参照。坂本氏の論考は，グループとして考察することの正当性を指摘しているという意味では画期的であるが，そのグループ化の形式的本質の考察に集中しすぎ実質上の本質である労働の動員・組織化という観点を持っていない。系列企業に関してこのような観点は，1960年にすでに小林義雄氏によって提出され，現代については今田治氏が自動車企業の事例で「中小企業労働と独占企業労働の統一的把握」を試みている。小林義雄「独占資本の系列支配」『講座中小企業2』，有斐閣，1960年，VII章所収および今田治「企業集団の管理と労働」笹川・井上編著『企業組織と管理・労働』，ミネルヴァ書房，1987年，第二章所収，参照。
- (3) この点についての考察は『巨大企業体制下の下請企業と労働者』立命館大学人文科学研究紀要，第45号，1988年が最も詳しく下請階層との関連を検討している。

- (4) 山本潔『日本労働市場の構造』, 東大出版会, 1979年。または, 道又健治郎編著『現現代日本の鉄鋼労働問題』, 北大図書刊行会, 1977年。農村工業との関連については中央大学経済研究所編『ME技術革新下の下請工業と農村変貌』, 中央大学出版部, 1985年が最も詳しい。
- (5) 労働様式概念については千田忠男「ME労働と労働様式の変化」『科学と思想』No.7 整8, 1990年, 参照。千田氏の論考においては「労働の目的」と「人間の機能発揮」および「労働者の能力とその編成」が基本的な場面設定がなされないまま考察しているような観がある。本論ではその「場」を職場に求め, その実体を労働の集団性として考察した。
- (6) この点は佐藤芳雄氏や, 渡辺幸男氏が下請関係(制)の規定について「資本主義の独占段階での対等ならざる外注取引関係」として規定していることに端的に示されている。しかし「対等な取引関係」ということ自体が欧米を一つの理念とした抽象的な議論であるということは明白であろう。「対等ならざる取引関係」の下で, あたかも対等であるかのように, 流通を社会的に妥当せしめることが一般的に承認されているからこそ, それが社会的に存在し得る根拠になっているのである。佐藤芳雄「中小企業研究の基礎」同編『ワークブック中小企業論』, 有斐閣選書, 1981年。渡辺幸男「下請企業の競争と存立形態(上)(中)(下)」, 『三田学会雑誌』, 76-2, 3, 4号, 1983~1984年。
- (7) 三井氏は, 80年代の大企業による外注下請管理の性格を(1)総合的・統括的外注管理(2)総合的企業能力による下請選別・再編成(3)集中発注・ユニット発注(4)専門技術の外注利用(5)下請企業の対応努力としわよせ・切り捨て(6)弱小下請の限界的利用とまとめている。同『「環境変化」・「技術革新」のものと外注管理政策と下請構造』駒沢大学『経済学論集』, 15-2, 1983年。しかし, 氏には大企業と中小企業のあいだの不断の対抗関係が事実として位置付けられていない。また下請中小企業の労務管理についても日経連の提唱による中小企業への能力主義管理, なかでも中小企業に適合的なものとして位置付けられた目標管理と管理職の活性化は分析の視野に入れておくべきだと思われる。日経連中小企業問題特別委員会「中堅・中小企業の経営効率化の方向—経営革新と発展を求めて—」, 1988年参照。
- また, これらの議論に対する永山利和氏による批判は興味深い論点を含んでいる。同「下請制の経済理論に関する試論」『中小企業季報』, 1988年No.1, 8~18ページ参照。
- (8) 池田正孝「自動車部品工業の地域展開と下請階層構造」及び, 青野壽彦「上小地区・農業地域における機械金属下請企業の存立形態」中央大学経済研究所, 前掲書第一, 二章所収参照。
- (9) 立命館大学人文科学研究所, 前掲書参照。
- (10) 池田, 前掲論文, 3~4ページ, 26~27ページ, 34~41ページ参照。
- (11) 立命館大学人文科学研究所, 前掲書の他に稲上毅氏や布施鉄治氏等が同様の指摘を行なっている。稲上「転換期の労働世界」有信堂, 1989年, 140~181ページ, 布施「巨大自動車企業の地場産業の再編と労働者生活」『調査と社会理論』研究報告書12, 北海道大学教育学部教育社会学研究室, 1989年, 1~13ページ参照。
- (12) 自動車一次下請企業における「職場」の構造をインフォーマルなそれを含めて分析したものに土田俊幸「下請企業労働者の労働過程と職場社会構造」『社会学評論』41号, 129~145ページ, がある。
- (13) 内藤・廣江・大森・太田著『中小企業とME革命』中小企業リサーチセンター, 1989年, 第一章, 第四章および, 廣江彰「北海道における金属・機械系工業の構造と生産ME化(上)(下)」『札幌学院商経論集』, 4-3, 5-1, 1989年参照。
- (14) 廣江同上論文62~66ページ参照。
- (15) 以上の立論はすべて『資本論』(全集版, 大月書店, 1968年。以下は日本語訳のページのみ示す)の次の指摘に負っているものと思われる。まず第一の態度は第13章第一節の「作業機が, 原料の加工に必要なすべての運動を人間の助力(Beihilfe)なしでおこなうようになり, ただ人間の付き添い(Nachhilfe)を必要とするだけになるとき, そこに機械の自動体系が現われる」(497ページ)をもとに機械の自動体系との関連でME化の考察をしようとするものである。第二の態度は第12章第五節「部分労働者の失うものは, 彼らに対立して資本のうちに集積される。部分労働者労働者たちに対して, 物質的生産過程の精神的諸力を, 他人の所有

として、また彼らを支配する権力として対立させるといことはマニファクチュア的分業の一産物である。この分離過程は、個々の労働者達に対して資本家が社会的労働体の統一性と意志を代表している単純な協業に始まる。この過程は、労働者たちを不具にして部分労働者にしてしまうマニファクチュアにおいて発展する。この過程は、科学を独立の生産能力として労働から切り離しそれに資本への奉仕を押しつける機械制大工業において完了する。(473~474ページ)。第三の態度は調査研究を別にして「機械は……直接に社会化された労働、すなわち共同的な労働によってのみ機能する。だから労働過程の協業的性格はいまでは、労働手段そのものの性格によって命ぜられた技術的必然になるのである。」(503ページ)に基づいている。

これらの問題設定は自動機械体系の問題のように当事者の問題意識とは異なった扱いになることは承知している。本論ではそれらの議論の労働の扱いのみを問題にしているのである。

- (16) 例えば山下幸男、前掲書、伊藤秀男、前掲書、小野隆生「ME技術の特質とその歴史的な位置付け」『三田商学研究』、29-3、1986年、馬場正孝「ME革命と生産の自動化」情報問題研究集団編「コンピューター革命と現代社会 3」所収等の論考がこれにあたる。
- (17) プログラム制御は基本的にシーケンス制御でありフィードバック制御ではないことは、すでに伊藤秀男氏によって述べられている。多くの論者が、ME化によって実現された制御の性格をフィードバック制御に求め、そのことによって人間の判断と機械を置き換えている。
- (18) 第二の態度の論者として大木一訓「ME化の経済的特質と労働運動」情報問題研究者集団編「コンピューター革命と現代社会2」所収、仲村政文「今日の生産力構造と技術革新」、経済理論学会年報第24集、1987年所収、木元進一郎「ME衝撃下の労働者と労働組合」日本の労働組合運動編集委員会「日本の労働組合運動2」所収、長谷川廣「ME化の進展と労務管理の動向」『商学論纂(中央大)』、30-4,5,6、1989年、等がある。
- (19) 評価は別れるが、1960年代以降のQWL、労働生活の人間化の試みが世界的に展開したのがそれであると私は思う。本論ではこれらの試みが疎外された労働そのものの克服に向かっているのか、そうではないのかという点については意見を留保せざるをえない。しかし、本論はいかにしてその克服に向かうことができるのかということに資するという目的で書かれている。
- (20) このような態度の研究は桜井幸男「ME化における労働過程と知識」『大阪経大論集』、191号、1989年、青水司「コンピューター革命と労働過程」情報問題研究者集団、前掲書の他、雇用職業総合研究所に属する研究者に多い。『情報化時代の人材育成』現代情報化研究会編、総合労働研究所、1987年参照。
- (21) 社会化論に関してはそれを直接的生産過程からの労働者の駆逐、およびそれに対応した社会的分業体制の深化としてとらえるか、社会的労働過程に対する「管理」的要因の必要性の増大の観点から考察されるかで違いがあることは承知している。しかし、あえてここでは社会的労働・生産過程に対する「制御」がME化(またはオートメーション)で可能になりつつあるということを重視するという点では変わらないのでこのように分類した。中村静治「生産様式の理論」青木書店、1985年、148ページ、北村洋基「オートメーションと情報化(上)(下)」『(福島大学)商学論集』54-1、55-1、1985、86年、山口正之「情報社会と社会化」『経済』、新日本出版社、1984年11月号を参照。
- (22) 小林謙一「労働経済の構造変革」、御茶ノ水書房、1977年、154~175ページおよび、「産業変革と労働者生活の変貌」河野健二編「産業構造と社会変動 第三巻 職場と労働者生活の変化」日本評論社、1976年、117~183ページ参照。熟練の規定については後者の方が詳しい。
- (23) 青水司、前掲書。
- (24) 鉄鋼業の企業内教育分析でも管理技術教育は課題として残されていた。道又健治郎編著、前掲書458~459ページ参照。
- (25) 例えば小池和男氏の研究にはすべてこのモチーフが貫かれている。小池和男/猪木武徳「人材形成の国際比較」東洋経済新報社、1987年参照。
- (26) 職業訓練研究センター「ME化時代の現場ニーズに応える向上訓練コース開発」『「NC機作業者のための加

工技術」コースの展開』、1988年には、企業内においてこの経験の分析と、引き継がれないことの克服に向けての事例が多く紹介されている。

- (27) なお、この点に関わって従来の労働問題研究において重要な比重を持っていた昇進制度との関わりは中小企業という対象に規定され、希薄になったということであらかじめ断っておきたい。
- (28) この点については大企業の機械加工職場を実証的に検討した『マイクロエレクトロニクスの雇用に及ぼす質的影響に関する研究報告書—機械加工職場を中心に—』雇用職業総合研究所、職研調査研究報告書No26、1983年の手法、分析を参考にした。
- (29) 日経連中小企業問題特別委員会、前掲書参照。
- (30) このような類型の系列企業を擁する事についてH製缶では次のように述べている。「改造したりしていきますから、例えば、パーツをアメリカから輸入しても、言ってもすぐこないということもあります。どうしても近くに持っていなければ仕事にならない。グループでやらせなかったら、その省力化対策、合理化対策は進まないのです。……発注しても、外の工場、このへんの工場だとか製作所でやってもなかなか対応できないということで、それであれば自分で持ったほうがいいのではないかということです。」(H製缶小樽工場工場長補佐からの聞き取り)。その成果もあり「30年前との比較では生産量が三倍になり従業員は三分の一になった」(同上)のである。

第二章 A製作所におけるME化と管理技術の導入

第一節 H製缶の合理化と外注・下請管理

ここでまず簡単に、A製作所の親会社であるH製缶の合理化との関連で第二節以下で説明するA製作所含む系列企業、下請企業に対する政策がどのようになっているかを概観する。なお、資料上の制約からH製缶の生産過程との関連は省略した。

(1)H製缶の配転、出向政策

H製缶はグループ企業内で配転・出向を中心とした合理化政策を取っている。その特徴は現場部門では同職種間で他工場への配転、その他ではグループ企業への出向である。工場内での異職種間の移動はない。

前者についてのメリットは次のように語られている。

「他工場との転勤という形で、小樽工場の製缶係と、岩槻工場の製缶係とトレードしようと、それはあります。定期的に。……技術の片寄りが起きますから。工場によっては機械も違いますね。」(H製缶小樽工場総務係長からの聞き取り)

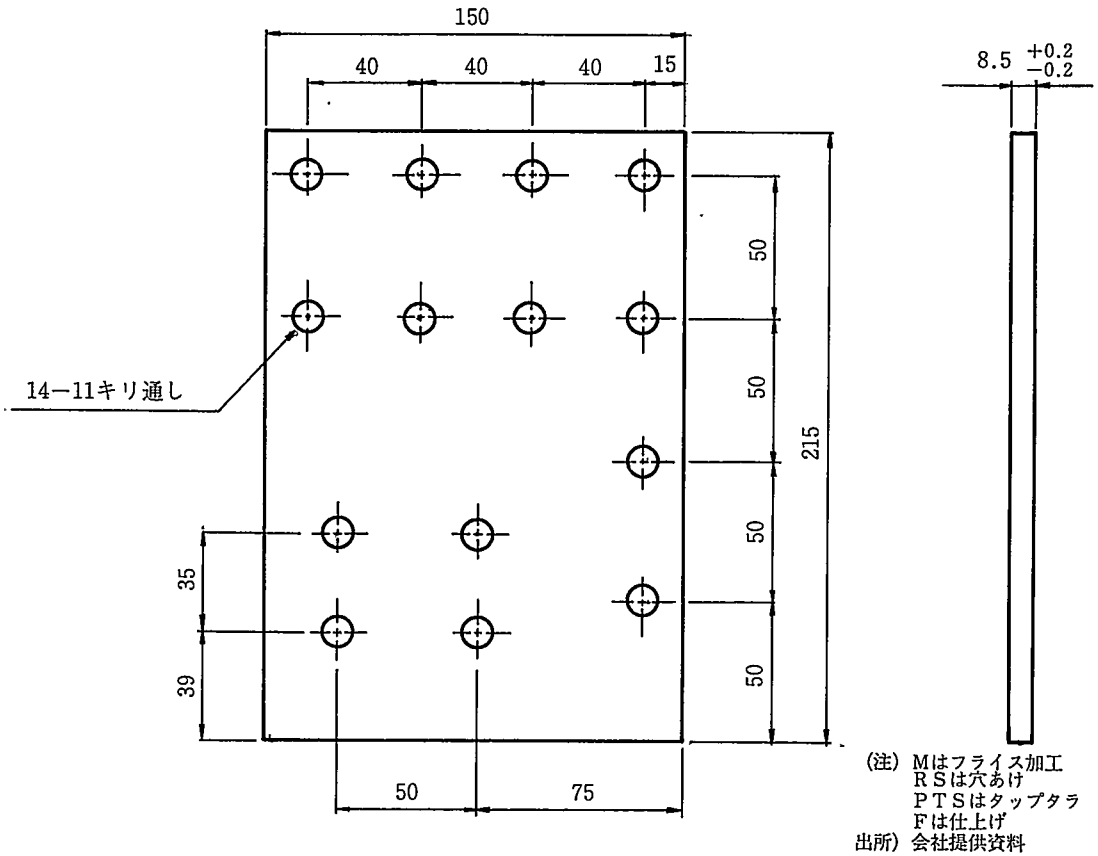
このような配転を拒否することは原則的には認められていない。それでも拒否した場合は大幅な減給、降格で対処している。この背景には、本工労働者と同水準の技能を有する本工に対して50%の比率を有する臨時工の存在の圧力があるのである。

後者については次のように述べている。

「二年前までは区切り三年で戻してますってことでしたが……(中略)……最近はお出向したらそこで骨をうめるつもりで行きなさいという形で。人べらして言うか、人が多いので、出て行って戻ってこれるといことになると腰掛的になったらまずいということ。当時は(関連企業で一引用者)あまり成績よくないのが多かったものですから、そういう考えで行かれても赤字が黒字にならないということで、それをしましてから全部黒字になりました。」(同上)

このように、出向政策はH製缶の人減らし合理化⁽¹⁾のためという性格と関連企業の生産性の向上

図表 3 発注図面とその様式



2個		H I O 17-32W		完成指示日	払出予定日		
				9.28	9.27		
SS11		12T * 155 * 220 * 2					
M ¹ _{2.5}	RS ² _{0.6}	DTS ³ _{1.1}	F ⁴ _{0.4}	5	6	7	8
9.28	9.28	9.28	9.28				
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

という目的を持ち現にそれが成果をあげているのである。次節で問題にするA製作所でも1974年の吸収合併以降、1982年に現在のH製缶の社長が就任し、それにともない部長職以上は5名中3名がH製缶からの出向に定められているという状態になっているのである。関連企業の生産能力の向上と出向政策がどのように結びついているかということについてはA製作所を事例に見てい

く。

(2)標準時間の設定による外注管理

H製缶グループは図表3に示したような加工標準時間の設定による外注管理を行なっている⁽²⁾。図表3に示した例は比較的簡単な加工だが、若干説明すると、Mはフライス加工で二時間30分以内に、RSは穴あけで36分以内に、DTSはタップ立てで一時間6分以内に、Fは仕上げで24分以内にすべて9月28日中に行なえという指示である。単価は特別な加工を除いて時間当たり3000円で計算される。ここで設定される時間は下請小零細企業層にとっては利益がえられるぎりぎりの水準であるため、標準時間以上に加工に時間がかかってしまえば、下請企業は損失をこうむることになる。この実態についてW機械の社長は次のように述べている。

「標準時間の中には例えばNCの仕事だとプログラムの時間の入っているが……工具代とかそういうものを差し引けば、普通の研磨仕事やミーリング仕事よりも悪くなるんじゃないかな。工具代って高いでしょ。その分永久に使えればいいが、スローアウェイのバイトは使い捨てでしょ。……しっかりそれを見てくれればいいけど、見てないばかえてやらないほうがいいんだ。」

また、K工作所の社長も次のように述べている。

「一点二点でやってたら完全に赤字ですよ。なんぼ時間がかからない私がやっても、組合せで、量があればいいけど、二個だけって言うのがダメ。」

このように標準加工時間の設定は下請企業の生産過程に対する介入のみではなく残業時間の増大をももたらしているのである。

第二節 A製作所におけるME化と管理技術の導入

ここで、他の下請企業群とは異なってME機械を系統的に導入しているA製作所を事例に、ME機械導入による職場への影響と、ME機械が管理技術がいかに結合して機能しているかということについて述べる。

(1)A製作所の概要とME化の展開

A製作所は、1924年から炭坑機械メーカーとしての歴史を持っているが、炭坑の生産縮小に伴い売れ行きの不振に陥り、1974年H製缶グループに吸収合併された。現在はH製缶グループの製缶機械、段ボール製造機械、精密金型、工作機械などの生産を行なっており、従業員181人(非正社員を含む)、資本金1億円である。資本金のうち、50%がH製缶、50%が同じグループのトモクの所有である。また、1982年から1988年までは、現在のH製缶の社長がA製作所の社長を務めており、その他も役員もH製缶からの出向がしめ、「この時点で当社の経営は、……明らかにH製缶に一任された形」⁽³⁾で、一般労働者を含めた出向によるグループ間の「交流」⁽⁴⁾は活発であった。

A製作所では、ほぼ「単品生産」のため作業の標準化など、工数管理が困難であるため生産管理課と製造管理課による工程管理の徹底と、コストダウンのため「10年位かけて」(A製作所工場長)時間による管理、すなわち「加工予定時間」と「労働予定時間」の設定による「目標管理」をおこなっている。この結果は個人別、班別に目標時間と実際にかかった時間、労働時間の対照表になって毎朝工場の壁にはりだされる。またこの方式が浸透してきた昨年度より、N3000ホストコンピュータと端末のコンピュータの組合せによる、生産管理部門では「一日遅れ」で加工中の製品の所在がわかるという、集中管理システムが導入され、事務部門の合理化と工程管理の

図表4 A製作所の売上高推移

(単位：百万円)

摘 要	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年(当期)
[1]内作売上高			
製 缶 機 械	592	909	1,135
段ボール機械	251	21	118
缶 詰 機 械	73	117	216
金 型	313	435	421
開 発 機 械	—	64	168
そ の 他	200	71	97
計	1,429	1,617	2,155
[2]工事売上高	763	2,977	3,273
合 計	2,192	4,594	5,428

出所) 会社提供資料

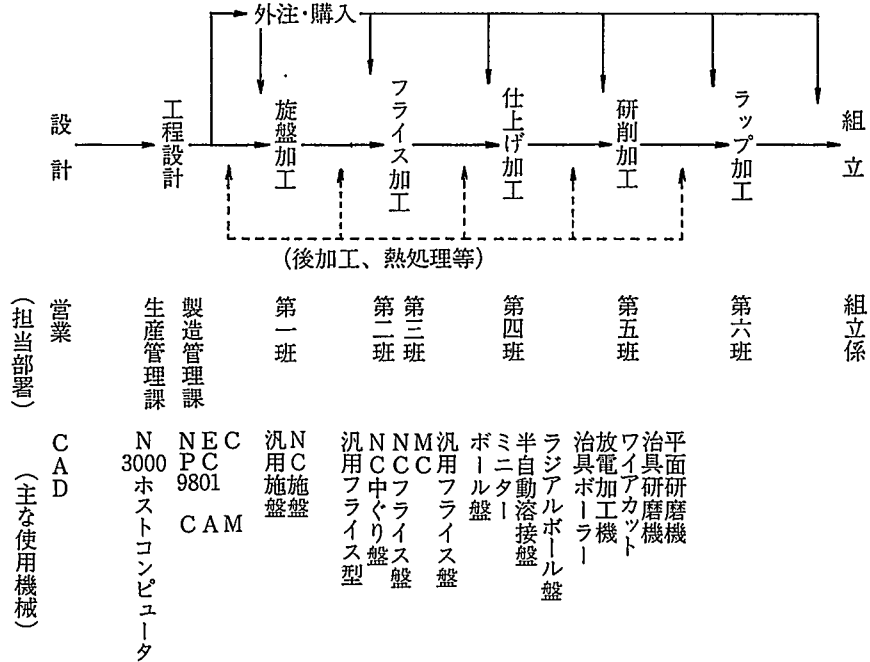
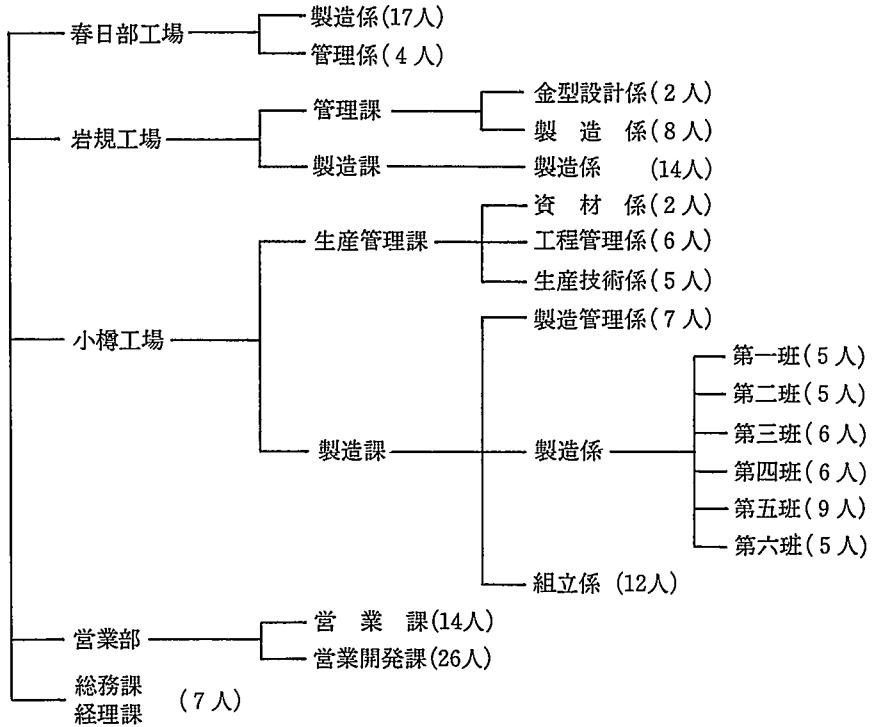
簡略化を行なっている。また、H製缶の機械の製作の一部については、CAD/CAM システムでの生産も行なわれている。

A製作所の売り上げ高推移は図表4のとおりで1988年度54.3億円となっており、「秘密が多い製缶業界」(A製作所工場長及び生産管理課長)に属するH製缶グループの機械製作を一手に請け負っているという特徴からも常に一定量の発注が保証されているため円高不況の影響は顕著には見られない。先にも述べたようにA製作所は系列下に置かれるとともに1982年H製缶から前社長が就任し、それとともに「成績主義の管理」が宣言された。それはまず、課長レベルに目標管理(詳細については後述)の結果を賞与と定昇に適用させることに始まり、それを84年には班長レベルへ拡大し、班別の実績を張りだし賞与査定に適用していった。そして、86年に小集団活動、提案制度が導入され、87年には目標管理を一般レベルへと適用すると同時に、職能資格制度が導入されるという過程を経て「能力主義管理」が浸透していった。

A製作所の組織図および生産工程図は、図表5のようになっている。春日部、岩槻の工場は、H製缶の工場に併設されており、メンテナンスを中心に行なっている。営業課と営業開発課に加えてH製缶の生産技術係北海道分室は設計、図面の作成、新市場の開拓、資材係は材料の納入下請への発注を行なう。工程管理係、製造管理係は生産計画の月単位(大生産計画)、一日単位(小生産計画)の設定および機械のメンテナンスを行なう。生産技術は新しい発注に応じての工程設定、ME機械の三次元プログラムの作成、製品検査を行なう。製造係は、第一班が旋盤加工、第二班が汎用フライス盤での加工、第三班がNCフライス、MCでの加工、第四班が仕上げ加工、第五班が研磨、研削、第六班がラップ作業(手作業による鏡面仕上げ)を担当している。A製作所はパート、臨時、嘱託の労働者の比率が約3%と比較的低くなっている。その内訳は、製造管理課5名、一班、二班に1名ずつ、四班に二名である。作業は、一班、二班、四班では手作業、汎用機に関する熟練作業、製造管理では熱処理、メンテナンスおよび補助作業中心になっている。

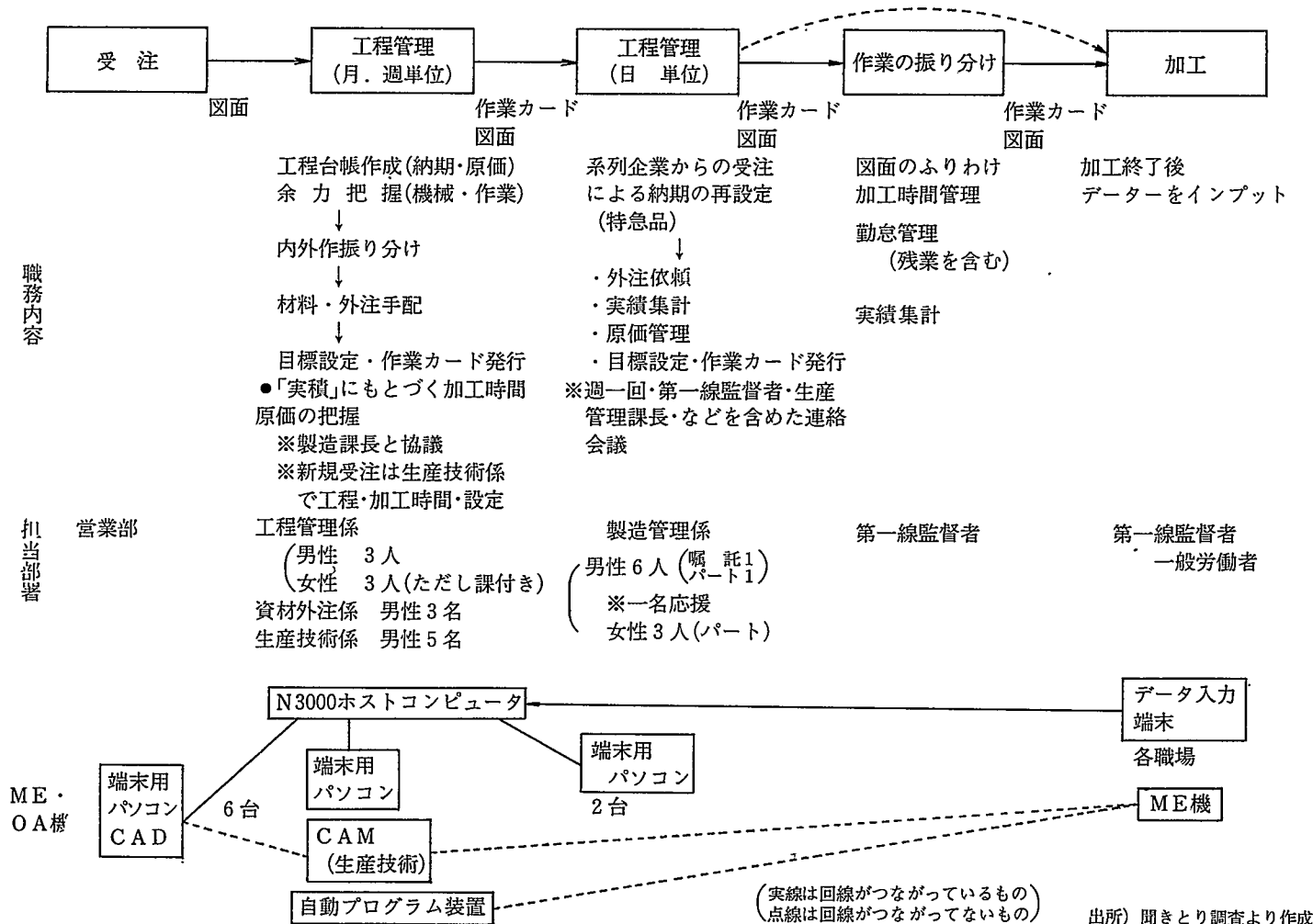
「贅沢といえるほどの機械設備を取り揃えた」⁽⁵⁾といわれるほどA製作所は(50種類整で100台以上)機械をそろえているが、その内ME機械は、第一班にNC旋盤7台、第三班にNCフライ

図表 5 A 製作所の組織図と生産工程



出所) 会社提供資料および聞きとり調査より作成

図表 6 A 製作所の生産管理システム



ス4台、MC2台、NC横中ぐり盤1台、第五班にNC研削3台、放電加工機2台、ワイアカット1台、その他営業課にCAD7台、生産技術に自動プログラム機2台、工程管理整係、製造管理係にホストコンピューター1台とパソコン7台がある。図表1に示したようにH製缶グループの機械部品の外注依頼はA製作所の生産管理課か、A製作所内にあるH製缶の生産技術係北海道分室から出る。

(2)管理技術による作業管理の変化

A製作所は、「10年かけて」(A製作所工場長)実現したオンラインシステムによって、「目標管理」を導入して作業の指揮命令を行なっている。前者は、目標労働時間に対する実労働時間の対比であり、後者は加工時間の設定である。

A製作所における受注から生産までの指揮命令の流れは、図表6のようになっている。まず営業部で受注を受けるとともに、SE(セールスエンジニア)が発注者と協力してCADを使用しながら図面の作成を行なう。一部、親企業のH製缶からの発注を中心にCAD/CAMシステムでプログラムの作成までを行なってしまう場合がある。それを受けて、生産管理課の工程管理係で「実績」にもとづいて加工順序、納期、原価の見通しを含めた工程台帳を作成し、その後余力把握として、製造課長と協議のうえいつ、どの機械、どの労働力がどのくらいの時間で作業できるか、あるいはできないかを把握したうえで、内外作の振り分けを行なう。それをもとに資材外注係が材料、外注の手配を行ない、工程管理係は目標加工時間を記入した「作業カード」を発行する。これらの作業は監督者を含めて工程管理係、男性3名女性3名、資材外注係男性3名でおこなわれる。特に作業カード発行などは、以前は全て手作業で行なわれていたが、N3000ホストコンピューターの稼働に伴い工程管理係の事務処理は合理化され、生産管理課付きの女性労働者(いずれも高卒、勤続年数1~2年)は資材外注係の作業なども手伝う。新規受注の場合、生産技術係で工程の設定、加工時間の設定を行なう。また生産技術係は男性5名で構成されているが、1名は検査専門、もう1名は三次元CAD/CAMの操作のみを行ない、その外の3名で自動プログラム装置等を持ちいて第5班のプログラム作成、新規受注の工程設定を行なっている。

生産管理課でたてられる生産計画、日程は月、週単位の大まかなものなので、それを一日単位に具体化して、現場の指揮を行なうのは製造課の製造管理係の仕事である。このように二段階で計画をたてるのは、系列企業からの受注(「特急品」と呼ばれる)には最優先で応えるためである。この係ではそのような受注、効率のあがる機種の新設定(による原価管理)等を勘案して工程、加工順序の新設定を行なって、現場に作業カードと図面を発行する。その結果として、この企業で対応できない分についての外注をここで依頼する。翌日には、前日分の「実績」の集計を行なう。生産計画の意志を貫徹するためにこの「実績」をもとにして週一回第一線監督者、生産管理課長、製造課長などを含めた連絡会議と、月一回の実績検討会議がある。この会議では基本的に第一線監督者層の要望は受け入れられない。このことが、後に述べるような矛盾を生み出している。

製造管理係は臨時・嘱託・パート労働者を含めて9名で構成されている。男性6名のうち嘱託1名、臨時1名で、機械の修繕などの工務、熱処理を担当している。またもう1名は製造1班の方に応援で派遣されておりそこでNC旋盤関係の補助作業を行なっている(プログラムの作成はできない)。女性3名は、パート労働者で補助作業を行なっている。したがって製造管理係の工程管理上の業務は、係長を含めた男性3名で行なっていることになる。この係は他に工具の調達も

担当している。

製造管理係、生産管理課からの作業カード、図面にもとづき第一線監督者はそれを担当者に振り分け、そこにかかっている加工時間をできるだけ守るように配慮する。平常の勤務でそれが終了しないような場合は、残業の指示をおこなう。加工者に振り分けることが限界に近づいた場合は、第一線監督者が残業でカバーする。また毎朝作業開始前に前日の個人別、班別の実績と目標の対照表を製造課長のもとでかならず作成し工場の壁にはりだす。

現場労働者は加工終了後データ入力用端末にID（担当者）カードと作業終了のデータをインプットする。そのデータはN3000ホストコンピュータに入力され、結果は翌日把握できるようになっている。

以上がA製作所の作業管理の概要であるが、この管理は「すくなくとも20%（コスト－引用者）ダウンしなければ同業他社に敗退します」（前社長1987年度年頭あいさつ）という状況のもとでの実施のため、不断に目標加工時間の短縮、多台持ちの推進、目標労働時間の増加がなされるとともに、能力主義管理の基礎にもなっているのである。

このことからわかるようにH製缶グループにおける外注管理や、A製作所における労働者に対する管理のありかたは従来のような作業標準書や動作研究に基づいた標準化ではなくデータの蓄積とそれによる標準加工時間の設定による作業の標準化なのである。

〈注〉

- (1) この場合賃金の差額は利益のあがっている関連企業ではその企業の負担で、利益のあがっていない企業ではH製缶の負担になっている。H製缶と関連企業の賃金格差はこの場合無視できないほど大きいものである。例をあげるとH製缶からA製作所への出向者であるA製作所の課長、部長クラス（このクラスにもっともH製缶の出向者が多い）と係長クラスとの役付き手当+資格手当の差が5万円～6万円つくということからもその差が想像し得るだろう。
- (2) このように標準時間が設定し得たのは無論コンピューターによるデータの蓄積が基底的な条件であるが、どのような加工にどのような記号を設定し、どのようにデータに加工するかというのはA製作所内にあるH製缶生産技術部北海道分室の小集団活動でなされたことである。「設計業務の中には設計製図、部品表作成などがあり、製図はCADによりスピーディに行なわれているが、部品表作成は手書きで時間がかかり、出図が遅れる場合がある」というテーマの選定理由で「手順の標準化」「項目の見なおし」を行なう「部品表作成マニュアル」を作ることによって時間の短縮、部品表の作成の簡易化を達成したのである。
- (3)～(5) 以上は『企業の活性化戦略』北海道生産性本部企業活性化委員会、創立二十五周年出版、1985年におけるA製作所の紹介からの引用である。同書、163～168ページ。

第三章 A製作所におけるME化による労働の変化と下請企業の労働

第一節 ME機械のシステムの編成と労働

本節では、ME機械導入による職場への影響を、多能工化や経験の質等による労働の質的規定と分担、分業関係および、それと関連するかぎりでの指揮監督関係で職場秩序がいかに変化したかという観点から考察する。

その場合多能工化を加工条件、加工手順はどのようなもので、どの程度あるいはどのように標準化がなされているか、また「汎用機経験」に代表されるような、従来からの経験はどのように評価されているか、評価されている場合はどのような局面でそれが重要になるのか、評価されな

いのはどうしてかをみる。そして標準化とともに、プログラムの作成能力、あるいは作成されたプログラムはどの程度蓄積されているのか、プログラムの作成と加工は、どのような分業でなされているのかを考察する。そして、多能工化はどのような年齢層のどのような経験、技能を持つ労働者に起っているのかを検討する。

本論では職場単位に区切る場合ME機械がかなりの比重をしめるME職場、両者が同等の比重で配置されている混在職場、汎用機・手作業が中心の汎用機・手作業職場の三つに分ける⁽¹⁾。

(1)ME職場における多能工化と職場秩序

ME職場の事例として取り上げるのはA製作所の第3班である。第3班にはNCフライス、NC横中ぐり盤、MC等のME機が7台配置されている。

NC機、MCの加工手順は図表7に示すとおりである。三次元のプログラムについては「時間が膨大にかかるため」(第三班班長他)生産技術係で作成するが、その外日常の加工のプログラムはほぼ現場労働者が作成する。プログラムを作成する場合注意する点は、(1)加工範囲、使用するNC機の選定、(2)取りつけ方法、治工具の選定、(3)切削手順(切削工程の設計)、(4)工具取り付け、(5)切削条件(回転、送り、オイル)等、であり特に材質によってそれぞれが異なるので、加工するごとに判断していかなければならず、標準化はさほど進んでいない。汎用機もあわせて、8台を6人で操作しているというように、他の職場と比較しても、機械の台数自体は多いほうではないのはそのためであり、同時の多台持ちはあまり推進されていない。実際どのようなところで困難なのか確認してみよう。

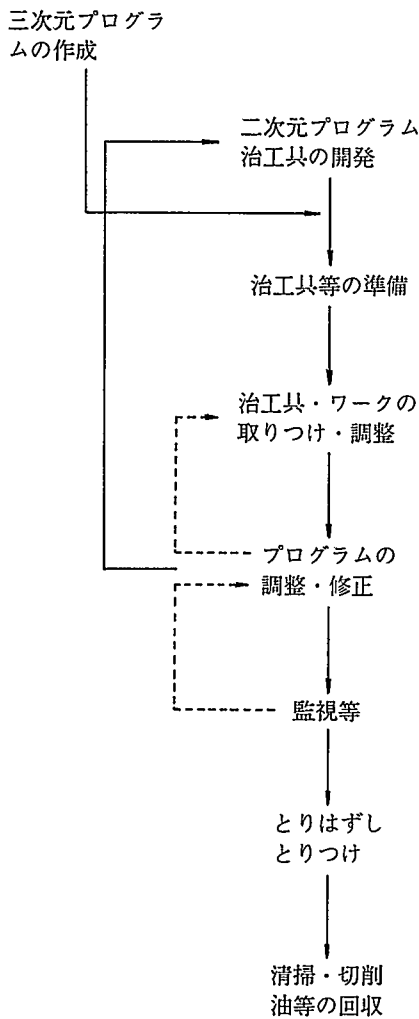
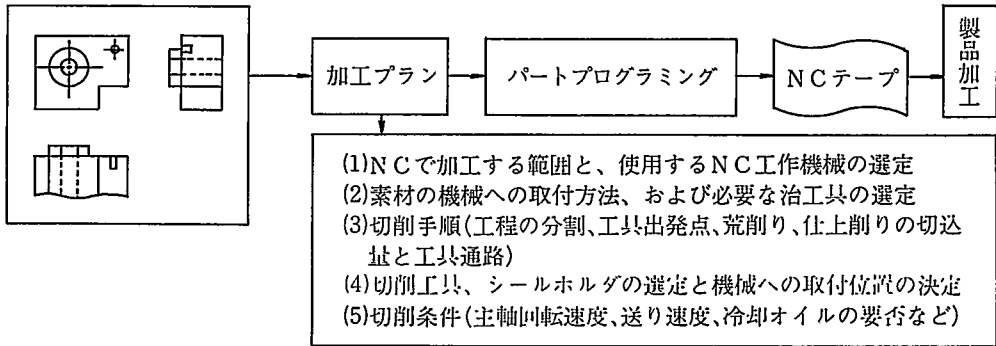
「ひとつの物を作るにしても、あの切削工具がありますね、刃物にしてもうるさくなりますと、じゃ100分の1から3(mm—引用者)の範囲に決めなさい決めなさいとなりますとなかなかでないですよ。新品の使うか、新しい機械で新しい刃物っていうかね。そうなってくるとだいたい今再研磨したり人を使っていますけど(6班のラップ作業のこと—引用者)その辺をどこで……。後その範囲決めるのにコンマ1かけたり、100分の5かけていくのか……。なんぼまで追い込んでスパツときめるのかそれはそのもの大きさだとかいろんな条件で変わってくるんです。だからその公差のなかにいかに納めるのに早くできるとなると一人前ですね。」(第3班班長、37才)

このように、精度を出しながら、正確に、速く切削することのために汎用機の経験が必要とされている。その経験はプログラムの作成の時に要するものもあれば、工具の選択、取り付けの時に要するものもあり、必ずしもどの部分と決まっているわけでない。要するに、ME機械自体をも汎用機として利用しているということで、汎用機的困難、技能をそのまま引き継いでいる点と、新たにME機械ということでプログラムを作成し精度を引き上げるということの二種類の困難があるのである。その証拠にNC機を使い始めて1年足らずの労働者は次のようにのべている。

「プログラムが難しいです。……(中略)……使う工具とか、切削条件考えて、どのように加工するかということを考えて、プログラムします。プログラム作るときに、段取りとか頭に入れておかないとならないということです。どういふふう加工するか全て考えたうえでプログラム作るということです。」(一般労働者、32才)

ゆえにその「必要のされかた」は「金属の温度による狂いを把握するため」(このような証言は職研センター、前掲書の他に本論執筆のための聞き取り調査でも頻繁に聞かれるものであった)というようなかたちで具体的にあるものではなく、経験に裏付けられた金属切削にかかわる感覚

図表7 NC機、MCの加工手順



出所) 会社提供資料及び聞きとり調査より作成

的な把握が要求されているのである。そのためすべての人に汎用機を経験させながら NC を扱うとか、汎用の経験のあるものに NC を使わせるというようにはなっていない。

「汎用でいきますと、そのへんの加工の状態って言うのがわかりますから……（中略）……仕事の組み立て方というのは身につけていますよね。汎用機やってると、それとまあ、いろいろな変化だとかいろいろなものが起きますから。」（班長）

「自分がやっぱり手懸けて作り上げてやるとなると、自分で判断したり、勘を使ったりそういう判断が主要になります。測定してみたり、どのくらい固い、どのくらい狂うだとか、だから薄い物をこう切断していきますというようになります。変形が材質によってかなりちがってきますから。」（同上）

このように、ほぼ一品ずつの生産であるという A 製作所自体の生産の在り方から、ME 機械の利用の仕方は、同時の多台持ちとはなりえないことが確認できると思う。汎用機経験の評価のされ方も、プログラムの作成にウエイトが若干かかっているけれども、それには限定されず Tool set からワークのセットまで多岐にわたっていることがわかる。これは汎用機の経験のあるものが、この職場の中心を担っていることで解決されているのである。

これらのことから、三班では多能工化が図表 8 のように展開している。担当可能機械台数は、一人平均 3.2 台、一台当たり 2.2 人である。A 製作所での多能工化の方針は「異種機械の操作が可能であること」（製造課長）だが、NC フライス（牧野）をのぞいて一機種に一人以上操作可能者がいるのは、繁忙期に二交替制を取るためである。個別に見ると汎用の横中ぐり盤を担当している 3 B と 3 E の労働者が担当機械 1 台と 2 台で少ない他は、2～3 種類の機械 3～6 台と後に見る第 1 班、汎用フライスの配置されている第 2 班と比較しても多能工化が進展していることが言える。しかし多能工化の推進は、職場内での応援が中心であり「多少時間かかっても暇だからやってもらおうというふうであればできるとか……」（班長）というように、だれが操作しても変わらないというようにはなっていない。またこの班の多能工化は中堅層（3 A、3 C、3 D の労働者）を中心に広がっていることも特徴である。これは、プログラムから操作までほぼ一人で行なっていることから、特に、経験を前提とした ME 機械の操作者が必要になっていることに由来するのである。図表 9、10 からも明らかなように勤続年数、学歴を問わず 37～40 才の労働者が多能工として職場の中心を担っており、第 3 班の場合勤続年数、学歴にもとづく職場秩序というよりも、年齢（経験）、担当可能機械台数中心の職場秩序になっているといえる。それに対して NC 横中ぐり盤を使い始めて一年足らずの 3 E の労働者（32 才）のように「NC 機械をフルに動かせる仕事やってみたいですね」と多能工化を積極的に受け止めている労働者や、3 F（20 才）のように汎用の経験がなく NC のみの操作者が新たに多能工として育ってきていることも、多能工化が若年・中堅層を中心に積極的に受け入れられ、今後この傾向が進展していくことを示すものとして注目できる。それは汎用機で熟練を身につけていくように「最初は、やっぱり基本はね一年、一年半くらいかけて覚えてしまえば……大体仕事がこなせるようになるにはまあ、仕事の種類も経験しなければなりませんから一年から、一年半びっしりついたほうが経験積んでいけてさらに基本的なものがいろいろ身につけていく」と期間の短縮（汎用機の場合は少なくとも 5～6 年）の傾向はあるが新しい「職種」として形成されつつあることも確認される。

この班では作業の割り振りも、第一線監督者によって全て行なわれていることに示されているように、作業の割り振り等、協業の性格も第一線監督者のもとで統括され、ME 職場の新たな職

図表 8 担当可能職務一覧

作業 者名	個人属性				格付け		担当可能職務																		
	年齢	学歴	勤続年数	新規・中途採用	役職等	職能資格	ME機				汎用機				他職場等		管理業務								
							NC フライス(牧野)	NC フライス(大阪機工)	MC 2台	NC 機中	横中					CNC 旋盤		教育 訓練	日程 調整	目標 管理	査定・ 労務管理				
第三班(ME職場)	3A	37	中卒	12	中途	班長	主任 2級	○	○	○											○	○	○	○	
	3B	48	中卒	12	中途		社員 1級					○													
	3C	40	中卒	12	中途		社員 1級		○	○												○			
	3D	39	大卒	5	中途		主任 3級	○	○	○												○			
	3E	32	職訓卒	14	新規		社員 1級				○	○										○			
	3F	20	高卒	2	新規		社員 4級		○		○											○			
第一班(混在職場)	△						CNC旋盤(市橋機械)2台	CNC旋盤(フジ)	CNC旋盤(ナニヤ)	NC旋盤(森)2台	NC旋盤(池見)2台	汎用旋盤7台	大型旋盤2台	歯切り盤											
	1A	47	中卒	27	中途	班長	主任 3級					○	○								○	○	○	○	
	1P					嘱託							○												
	1C	47	中卒	12	中途		社員 1級					○	○												
	1D	45	高卒	23	中途		主任 1級			○	○	○	○									○	○	○	
	1E	41	職訓卒	22	中途		社員 1級					○													
	1F	23	高卒	5	新規		社員 3級	○	○	○	○	○											○		
第五班(混在職場)	△						NC光学微研削盤	NC治具研削盤2台	NC放電加工機2台	ワイヤカット放電加工機		光学微研削盤2台	平面研削盤4台	成形円筒研削盤6台	治具ボーラー	ロール機	NCフライス	NC旋盤	汎用旋盤						
	5A	35	職訓卒	18	新規	班長	主任 3級				○		○	○							○	○	○	○	
	5B	42	職訓卒	21	中途		社員 1級		○				○						○		○		△	△	
	5C	37	高卒	10	中途		社員 1級		○	○					○				○		○		△	△	
	5D	37	高卒	22	新規		社員 1級		○	○			○	○	○			○		○		○	△	△	
	5E	36	職訓卒	15	中途		社員 1級						○	○		○		○	○		○		△	△	
	5F	31	高卒	13	新規		社員 1級		○				○	○							○		△	△	
	5G	29	職訓卒	9	新規		社員 1級		○	○			○	○							○		△	△	
	5H	27	高卒	9	新規		社員 1級	○				○	○		○	○					○		△	△	
	5I	22	高卒	4	新規		社員 3級							○	○	○	○						△	△	

出所) 会社提供資料及び聞きとり調査より作成

場の秩序ができつつあるということが言える。

(2)混在職場における多能工化と職場秩序

それではME職場で起っていたようなことが、他の職場でも見られるだろうか。ここでは、ME機械と汎用機械がほぼ同等の比率をもって配置されている職場である、A製作所の第1班、第5班を取り上げて考察してみる。

A製作所第1班は従来は汎用旋盤のみの編成で、NC旋盤はNCフライス、MCとともにNC班としての編成であったが、1988年からこのような編成になった。配置機械は、CNC旋盤4台、NC旋盤4台、汎用旋盤7台、大型旋盤2台である(CNC旋盤とNC旋盤はあえて区別する必要はないが当該企業では用途が異なっているために区別した)。この職場の年齢構成は、63才の嘱託の労働者が1名、41～47才の中堅労働者(班長を含む)が3名、23才の若年労働者が1名である。担当機械は、嘱託の労働者が歯切り盤、47才の二人と41才が汎用旋盤や大型旋盤、23才の労働者がCNC、NC旋盤を、45才の労働者は両方を担当している(図表8)。またこの班には、製造管理係からの応援の労働者(40才)がNC機の補助を行なっている。1Dの労働者は作業の繁忙にもよるが、ほぼ2週間交替で汎用機とNC機の操作を交替している。

担当機械台数は、NC機を扱う1Dの労働者が、5.5台、1Fの労働者が8台と極端に多くなっている。汎用機の方については、1Aの班長が加工の状況を見て汎用旋盤や大型旋盤を操作するというように、万能工のような役割を果たしている他は、ほぼ1～2台の汎用機の操作を非同時に行なっている。この班でもNC機は一人当たりの担当台数が多いにもかかわらず同時の多台持ちにはなっていない。例えば、新しい種類の加工になるとプログラムの作成に7～8時間かかり、加工方法は標準化は少しは進んでいるが、「一人で、各自で」(1Dの労働者)考えるか1Fの労働者と「相談したりされたり」(同)する程度なのである。加工手順の流れについては、フライス盤と旋盤であり変化はない。また、3班と同様に一品生産という性格から、加工時間そのものよりも「段取り」、工具作成やプログラムの作成に時間がかかるケースがひんぱんに出ている。

「特殊なバイト使いますから、ブロー(金型の種類一引用者)というのは、こみいってますからね。だから普通のチップじゃできないですからこう、とがらしてみたりね。……5～6時間はかけてますからね。」(1Dの労働者)

このようなことから「汎用機経験」は次のように評価されている。

「やっぱり汎用の経験ちょっとあると、あるとないのとでいろいろちょっといきずまったときにね。通常はギアだとかそういうもの削る場合はね、そんなの必要ないんですよ。だけどなんかちょっと特殊なときにならず前の経験とか言うのが非常に助かるんですよ。……細かい、よく手で研いだ時代の感覚がちょっと助かってます。」(同上)

このような状況ではあるが、プログラムの簡易化、段取りの標準化による時間短縮はME化の影響として実際進められていることに留意しなければならない。例えば、プログラムの場合、作成には7～8時間かかっていたものが、現在では対話式の制御装置になってから2～3時間、ブロー金型の段取りで言うと、長くて1日、少なくとも5～6時間かかっていたものが、3時間程度になっているのである。このようにNC機の特性を生かした形で(加工時間の設定の際のプログラム時間は二度目から設定されなくなる)、「汎用機経験」も「絶対必要というわけではありません」(同上)と一見矛盾した答が返ってくるのも、プログラムの簡易化、段取りの標準化のため

である。つまり一品生産ということにより進展は遅れているけれども、図表8に示すように、3班同様の年齢構成のなかで1班でも多能工の性格は、中堅の経験工と若年労働者であり、明確に二種類の多能工が存在するのである。一方の中堅の経験工かつ多能工は、「過渡期的形態」の多能工あるいは、NCも操作し得る「新型」万能工であり、プログラムの簡易化、段取りの標準化は若年多能工という、新しい多能工を生んでいることを示すのである。二種類の多能工が存在するという点でも3班と同様であり、若年労働者が一人前の多能工として作業しているということについては、3班より進展しているとも言える。それも汎用機では5～6年かかった「一人前」の労働力に成長する期間も、「半年」に短縮されるという、必要とされる技能の平準化の傾向のものでこのことである。

そういった中で、この職場では班長がNC機を操作できないので、図面の割り振りに手間取る（不可能というわけではない）、という3班では見られない混在職場特有の事態が起っている。このことは班長が図面を「読み切れなく」なっていることを示しているのである。

「まとまったものがきたらいいんですが、（職場が一引用者）単品物で消化されてですね、単品物がまわってきたときにですね、これはNCでできるかどうか加工者を集めて、そこで打ち合せをします。……そうしないとうまく指示もできないということで」（班長）

このような事態をはじめとして、その他、打ち合せの時間などで「雑用がふえた」という意見に代表される、生産時間内における非労働時間の増加への不満が特に第一線監督者層から出てきている（後述）事もさることながら、第一線監督者が職場をまとめ切れなくなってきたということが、ME化のもとの混在職場のひとつの特徴として、出てきているのである。このことは、第一線監督者の職務が、ME機械に対応した新しい熟練に対応できないことを示す。それゆえ第一線監督者の存在が結果として技能にもとづかないものとなり、経験年数と担当機械台数と技能序列が対応せず、職場秩序も第一線監督者のもとに統括されていないという状況になっているのである。

「製造管理当たりが直接班長の方に話をしてから、直接加工者の方に行くという流れなんですけど、逆に加工者の方から話してくるというのは私自身、納得がいかないこともあるんですけど。」（班長）

「その機械を離れて別の機械使ってくれと頼んでも、あんまりいい気持ちで受けてくれないという面もあります。」（同上）

次に同じA製作所の第5班についてみてみよう。第5班は研磨、金型製作を担当している職場で、内径、外径の研磨機（5台）の他光学研磨機（3台）、平面研磨（5台）、治具ボーラー（4台）、放電加工機（3台）、ワイアカット放電加工機（1台）など9人で22台を担当している職場である。このうちME機はNC光学倣研削盤、NC治具研削盤、NC放電加工機、ワイアカット放電加工機である。この班の特徴は、比較的学歴構成が高いということと、年齢層が若いということ、新規採用者が多いということである。それは、この班が生産する金型が比較的利益が得られる商品であることと、またその金型は系列企業以外の市場を開く可能性を持つということから、A製作所としても位置づけが高い。図表8に示したように、勤続年数を見るとわかるように、内部養成型の労働者が多く、汎用機も操作も含めて多能工化が進んでいる（一人当たり3.8台）ということは、他の職場と比較して、昇進労働力群によって職場が構成されているということができる。NC、非NCばかりではなく、加工原理の違い（研削盤は砥石での研削、治具ボーラーは刃

物、ワイヤカット、放電加工はワイヤ、型に電流をとおすことで加工する）にもかかわらずの多能工化であるということは、かなり意欲的に多能工化に取り組んできた結果であるといえる。このような多能工化が、いかに可能であったかを見てみよう。

まず、この班では、NC テープの作成までを担当している労働者は5 C、5 G、5 F、5 Hの労働者に限られており、テープの作成は生産技術系の担当になっていて、5 F、5 Gの労働者も、自分の担当機械についてのみのテープ作成を「どうにかできる」（5 班班長）ということ。ゆえに5 Hの労働者について言うとNC 光学研削盤のテープを（作成）セットしてから汎用の光学研削盤を操作するというように、1 班、3 班とは違ってプログラムにさほど時間を取られないため、同時の多台持ちを行なっているという点がこの班の特徴である。そのために、NC 機についてはワイヤカットをのぞいて一台当たり1~1.5人と一台当たりの担当人数が少なくなっているのである。そのほかの場合はテープのセット、修正と加工後の測定が主要な職務になっている。他職場への応援が可能な5 B、5 C、5 D、5 E、5 I が特に担当機械台数が多い。また図表9、10に示したように年令構成、勤続年数と多能工化が対応せず、比較的平均的に多能工化が進展しているとも言える。それに反して、この班では作業の標準化が進んでいないため、多能工化は、機械を一定期間経験させることと、プログラムの分業で生産技術に任せることによって行なっているのである。このことは、「一人前になるのに二年」（5 H労働者）といわれているように、プログラムの作成を担当しなくても決して単純労働者ではないことを意味する。

「私はですね、あの入社してから半年で5 台の機械覚えさせられて。……一応みんないろいろな機械使えるよう進めてますんで。」（5 H労働者）

「個性というか仕事自身がそうなのかも知れませんが。同じ仕事が余りこないというのか、だから決まったパターンというのが以外と少ないのかも知れません」（班長）

「平研磨で平らに削るのがいちばん難しいから、円筒研磨でまん丸く削るのがいちばん難しいからそこらへんができるようになって一人前と評価していいんじゃないですかね。」（同上）

機械の種類、台数が多いことは第一線監督者の職務にも影響を与えている。自分の操作できない機械についての助言、指導ができなくなるのである。したがってこの職場の監督者の役割は、最終工程に近いこともあり「管理者」的な要素のほうをつよく持ちながら、ある種の機械（平面研削盤）については熟練工に近いというように、第1 班の第一線監督者と職場の作業をまとめていく際には、近い役割を持っている。

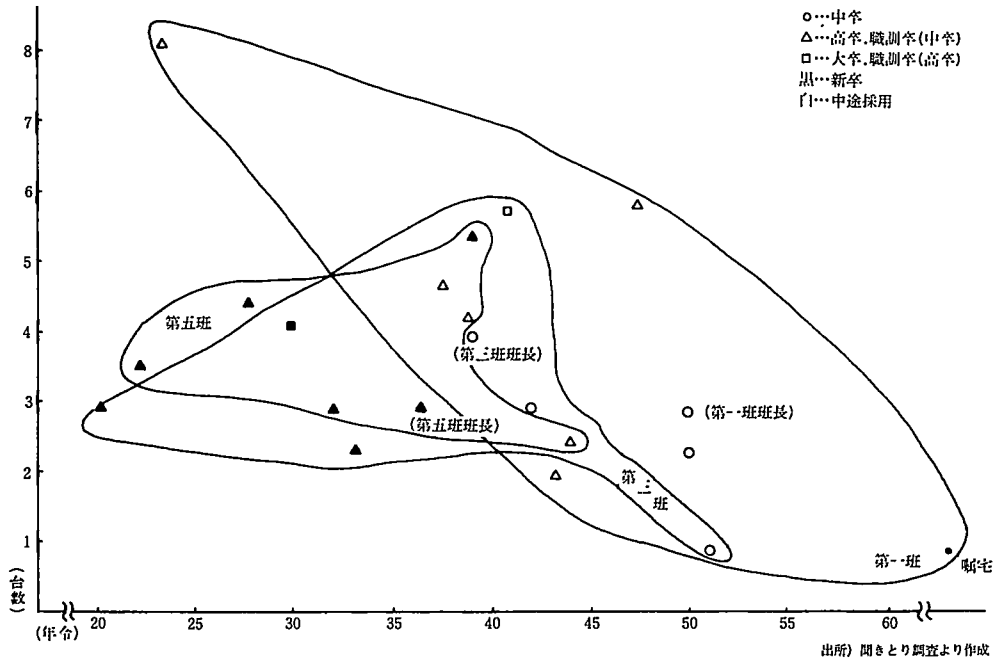
第1 班と第5 班については、職場の職場秩序が基本的に前者については二元的、後者については多元的となっていることが明らかになった。このことが第一線監督者の「管理労働」にどのような影響を与えているかは次節で見る。

この三つの職場の年令・勤続年数と担当機械台数を見てみると、一、三班では逆相関的關係、五班では平準化の傾向が見られる。そして、多能工化は必ずしも技能序列とはリンクしていないことがわかる。むしろ、これらの職場ではどのような経験を持っているかが職場秩序の形成にとって重要なのである。

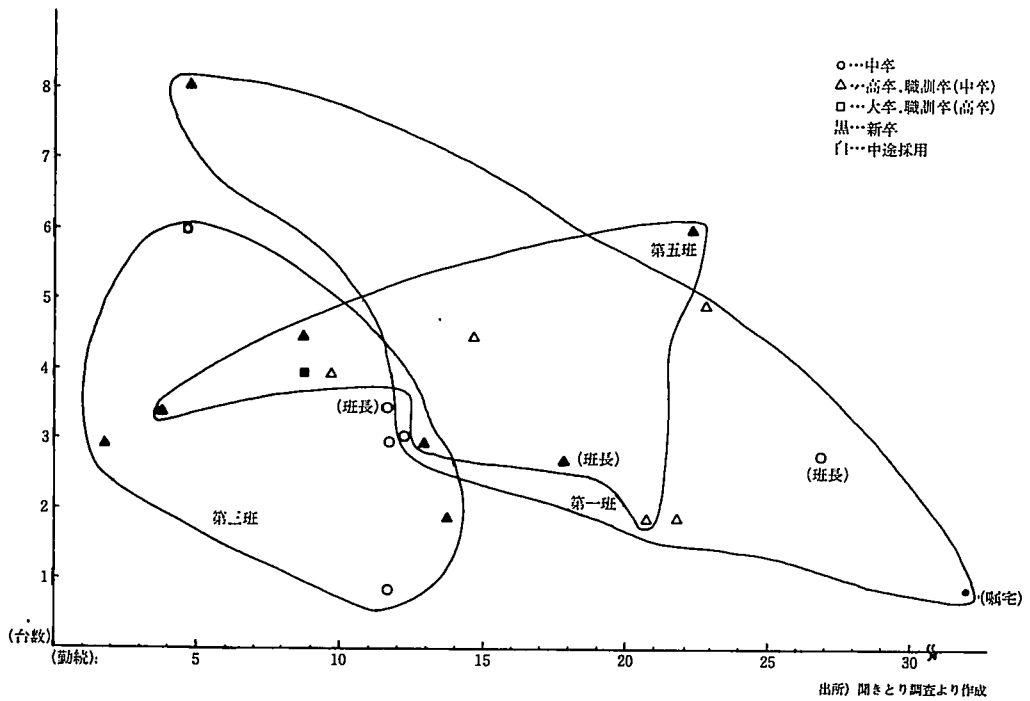
(3)汎用機・手作業職場の職場編成、作業内容の特質

これまでは、ME 機械の職場に与える影響を見てきたが、それではME 機械が導入されたこと、またはME 機械の導入職場で能率アップが行なわれていることの影響は、導入されていない班にどのように現われているのだろうか。そのためにここでは、A 製作所の第2 班、第4 班、第6 班

図表9 年齢と担当可能機械台数



図表10 勤続年数と担当可能機械台数



を事例にして考察する。

A製作所第2班は、汎用フライス、プレーナー、セーパーでの加工を担当している職場である。第2班は嘱託（定年以降の再雇用労働者）の労働者を含めて5人で編成され、年齢構成は一名が不明である他は、60才以上1名、50台1名、40台1名、30台1名となっている。この年齢構成は、1、3、5班と比較して明らかに高い。また、勤続年数で言うと班長が13年でいちばん少ないという「熟練工職場」である。「汎用－引用者」フライスの方には抜けていっても入らないですから（班長）というように13年の間に正社員が6名だったのが、現在では補充なしで4名になっている。本年度で一人定年退職する予定であるのだが補充の計画はなく「他の方から、まあ、NCフライス使ってる人、汎用からNCフライスにいった人もいるからその辺が応援という感じで以て」と、汎用機職場には企業側も「冷たい」対応をしているのである。直接関係はないが、第1班でも「汎用旋盤の－引用者」若手を育てたら一人前になったとたんに転勤させられた」（第1班班長）と職場の人員確保に冷たい企業に対して班長が明確に抗議の意を表していた。「汎用機については外注に出せばいいと考えてるんですよ。」（同上）という発言にはその不満が端的に現われている。このような不満は折しも「未曾有の好景気」のなかで、納期に対応するために長時間の残業を余儀なくされ、汎用機の職場であるがゆえに人員を増やすことによってしか生産量をあげることはできないにもかかわらず、その願いを受け入れられない、A製作所の汎用機職場に共通のものと考えていいだろう。

担当機械は各自1台で大型の機械のみ品物によって「直線が長いのは」二台使う程度である。他の職場のME化の影響としては、「段取りがたいへんだったものがNC関係で加工のため仕事も楽になった」という評価と「今は何でもいいから短く短くという感じで。……精度はある程度おさえなきゃなんないし、まあ時間短縮といっても治具使えるときは治具使ったりしてなるべく早くあげようとしているんですけど。単品物ですからどうしても時間かかるんですよ。」という異なる評価をしている。後者については次節で問題にする「目標（加工）時間設定」によっての問題でもあるが、NCの方での能率アップのため汎用での加工待ちという状況も含まれているのである。「熟練工職場」であるという性格から作業、段取りに関してはほとんど標準化していない。そこからでてくる加工時間の相違については「余りうるさく言わないようにしている」というのが班長の精一杯の対応なのであろう。

A製作所第4班は、けがき、ミニター、ボール盤、ラジアルボール盤、半自動溶接機などが配置され、比較的小物の仕上げ加工を担当している職場である。この班は6人で構成されているが、60才以上1名、50才台4名、40台1名ととびぬけて年齢構成が高くなっている。60台と50台にそれぞれ1名嘱託の労働者がいる。この職場は「20年やってる人と30年やってる人とね、格差があるんですよ」、「ほとんど（の人が－引用者）経験年数30年」というように、第2班同様あるいは、それ以上の「熟練工職場」である。応援にいく場合も手作業のラップ作業が中心である。

ME化の影響としては、ME化は加工の際の寸法どりが正確なためけがきの作業の減少、単純化と、やすりがけ等の三次元仕上げが「正面の磨きと洗う程度になった」というように従来からの熟練作業の作業量が徐々に減って、単純な作業が多くなってきているということである。

「NC班ではあの穴位置とかそういうものはセンター押しできるもんですから、その点はずいぶん精度も良くなったというか、楽になったというか。」（班長）

「スパイラルとかっていうシャフトがあるんですけど、それなんか三次元でやるもんですから前は

あの長やすりですね、やってたんですがそういう特殊なものがあるもんですから、そういう点は一部始終進歩したと思いますね。だから量も減ってるし。」(同上)

また班長個人の意見ではあるが、NC 職場の能率アップのため、「職場全体の能率にも良い影響になり全体的にアップするが個人的にはプレッシャーとなります。」というのも53才という高齢に近づいた労働者の率直な意見であろう。

A製作所第6班はラップ作業という、手作業で主に金型の鏡面仕上げをする職場である。この職場はA製作所がH製缶に系列化された時点でできた職場であり、比較的新しい職場である。現在5名で構成され、平均年齢は38才と比較的若い。そのうち1名が職場ができて以来15年いるほかは、第一線監督者は昨年、その他は4年前に配属されたという全体的に「若い」職場である。特に班長は検査、生産技術、研磨、検査、生産管理、研磨、と20年の間に企業内を点々としており、「最終工程」の重要さから「管理能力をかわれて」配属された。手作業であることから、この班でも作業の標準化はされておらず、小集団活動によって「今やっている」途中である。ME化の影響については4班と同様「むずかしい加工が可能になり手作業が少なくなった」と答えている。が4班と違うところはトータルとしての作業量は余り変化してなく作業も単純化していないところである。

以上から、ME化は労働の質的規定に関しては一定程度標準化され(つつあり)、「監視」を基調としながらも、汎用機的な技能と同様な条件判断とあらかじめ構想しておかなければならないというNC特有のプログラム作成に関わる技能を要求しているということが出来る。また分業・分担関係で言えば三次元プログラムに関わっての分担と担当機械の分担であり、一部の経験者と若年層中心の多能工化が進展しているのである。そして、労働の集団性は、汎用機の経験を介した加工の技能伝達、及び作業の割り振り目標管理のための指揮と、二交替、多能工化のための技能伝達の局面に現われているということが出来る。これらのことは次に問題にする目標管理の影響において重要な意味を持つのである。

以上を大企業におけるME化を分析した雇用職業総合研究所の1983年の調査と対比すると次のことが明らかになったといつて良い。まず、この事例では対象が中小企業であるということから同種機械ごとの編成であり、「生産の流れ化」はすすんでいないということである。そしてME機械の担い手である「核労働者」は40才台までを含んで広く形成され、当然段取りに関しては基本的にすべての労働者が対応できるようになっており、故にプログラムも分業化は進んでいないが、汎用機経験は一部の労働者しかない。

また、その調査では考察されていないME化の跛行的展開の影響はA製作所では混在職場における指揮監督の混乱、汎用機職場に対する差別的待遇(外注比率の増大)、手作業分野の再生、消滅、単純化というように現われている。

第二節 ME化と技術教育の展開

これまでの、ME化の影響を労働の三規定との関連で考察してきたが、本節では企業内教育、特にME機械の操作習得等の技術教育的側面のそれがOJTとOff-JTを介して職場の労働のありかたとどのように関わっているかを考察する。中小企業の企業内教育はME化によってメーカー研修を含めたOff-JTを増やしていることは各種アンケート調査でも言われているが、それが労働者や職場にどのような内在的変化をもたらしたかはほとんど問題にされていない。

ME化の労働への影響に加えて、前述したようにA製作所は系列化にともなう目標管理を包摂した能力主義管理（職能資格制度の導入、提案制度・小集団活動の導入）を導入している。それらのことが管理技術教育や労働のありかたにどのように関わっているかは次章で問題にする。

ここであらかじめA製作所の企業内教育の内容を述べておく。OJTはME化による「汎用機経験」の伝達を含めてその役割を増加させている。Off-JTは通信教育や技術教育としてのME機械のメーカー研修、短期研修、刃物の講習会で、管理技術教育を行なうのは小集団活動の手法の講習会・合宿、外部研修等である。本節ではOJTと技術教育に関わるOff-JTを分析し管理技術教育、通信教育、小集団活動等は後に分析する。

(1) OJTによる技能伝達とその役割の変化

ここではまず、OJTについてのべる。現場ではME化によって、どのような機能を果しているか、それは汎用機の習得とどのように異なるかを考察し、生産管理、生産技術などの間接部門の現場の知識習得などはどのように行なわれているかについても述べる。

A製作所では第1、第2、第4班の汎用機職場に若年労働者を配置していない。それで汎用機の修得は、現在どのように行なわれているかはわからないが、経験者によると次のようになっている。機械の操作、加工物と刃物の関係、加工物の段取りなどを「先輩にずっと付きっきりで」（2班 班長 40才）覚える。これらのことに6ヵ月程度の期間をかけて、一人前になるには「5～6年かかるんじゃないですか」（1班 一般労働者 46才）といわれるように、長期間かけて「みようみまね」で仕事を覚えて行く熟練工的な労働力形成であった。

それに対してME職場、混在職場ではどのようになっているだろうか。ME機械の操作、プログラム作成は習得のためにメーカー研修に派遣され職場で経験を積んだ中堅の経験工や若年層などの現在の担当者についてOJTによって操作を覚える。そして簡単なものの段取り、説明、プログラムの基本にほぼ1週間。その後自分でプログラムを組ながら必要な切削条件、テープのチェックポイントを修得していく。その場合図面を見て、加工のやさしいものを優先的に回してもらう。その判断は第一線監督者が行なう。ここまでは半年程度で、その後NCなりの基本を身につけるのに1年かかる。「一人前」の基準は、自分で新しい条件で加工できるということである。ここまでのトータルは、1年～1年半で、汎用機に比較すると5分の1程度に期間が短縮されている。このことによっても、汎用機からME機械へという現在のME職場、混在職場の中核をになう労働者群とは別に、ME職種形成（まだそれほど広がりを持っていない）を物語るのである。応援の労働者に対しては、補助作業をさせる中で作業を覚えさせるというやり方を取っている。ここまでは違いはないが、だれが担当するかという点になると、多能工化の推進度合で異なる。

第1班では、新しく入ってくるものに仕事を教えるというよりも、前章で示したように応援ですぐに操作できるようになっている労働者に作業を任せている。また、補助作業をしている応援の労働者に対して、「教える」ということはほとんどない。これは第1班では現在の要員で二交替に対応しているためである。それに対して、第3班では、かならず自分以外に一人その機械を操作できるものを育てるという仕事が、不可欠になっているのである。第5班についてはすでに述べたように「はじめから5台使われた」というように、異種機械も含めて担当し得る体制を作っているため、ME化に関わりなく、そのような仕事は含まれているのである。これらの違いは、

二交替時の対応の体制によるものである。つまり第1班では汎用機については第一線監督者に負担が集中している中で、新しい労働者も配置されず、ME機械は基本的には二人で交替制に対応している。第3、第5班では、とにかく担当できる労働者を増やして、二交替に対応していくということになっているのである。

次に生産技術係、工程管理係などの「間接部門」では、OJTはどのような役割をはたしているだろうか。

生産技術では「ほとんど半分は現場との折衝になります」（係長 37才）という性格から、OJTの中心は「実作業のなかで技能修得」ということで、次のように述べられている。

「うちの方は、NCフライスを覚えさせて、他に付けるとかはしません。後は目で見て加工者と話しして対応できるように。だから全部の熟達ではないんですね。基本的なことをマスターしてしまえばあとは全部できるという考えで、あと現場の方が感覚で判断するということがありますんで、うちの方は覚えていても現場との話よりも理論の方をやってくださいということです。」(同上)

工程管理では、「加工方法（現場を良く見て回る）、加工時間の算出（計算基準）、納期管理、原価意識」などで「二年」（生産管理課長 41才）はかかるといわれている。

以上のことから、ME化のもとのOJTの機能は、現場では労働力養成期間の短縮のもとで、応援要員の育成、二交替体制への対応、という役割を持っている。またME化によって重要性を増してきた「間接部門」では、作業の遂行のために現場の知識の修得が不可欠になってきているため、OJTによってしかそれを把握できず、逆に、その役割は大きくなっているといえる。

(2) Off-JTの比重の増大

図表11は聞き取り調査の結果をまとめたものだが、その中では、現在は小集団活動は定着しているのだから、回答としてメーカー研修を含めた、技術的な研修の比率が高い。第1班から第6班までは、第一線監督者の小集団活動合宿研修、監督者訓練(TWI)、洋上大学をのぞけば、刃物の講習会(第1班、第2班)、NC機のメーカー研修(第1班、第3班、第5班)、工場実習が主なものである。刃物の講習会は、メーカーによる宣伝が目的で行なわれているが、切削理論の学習に効果があるといわれている。NC機のメーカー研修は、費用は購入時に含まれているので、購入した会社の負担だが、機械の操作と課題で出たプログラムの作成を行なう程度である。このように直接機械を操作する労働者に対するOff-JTは、かなりの比重を占めてきている。

それに対して、間接部門では、製造管理係の材料に関する短期研修、工程管理係の生産技術セミナーなどの技術的な研修があり、メーカー研修でも生産技術係では、三次元CAD/CAMが1ヵ月、自動プログラム装置の研修が2～3週間、と期間も長くなっている。それ以外では、工程管理係の女性に対する応対セミナーや、マネジメント教育が目立つ程度である。これは、生産技術、製造管理では、現場に対する技術的、理論的疑問に対して責任をもたねなければならないために、「学習」は必要不可欠であり手厚く実施されている。

以上のようにME化によって技術教育はOff-JTを中心に展開するが、それは必ずしもメーカー研修のみではなく工具、材料の側面にも及ぶのである。そして、その結果得られた知識は個別的に実現されるのみではなく、常に熟練のありかたの変化に対応して、客観化してゆくという傾向のもと、OJTによって他の労働者に伝達される。そのことにより集団のなかで実現され相互教育

の促進をももたらしているのである。

図表11 A製作所の f f - J T の概要

	名 称	場 所	期 間	主 催 者	参加人数	そ の 他
一 班	小集団活動合宿 研修 刃物の講習会 N C 機メーカー 研修	全 社 メーカースクール	4回、3時間 一つの機械 に一週間	東芝ダンガロイ、住 友メーカー、電工 (費用は購入時)	2名 全員	
二 班	刃物の講習	会 社	3 時間	東芝ダンガロイ 住友電工	2名	
三 班	監督者訓練 短期講習 N C 機メーカー 研修	メーカースクール	半年間 5 日間	道生産性本部 北海道大学 メーカー	1名	
四 班						
五 班	工場実習 ワイアカットの メーカー研修 洋上決学	プラスチック 金型工場 メーカースクール	3 週間	道生産性本部	1名(班長) 1名(班長)	
六 班	ラップ機 メーカーへ実習		1 週間		1名	
製造 管理	短期研修 (材料)	経済センター 工業試験場	6 日間	北海道商工研修 協会	1名	
生産 技術	N C 機メーカー 研修 三次元 C A D / C A M の研修 自動プログラム装置		1 ヶ月 2 ~ 3 週間		1名 1名	機種選定
工 程 管 理	応対セミナー マネジメント教育 小集団活動研修 生産技術セミナー			N T T 小樽市 道生産性本部 機械工業会		
そ の 他	C A D 研修 Q C 手法 社 内研修		2 日間 1 泊 2 日	職業訓練短大	2人 1名 40名	営 業

出所) 聞きとり調査より作成

第三節 下請企業の存立構造と労働

(1)下請企業の存立構造と労働力構成の特徴

ここではA製作所の協力会に所属している下請企業のうち機械加工4社、鋳造1社、電機1社を対象にして存立構造を考察する。これらの企業の特質をH製缶グループへの依存度と労働力の特徴から見ると次のようになる。

A製作所の協力会に所属している企業群には、売り上げのほぼ9割がたをA製作所を含めたH製缶グループに依存している企業群とA製作所も含めてほとんどH製缶グループには依存していない企業群がある。後者のタイプの企業群がA製作所の協力会に所属しているのは、A製作所の前身の三栄精機時代に多くを依存していた企業か、当該企業の生産能力を越えた場合協力会所属企業間で仕事を回す場合があることによる⁽²⁾。図表12～14に示したようにW機械（依存度はH製缶、昭和製器、A製作所で90%）、K工作所（依存度約85%）、M鉄工（依存度90%）等は前者にあたる。これらの企業群の特徴は設計や営業部門を持っていない、家族労働力に依存している、H製缶が休日でラインを止めたときにその修理を請け負う⁽³⁾、伝統的熟練工中心の組織形態であるということである。

また後者のタイプの企業群には図表15～17に示したT電機（依存度30%程度）、K合金（ほとんど依存していない）、S鉄工（依存度約5%）等があり、その特徴は比較的幅広く受注を請け負う、多くの外注企業を持っている、比較的規模が大きい等である。図表18に示したようにS鉄工から外注を受ける企業の多くは、この場合でもより人数規模の小さい企業がほとんどである。

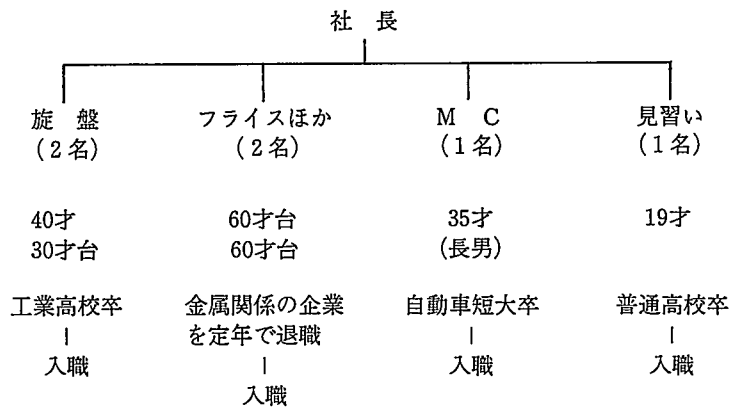
依存度の高い企業では、そのような受注形態を取る理由について次のように述べている。「下請というのは売り上げをのぼすってとこ迄は行かないんだよね、同じペースさ。ただ不況がないって言うことだね。人任せになるけど、自分で持ってくる仕事じゃないからね。………だけどよそ行って見積もりしてくるっていう形態取ると誰かが事務所いなきゃなんないし、担当者がふえるわけでしょ。………だけどそこまで行ってないもんね。いまは景気いいからね。いちばん楽な方法というか、大きいところに入って、そこからくる仕事やってたほうが、図面でも何でも書く必要ないからね。来た図面でやればいいからね。」（W機械社長）

「その都度機械使う人にこれできるかどうか話しして、これじゃ無理だという話をする。一件一件はやらないけどね、ちょっと時間的に多くかかるものとか、これは一週間くらいかかるなというのを、時間見たら30時間くらいしかでてないものは、全然問題にならない。普通下請というのはそこまで選べない。………もう図面だってくるでしょ。いいやつだけ選んで悪い奴は返すというわけには行かない。」（同上）

このように設備投資や営業のための従業員を増やす余裕のない企業はH製缶グループから条件の悪いものがあっても（後述するようにこれが下請小零細企業の残業時間を規定する）比較的安定的にある受注で存立し続けているのである。それに対してM鉄工は営業部門や設計部門を自ら抱えてはいるがH製缶の館林工場、岩槻工場に併設したM鉄工の分工場を持っているというようにH製缶の生産体制に深く組み込まれた形で存立している。

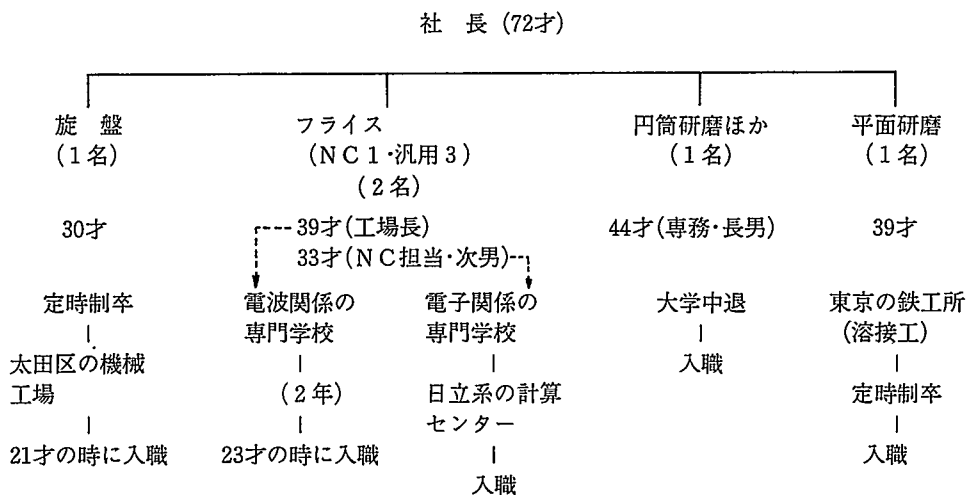
依存度の低い企業群は比較的人数も多く、当然自ら設計、営業部門を抱えている。そして、S鉄工が円高不況の際に単価を一律20%カットされたという事例に見られるように特定の企業との関係が希薄である分不況の影響を受けやすい。

図表12 W機械の年齢構成と経歴



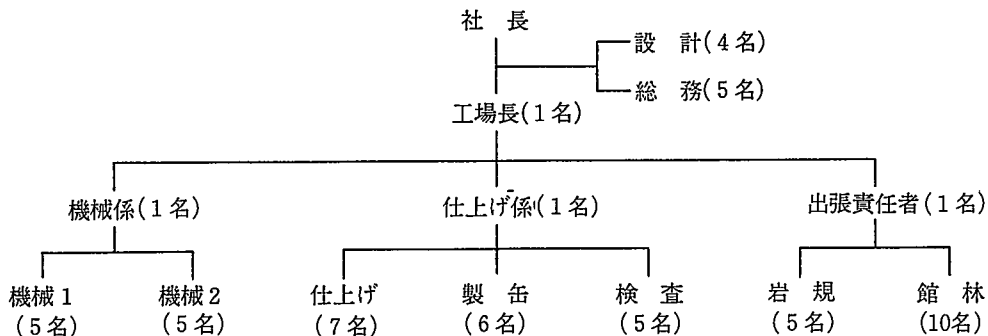
出所) 聞きとり調査より作成

図表13 K工作所の年齢構成と経歴



出所) 聞きとり調査より作成

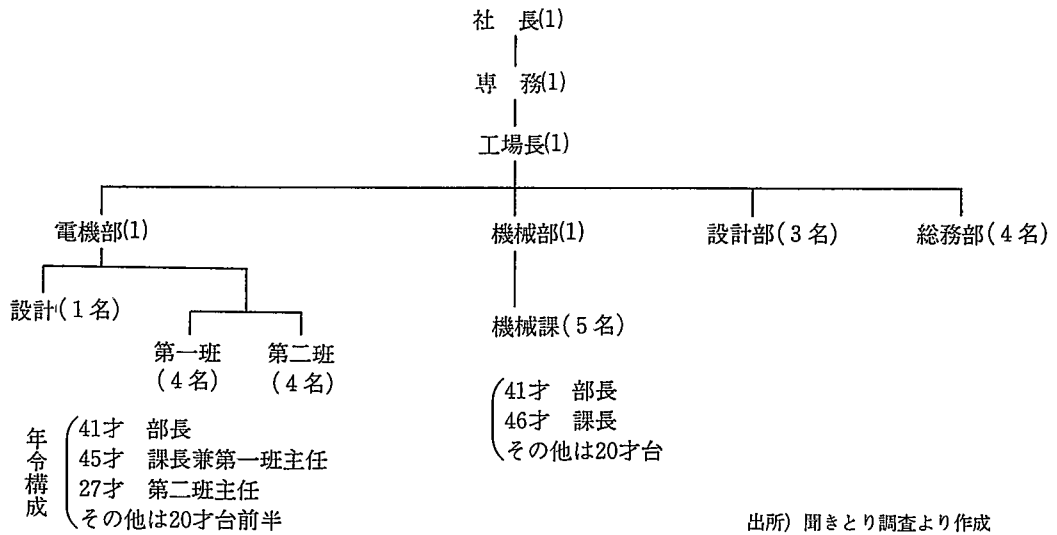
図表14 M鉄工 組織図



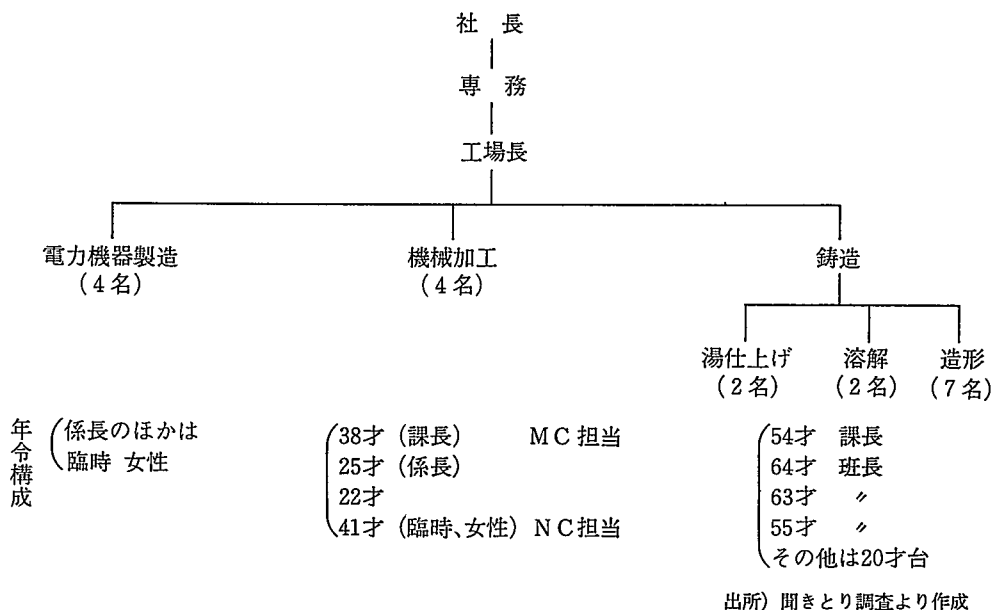
出所) 聞きとり調査より作成

依存度の違いは、図表12～17に示すように当該企業の規模、組織のありかた、労働力構成にも現われる。K工作所とW機械はかなり類似した労働力の構成から成り立っている。このような企業では、ME機械の担当も社長の息子などに行なわせている⁽³⁾(M鉄工ではME機械は導入されていない)。また、比較的年齢構成も高く、社長も含めて伝統的熟練工が中心になっており移動も頻繁ではない。このような企業では作業の割り振りは社長や年長者が担当者と相談しながら行なう。M鉄工では年配の熟練労働者と、一ヵ月交替の出張を中心になって担当する中堅労働者及び新卒、Uターンの若年労働者（1990年の新入社員のうち新卒4名、Uターン4名である）から成っている。

図表15 T電機の組織と年齢構成



図表16 K合金の組織と年齢構成



E機械が導入されている場合にはS鉄工やK合金のように経験のある監督者層がそれを担当するということになる。またこのレベルの企業の経験のある労働者は年齢が高く、移動しながら技能を蓄積してきたという伝統的な特徴を持っている。

S鉄工では工場長が図面の割り振りなどをするという監督者としての作業と、「むかし電機関係の仕事についていた」ということで、MCの修理も担当している。そして、図表19に示したように若年層の前職が機械関係でない場合も多く、その場合は経験者と一対一のペアで作業を行なうという形態をとる。

「今のところは工場長だけで多能工化はまだですね。考えてはいますけど。……結局プログラム、治具作りますね、注文先から借りることもあるけど、ここまではそんなでもないんですけど、取り付けて寸法チェックとかこういうところに時間かかってますね。段取りですね。」(S鉄工社長)

図表19 S鉄工の労働者の経歴と担当機械

氏名	年齢	勤続年数	直前職	主な担当機械
1	66才	6年	A製作所でフライス工	フライス盤
2	44才	2年	菓子屋	フライス盤
3	60才	30年	不明	NC旋盤・汎用旋盤
4	60才	20年	不明	汎用旋盤
5	40才	6年	鋳物工	NC旋盤
6	50才	6年	旋盤工	汎用旋盤
7	42才	20年	不明	MC
8	33才	4年	調理師	MC
9	25才	1年	木工場	MC
10	60才	10年	不明	鋸盤、研磨盤
11	65才	6年	A製作所	ボール盤ほか

出所(聞きとり調査より作成)

また両方のタイプの企業とも、作業管理は図面を受け取ればその作業の責任は担当者が負うという伝統的なものであることには変わりがない。ゆえにのちの述べるように残業時間がのびる傾向にあるという問題も生じるのである⁽⁴⁾。

(2)労働の特質と労働力形成

これらの企業における熟練の性格とそれに規定された労働力は形成は次のようになっている。

10人以下の規模でH製缶グループへの依存度が高い企業では、経験者は汎用機械についてはほとんどのものを操作し得るという万能工の熟練を有する⁽⁵⁾。またME機械の担当者も一定程度の汎用機の経験は持つがその経験は必ずしも先輩の熟練工から引き継がれたというものではない。むしろ、万能工へ成長していく過程でME機械が導入されたので、ME機械を汎用機の一つとして担当しているという性格のものである。しかし両者の間には、技能上の断絶も存在するのである。

「NCだったらうまく使いこなせるといっても基礎っていうか、ある程度経験ないとね。……NCでも何でもそうだけど、問題は削るのは入力しちゃうとその通り動くから段取りがあやふやであれば歪みや狂いがでてくる。……(中略)……基本的なものの苦しみが無いから結局素材来た

らそのまま機械に乗せてコンピューター打ち込んで出来上がる。話してみると千分のなんぼでも百分のなんぼでも、歪みがきたとかっていうそういう感じはちょっとつかめない。」(W機械社長)

このような技能の性格から労働力形成は単純な機械の操作、図面の読み方、素材についてと安全についてを数日で教えてから、「みようみまね」で覚えていく。

比較的規模の大きく依存度の低い企業では技能の性格は10以下層のそれと大差はないが、労働力を形成していくにあたってこの層に特徴的なのは経験者と若年層の組合せで作業を行なっているので一対一で教えられながら作業を行なうという点にある。

また、先にも述べたようにM鉄工は岩槻、館林工場に派遣するために若年層をローテーションで多能工化している。

「それぞれの班の一般の従業員の人数はうちはきれいに別れてないんだわ。専門って言うのは本当に少ししかいない。大体皆できるようになっているわけさ。機械もできるし、出張して溶接もできる。そういうのうち多いんだわ。半分以上そうなっている。」(M鉄工社長)

M鉄工はH製缶のラインの据え付け等を主に行なっているが、このように多能工化していくのはそれぞれの職場から均等に労働者を派遣することができないからである。このようにH製缶の労務管理政策の浸透⁽⁶⁾は直接には無いが依存度の多寡は下請企業の労働条件にかなりストレートな影響を与えているのである。

〈注〉

- (1) 技術革新がストレートに労働のありかたを変えるものではないということは、すでに道又健治郎氏によって何度も強調されていた(道又「企業内教育分析序説」北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 研究報告書11『鉄鋼業の「合理化」と企業内教育」所収を参照)。本論ではME化の跛行的展開という条件を媒介にして、より明確に法的に技術革新と労働の関係を考察するためにこのような職場類型を設定した。
- (2) 「だから協力会でもって、この通り図面を分散して協力してほしいというような連絡事項とか……(中略)……やはり(協力会が一引用者)あるほうが便利ですね。協力会があることによってまたS鉄工さんならS鉄工さんにこういう機械があると、おれらはこまめでしかないからこまめでやってくれないかということもできる。」(K工作所社長)
- (3) このような労働力群は本来ならば社外工として位置付けられるべきだが他の構内下請等の社外工の類型が存在していないためあえて社外工として位置付けなかった。なお、鉄鋼業におけるこのような労働力の性格、「能力開発」の実態については、木村保茂「大手製鉄所社外工労働力の再編・陶冶」道又健治郎編著『戦後日本の鉄鋼労働問題』、北海道大学図書刊行会、1978年、第二部所収、244～246ページ、280～281ページ参照。
- (4) 立命館、前掲書、100～101ページには熟練工中心の三次下請企業で若社長がME機械を一人で担当している事例が紹介されている。また、青野、前掲論文、87～91ページでは下請企業において受注先企業への依存率の高い企業では機械や材料の依存率も高いことが指摘されている。
- (5) この点についてW機械の社長は「感覚的のものはみんな同じだからね。フライスも旋盤もみんな同じさ。だからそれに徹底してればみんな段取りは同じ。」と述べている。このような熟練労働のありかたは、A製作所の労働者の一部(汎用機職場)とももちろん共通する。しかし、ME機械についての両者の熟練のありかたは異なるものと考えなければならない。

K工作所、W機械における熟練のありかたは小関智弘氏の紹介する状況とかなり近いと考えられる。特に次に示す氏による熟練の「規定」は傾聴に値するものである。「メカトロニクスという言葉がもてはやされた当初、軽はずみな学者や多くのジャーナリストは、工場の無人化と熟練の解体が進む結果、これまでのように技能を頼りに成り立っていた町工場は無用のものになるだろう、と予言した。私は……こういうNC機をも、大工場とは別な、いくなれば町工場流に体質化することで、やはり町工場であり続けると主張した。

町工場無用を唱えた人たちは、熟練を固定的なものとしてしか見えず、それを数値化してしまえばもはや熟練工の存在理由はないとみた。……町工場流、と私が言ったのは、どうしても彼らが使う熟練という言葉が、わたしたちが現場で使う熟練とは、かなり違っているからだった。彼らは熟練というものを手工業や工芸、せいぜい手職の人たちの腕前と同列視することしかできないでいる。……工場労働者がこの百年に獲得した熟練は、手職のひとたちの熟練とは違って、技術の変化に敏感に反応し、常に自分を更新し、ときには攻撃的ではあっても決して固定的ではない。そうでなかったらこの百年を、現場のなかで生き続けられただろう。」(小関智広『町工場の人間地図』現代書館、1990年、29～30ページ参照。)

(6) 立命館、前掲書、62～66ページでは下請階層と「トヨタ方式」の影響の特徴が詳しく考察されている。

第四章 目標管理による管理労働の変化と職場への影響

ここではA製作所においてH製缶の指導のもとに導入された目標管理が第一線監督者の性格や作業にどのような影響を与えたか、また職場ではどのように作用しているのかという点について検討したい。

まず第一線監督者の性格を考察する場合、日程調整から教育訓練までを一手に担当する古参の「熟練工」タイプか、比較的技能にもとづかない「管理者」タイプかを検討しておく必要がある。

A製作所では第一線監督者は、かならず一般労働者とともに作業を行なうので、純粋な後者のタイプではないことは明らかである。第一線監督者の日常の監督者としての各班共通の業務はまず、朝の朝礼後の前日の作業の集計、グラフ作成(1時間程度)と残業の指示、週二回の連絡会議、月一回の実績検討会議である。それ以外では、第1班では図面の検討、3、5班では使用機械の決定がME化の影響として挙げられる。つまり第1班では班長がME機械の操作ができないため、その都度図面の検討をしながらでなくては割り振りができないのである。第3班、第5班では多能工が進んでいるため、だれがどの機械を使うかをその都度決めることが可能になっているということである。このことから第一線監督者の職務としては第3班、第5班がME化の影響が浸透し、第1班ではME化の「過渡期的」な要素を持っているといえる。

次に第一線監督者の職歴・学歴・年令の一覧を図表20に示したが、それを見ると第1～第4班の第一線監督者は中途採用で、特に、第1、第2、第4班の第一線監督者はA製作所入社後も当該職場しか経験していない、古参の「熟練工」タイプの第一線監督者である。第3、第5班の第一線監督者は、前者は中途採用、後者は新卒だが企業内の配転を経験している。この意味は、第6班の第一線監督者および、係長以上の監督者(生産管理課長、製造管理係長、製造課長・係長)と比較してみるとわかる。というのは、これらの監督者は比較的学歴が高く(大卒3名高卒1名なお一般労働者まで含めて言うと生産技術係では5名のうち3名が大卒でしめられている)、新規採用中心で、企業内の職歴が多いという特徴を持っているのである。これは係長以上の監督者の学歴が高くなっているということだけを示しているのではなくて、「管理者」タイプの育成は企業内で幅広く職場を経験していることが条件になっていることを示す。そうすると第3、第5班の第一線監督者は「熟練工」タイプと「管理者」タイプと両方の性格を合わせ持っている、あるいは前者から後者への移行の「過渡期」ということができる。

このことは、ほぼ中途採用で占められていた中小企業労働力の第一線監督者の質的变化示すものとして注目してよい事例であろう。特に図表31(後掲)に示したように近年のA製作所の労働市場は、新卒、高学歴化が進行しているとともに、内部養成も進行しているといつて良い。

図表20 監督者の学歴・職歴・職務内容

	学歴 年令	職歴()内は企業外	監督者としての職務	加工時間 動怠管理等	問題点、その他
1 班 班長	中卒 48才	(今津精機〔東京〕) 4年間・機械工 ～旋盤工 (28年間)	作業カード、図面の 管理 朝礼、前日の集計 グラフ作成、第一次査定	連絡会議(週1回) 実績検討会議(月1回) 残業の指示 図面の検討	班長がノルマを守るために残業「夜中 や朝になることもある」(月2回) 仕事は(納期・精度)シビアなものが入 ってくるようになった。
2 班 班長	中卒 40才	(機械部品工場) 12年間・機械工 ～フライス工 (13年間)	同 上	同 上 (図面の検討をのぞ く)	雑用が多い(会議、図面の不正確な点 をチェックする)
3 班 班長	中卒 38才	(三浦商店～芝浦機械) 10年間 ～研磨 ～NC班	同上 使用機、使用者をそ の都度決める	同 上	多台持ちは速く正確になると難しい
4 班 班長	中卒 53才	(鉄工所〔2社〕) 20年間 ～仕上げ	同上 その人にあった仕事 の指示	同 上	納期の調整が大変
5 班 班長	職訓 卒 35才	溶接～検査～研磨 (1979～)	同上 朝礼時に担当機を決 める	同 上	雑用が多くなった。納期の調整が大変。自分 が使えない機械があるので困る。作業カー ドは全部管理できないので加工者に渡して しまう。いらいらが多くなった。
6 班 班長	高卒 38才	検査～生産技術～研磨 ～検査～生産管理～研 磨～ラップ	同上	同 上	納期の調整が大変
製造 課長	大卒 40才	検査〔福島工場〕設計 (1年) (4年) 機械～北岳～金型～製造 2年 1年 6年	労務管理(しつけ規 則による) グラフ作成の指揮	翌月の作業指示の修 正、売り上げ、時間 数、利益の確保	決まりごとがふえた 納期が早くなったため打ち合わせが多 くなってきている 人によりやりかたがちがう
製造 管理 係長	中卒 52才	フライス工～プレーナ～ケガキ (9年) (7年) (4年) ボーリング～プレーナ～管理 (2年) (2年) (12年)	生産準備、手配	日程計画 進捗管理 原価管理 実績集計	日程計画に班長の意見は入らない
製造 係長	中卒 43才	(ストープ屋～山本鉄工) (17年間)(フライス工) ～組立～仕上げ～フライ イス～研磨	班長への納期の指示 予算、工数の計算	応援依頼	
生産 技術 係長	大卒 37才	製造～生産技術～製造 (3年) (6年) (1年) ～生産管理～生産技術 (2年)		新規受注に関しての 工程設定データ作成	
生産 管理 課長	大卒 41才	熱処理～検査～外注 (1年) (1年) (1年) ～事務～生産管理 (4年) (9年～)		工程設定、日程時間 納期管理、生産計画	「セクションナリズム的になりつつある」 班がよければいいという考え

出所) 聞きとり調査より作成

それはさて置き以上のような第一線監督者のもとで職場にはME化と相俟って「目標管理」影響がどのように現われているだろうか。

第一節 目標管理による管理労働の変化

(1)ME 職場への影響

第3班のようなME職場は加工時間が標準化されやすいことと、多台持ちによって機械の稼働率を上げることができるため、「目標管理」を設定する側には比較的有利とされているが、それを生かしているという状況ではないし、そのためのME機械利用ではない。以前使用していたパレットチェンジャーを現在使用していないことが、それを顕著に示している。A製作所では多台持ち時間1300～1600時間/月(全体では12000時間なので10～13%)で台数の割りには比較的少ないのは、前節で述べたように単品生産が多いためにプログラム作成、段取りに時間がかかるためである。時間を設定する側は、ME機械については「多台持ち」、「無人運転」、「作業時間削減」等の狙いを持っている。

「休み時間をできるかぎりそういう機械にかかるような仕事になるようにといういいかたしたり、例えばあの、帰りがけにですね……とにかく設定した後帰っても、自動的にとまるようにしておけばいいですね。」(製造管理係長)

「われわれも、よその会社のこうね、見て回ってきたりします。もう少しは上げていいんじゃないかと思うんですけど。あげれっていうと、いやあいろいろ、とんだらどうするんだとか……。」「(同上)

しかしこのような要求は現場の実態を無視したものだといわざるをえない。が、次のように述べる管理者もいる。

「現実問題ね、通常2台から3台なんですよ、持てる場所は。でやはり品物が左右するんです。正直いって。送りかかんない物やっぱりあるんですね。……品物によって若干、かなりバラツキがあるんですよ。」(製造課長)

このような要求は、改善提案を利用してさらに短い加工時間を設定するというようになってる。異なる事例だが第2班の第一線監督者は次のように述べている。

「改善提案やればやるだけ、能率が上がってくると。今は前回やったものの実績を時間にくんじゅうから、個人差あるんですよ。」

前者のような要求と、ME機械は高額であるという理由による減価償却の必要から必然的に労働時間は延びざるを得ない。それは単品生産という条件のもとのME化では、越えることのできない限界をカバーするために、そうならざるをえないのである。現在でも繁忙期には二交替制(以前は一直8:30～21:00、二直20:30～9:00、実勞十二時間半、現在は9:00～20:30、21:00～8:30、実勞十一時間半)になるが、昨年まではNC班では恒常的に、現在でも年に数か月は二交替である。第3班となる前のNC班に所属していた、現在第1班の労働者は次のように述べている。

「二、三年くらい続いたかな、昼夜二直でね、一週間交替でね。それでみんな調子悪くしたりなんかしてね。具合悪いはと言うことで結局抜けたり調子悪くてやめたり、Give up しちゃってね。」(一般労働者 46才製造1班)

また、すでに触れたが、1台につき二人以上操作できる労働者を確保するという意味で、多能工化は二交替体制の維持という目的も持っているのである。

「(若い人へ仕事を教えるのが一引用者)ふえたというより、機械自体をフルに動かすということ

で、どうしても二交替勤務ということになるため一人教えなきゃならないということ。」（一般労働者 32才製造3班）

このようにME職場では「目標管理」のもとで目標を達成するために長時間労働を行なうための多能工化であり、また実際にそのことによって目標の達成は維持されてきたのである。

(2)混在職場への影響

第1班や第5班のようなME機械と汎用機械が混在している職場では、「目標管理」の影響はどのように出ているだろうか。このような職場ではまず、ME職場や汎用機の職場とちがって、第一線監督者がそれぞれの機械の操作が可能でないことから、その「管理」に限界があり、貫徹しづらい事である。

第1班では、図面の検討の回数が多くなっていることと、第一線監督者を経ずに、ME機械の担当者の方に作業の指示がいくということに端的に示されているように、「目標管理」への対応が個別的になり第一線監督者に負担が集中しているということである。その負担については次のように述べられている。

「仕事の内容が多種少量生産で納期対応におわれている状態のなかで朝から帰りまで、単品、納期品におわれたら一人で2台～3台の汎用旋盤を使用してなんとか仕事の流れを守っている状態です。……（第一線監督者の仕事は一引用者）10年前と比較すると任務と責任が重くなりました。3年ほど前には技術者（熟練工のこと一引用者）が現在の倍いたが、定年で一人また一人と会社を去っていったために、その人かたの分まで班長の負担になり、現実には毎日4時間残業をしても追い付かない状態が続いており、体調も崩れています。」（1班 班長48才）

このような問題は次節で扱う小集団活動でも現われている。

第5班では第1班と違って、汎用機も含めた多能工化が進んでいるので、特定の人間に負担が集中するということはない。この班での問題は、むしろ機械の種類が多いことによる。

「フロアが広いですから、それと自分でも使えない機械がありますからそこらへんがどうも……困ってますね。……あと砥石なら仕えなくてもある程度のことはお話はできるんですけどまるで刃物の関係というか治具ボーラーあたりになるともうますますダメですね。うーん、仕事のアドバースってのがほとんどできないですね。」（5班 班長35才）

この理由から第一線監督者は、自分の担当機種以外の教育訓練を実際に担当することができないばかりか、「目標管理」も作業カードを加工担当者に渡してしまっただけで、自分で処理させるというやり方をせざるをえない、というようになっているのである。やり方は違うが、個別に対応させているという点では第1班に似た現象であるといえる。

以上のように混在職場では、指揮の経路の不明確化、「目標」への対応の個別化（または第一班における負担の集中）という傾向をもっているといえることができる。

(3)汎用機・手作業職場への影響

汎用機・手作業職場への影響の特徴は、加工時間が標準化できない職場への強引な導入という点である。また、データの蓄積が完全でないことから生ずる時間設定の不備に対する指摘、不満も多い。

「汎用でね、どうしても6時間くらいかかるものが2時間できたりするんですよ。」

（一般労働者、46才 1班）

「同じ物でも片方が2時間で片方が3時間とかそういう場合もあるんですよ。」

(3班 班長 40才)

またME機械では精度がある程度保証されるため、どれだけ早く、ということが職場として課題になるが、汎用機での熟練作業は時間という一元的な管理になじまないことから、質をある程度犠牲にしなければ時間が速くなりづらいのである。

「その辺は目つぶってそのまま流すしかないんでないじゃないですか。余り時間時間というとなんか仕事指示するほうもゆるくないしね、極端に言えば、俺ばかり(時間が一引用者)少ないのやっていたという不平、不満が出るから気にしないようにしているんですけど。……今は何でもいいから早くという感じですから。」(同上)

第6班は、手作業のため効率が余り上がらない中での「目標」である。この班では、作業の標準化によって効率化をはかろうとしているが、成果が出ていないのが実状である。むしろ、それよりも最終工程であるため納期への対応が主要な課題となっている。

以上のように、すでに分析したME化の職場秩序への影響は、それぞれのありかたで目標管理への対応を規定しているのである。

第二節 管理技術教育の展開と小集団活動・提案制度

前節では目標管理への対応を見てきたが、そのような対応は自然に形成されたものではない。以下分析するような管理技術教育は目標管理をスムーズに展開するためにも要請されたと見ることができよう。

(1)管理技術教育の展開とリーダー層の育成

それでは、外部研修等を介した管理技術教育はどのような状況になっているだろうか。外部研修には、図表21に示したように、リーダー層育成の目的で行なわれるものと、前述したような技術的な目的で行なわれるものの二種類がある。特に洋上大学、社外講習会は、北海道生産性本部の主催のもとに行なわれるもので、職場をいかにまとめるかというテーマ等で参加数十社の事例に基づき中堅、青年労働者に TQC、TWI の手法、心得を学ばせるというものである。ある小集団活動合宿研修会のテーマに「生産性の基礎理論」、「職場のチームワークと青年の役割」というテーマがあることに示されているようにこの合宿研修が、リーダー教育的要素を持っていることは否定できない。しかし同時に、「生産性運動の新展開と労使関係」というテーマに示されるような労使関係的要素もまたある。洋上大学へは毎年2～3名海外へ派遣するというのは、当該企業にとっても職場把握能力を持った中堅、青年労働者をどのように育成・組織化していくかという

図表21 社外講習会等（1987年）

月次	行事予定	共済会協賛
1月	News & ニュース発行	
2月	洋上大学参加（3名） 推進チーム合宿研修会 他社工場見学実習	
3月	社外講習会参加	
4月	合宿研修会（社員対象）	
5月	第3回CF大会 News & ニュース発行	
6月	第3回社内発表大会前半 社会講習会派遣 社内講演会 推進チーム合宿研修会	ソフトボール大会
7月	第3回社内発表大会後半	小樽潮祭り参加
8月	社外講習会派遣	
9月	News & ニュース発行	社内旅行
10月	社外講習会派遣 北岳QCD発表会参加 合宿研修会（社員対象） 図書燃るリーダー	
11月	図書推進者	

(出所) 社内報より作成

図表22 A製作所の通信教育

職 能 資 格	職 位	No	コ ー ス 名	
参 事	部 長	1 4 7	革新管理者〔上級〕コース 企業家型管理者 先人100人のケースに学ぶ指導力養成	企業戦略のポイントと展開の仕方、集団管理のポイント 目標達成への戦略的シナリオの作り方 指導力の本質を認識し、見識、決断力を高める
副参事 主 事	課 長	2 5 8 9 40 88	革新管理者〔実践〕コース 実践管理者 戦略的OJTコース 管理者の考課力開発 生産士1級 マネジメントのための財務	新しい管理の視点からのマネジメントの養成 生き活きた組織づくり、問題解決能力を高める 人材開発、部下指導の為の工夫、知恵のガイド 人材育成の為の人事考課の考え方 生産活動の総合的管理能力のアップをはかる マネジメントに必須の財務センスを磨く
副主事	係 長	6 10 11 12 39	戦略型管理者 管理者のための職場活性化 管理者のための全員参加の小集団活動 マネジメント基本 生産士2級	戦略的管理者のため手法とポイント 活力ある職場づくりの考え方、進め方 小集団活動を支援し実践する管理者を養成する マネジメントの基本知識を学ぶ 製造・調達活動を支援し実践する管理を学ぶ
主 任	班 長	3 26 38 50 51	革新管理者〔基本〕コース 説得力・組織化力 生産士3級 新・監督者 ケースで学ぶ職場リーダー	現場第一線リーダーとしての創造力、挑戦力の学習 説得力開発、強化と組織を動かす手順方法を学ぶ 作業の効率的な管理と改善の手法を学ぶ 現場革新の出来る監督者の実践的ノウハウの習得 実行力ある職場リーダーの定石を学習する
社 員 1,2		13 14 37	リーダーのための全員参加の小集団活動 ケースで学ぶ中堅社員 生産士基本	小集団活動を推進し、実践するリーダーを養成 役割と自覚と業務遂行能力の向上育成 生産現場の基礎と考え方を学ぶ
社 員 3,4,5	新 人	15	ビジネス基本	

注) 産業能率短大のカリキュラム
出所) 会社提供資料より

ことに、並々ならぬ関心を示していることを物語るものである。また他企業の参加者との集団討議（これが洋上大学のカリキュラムの大半を占める）でのテーマも「新しいリーダーシップを求めて」というリーダー育成のものになっている。その外の小集団活動推進者宿泊研修会や、社外講習会もほぼ小集団活動のための講演会が多い。

これは、会社側の意図するように小集団活動を利用した管理技術教育あるいは技術教育を中心的に担うリーダー層の育成が、現時点でのA製作所の中心的な課題であるためである。つまりA製作所では、洋上大学や社外研修などは、あくまでリーダー層を育成することによって職場の活性化へ導くためのものであることがわかる。

次に、通信教育は図表22のように産業能率短大が作成したもの（図には載っていないが社員1～5については「NC工作法」というような技術的な内容のものも用意されている）を一コース半年づつの期間で職能資格(後述)、職位に対応した形で、管理者に対する教育を眼目に強制的に行なっている。費用は会社の負担である。図から明らかなようにその内容は抽象的であり、具体的な内容についても「体験がまとめられている」（製造課長）程度なので、実際「役に立つ」といえるものではなく「疲れる」（5班 班長）「やっぱり現場で身につけた知識でない」と（3班 一般労働者）というように、多くは否定的評価をしており、肯定的評価をするものも、「勉強する機会がないですから」（4班 班長）「勉強になる」（2班 班長）「本を読むくせがつくようになった」（1班 一般労働者）という、形式的な評価である。また企業側としてもそのような効果を期待しており、「あくまでも精神教育的なものです」（工場長）という位置付けになっている。このように通信教育は、一般労働者よりも第一線監督者以上を対象に、これをクリアしなければ昇進もしづらいという形で能力主義管理と結合してモラル・アップの中心的役割を担っているのである。

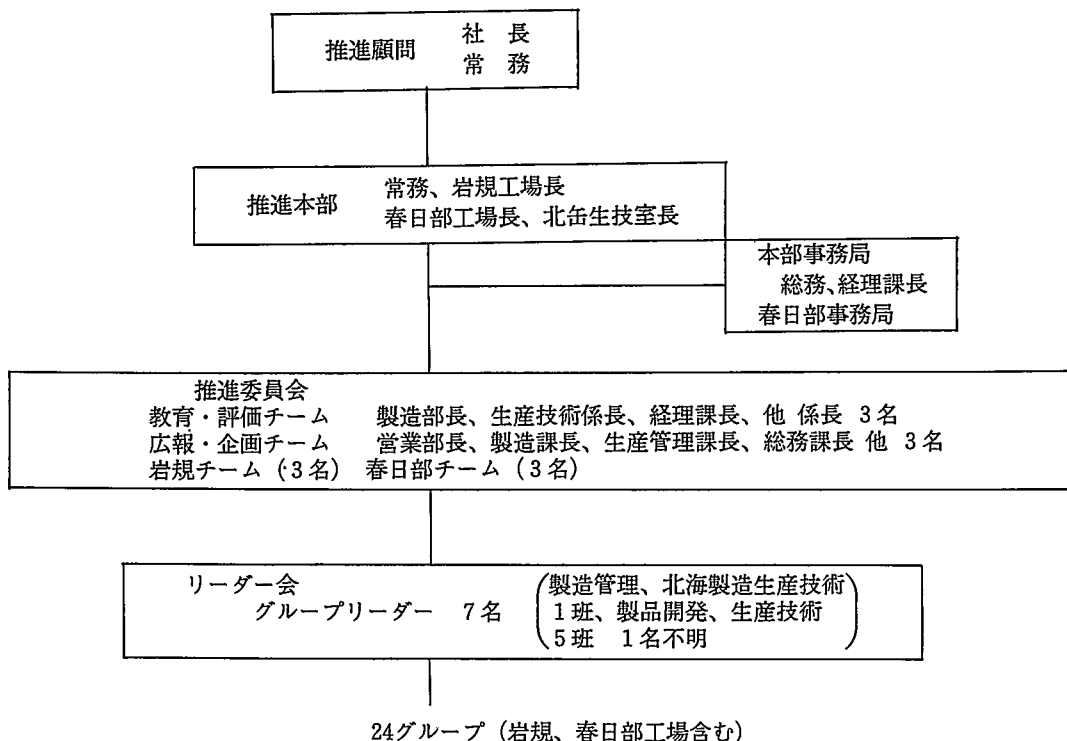
(2)小集団活動・提案制度の展開

それでは、現場における技術教育の主要な場として措定されている小集団活動と、提案制度は、どのように展開、定着し現場に受け入れられているだろうか。

A製作所では、小集団活動が一度失敗しているという教訓から、「小集団活動をやっていない企業は取引先にも信用されないこともあります」（社長挨拶）という号令のもと北海道生産本部、H製缶の指導で、1986年からTQCとして、提案制度と同時に展開している。図表23を見れば一目瞭然の通り、課長、係長以上は推進委員会として教育・評価チーム、広報・企画チームとして各班の指導にあたり、リーダーはリーダー会に組織され、そのもとに現在は班単位で24グループ存在する。会議の時間は毎週水曜日、PM 1:00～2:00の就業時間内と一応は保証されている（活動時間は当然時間外になることが多い）。特に小集団活動の再スタートにあたって、A製作所では細心の注意を払って、推進者の意志統一、リーダー会の組織化に力を入れたのである。図表24のように1986年4月から12月の発表大会まで推進者、リーダーとも5回以上の合宿研修、会合を開いていることに、それはうかがわれよう。これは、中堅、第一線監督者層をいかに組織していくかという事が、小集団活動でも同様であったことを意味しているし、事実目標管理を中核とする「能力主義管理」は小集団活動の導入の後に一般レベルに適用されることになったことがその成功を示しているだろう。このことについて、ある第一線監督者は「H製缶グループの一員として始まり仕方なく始めたというのが実感でした」（4班、班長、53才）と述べている。また、他にも「生産性本部の方の指導が入って……だから雰囲気的に余り良くないんじゃないかって……」（6班、班長、37才）と批判的に述べていることも、当時の動きを物語るものとして注目できるだろう。

では、小集団活動は、どのようなテーマで行なわれ、現場ではどのように評価されているだろうか。図表25は、1989年度の発表大会のテーマ一覧である。この一覧から察すると、各班とも職

図表23 小集団活動組織図



出所) 社内報より作成

場の作業にもとづいた内容で、テーマを設定していることがわかる。例として、フライス班の「切削条件の統一化」を題材にしてその実態を考察してみると、テーマの選定理由として、「人によって加工条件が違うため、工数、精度などのバラつきが生じる」ことから、「機械の剛性、性能にあわせて最良の切削条件を作り統一化」し「切削効果および工具の寿命を長持ちさせ作業の能率アップをはかろうとする」となっている。そのために、材質と刃物の径、回転数、送り速度等の分析を行ない34%の加工時間短縮を実現した。これは、加工時間の短縮を達成したとことで、企業側の目的が貫徹しているとも言えるが、それに達成するまでには切削条件についての、かなりの技術的要因についての分析があったことは容易に想像し得るだろう。また小集団活動として行なうことによって、フライス班のような熟練工が存在し、全体的には小集団活動に消極的な職場でも作業の標準化が進展し、生産性の向上という成果を上げているということができよう（成果で言えば、NC 班では約80%である）。これらの点については現場では次のように評価されている。

「(汎用と NC の間に)何となく溝が一本できるんですよ」(1班 一般労働者)「どうしても年寄とか年配者になるとそういう関心が薄い。職人気質というか頑固なところがある。…昔から見たら柔軟性出でてきましたけど。切削にしてもどうしたら早くできるかと考えるようになった。」(2班 班長)

「班員同志が助け合って協力し合って同じ目標に取り組むようになった」(3班班長)

「グループ員のコミュニケーション、自己啓発、相互啓発、改善意識向上に役立っている。」(4

図表24 小集団活動定着までの経緯

年 月 日	経 過	備 考
1986. 4. 15	小集団活動活性化について社長指示	
5. 6～22	小集団活動具体化検討会開催	
5. 22	管理者説明会（係長以上） 管理者職場診断実施	道生産性本部の講師をまねく
5. 27	一般従業員説明会 一般従業員職場診断実施	
6. 13. 14	推進者グループ合宿研修会 参加者14名	係長以上、道生産性本部の講師をまねく
6. 17	団活動計画発表	新体制・グループ再編制等
6. 28～30	グループ編成発表会	グループ数14
7. 17	小集団活動、キックオフ大会 社長出席	
7. 31 ～8. 1	リーダー合宿研修会 参加者：リーダー（班長層）15名、推進者 12名	グループ数15
8. 6	推進者グループ合同会議	
8. 20	リーダー会開催	
9. 3	小集団セミナー	2名 出席
9. 9	推進者グループ合同会議	
9. 20	リーダー会開催	
10. 14	QCサークルリーダー研修会	中堅・班長席 5名出席
10. 16	リーダー推進者合同会議	
10. 21. 22	リーダー会開催	各グループの抱える問題についての打ち合わせ
11. 15. 16	サブリーダー研修会 参加22名	道生産性本部より講師まねく
11. 21	サブリーダー研修会合宿	
12. 11	リーダー会開催	5回目
12. 29	第一回 発表大会	

出所) 社内報より作成

図表25 小集団活動テーマ一覧

グループ (当時)	テ ー マ	選 定 理 由	効 果	そ の 他
差立班	カッター刃研磨	カッター刃の研磨について改善を加え毎日の作業を楽にするため	手直し率が29.64%→7.38%へ	今後はもっと良い砥石の材料の研究
旋盤班	特殊形状バイト及びゲージの集中管理	3ヶ所に分散しているため探す時間数の管理を集中しておこなうため	探す時間が5～30分から5分以内へ	管理ノートの作成
生産技術係	製品の受け渡し方法の改善	製品棚が乱雑で識別が不可能なこともあるため	記号の整理・表示・長期保管品リストの作成、結果は？	受渡しのスムーズ化は図れた
フライス班	切削条件の統一化	加工条件を任意に選ぶため人によって異なる。精度、工数のバラツキがあるため	100φカッターで300ppmで加工した場合34%時間短縮	今回はフェースミルについてだけ
仕上げ班	仕上げ班の器具の近代化	仕上げ作業は手作業が多く進歩がないため情報を収集し能率アップを	UCマークホルダーを購入、半分以下の時間で打刻	
N C 班	治工具の見直しで不良削減と能率UP	治工具が原因の工作不良が30%を占めているため	チェックシートを作成した。加工不良件数は13件→4件70%減、損失時間は77.9H短縮	
総務	金型部品の原価管理	在庫管理、原価払出が正しくされていなく製造コストが把握できないため	工事の内訳、分納、打切りをはっきりさせ一覧表を作成、その結果53.0%ダウン	
組立係1	職場内スペースの有効利用	製品置場が狭いため	製品の滞留日数が長いことが原因であるため、次工程へすぐ送るようにした。滞留日数は5日間短縮	
色内工場	整理・整頓による作業性の改善	工場内が狭いため	棚の整理、ボルト、ナット類の整理、工具の整理、整備のマニュアル化	今回は結果を数値化できなかったが、次からは数値化を
営業開発	部品表の見直し	製図はCADで速いが部品表は手書きで時間がかかるため	部品表製作マニュアル作成、OAの操作マニュアル作成5時間短縮	
研磨班1	日常作業における加工の見直し	日常作業における安全・品質・手順・技術を見直す	スクリーシャフト30分短縮、シャフトの短縮2時間48分の短縮、トランスギアボックス48分の短縮	外径研磨以外にひろげてゆく
研磨班2	バリトリ大作戦	工具寿命の短期化、破損につながる。また危険であるため	砥石の粒度をこまかくして削る→バリの減少	
工程管理係	社外品のスムーズな納期対応	納期が遅れる傾向にあるため	一覧表の作成、生産計画に発注先、督促日等を記入遅れが1～2日減少	
ラップ班	ペットボトル用金型作業の手順	全員で作業できることを目標に予定時間の短縮	砥石よりもサンドペーパー利用により5時間短縮、ダイヤモンド手直し作業が1時間短縮、作業スピード90%アップ	
製品開発係	設計作業の徹底見直し	設計工数、加工工数から、コストダウンのための見直しを目的	設計資料のマニュアル化 加工工程記号等により設計作業のスムーズ化	
組立係2	組図整理板PART2 & 作業台の改善	前回の続き	作業台に空気の集中配管、コンセントをとりつけた。回り止め、部品図入れ等を組図整理板に	

出所) 会社提供資料より作成

図表26 改善提案の事例

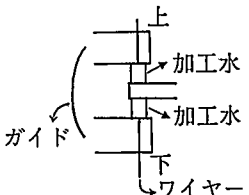
業務改善提案票

提案日 平成1年9月30日

所属	製造課5班	氏名	
----	-------	----	--

提案名	ワイヤー加工、加工液下からの吹き出し口の改善
-----	------------------------

現在行っている方法：ワイヤー加工の良い加工条件として加工水の中心にワイヤーがある事が1番大切なのですが下からの加工水が倒れやすくワイヤーが加工水から出てしまい空中放電で断線しやすい。

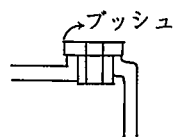


改善の方法：4.8φ×3φ×5l のブッシュを作ってみました。

下からの水の条件が良くなり上下のガイドが離れた加工（電極など）でも断線なくなり、加工スピードも10～15% upしました。

（水の穴を小さくした為、方向性と噴き出し圧があがった為だと思います。）

（ブッシュの製作時間から5H、材料はCU電極の廃材）



改善効果（費用・時間など、見込みも含む）

- ①難しい銅、銅テングステン加工（電極）もスムーズになった。
- ②スピードup・10%

ワイヤー1ヶ月平均100Hとすると110H (110-100)×4,000=400000円

本改善に対し協力してもらった人の氏名：

所属課長所感：必要に責められた改善のように思います。

良く改善しています。

◎改善提案にご協力ありがとうございました。この票を2部作成して、所属課長に提出して下さい。尚、調査結果については、調査委員会の決定後、お伝えします。又、多くの改善提案をお待ちしております。

出所) 会社提供資料より引用

図表27 A製作所の提案制度の状況

1987年	1988年	1989年
57件	114件	50件

出所) 聞きとり調査より作成

班 班長)

このように、始めてから四年目ということで、今後定着していくかどうかはわからないが、第3班のような、多能工化が進んでいる職場ではさらに、班として改善提案を出していくというように、小集団活動から発展的に、その外の活動を行なうということがおこっているのである。また、混在職場や汎用職場では、熟練工も含めた小集団活動を行なっていかなければならないことから、職場内でまとまりを持って定着していくか、職場が分裂していく形で定着しないか、まだわからない状態である。

改善提案も、小集団活動同様、スピードアップを目的とし、明示するという枠内ではあるが、技術的内容をかなり濃厚に持っていることは、図表26の例からもわかるであろう。この提案制度は企業による位置付けが高いにもかかわらず、図表27をみても89年度は減少していることに現われているように、個人で行なっていくためには負担が大きいため、グループごとで提案を提出していくという動きをみせている。A製作所では、その結果、小集団活動と提案が融合し、職場内での技術教育としての役割を持っていく方向を見せているが、その結果小集団活動と同じような問題を現場で抱えていくことになるだろう。

第三節 目標管理の矛盾と労働者の対応

(1)目標管理の矛盾と職場集団

A製作所の「目標管理」は第二節で述べたようにそれぞれの職場で問題を抱えながら進展している。それに加えて目標を達成するためにA製作所の残業時間はかなり長くなっている(図表28, なお調査時点は二交替制が実施されている繁忙期ではないため、間接部門を除き残業時間にそれほど片寄りは見られない)。このような状況に対して労働者はどのように対応しているのだろうか。

ME職場では、目標管理には対応しやすいために、どれだけ能率を上げていくかが課題になっているので、この場合明確に反対するということはない。しかし混在職場、汎用機職場では目標管理に対して、またME機械、ME職場への対抗意識を持っている。

「他の職場が能率上がったらまあ、あのうちの職場はなぜあがらないんだってね。」(6班班長)
それ以外にも汎用職場間、混在職場内でも対抗意識が生まれている。

「NCにたいしては無理だと思うんですけど、あと汎用旋盤とかやっぱり負けたくないという気持ちあるんですよ。」(2班 班長)

「NC入ってくることによってですね、まあ、NC どんどん上がりますよね、たしかに多台持ちもできますしそれに対してですね、やはり片方上がってるんで、俺もやらなきゃっていう対抗意識があるんです。」(1班 班長)

このような意識は、小集団活動とも関わって、逆に、職場の結束を強くしているという肯定的

図表28 A製作所の残業時間

		残 業 時 間 (1989. 10月)
1	班	80 時 間
2	班	72 時 間 休日出勤 2回
3	班	70 時 間 (50 時 間)
4	班	不 明
5	班	70 時 間 (60 時 間)
6	班	不 明
製 造 管 理 係		64 時 間
製 造 課 全 体		平 均 60 時 間 (最大 94時間) (最短 30時間)
生 産 技 術		100 時 間
工 程 管 理 係		男 性 ;75時間 女 性 ;15時間

※ () 内は平均残業時間数を示す。
出所) 聞きとり調査より作成

な側面もあるのである。

設定している側の生産管理課長は「セクショナリズム」という表現をもちいて、次のように述べている。

「例えば旋盤やって研磨やるという工程あるとします。旋盤がぎりぎりに研磨数を押さえてくれれば研磨数も少なくなるんですけど逆なんです。当然こっちのほう（研磨のほう）に時間がかかってくると思います。自分の工程のことだけ考えて後の工程のことは考えなくなっている。」

これは、目標管理のもとで班ごとのまとまりができてきていること、第一線監督者も班別の利害を背負って対処していることがわかる⁽²⁾。このようなことから、目標管理を設定する側にとって「目標管理」のもとで、第一線監督者層をどのように組織化していくかという古くて新しいことが課題になっているのである。

このようにA製作所における労働の集団性は指揮・監督の局面では汎用機経験などの工程全体に対する把握の力を基礎に、作業の割り振り、図面の読み込み等がどれだけ可能か、そのことと職場をどれだけまとめていけるかに現われているということが出来る。ゆえに第一線監督者がそれをどれだけ行なえるかが職場秩序の形成において重要な鍵を握るし、管理技術教育の焦点にも

なっていたのである。またME化はその跛行的展開を通じてそれぞれの職場の目標達成に深刻に影響を与えているのである。

これはME機械の導入のみによってではなくME機械とコンピューターの結合によって可能になった目標管理との関連で起こっているという限定をしなければならない。ということは、労働の集団性は、労働の質的規定からストレートに導かれるものではなく作業管理、労務管理を媒介にしてはじめて現実的なものとして分析し得るものであることを示している。

(2)能力主義管理とその矛盾の自覚化

これまでは目標管理の矛盾が職場集団を自覚的にしている側面に注目した。次に査定も含めた局面においてその職場集団内での第一線監督者や労働者の対応がどのようになっているかに注目してみる。

A製作所の賃金体系は、図表29のようにになっている。まず本給のうち基本給と能力給は2：1になっており、能力給は、図表30のような、職能資格に基づく、または職能資格を含めた、査定に基づいて決定される。職能資格が上がるには、監督者の推薦にもとづき試験を受けるということになっている。しかし職能資格の必須要件である職務遂行能力には、「目標管理」の実績、残業の量、小集団活動への参加状況、提案の提出状況および勤怠サービスが含まれているので、それらに対して否定的なものは排除されることになる。基準外賃金の資格手当は、10万円～5千円にランクわけされているが、社員一級から五級は資格手当は支給されない。役付手当は図表27のとおりである。残業、休日出勤の手当についても、基本給の2.5割り増し、深夜労働に対しては5割り増しである。

このように、目標管理、小集団活動、提案制度を含めて職務遂行能力を「査定」（この査定は上記の5項目を5段階で評価する）して、それが必然的に賃金に結びつく形になっている点は、明確に「能力主義管理」と呼べる性格のものである。このような能力主義は、本来、あるいは多能工化が進展していくにつれて労働の集団的性格が発展しそれが目標管理によってどのような形で

図表29 賃金体系図

基準内賃金	}	基本給] 本給	号	備考
		能力給			
		扶養手当			勤続・年令
		住宅手当			職務遂行能力
基準外賃金	}	資格手当) 別図参照		
		役付手当			
		地域手当			
		時間外勤務手当	早出、残業	2.5割増	
		交替勤務手当			
		深夜勤務手当	午後10時～午前5時	5割増	
		休日勤務手当	休日出勤	2.5割増	
		保安係手当			

出所) 聞きとり調査より作成

図表30 職位、資格定義、資格要件（別表1）

資格区分		対応する役職	職務遂行能力区分	資格手当
参与	1級	役員待遇		10万円
参事	1級	工場長 部長	経営者の職務を補佐する能力を有し、工場・部・室・所又は二場の長として職務を遂行できる。	5.2万円
	2級			5万円
	3級			4.8万円
副参事	1級	課長	工場長・部長を補佐もしくは、その職務を代行できる能力を有し、複数係の長としての職務を遂行できる。	5.1万円
	2級			4.9万円
主事	1級	(待遇)	上記と同程度の専門的職務を遂行できる。	4.7万円
	2級			4.35万円
副主事	1級	係長	係長の職務を遂行できる能力もしくは、係の職務に精通し部下を指導する能力を有し、係全体の職務を遂行できる。	1万円
	2級			9千円
主任	1級	班長	班長の職務を遂行できる能力もしくは、係の職務の一部について精通し部下を指導する能力を有し、班全体の職務を遂行できる。	7千円
	2級			6千円
	3級			5千円
社員	1級		担当業務を広範囲にわたり独立の判断をなし得高度の専門的知識・熟練と経験を要する仕事に従事し、又日常業務について実施計画し、上長の指示のもとに専門的事項を単独もしくは下級者を指導して的確に遂行しうる能力を有する。	なし
	2級		担当業務の一定範囲については高度の専門的知識・熟練と経験をもっており、日常業務について上長の指示の下に単独又は組織的に専門事項について調査研究し独立業務を正確に遂行しうる能力を有する。	
	3級		担当業務の限られた範囲の専門的知識及び通常業務についての必要知識・経験・熟練をもっており、上長の具体的指示を受けて調査研究し、日常業務については定められた方式、基準に従って正確に責任をもって遂行しうる能力を有する。	
	4級		若干の熟練と経験を要し上長の具体的指示、定められた方式基準及び作業段階によって定型的な反復業務を確実に責任をもって遂行しうる能力を有する。	
	5級		経験・熟練を問わず上長からその都度具体的指示を受けて定型的反復業務を遂行し又は上級者の日常業務を補助するもの。	

非組合員は主事2級以上とする。

1. 役付者には「役付手当」として次の金額を月額支給する。

部長 2万円 課長 1.5万円 係長 7千円 班長 6千円

2. 非役付者には資格手当のみ支給する。

出所) 会社提供資料および聞きとり調査から作成

はあれ自覚的になっている状況のもとで、さらに個別分断化するものとして作用する性格のものである。この矛盾は目標管理の矛盾とはレベルを異にするものだが、現実にはどのように意識されているであろうか。

「製造全体の実績の資料くれるんですけど、能率を見ると NC 関係は200%近くになっているわれわれはそんなことはない。仕事に量と質、作業態度で判断するしかないんですがちょっと困りますね。」(4班 班長)

「量的にはできませんから、仕事の質を見て、日常の仕事見て決めます。付けた後に、部下を呼んでこう付けたって話しはしてますけど。」(生産管理課長)

「比べようがないので、その人間が伸びたかどうかで、実績があるかどうかで決めます。」(生産技術係長)

このように、「目標」に対する実績によって、一元的に査定をしなければならない結果、汎用機職場は不利益をこうむるか(差別を受けるか)査定が難しいという状況になっているのである。これに対しては、「無理なことをさせた場合は時間オーバーしても入れません」(1班 班長)というように、第一線監督者の「配慮」によって対応しているのである。

設定した側と、評価する側では次のような関係、連絡になっている。

「内容についてどうしても余りいい返事は返ってこないし、意見も取り入れてくれません。」(2班 班長)

「最近はどうからフィードバックしてこないんですよ。昔はあなたの査定はこういう点にこうだっていう……のがあったんですよ。」(4班 班長)

「差を付けるのに苦労しますね。」(5班 班長)

「賃金の査定の結果は、あの、課長段階までいってその結果がどういうふうになったかフィードバックされてないんですよ。」(6班 班長)

「査定の方が楽になった。全員が納得できる資格制度は非常に難しい。不満の声もある。」(製造課長)

このように、両者の間に不断の、「査定」に対しての連絡がない事から、先に指摘したような「配慮」の入りこむ余地がないという点では、企業側にとっては有利であり、第一線監督者にとっては、その結果、職場のまとまりを考えて「査定」をしていくという志向性が生じることになる。このことは、企業側にとっては不断に目標管理による査定の基準を押しつけていかなければならないこと、労働者にとってみれば、自らの企業内、職場内での評価に、自らが、参加していくことこの契機になるものである。「班長に付けたものを見せてもらってくださいよ。……ある程度納得しますけどね……だけど昔ははっきりしていなかったんですよ。それよりはいいと思いますけど。」(5班 一般労働者)

この労働者の発言は、どのようなものであれ、「評価の基準」がはっきりしていたほうが良い、という意味と、「班長に見せてもらう」ということでの評価への参加、というふたつの「能力主義管理」の積極性に対する評価がうかがわれるのである。

以上のような能力主義管理は大企業のそれを分析した熊沢誠氏の指摘するような「成績考課」「情意考課」「能力考課」「自己申告制」「公開性」等の諸点⁽³⁾と対照すれば、明らかに目標管理による「成績考課」、小集団活動・提案制度による「能力考課」、目標管理の「自己申告制」、一部の職場でのインフォーマルな「公開性」などが一定の支持層をもち⁽⁴⁾、そして労働力構成(労働市場)

の多様性を基礎にした多様な労働者に対する管理という固有の矛盾を抱えて中小企業にも存在しているのである。

第四節 下請企業の労務管理と労働条件

H製缶への依存度が高い企業では、ラインの補修のため休日出勤が多いという特徴がある。この点についてW機械の社長は次のように述べている。

「土曜はんどんとか日曜とか全部やってるしょ。でも小さいところ、我々みたいところでそれやられたら、全然ダメなのさ。大きい会社が三連休利用して、機械のメンテやるというときにそういうことやるわけでしょ。時間ないから。だから四連休やるとそのうちにラインの一部つななおすとかそういうときに休んでだら仕事こないわけでしょ。そういうときには休まれない。だから代休は（とれるのか一引用者）ってことになるしょ。代休やってそういうものやったりしたら結局就業規則も何も組めないわけさ。休みを組んでしまうと、GWでも何でも一緒にしょ。そういうときに限ってH製缶は機械なおすと休日出勤になるでしょ。五割り増しだとか付けてると全然あわなくなっちゃうわけさ。」

またK工作所の社長も次のように述べている。「繁期は特にないけど、去年、今年辺りは5月の連休の間に修理するというのが年々少なくなってきてるけどやはりこの期間がいちばん忙しい。……固まって仕事が入ってくる。……休日ってことはほとんどの材料屋さんも工具屋さんも休みなんです。どうしても土曜日機械止めて（修理を一引用者）やるっていったら、もう水曜日辺りから準備しなきゃなんない。2～3年前からH製缶でやるっていったって私らも受け取れなくなってきた。やるとしても他の人がうんといわないから、私と（長男の一引用者）専務しかやれないというような状態だから。」

このように、H製缶が週休二日にしたり年休を増やすという政策をとってもその恩恵を受けるのは本工労働者だけであり、下請企業の労働者は休日にH製缶のラインの補修請け負う機会がふえてゆくのである。くわえてH製缶でもラインの補修に参加する機会が減少するため、それを担当し得る人員が減少し外注化が進行しているという事情もあるのである。同様にM鉄工で岩槻、館林に派遣されている労働者は、ほとんど休日のない生活である⁽⁴⁾。

以上のような企業では残業時間は毎月平均で50～60時間を越える。このように下請企業労働者は長時間労働のうえにM鉄工を除いて休日に割り増し手当てもつかない作業を余儀なくされるという労働条件のもとにあるのである。これは依存率の少ない企業では残業時間が少ない（20～30時間）に比べても低い条件であるといえることができる。

<注>

- (1) この点に関しては栗田健「日本における労働者の価値観と行動様式」『明治大学社会整科学研究所紀要』27-1, 1988年, 21～26ページ参照。栗田氏は職場集団における第一線監督者の役割の基礎を昇進制度との関連でとらえている。本論では労働そのものなかでということ意識している。
- (2) 熊沢誠「日本的経営の明暗」筑摩書房, 1989年, 41～78ページ参照。
- (3) 能力主義管理について、それを能動性の組織化として把握する観点は三山雅子「スーパーマーケットにおける能力主義管理と企業内教育」『北海道大学教育学部紀要』第54号, 1990年, 175～267ページを参照。本論ではそれをより明確に年令、熟練の性格、職場等の指標で能力主義管理の支持層を把握しようとしたが、資料不足で果たせなかった。今後の課題としたい。
- (4) 「出張なんか行くと給料倍くらいになる。日曜もでて働くからさ、毎日残業しなきゃなんない。すごい残業になる。」(M鉄工社長)

まとめにかえて

さて、これまでH製缶グループ下にあるA製作所とその下請企業を対象に下請企業の階層性との関連で労働と労働力構成、そしてME化による労働の変化—特に集団性の側面—に注目して考察を進めてきた。課題と対比してこれまで述べてきたことをふりかえてみると次のことが明らかになったといえるだろう。

まず、系列会社（あるいは一次下請）であるA製作所は、ME機械を大規模に配置しているが、役員派遣や株式所有においてH製缶の直接の支配のもとに組み込まれ目標管理、小集団活動、職能資格制度等の一連の能力主義管理を導入するという状況である。そしてその労働力構成は汎用機を主に担当する中高年（中途採用）層と管理者層である中高年（新卒）層、及びME機械を主に担当する若年、中堅層（新卒が多いが、Uターン組や大卒も目立つ—図表31参照）の三つの層から構成されているのである。そして、若年層を中心に内部養成型の労働者の占める比率はかなり高くなっているといえることができる。

図表—31 A製作所の新卒者の学歴構成

	1987	1988	1989
職別卒(中卒)	0	0	0
高卒(工業科)	5	1	4(1)
高卒(普通)	0(1)	1(3)	0(3)
短大(大学)・職 訓卒・専門学校	1	1	3(1)
大卒	1	3	1
合計	7(1)	6(3)	8(5)

注) ()内は女性
出所) 社内報より作成

それに対し二次下請層では標準時間の設定による外注管理のもとで、その影響の比較的低い企業群である依存度の低い下請企業は労働力においても外部依存性である。そうであるが故に、これらの下請企業においては労働力不足から、移動を繰り返し経験を積んだ万能工の熟練工と若年未経験工や中途採用の定着型若年（中堅）工との組合せによって構成されているのである。また、H製缶の生産、外注管理の影響を受けやすい依存度の高い下請企業では主に移動は少ない万能工の熟練工と家族労働力によってM鉄工のように規模が大きくなるとローテーションによって形成された内部養成型労働力によって構成されているのである。

これらの企業では、ME機械は社長の親族、あるいは役付きで勤続の長い中核的労働者が担当している場合が多い。

次にME化による労働の変化、職場への影響がどのようになっているかという点についてはA製作所を事例に考察した。労働の三規定の考察そのものは本論のなかで述べたので繰り返さないが、ME機械の導入は（可能性として）労働の集団性を発展させる性格のものであったことは明

らかになったといえる⁽¹⁾⁽²⁾。そして、このような内容的側面に加えて作業管理、労務管理的要因によってその集団性は補完されもするし、反対に分裂的に作用するという形態的側面があることにも注目しなければならない。すなわち労働の集団性はこのモメントを含めて考察しなければならないからである。

図表32に示したように職場におけるその特徴の一覧をみると、ME職場では二種類の多能工による構成のもとで、職場秩序が一元的なものとして存在し、小集団活動、提案制度も職場として対応していた。またそうであるが故に二交替への対応に見られるように職場として長時間労働に対応してゆくという傾向も同時に見られたのである。このような職場ではME機械の操作もまずOff-JTで個別的に修得されるが、OJTを介して技能上の伝達、交流、すなわち相互教育的側面を発展させているのである。それに対して混在職場では、二つの多能工に加えて伝統的熟練工も一定存在していることによって職場秩序は二元(多元)的になっており、その矛盾は第一線監督者等に集中して現われているのである。伝統的熟練工によって構成されている汎用機・手作業職場では、ME化の跛行的展開の影響を直接受け不当な待遇のもとに置かれていた。

以上のような職場内での分裂等はそのまま放置される訳にもいかず、それ故に、リーダー層を育成する管理技術教育や小集団活動が積極的に導入・展開されたのである。しかし本論は小集団活動以外の「内容」や管理技術教育の成果や小集団活動が職場でどのように受け入れられているかという点の考察を欠いているし、技能と賃金との対応関係の考察も欠いている。ゆえに、明確に労働者がME化の影響や、管理政策の矛盾をどのように自覚的なものとしてとらえているかという点については描ききることはできなかつた。このような作業は企業内教育の批判のみならず、労働者の「人格性」の把握、労働者意識の把握、労働組合の存立基盤の把握等々にとって非常に重要な「結節点」をなすものであるし、本論では必ずしも統一的ではなかつた労働力構成(あるいは労働市場)と労働過程との論理的連関の別決のためにも必要不可欠である。これは今後の課題としたい。

図表—32 職場類型とその特徴

職場類型 特 徴	M E 職 場	混 在 職 場	汎用機・手作業職場
労働力構成	ME職種 =2種類の多能工	2種類の多能工 +汎用機的熟練工	汎用機的熟練工
目標への対応	職場として対応 =交替→長時間労働	第一線監督者等が 対応 二階→負担の集中	不 明
標準化の度合い	時間として標準化	標準化(ME担当) +未標準化 (汎用機担当)	未 標 準 化
惇 団 活 動 提 案 制 度	まとまりやすい →職場として提案	分 裂	不 活 発 (最近変化)
職 場 秩 序	一 元 的	二 元(多元)的	個 別 的

〈注〉

- (1) このように職場、労働の集団性に注目した研究は、実はすでに紹介した小林謙一氏の整グループの他に古くは中岡哲郎氏（同『工場の哲学』、平凡社選書2、1971年、75～90ページ参照）や、近年では辻勝次氏（同「自動車工場における『集団的熟練』の機能形態とその形成機構」、立命館大学産業社会学会『立命館産業社会論集』、24-4、25-2,3、1989年所収）がある。本論でこれらのすぐれた論考を検討の俎上に乗せなかったのは中岡氏については、「労働の変質を熟練の機械体系への置き換えを軸として考察しようというのが私の立場」（同上書75ページ）であるということから常に労働の質と協業がリンクしない考察になっていることによる。辻氏については自動車産業の分析という制約からか集団性の基礎が実証的には小集団活動の局面に限定されているということによる。本論では果たせなかったが、これらの論者を含めて労働過程における協業、協働関係の考察がこれまでどのようになされてきたかということの総括は今後の課題としたい。
- (2) 本論ではあえて「協業」という概念を用いなくて「労働の集団性」という言葉を使ったのは「協業」の分析が果たし得たのは職場集団内でのことであったということ、ゆえに職場間、工場内での「協業」を重層的構造として描くことができなかったことによる。

地場製造業の企業と労働者の生産・労働—生活過程の諸特質(中)

——北海道十勝・酪農機具製造T社を事例とする実証的研究——

土 田 俊 幸

目 次

序 章 問題の所在	
第1章 T社の発展過程と経営理念	
第1節 地域酪農業の変動とT社の発展過程	
第2節 T社の経営理念——創業者と現経営陣	
第2章 T社の協業組織と労働者層の入社前生活史	
第1節 T社の協業組織と労働者構成	
第2節 各層労働者の入社前生活史	(以上, 前号)
第3章 職場の変容と諸問題	61
第1節 直接部門の職場の変容と諸問題	61
第1項 プレス職場の変容と諸問題	61
第2項 機械工作職場の変容と諸問題	64
第2節 間接部門の現在の仕事と諸問題	66
第4章 労働者層の労働条件上の諸問題と労働組合	68
第1節 各職場労働者の労働条件上の諸問題	68
第2節 労働組合の結成—解散と各層労働者の労働組合の必要性への賛否	71

(以下, 次号)

第3章 職場の変容と諸問題

本章では、現時のT社労働者の労働生活とそこでの諸問題について、第1に、直接部門のプレス・機械工作の2つの職場について、第2に、間接部門の製造管理・営業・サービスの各職種について見ていく。

第1節 直接部門の職場の変容と諸問題

第1項 プレス職場の変容と諸問題

かつてプレス職場は、T社の主力商品であった牛乳輸送缶を生産する主力職場であったが、酪農業の機械化・高度化の進展のもとで搾乳・集乳作業がミルクカー等にかわる中で、牛乳輸送缶の需要はなくなった。そのためプレス職場では、間接部門への配置転換と退職者の不補充とが進め

られて、昭和40年代半ばの最高時25名から現在10名にまで減少している。しかしながら現在でもT社の商品中で最も売上高の大きいウォーターカップやその他のプレス製品の製造が行われている職場である。

このプレス職場には30 t から200 t までの各種プレス機がある。機械化の変化は、「新しい機械はあまり入らず、仕事はかわらない。数年くらい前、トランスファー・プレス導入」(⑩)、「昭和62年10月、シャリング(切断機)がはいる。厚みの物、正確に切れる、楽になる」(⑪)にとどまる。

他方、製品の多品種化の進展により*、次のごとくプレスの金型の段取り替えの増加が進んでいる。

「前は(生産)数を要求された。いまは数が少なく、種類が多く。」(⑫)

「いまは少ない数で、手間かかる、段取り替えばかり。プレスにのっけただけで、すぐ出来るようにしているが、なかなか。」(⑬)

「前は輸送缶なら1回に2~3000個と決まっていたけど、いまだったら5個とかでも段取り替えあるし、型が替わる毎に手間がかかる。型を付ければ5個も1000個も同じ。」(⑭)

* 酪農機具製品それ自体の変化としても、「酪農機具の絞り加工大きくなった。工程数が多くなった」(⑮)という指摘がなされている。

そして、労働者の機械への配置も、固定的であった従来と比べて流動的になってきている。すなわち、「7、8年前は自分の機械は決まっていた。いまは1つのものばかりをやっている」(⑯)というごとくである。

「最近の仕事の段取り(金型)をつけてから、かわることもある。一昨年、1つの仕事を終わらすまでずっとやっていた。最近、人数少ないから急ぐ方急ぐ方へ。「今日はこれが大変だから、これをやろう」と。課長・係長が「こういう物が急ぐ」と(朝礼時に)仕事の割り振り。」(⑰)

さらに、「飛び入りの仕事多い、欠陥品の修理も」(⑱)ということも進んでいる。

こうした仕事や労働者配置の変化の増大に対して、製造一課課長の⑨は、次のように述べている。

「1つの物つくるにも生産計画が会社と(我々とで)くい違い。我々は大量生産、会社は、いる時、いる物を、いるだけ、小ロット生産。1000または100単位で。1日2回の段取り替え。係長・課長が立ち会い製品検査。生産に対する我々の考えだと、プレス5万個が理想。」

そこで、「プレス加工の合理化、1つの製品5回プレスしたのを2回にとり、金型の改善。1工程の作業を減らすのが大きい、5000個単位で流すので。一人1日3000回おとすの大変」。「主に金型の改善がコストダウン、機工の人が2~3人で(自分の所でやる会社、十勝で他にない)。1つの機械に5~6個の金型をのせて1工程で1製品できるように。」

そして現在では、「生産性も良くなった。ウォーターカップは、現在よりも1つの工程、倍の時間かかった。工程減らそう。段取り時間(従来)2~3時間、いま10分にしよう、5分にしよう。朝のミーティングで必ず『昨日、作業して困ったとは?』と聞く。少人数で生産目標を達成するために、朝の朝礼の時に、またいつも作業者と話して」という努力をしている。

そして作業者の側も、「『ここ、こういうふうにしたらいい』というように、自分で直る部分は直している。係長にその都度やりづらい点を言っている（よく会社でも『改善したいところ言ってくれ』というが、その時でないと出てこない）。改善は自分でやる。穴あけ、曲げのゲージを自分で直す。穴あけの落としを（プレスで）抜いたあとゴムで落とすように取り替えたり」（⑮）という作業改善を行っている。また、「自動化している部分もある。決まった物の穴あけ、絞り、機械で“送り”付けてやれるように。昔は何でも手で、いまはなるべく楽するように。旋盤でも型を取りつけるのを簡単につくようにしてくれる」（同）というごとく、機械の自動化・省力化も行われている。

このように製品の多品種化が進む中で、プレスの金型の段取り替え時間の短縮の工夫や工程の合理化がはかられている。しかし、「プレスに型をのつけただけで、すぐ出来るようにしているが、なかなか」（⑯）、「『能率を上げろ』と毎朝言われるが、型が変わる毎に手間がかかる。『能率を上げろ』と言われてもどうしても無理」（⑰）という声もまた作業者から出されている*。

* また他の職場への応援も、以下のごとく行われている。

「スタンション（牛輪）の組立、プレスから5人行った。500台。3日間ずっとスタンション、あと2日くらい、箱詰め、発送。」（⑱）

「11月18～20日（調査時）はプレスの製品も忙しいが、スタンションの組立の仕事の方に応援に行っていた。応援は2回目。」（⑲）

「いろんなこと何でもやらなきゃね。全然やったことないのでもやらされるから大変。定年で人が減って。特に今年、あっち行き、こっち行きが多くなった。それまでやっていなかった仕事をやるのは、年とってるせいもあって神経がひどく疲れる、大変。この日はじめてウォーターカップの箱づくりをしたので神経を使った。」（⑳）

「途中で飛び入りが入る。予定通りにはいかない。向こうの仕事が間に合わないので、応援に行く。」（㉑）

しかし、現在でも1日の作業ペースや仕事量は、以下のごとく労働者自身がある程度の裁量を持ち、休憩も「自分で好きな時に休める。一服したい人はする」（㉒）というものである。

「1日にプレスする量は、体の調子によって決める。数は決まっていない。人によってペースいろいろ。そんなに遊んだりもしないし、年齢差もあるし、同じには出来ない、人によって違う。体悪ければやっぱり。」（㉓）

こうした仕事のあり方と職場における管理とに係わって、「課長さんは旋盤からまわった。プレスのことには明るくない」（㉔）ということから生じる問題がある。ある労働者は次のように述べている。

「前の課長は先頭になって仕事する人、真っ黒になって仕事をした。いまの課長はプレスの仕事は他から来たのでよく知らない。前の課長は自分が先頭になって仕事をしたので、こちらも一生懸命やらないと。各自の生産能力もしっかり把握できていて、今日はいくつ生産できたかと、終わったあと聞いてまわった。普段よく仕事をするかどうか分かっているの、タバコ一服していても何も言わない。それに対して、いまの課長は、誰がどのくらい生産できるか分からないので、毎日、今日の生産量を用紙に書いて出すように（工務課がチェックする）と言うが、それ以上は言わない。こちらとしては楽だが、張り合いは前と比べてない。仕事をする、しないで評価されない。課長がかわってから職場ガラッとかわってサボルのも出てくる。課長が来た時だ

け、いる時だけ一生懸命仕事する。X係長は一生懸命仕事するが、しゃべるのが上手じゃないので。いまは会議でしゃべれないといけない。僕は信頼しているが、口のうまい者の方が上司の受けはいい。ふだん仕事しなくても課長が来ている時は仕事するので、課長の覚え良く、賃金も少しいいのではないかと思う。」

この労働者は、「仕事をよくする・仕事ができる」の基準について次のように述べている——「仕事をよくするというのは、常に改善を考えて、少しでも生産数を上げようとする。仕事しない者は、上から言われたことしかやらず、全然改善を考えないから生産数も上がらない」と。

このように、現在の課長が他の職場から来たため、プレスのことをよく知らず、職場の労働者の管理が十分にはなしていないことが窺われる。

また別の労働者は、次のように述べている。

「新しい課長が来てから一度、設計からきた図面のことについて、よく分からないところを課長に相談してその指示通りにやったら失敗して、それを課長は『彼がひとりでやったんだ』と言うんで、ひどい目にあった。穴を開けたところから5ミリのところでプレスで曲げる指示で、それをやったら“かえて”しまうのでどうかと聞いたら、課長は指示通りにやれということで、やって失敗。以来、課長には相談しないで、図面の分からない点は直接設計に聞くようにしている。前の課長は、作業者が失敗しても職場の中でカバーして、事務の方へはもらさなかった。いまは失敗したら自分の責任となる。最近は課長もプレスの仕事を見様見まねでするようになって、少しは分かるようになったが。」

もっとも、この最後に、「最近は課長もプレスの仕事を見様見まねでするようになって、少しは分かるようになった」と労働者が付け加えている通り、以上にみてきた管理上の諸問題は課長⑨の責任というより、まったく別の職場（機械工作）からプレス職場の管理職として配転させた会社側に責任のおおもとがあるといえよう（そこには、中小企業における中間管理職の人材難・人材養成の問題が係わっているともいえる）。

第2項 機械工作職場の変容と諸問題

機械工作職場は1960年代後半以降の酪農機械の大型化・高度化のなかで拡張されてきた職場で、現在、ミルカー、フォーレージプロアー、サイロアンローダーなど搾乳・給餌システムのさまざまな酪農機械の部品製造・組立、またプレス金型などの製造が行われている。この職場労働者の現在の仕事内容は、表3-1に見る通りである。機工班内での作業のほかに、「旋盤、フライス盤、溶接その他何でも。作るものは指示によってバラバラ。二課の中でのいろいろな応援」(㉑)、「二課で組立、溶接。2人で組立と鉄工を往復している。仕事によっては、一課・二課を動いている」(㉒)というように、機械工作班を越えて、二課内での仕事や応援、さらに仕事によっては一課までいくことも行われている。

この機械工作職場では、まず第1に、昭和50年代にNC旋盤などが導入されて生産性向上が進んでいる。すなわち、「精度の高い製品をつくれるようになった。生産性が高い」(㉓)、「2人で1日かかった作業を1人でやってしまう」(㉔)というごとくである。そして、「1台の機械についていたのが、自動化して(1人で)2～3台持つ。作業能率が良くなる」(㉕)というように、自動化された機械の多台持ちも進んできている。

しかし、同時に、「人員削減、NCを2人でやっていたのが、その後、1人になった」(㉖)、「『合

表 3 - 1 機械工作班労働者の仕事内容

課長⑱	課長業務。現場仕事もできる範囲で手伝う。
係長⑳	旋盤、フライス盤、溶接その他何でも（NC旋盤以外はすべて扱える）。
〃㉑	輸入酪農機械の組立・修理、溶接（旋盤等の機械は担当せず）。
〃㉒	各種の部品製造。
〃㉓	プレス金型の設計・施行（特殊技術が必要、一番難しい仕事）。
㉔	ミルカーの部品製造から組立まで。
㉕	旋盤・ボール盤・セーパーを使って部品加工。
㉖	NC旋盤専門で数の多いものの製造。
㉗	プレス金型の製造。

資料：実態調査より

理化』『合理化』で人もいなくなる。2人でやるものも1人でやる」(㉗)、「以前と比べて人数は半分になったのでは」(㉕)という「合理化」も進んできている。

第2に、受注生産の傾向を強める中での生産計画の変更や作業の応援の増加に係わって、次のような問題が職場では生じている。すなわち、「2年前から納期のせまっている所に人員を振り向ける。1人くらい抜いてもいい所から、人を振り分け、配置をする」(課長⑱)ことが進む中で、「命令が先にくる。上の人間はラインの動かし方を知らないので、動きがバラバラになり、赤字になる。現在は（機械操作が）出来ても出来なくても応援に行かされる。また図面だけが先にきて、どの機械を使うか、どこで加工するかはつきりせず、混乱。仕事の流れが悪い」(㉕)という問題が生じている。そのため、「(仕事の)張り合いがない。ある金型つくってても、それが途中で他のことやらされる」(㉗)というごとく、労働者のモラルの低下も招いている。

この背後には、指揮命令系統の不十分さが存する。機械工作係では、金型製作、部品製造、組立等の各作業工程毎に係長が1名ずつ計4人置かれているが、多品種の部品製造の変更、また機工班内外への応援などが増えるに伴い、指揮命令系統の混乱が生じている。すなわち、「組織をもう少し明確にしていきたい。例えば、係長の責任薄い、与えられていない。名前だけ。それに続く従業員が上司が誰だかわかってない。仕事が多彩で変わるから。自分の部下だと思いと面倒みるが、流れがつかない。仲間3人で話し合う」(㉔)という問題である。

第3に、現在の労働過程の特徴を見ると、プレス職場と同様に、1日の生産数は労働者のペースに任せられている。すなわち、「1日に何個つくるか、数量は自分のペースで決める」(㉖)というごとくである。また同じく休憩時間も、「適当に休みをとれる」(㉓)、「一服は個人でする」(㉗)というように、労働者自身の裁量でとれるものである。そして作業方法や仕事の段取りに関する裁量を与えられるなかで、機工班の労働者は、次のごとく自ら作業改善、工程合理化に努めている。

「いま思っているのは、旋盤でやっていることをプレスで出来ないか。旋盤は難しいが、プレスだと女でも出来る。」(㉒)

「上の方から『次こうしたら』という意見がでると、工程の合理化をする。具体的に仕事の段取りを考えている。魅力ある」(㉓)

「図面があれば、そのまま任せられる。ある程度ポイントだけ聞いて、後は任せっきり。プレスで金型を作っている。相手に使いやすいように、能率よくやるのが上の考え。2工程を1工程でやるようにするとか、やっぱり考えますね。「こういう物つくってくれ」といわれて作るだけなら楽なんだろうけど。金型の型はあるけど、作り方は自分で考える。」(㉗)

しかし、このように労働者が自ら作業改善・工程合理化を考える機械工作職場においても、技能・資格取得に会社が制度的に取り組んでいないため、労働者の意欲を十分には引き出し得ていない問題が、次のごとくある。

「待遇がない、資格手当等。国家試験に挑戦してもない。後輩も意欲わかない。」(㉘)

「資格をとっても全然優遇されない。」(㉙)

「フライス盤の級、国家認定のを取りたいが、帯広松下は会社で取らせる。T社は個人任せ。」(㉚)

以上のように、両職場とも「合理化」によって人員削減が進行し、また多品種化によって仕事の手間もかかるようになってきているが、そうした中で、機械工作職場はもちろんのこと単純作業のプレス職場においても労働者自身が仕事上の裁量をもち、改善に努めている。しかし、管理体制や資格認定の欠如の問題のために、こうした労働者の意欲を十分には引き出し得ていない問題点を指摘できよう。

第2節 間接部門の現在の仕事と諸問題

T社では、昭和30～40年代においては創業者である現会長の絶え間ない製品改良とコストダウンによって牛用給水器、牛乳輸送缶等の分野で他社の追随を許さず、農協を通じて独占的に販売することによって、「商品が営業マン」として営業係を置いていなかった。また昭和50年代のサイロ建設の際には酪農家からの注文に追いつかず、T社の方から一方的に注文を断るなどして「殿様商売」と酪農家から批判されても意に介さない業績の大幅増があった。しかし、サイロ建設ブームが去ってT社の業績が大幅に落ち込んだ昭和50年代末以降、T社では営業活動に本格的に力を注ぎ始め、また新製品開発も強化している。

はじめに、製造管理課の業務内容を見ると、表3-2のごとくである。開発・設計と生産管理とに大きく分かれ、開発・設計では自動給飼システム等の各酪農家に合った設備設計・施行も行

表3-2 製造管理課労働者の業務内容

①	〔課長〕開発、工場管理、資材発注、製造計画。
②	設計。コンピューター牛群管理システム（キャトルコード）の操作盤製作。
③	設計・開発、資材調達、工場の設備保全。キャトルコードの操作盤製作・修理。
④	工程管理。製図。資材発注、在庫管理。サービス係の人手不足の際の手配。
⑤	製図。キャトルコードの操作盤製作。材料手配。工場の電気の保守。
⑥	製図（サイロアンローダーや牛舎の設備の施行図）。
⑦	製図・設計。（調査時はサービス係等へ応援）。
⑧	工場管理（コンピューターによる管理）。

資料：実態調査より

われており*、「納期に間に合わせるよう、日々その日の目標を自分で決めて製作を進めてい」(⑤) っている。しかし、人員不足のもとで「納期がきまっているから忙し」(②)く、納期前には残業や休日出勤も行われている。この設計に係わっては、「図面の管理が多品種少量生産で多い。図面が複雑で、図面がおろそかになる。若い人を製図専門にした方がよい」(③)ということが指摘されている。また、品質管理に係わっては、「以前と違って商品の数が倍になっているので、現在のスタッフでは手がまわらない。悪い商品が出てしまって客から苦情も出る。人が少なく、オーバーワーク」(③)と指摘されている。

* 製品開発に係わって、「ミルカー(搾乳機)は生き物相手で難しい。牛が乳房炎にならないよう、細かい面倒が必要。自分が牛を飼った経験ないし、実際に牛に与える影響がわからない。こちらで、これでいいなと思っても、酪農家で文句を言われることもある」(⑥)とも指摘されている。

次に、営業課(営業・サービス係)をみると、まず営業係労働者の仕事内容は、「帯広管内、北見、紋別にも出向く。新規のお客の所にとび込んで。1日平均6軒、1軒1時間くらい機械・商品の説明、利点など。近くでT社のを入れている農家に案内したり。新しいものを紹介したり、お客のアイデアでつくるものもある」(⑨)、「製品を売る以外に、お客さんの要求に合わせたものをつくる。お客さんの話を聞いて、案、見積もり、見取り図を書き、管理課で製図をしてもらう」(⑩)というものである。しかし、「悩みはものが売れないこと」(営業課長⑪)で、労働者にとっては「月500万、年6,000万円の(売上)ノルマをかけられるので、『ものを売らなければ』というプレッシャーになる」(⑫)。

次に、サービス係労働者の仕事をみると、十勝管内を3地区に分けて係長以下3人で担当していて、⑬は十勝の11町村の他に、札幌近郊も受け持って自動搾乳システム等のメンテナンスや試運転の仕事をして、「修理は頻繁には入ってはこないの、暇なとき営業もしている」。さらに、「忙しい時で年に2、3回、4～5日石川県、滋賀県」にも出張している。

「工場は定時で終わるが、うちらは定時に帰ることない。修理もの入ると、その日のうちに直さないと(搾乳に困る)。平均で夜8時半から9時、遅いとき明け方3時、5時になることもある。朝は定時でも帰りはいつになるかわからない。朝も早いとき午前3時、ミルカー関係もやっているの、早朝の搾乳でスイッチ入れて動かないと(酪農家から)電話が自宅にかかってくる。去年12月31日に電話きて元旦に豊浦まで60km修理に行く。正月、盆も関係ない。」(⑬)

また、サイロ機械の修理の際には、「サイロの高い所に昇るのでケガしないように。『落ちたら即死ですよ』といわれる。うちの会社でも一人落ちて」(同)というように、危険を伴う作業もしている。

このような営業・サービス労働者からは、「新しい製品つくるとすぐ壊れる、客の苦情。よそのメーカーと比べても壊れやすい」(⑭)という新製品開発・品質管理の問題、「納期が非常にルーズ、客から苦情が出る」(⑮)という問題が指摘されている。

また施設部の労働者は、牛舎・サイロなど酪農施設の建築のさいの下請組の現場監督に携わっているが、次のような問題が指摘されている。

「現場へ行くと下請の人は働くんですけど、思ったのは、(T社は)農機具屋だから建築の仕事をわかっていない、経営陣は一席設けるといふことを知らない。現場の接待に金をつけない。『自腹で一席設けろ』と言う。現場がうまく進むためには自分でそうしてきた。下請の人にジュースをあげるとかしてあげたい。下請の人は入ってきた金は100円、10円でもしまい込む。自分は下請の人に『仕事をしてもらっている』と考えているが、上の人は、『仕事をさせてやっている』と考えているところがあると思える。現場のことをよくわかっていない。」
(95)

以上のように、間接部門では、納期前や機械修理の際の残業・休日出勤、また品質管理のための人員不足の問題、そして、下請組の現場監督上の問題、等が指摘されている。

第4章 労働者層の労働条件上の諸問題と労働組合

前章では、T社の職場の変容と現在生じている諸問題について直接部門と間接部門のそれぞれについて見てきたが、本章では、こうした中で各職場労働者は、労働条件上の問題として何を指摘しているのか、そして、それに対する解決志向を、労働組合の必要性についての賛否から見ていこう。

第1節 各職場労働者の労働条件上の諸問題

現在のT社労働者の残業時間・休日出勤は、直接部門では、「残業はよほどのことがない限り、会社としてしないようにしている。忙しい時でも1日1時間くらい。休日出勤はまったくない」(一課課長⑨)。それに対して間接部門では、営業係では営業手当(月2万5千円)がつく代わりに超勤手当はなく、サービス係では「残業は50時間で打ち切りで代休に振り替わる。休日出勤はびっしり、しばしばある。祭日も誰か他の人がでている」(33)というものである(各層の賃金額とその評価については、次章で詳述する)。

それでは、各職場労働者が指摘する労働条件上の問題点は何か(表4-1)。「収入が少ない」ことが15名(42.9%)から、「休みが取りにくい」ことが14名(40.0%、特に製造管理労働者)からあげられている他に、間接部門を中心に「賃金形態の問題」・「仕事がつい」・「残業・早出が多い」という問題が、直接部門では「人間関係」(二課では「技能資格」)の問題があげられている。これらの問題点のより具体的な内容は、以下の通りである(「収入が少ない」問題については、

表4-1 労働条件上の問題点

		収入が 少ない	賃金 形態 の問題	残業・ 早出が 多い	休みが 少ない	休みが 取り にくい	労働 環境 が劣悪	勤め先 が遠い	仕事が きつい	仕事が 難しい	技能資 格上の 問題	人間関係 がうまく いかない	特 に ない	N	A
直	製造一課	4(40.0)				3(30.0)	1	1	1			3(30.0)	2(20.0)	1	
接	製造二課	5(55.6)	2(22.2)			2(22.2)					2(22.2)	4(44.4)			
間	製造管理	1	3(37.5)	1		6(75.0)	1		2(25.0)	1					
接	営業・施設	5(62.5)	2(25.0)	2(25.0)	1	3(37.5)	1		2(25.0)				1		
	計	15(42.9)	7(20.0)	3(8.6)	1(2.9)	14(40.0)	3(8.6)	1(2.9)	5(14.3)	1(2.9)	2(5.7)	7(20.0)	3(8.6)	1(2.9)	

注) 複数回答

資料: 実態調査より

次章で詳述)。

まず第1に、「賃金形態」と「休みを取りにくい」問題について、次のように指摘されている。

- ・(一課)「有給とると皆勤手当(月2日分)とぶ。1日休んだだけなら1日分付く。日給月給で、早退しても引かれた。1日休むと皆勤とぶので、結構休む。去年、1週間位風邪で。」
- ・(一課)「休めば(日給月給で)引かれる。人が少ないし。」
- ・(二課)「年25日有給、まるっきり取らない年もあるし。」
- ・(管理)「日給月給。基本給決まっている、風邪で1日休んだだけで差し引かれる。1ヵ月休まなければ、皆勤給(2日分)出るが、休めばそれも出ず、2日分とぶ。」
- ・(管理)「日給月給。休めばそれだけ減って。官庁関係は有給を全部使うが。」
- ・(管理)「“有給”を使うと皆勤手当が差し引かれてしまうこと。」
- ・(営業)「日給月給、有給あっても休むと皆勤手当とぶ(2日分、1万2千円)。有給消化できない。扶養手当少ない。」
- ・(営業)「有給取れないようになっている。皆勤手当月に1万6千円、休んだら減らされる。有給40日くらいあるが、取れない。」
- ・(サービス)「日給月給で休むと引かれる。1回休むとずっと休んじゃえと。工場長以上は月給で、休んでも引かれない。」
- ・(施設)「有給もらって取ると、皆勤手当が。」

以上のごとく、日給月給制の賃金形態(工場長以上が月給制)に皆勤手当が付いていて、その皆勤手当が有給休暇の取得の際にも差し引かれるため、有給休暇を非常に取りにくい問題が、直接一間接部門を問わずどの職場の人たちからも指摘されている。

第2に、職場人員が少ないことから「休みを取りにくい」という問題が、次のように指摘されている。

- ・(一課)「忙しいから全然取れない。許されない。50年間も『休んだら明日から来なくていい』。」
- ・(一課)「自分の用足しする人には不便。休めば自分の仕事が遅れる。」
- ・(二課)「休めないですね、もし休んでしまったら、うまくやれるだろうか。責任感。かえってそれが悪いかもしれんが。」
- ・(管理)「お客さん相手に納期に間に合わせるため。」
- ・(管理)「人数少ないから休日出勤。」
- ・(管理)「人に迷惑がかかる。」
- ・(管理)「一人しかいないこと。」
- ・(管理)「有給取らない、まわりのため。」

このように、直接部門の職場では人員数が少ないため、また管理課の職場では「納期に間に合わせるため」・「一人しかいない」等の理由から、とりわけ管理課労働者からこの問題が多く指摘されている。

第3に、「賃上げ」問題に関して、次のように指摘されている。

- ・(二課)「昭和55年まで順調上がっていった。毎年、月で1万円くらい上がっていった。ここ2,3年、1日100円(の賃上げ)、300円の人もある。言えないことが一番つらいところ。昇給、ボーナス、個人によってバラ

ツキある。賃金、会社三役の心ひとつで決まる。(前に)病気で倒れてボーナス半分になって、それから上がらない。」

- ・(二課)「日給月給はひっかかる。アップの仕方わからない。給料の頭打ち。仕事に合わせて給料を払うべきだ。誰にでも出来る仕事を給料の多い人がやったら、赤字になる。」

このように、「昇給、ボーナス、個人によってバラツキあり」、「アップの仕方わからない」「会社三役の心ひとつで決まる」という問題が指摘されている。

第4に、「残業・早出・休日出勤が多い」ことが指摘されている。

- ・(管理)「酪農は1年間365日相手、正月でも出ていく。」
- ・(サービス)「早出もあり、パイプラインが故障したら「3回に1回乳が搾れないので」朝6時頃「動かないから来てくれ」と(酪農家から)いわれて、行く。3、4月が暇、9、10月が忙しい。」
- ・(サービス)「仕事の宿命で仕様がな。有休44日もあって、会社もあきれ返っている。残業50時間以上で打ち切り、代休に振り代わる。祭日は誰か他の人が出ている。休日出勤びっしり、しばしばある。ひどい時、休みが2ヵ月くらい取れない(それから見たら、いまは少し楽)。」
- ・(施設)「現場に入ると、朝1時間、夕方2時間半の残業がほとんど毎日つく。年間通して(同じくらい)あればね。」

このように、残業・早出・休日出勤が非常に多いことが、「酪農は1年間365日相手、正月でも」顧客(酪農家)の酪農機械の保全・メンテナンスを行わなければならないサービス係労働者から指摘されている。また施設部労働者からは、現場仕事の時の早出・残業も指摘されている。

第5に、直接部門の職場では、「人間関係」の問題が指摘されている。

- ・(一課)「同じくらいの人との人間関係が苦勞する。」
- ・(一課)「人間関係がうまくいかないのは、どこの会社でも同じ。」
- ・(二課)「人間関係やむを得ないなあと思っている。従業員が寄り添ってくる。それを上によつけれないし、ゴマをすることも嫌だ。」
- ・(二課)「会社の雰囲気はダレている。課長が強く言えない。言いたいのが年功序列をとっているため、課長さんでも仕事かわからないことある、まるく収めようとしている。その結果、ダレにつながっている。」
- ・(二課)「手ばなして話が出来ない。」

この「人間関係」の問題に関して、二課課長⑨は次のようにいう。「人間関係が難しい。年とった人、若い人もいる。年数があっても技術がない人もいる。その仕事に応じて、一番 better な人に、若くても頭(リーダー)になってもらって仕事をしている。」このように、技術を要する二課機工班では、年齢と技能序列が十分には対応していないことが職場の「人間関係」の問題となって現れている。これに対して、単純作業の一課プレス班の場合は前章第1節で見たごとく、「課長は旋盤からまわった。プレスのことに明るくない」ため、「課長は、誰がどのくらい生産できるかわからない(から)…仕事をする、しないで評価されない…(そのため)口のうまい者の方が上司の受けはいい。ふだん仕事しなくても課長が来ている時は仕事するので、課長の覚え良く、賃金も少しいいのではないかと思う」という問題が存していた。そして、ここには先に見た「昇給、ボーナス、個人によってバラツキあり」、「アップの仕方わからない」「会社三役の心ひとつで決

まる」という賃金査定の問題が、その背景には存しているのである。

その他に、次のような問題が指摘されている。

●仕事がつつい

- ・(一課)「毎日ではないが、昔だったら重たい物だったら、二人でやる。50歳だったら何とかなるだろうが、年を取るとこたえる。」
- ・(管理)「休みには休みたいし。外仕事に行く時はきつい。札幌日帰りはきつく、朝6時で帰り夜9時10時、月に2回位。」
- ・(サービス)「高い所(サイロ)での作業。」

●労働環境が劣悪

- ・(一課)「冬、ストーブ寒い、一番つらい。リフトで出入りする(から外の冷気が)。」
- ・(管理)「(コンピューター)専用の部屋を設けてくれない。コンピューターが駄目になる、ほこりで。土足の所でやっている。」

●技能資格取得とその手当の問題——二課機械工作班(前章第1節第2項参照)

●特殊作業手当の必要

- ・(管理)「仕事に見合った手当がもらえない。危険な仕事が多い。応援に行って、(サイロの)高所作業、10~20m。多少びっしり入る仕事の時はでるが、出張しても損になる、足がでることが多い。旅費が出るだけで。特殊な作業をやっている者の手当を出してくれると楽。」

第2節 労働組合の結成—解散と各層労働者の労働組合の必要性への賛否

こうした諸問題を解決する労働組合は、T社には存在しない。かつて労働組合結成の動きが2、3回あり、昭和40年代末には一時、組合が結成されたが、4名が解雇されて解散に追い込まれている。当時、組合結成の中心を担ったある労働者は、その経緯について次のように語っている。

「昭和47年に組合ちゃんをつくって3年くらい続いた。最終的に公然化し、ビラ配りもした。20人近く入り、年寄りもなかにはいた。合同労組で、最初各分会、商業や金属分会、1名ずつ執行部へ。でも、うちは個人会社で、労組つくってもダメ。従業員も年功序列で首切られると職失う。(全従業員の)半分くらいいたら……。賃上げ、ある程度成果あったが、みんなわかってくれない。20名足らずでつぶすなら今のうちということで。会社は組合恐ろしいから、会長、けむたいのを4人位やめさせた。組合の本部執行部担当で主にした人もやめていった。組合解散する時、オレ一人しか残っていない。オレで整理してやめた。やめる時、残念。(自分は)組合つくってやめたら、「なんだ、つくってやめたのか、ざまあみろ」と見られるのが嫌で(会社はやめなかった)。独身時代で、一番充実していた時。いまは会社は鉄鋼回答を目安に賃上げ。」

他の労働者たちは、労組結成・解散の経緯について次のように述べている。

- ・「10年くらい前、一時若い人が労組をつくったが、4人クビになる。落書き、ビラ。給料しぼられて嫌がらせ。しようと思った時につぶされた。あとの人はのらない。」
- ・「過去に1回だけある。昭和50年くらいかな。自然にダメになった。給料ですとか、職場改善ですね、話し合いで終わりましたけどね。10人いるかいないかだったけど、ほとんど若い人だけだったね。2人くらい先輩が酒飲み会の時、「お前、ちょっと来いや」と。楽しいというより大変なことに巻き込まれたという感じの方が多かった。(なくなったのは)会社の影響だろうな。年配の人が多いですからね。会長が直接抑えたわけで

はないが。」

- ・「一時あった。上の方からの圧力でつぶされた、昭和56年頃。二課の若い方。入って間もない時期だったので。組合はうやむやになった。自然に消滅した。」

では、労働者たちは、現在の労働生活上の諸問題の解決をどうしているのか。そして労働組合の必要性については、どのように思っているのか。それを見たのが、表4-2である。まず、「会社と交渉したいと思った経験」について主要な回答を取り出すと、次の通りである。

- ④「賃金向上、安全靴支給せよ。係長・課長と相談し『その方がいいんじゃないですか』と。会社はすべてをわかっているわけではないから自分たちから話を持ちかける。」(製造二課)
- ⑤「出張手当の関係、課長を通して工場長と交渉する。」(製造管理課)
- ⑥「思っても個人経営、ワンマン経営、直接言ったことはない。会長が社長の時、上司のメンバーが交渉したことある。昭和40~45年の間ごろ。年に2回給料上がった。先輩が不満持って『会長に言わないならやめる』と工場長、専務に話す。最高の時代だった。カップ、スタンションなど飛ぶように売れた。150人位いた頃。」(製造二課)
- ・「賃金、会社へ持っていっても引き受けない。労働条件は『職場内で解決しろ』という方針だから。」(製造一課)
- ・「(組合)ないから仕様がなしと思うけど、皆あるのでは。」(製造一課)
- ・「出張手当など会社の決めてきたところをそのまま従わねば。いいも悪いも会社の言いなり。飲みに行ったりしたときに話したりするけど。」(製造二課)
- ・「会社任せ、ぶつぶつ言うだけ。」(製造二課)
- ・「したいと思っているが、やったことはない、会社の特質で。会社への不平ではなく、こうしたら良いだろうという意見。」(製造管理課)
- ・「組合ないから無駄だなと思って言わない。」(製造管理課)
- ・「個人会社だから、そう言えない。いま労働者は弱い。意見が述べられるようなものであればよい。」(営業・サービス・施設)
- ・「ないですね。賃金は上げてほしいと思うけど。」(営業・サービス・施設)

まず、製造二課の④は、「賃金向上、安全靴支給せよ。係長・課長と相談し……自分たちから話を持ちかける」とし、製造管理課の⑤も「出張手当の関係、課長を通して工場長と交渉する」としている。しかし、他の大多数の人は、「賃金、会社へ持っていっても引き受けない」ので、「組合ないから無駄だなと思って言わない」。そして、「いいも悪いも会社の言いなり。飲みに行ったりしたときに話したりするけど」、「会社任せ、ぶつぶつ言うだけ」、「(組合)ないから仕様がなしと思うけど、皆あるのでは」となっている。⑥が言っているように、かつて昭和40年代の会社の成長期に、「会長が社長の時、上司のメンバーが交渉したことある。昭和40~45年の間ごろ。年に2回給料上がった。先輩が不満持って『会長に言わないならやめる』と工場長、専務に話す。(会社は)最高の時代だった」ということもあったが、現在では「飲みに行ったりしたときに(仲間)話したりするけど」「ぶつぶつ言うだけ」「賃金みんなグチいうだけ」という“閉塞状況”になっている*。

* T社では「工友会」という従業員の親睦組織がある。その活動内容は、冠婚葬祭、忘年会、退職者の送別会等である。「工友会」を通じての会社との労働条件に関する交渉ということは、一切ない。

それでは労働者たちは、労働組合の必要性については、どのように考えているのか。表4-2(イ)に見るごとく、現在でも直接・間接部門を問わず6割近くの者が労働組合は必要であるとしており、組合は必要ないと言う人は2割に過ぎない。労働組合が必要という人たちの主な回答理由は、以下の通りである(表4-2(ロ)参照)。

- ・「あればそれに越したことはない。組合ないから会社の言いなり。」(製造一課)
- ・「従業員との話し合い、一方的でなく。不満を解決しなかったら仕事に差し障り。」(製造一課)
- ・「賃金、仕事の改善も会社はお金をかけたくないだろうし。だけど年寄り多くて、少し人数増やしてほしいと言っても人件費高いと言って増やさない。」(製造一課)
- ・「交渉権を得たい、いま言われればなし。経営・組織体系、いまは言われるまま、従業員として言えない、かわいそうだと思う。……それこそ会長の哲学で『働かない者は食うな』だから給料も日給。」(製造二課)
- ・「いまのままじゃ、まとまらない。あまりにもわがまま過ぎる、個人自体が。」(製造管理課)
- ・「賃金でなく労働条件が。従業員ですから上司に従うしかない。極度の強制の改善、カバーしてもらえらるなら組合があった方がよい。ある日の夜、突然『朝、出張して下さい』と。民間人のつらさ。」(製造管理課)
- ・「少しでも労働条件、賃金体系を。労働者をもっと考えた上でのものにしていくためのところ。」(製造管理課)
- ・「なかなか言えないというのが現状。景気が少しでも向上けば、違ってくるかも知れない。賃金配分の適正化は望む。決算期に決算がプラスだったら、それは決算手当とするべき。好景気がくっついてきても内部蓄積という名目でそう社員に還元されていないし、あと工場の労働条件、照明、暖房の不備がある。もっと良くしなければ若い人(T社)に入れても2、3日でやめる。」(営業・サービス・施設)
- ・「いろんな面でいいと思う。組合つくるの労働者の権利だから。労基法で定められている。文句、我々言っても効き目ない。やっぱり今の経営陣、外を見てきていない。労組出来るまえにつぶす、2~3回あったそう。我々言ってもバラバラの意見でしかない。やっぱり組合なりの力借りてやらないと。別に組合いいというわけではないが、多少なりとも動かすとすれば。」(営業・サービス・施設)
- ・「会社をつぶすような組合だと、無い方がいいけれど、それでもやっぱり会社と交渉しなきゃなんない。」(営業・サービス・施設)
- ・「いろいろ交渉ごとが出来るという意味ではあった方がよい。いまのままでは会社の一方的押しつけということもある。」(営業・サービス・施設)
- ・「同族会社だから言いたいことも言えないので、言えるようなのがほしいな。個人が言えないこともある。上

表4-2(イ) 労働組合の必要性について

		必要	どちらとも いえない	不要	N A
直	製造一課	5(50.0)	2(20.0)	3(30.0)	1
接	製造二課	6(66.7)	1(11.1)		2
間	製造管理	4(50.0)	1(12.5)	3(37.5)	
接	営業・施設	5(62.5)	1(12.5)	1(12.5)	1
計		20(57.1)	5(14.3)	7(20.0)	4(11.4)

資料：実態調査より

表4-2(ロ) 労働組合の必要性について

	会社と交渉したと思った経験	労働組合の必要性(○必要, △どちらともいえない, ×必要ない)
製造一課(プレス)	<ul style="list-style-type: none"> ・NA ・NA ・ナシ ・賃金, 会社へ持っていっても引き受けない。労働条件は「職場内で解決しろ」という方針だから。 ・NA ・(そんなことしたら)クビになる。 ・ないから仕様ががないと思うけど, 皆あるのでは。 ・ナシ ・やっぱり1年に1回位, 会社全体で。日帰りでもいいから他の工場へ見学もしてみたい。 ・NA 	<p>×-労組できるとやはり仕事面で体制変わってくる。賃金, ボーナス, 仕事の内容も違ってくる。組合あってプラスだということ思い浮かばない。賃上げは会社の利益なくて出来ないし。T社あって自分たちの生活ある。企業大きくしていかないと。会長の言葉ひとつで動く会社だし。</p> <p>NA</p> <p>○-あればそれに越したことはない。組合ないから会社の言いなり。売り上げないと自分にもどってこない。</p> <p>○-給与関係。</p> <p>○-従業員との話し合い, 一方的でなく。不満を解決しなかったら仕事に差し障り。</p> <p>×-組合員になったら明日からクビになる。「絶対につくいな」と言っている。</p> <p>○-賃金, 仕事の改善も会社はお金をかけたくないだろうし。だけど年寄り多くて, 少し人数増やしてほしいと言っても人件費高いとって増やさない。</p> <p>×-組合あったら。ないからには関係ない。</p> <p>△-いままでであった方がいいと思ったけど, もう2, 3年で定年なので, どうでもいい。</p> <p>○-何つくってもつぶされる。あれば良いが, 実際はつけれない。</p>
製造二課(機械工作)	<ul style="list-style-type: none"> ・NA ・思った。 ・出張手当など会社の決めてきたところをそのまま従わねば。いいも悪いも会社の言いなり。飲みに行ったりしたときに話したりするけど。 ・賃金向上, 安全靴支給せよ。係長・課長と相談し「その方がいいんじゃないですか」と。会社はすべてをわかっているわけではないから自分たちから話をもちかける。 ・思っても個人経営, ワンマン経営。直接言ったことはない。 ・会長が社長の時, 上司のメンバーが交渉したことがある。昭和40~45年の間ごろ。年に2回給料上がった。工場長, 専務が話す。先輩が不満持って「会長に言わないならやめろ」と。最高の時代だった。カップ, スタンションなど飛ぶように売れた。150人位いた頃。 ・以前はあったが, いま自分たちでそういうこと言う人間はいない。 ・ナシ ・会社任せ, ぶつぶつ言うだけ。 	<p>NA</p> <p>○</p> <p>○-ないよりはあった方がいいと思う。</p> <p>△-あればあるできちとした形で出来るが, 今なくても要求が課長を通じて通っているの。</p> <p>○-規則を統一させるための組合ならば。</p> <p>○-交渉権を得たい, いま言われればなし。経営・組織体系, いまは言われるまま, 従業員として言えない, かわいそうだと思う。組合は世の中にストとか反対する組合でなく, 社会に参画するのではなく, うちの中で交渉するもの。それこそ会長の哲学で「働かない者は食うな…」だから給料も日給。</p> <p>○-自分たちの会社にあった組合。</p> <p>NA</p> <p>○-労働組合あってもいいのに。昔はつくろうという動きあった。やったらチョンだよ。身内のつよい所。わが身かわいいんじゃないですか。年いった人多いですからね。いまの不景気で首になったら大変だということで。</p>
製造管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・NA ・ナシ 	<p>○-いまのままじゃ, まとまらない。あまりにもわがまま過ぎる, 個人自体が。工友会やっていても「私は行く, 行かない」で, 最後までもめる。信じられないことでもめる。</p> <p>×-なければないでよい。あっても, 交渉しても妥結しなければもとのもくあみ。なくてよければ, それでよい。</p>

	会社と交渉したいと思った経験	労働組合の必要性(○必要, △どちらともいえない, ×必要ない)
製造管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・したいと思っているが、やったことはない。会社の特質で。会社への不平ではなく、こうしたら良いだろうという意見。 ・ナシ ・交渉したいと思っているが、いまのところはしていない。 ・組合ないから無駄だなと思って言わない。 ・NA ・出張の手当の関係、課長を通して工場長と交渉する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一賃金でなく労働条件が。従業員ですから上司に従うしかない。極度の強制の改善、カバーしてもらえらるなら組合があった方がよい。ある日の夜、突然「朝、出張して下さい」と。民間人のつらさ。 ×一ないのが一番。労働条件とか会社が見てればいし、ストした場合、生き物を扱っているお客さんに迷惑かかる。したいんだけど出来ない状況。 ○一少しでも労働条件、賃金体系を。労働者をもっと考えた上でのものにしていくためのところ。 ×一妻が組合の強い病院に勤めているが、組合費高く取られている。組合の本当の意味はどういうものか。自分の賃金・生活楽にするため。 △一あんましわかんない。いいかも知れない。ボーナスやなんか安いので、あつたら上がるかな。 ○一みんながちゃんと出来る(言いたいことが言える)ような組合。
営業・サービス・施設	<ul style="list-style-type: none"> ・特にない。個人会社だから、そう言えない。地区労とかに加盟はできるが、大上段に労使がテーブルに着かなくてもいいような気がする。いま労働者は弱い。つぶれるとなったら背に腹はかえられない。意見が述べられるようなものであればよい。 ・組合がないからない。いまの会社の考え方だとつぶされてしまう。要求を通すためにはストライキもとかあるんだろうが。賃金関係で組合つくろうとして、入社の前にあつたみたい。グメだった。以前から見ると変わった。長い人で40年勤める。 ・ナシ ・組合、自分でもつくろうと思わないし、先頭切つてやりたくない。誰かやればついていく。 ・ないですね。賃金は上げてほしいと思うけど。 ・(賃金みんなグチ言うだけ) ・組合も何もないから、どうのこうの考えたことない。 ・建築の下請の人の接待に金をつけてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一なかなか言えないというのが現状。景気が少しでも上向けば、違ってくるかも知れない。賃金配分の適正化は望む。決算期に決算がプラスだったら、それは決算手当とするべき; 好景気くぐつてきても内部蓄積という名目でそう社員に還元されていないし、あと工場の労働条件、照明、暖房の不備がある。もっと良くしなければ若い人入れても2、3日でやめる。 NA ×一あつてもどうしようもない。 ○一いろんな面でいいと思う。組合つくるの労働者の権利だから。労基法で定められている。文句、我々言つても効き目ない。やっぱり今の経営陣、外を見てきていない。労組出来るまえにつぶす、2~3回あつたそう。我々言つてもバラバラの意見でしかない。やっぱり組合なりの力借りてやらないと。別に組合いいというわけではないが、多少なりとも動かすとすれば。高校の友達、大きい所勤めていないので、組合いいかはわからないが。 ○一会社をつぶすような組合だと、無い方がいいけれど、それでもやっぱり会社と交渉しなきゃならない。 △一いま、なくてもあつてもいいなあと思うが、会社の言いなりだから奴隷。 ○一いろいろ交渉ごとが出来るという意味ではあつた方がよい。いまのままでは会社の一方的押しつけということもある。 ○一同族会社だから言いたいことも言えないので、言えるようなのがほしいな。個人が言えないこともある。上司、部長にワンステップおかなきゃいけないし、会社は「働かしてやっているんだ」と思っているのかもしれない、そんな気がする。人事考課なんて考えているみたいだけど、大企業と中小をゴッチャにしているのではないか。

注) ケース番号は省いて、順番はこれまでと不同にしてある。
資料: 実態調査より

司、部長にワンステップおこなきゃいけないし、会社は「働かしてやっているんだ」と思っているのかもしれない、そんな気がする。人事考課なんて考えているみたいだけど、大企業と中小をゴッチャにしているのではないか。」(営業・サービス・施設)

このように、「交渉権を得たい。いま言われればなしで、従業員として言えない」、「一方的でなく。不満を解決しなかったら仕事に差し障る」から、そして「我々言ってもバラバラの意見でしかない。やっぱり組合なりの力借りてやらないと」から、どの職場・年齢層を問わず過半数の人たちが労働組合は必要であるとしているのである。

また、「どちらとも言えない」という人たちの中でも、「(組合あったら)いいかも知れない。ボーナスやなんか安いので、あったら上がる」(製造管理課)、「なくてもあってもいいなあと思うが、会社の言いなりだから奴隷」(営業・サービス・施設)と、基本的には労組の必要性を言及している人もいる。

そして、労働組合は不要という人たちの中でも「組合員になったら明日からクビになる」(製造一課)からとして、労組が必要ないとは決していない人もいるのである。

以上のように、労働条件上の問題として、「前近代的」な賃金形態の問題、直接部門では賃金査定を基底におく職場の人間関係の問題、間接部門では残業・早出・休日出勤の問題等々があった。こうした同族経営の問題点や労働条件を改善するためにも過半数の者が労組の必要性を指摘しているのである。

戦後農政の展開と北海道稲作中核地帯 における集落の協業形態の変化（上）

——農民層分解下における農業・農民の変容とその主体的対応過程——

北海道大学教育学部研究生 小内純子

目 次

序 章 課題と方法	78
第1節 課題と分析視角	78
第2節 対象の限定と方法的特徴	80
第1章 秩父別町の農業とY集落の位置づけ	84
第1節 秩父別町の農業の概観	84
第2節 Y集落の位置づけ	88
第2章 第I期・第II期におけるY集落農業・農民の状況	90
第1節 Y集落の形成過程	90
第2節 第I期・農地改革後のY集落の農業・農民	93
第1項 農地改革後のY集落の状況	93
第2項 第I期の農業	95
第3節 第II期・農業基本法下のY集落の農業・農民	97
第1項 Y集落における農民層分解の進展	97
第2項 農作業の基本形態	99
第3項 生産組合と各種諸機関	103
第4項 T農場の設立	104
第4節 小 括	105
第3章 第III期における農業構造改善事業とY集落農業の変貌	106
第1節 圃場整備事業の実施とその影響	106
第1項 農業生産面への影響	106
第2項 共同炊事の実施	109
第3項 「地域労働市場」再編の影響	109
第2節 減反政策の展開と影響	113
第3節 共同利用組織の解体	116
第4節 小 括	118

(以下次号)

序章 課題と方法

第1節 課題と分析視角

「コメの輸入自由化」がとりざたされる今日、日本の農業は文字どおり危機に瀕している。それは、1961年(昭36)の「農業基本法」の制定をターニングポイントとして登場してきた所謂「農業の近代化」路線が、ついに日本農業の存立基盤さえも脅かすような段階に到達したことを意味している。戦後の日本農業は、こうした一国レベルの政策のうねりに深く規定されて今日に至っており、それゆえ現下の危機的な状況は政策的に創り出されてきたという側面を強くもっている。

なかでもとりわけ北海道は、稲作に限ってみても、戦後の食糧増産期には米生産拡大の場として、さらに米の過剰問題が出てくると減反配分の大量受入れ地として位置づけられるなど、「政策的な意味での限界地として」⁽¹⁾その矛盾がきわめて先鋭的なかたちでたちあられていく。

本稿は、「苦悩する農村」⁽²⁾と形容される今日の農村社会の現実が、戦後農政の如何なる浸透過程を通じて形成されてきたのかを実証的に明らかにすることを課題とする。このことは、今日の農村社会が抱えている矛盾を構造的にあきらかにし、その把握の上にならば、この先農村社会が進もうとしている方向を見定めたいという目的をもつものである。

その際、こうした課題へ迫るため、本稿では、北海道の稲作中核地帯を事例として戦後40数年にわたる集落の変動過程を協業組織の変容過程として、いわば縦断的に追い上げていく。つまり、戦後日本資本主義の発展諸階梯のなかに集落の変動過程を位置づけていく。そこには、わが国の農業生産が、戦前から国策による補助金政策と深く結びついて展開してきているという事実があることはいうまでもない。すなわち農業政策の展開が、集落のあり方を協業のあり方を含めて、いわば変容せしめざるを得なかったということもある。もちろん、その基礎には農民層それ自身の主体的対応の姿勢があることはいうまでもない。

戦後段階、たしかに、農民層は、農政の展開に大きく規定され、また工業主導の日本資本主義の発展過程に規定され、階層分解を遂げてきたことはいうまでもない。しかし、それは単にそうした動きに一方的に規定されてきたというのではなく、そこには常に、集落生活を基底においた農民層それ自身のひとつの選択が働いているとみなしなければならない。こうした意味での農民層自身の、また北海道の農村社会それ自体の内在論理は一体どう把握されるのだろうか。本稿では、戦後日本資本主義の発展、その農政の展開過程のなかで培ってきた集落社会の内在論理を明らかにしようと考えている。

ところで、一口に農政の展開⁽³⁾といってもそれは多岐にわたることは言うまでもない。また、農政の展開と農村社会の変貌の北海道的特質については、すでにこれまで多くの論者によって指摘されてきている。本稿では、それらの諸業績をふまえ、とくに北海道農村社会に大きな影響を及ぼした政策、あるいは農政と北海道農村・農民の問題を考える上で避けておることができない問題という視点から、とくに以下の5つの点を重視して分析を進めていく。

第1が、基本法農政の下で進行した「離農」⁽⁴⁾が農村社会に与えた影響についてである。「農業基本法」は、「近代化」路線として「中核農家の育成と零細農家の離農」を謳ったが、北海道農村社会はこの「近代化路線の優等生」としての評価を得てきている。本州農村が総兼業化へと向かうなかで、北海道農村では雪崩の如く離農が進行していったからである。とりわけそれは酪農地

帯と畑作地帯で顕著であったが、稲作地帯においても離農の勢いは急激であった⁽⁶⁾。そして、それだけにこの大量の離農が農村社会に与えた影響は甚大であった。その際、従来はともすると離農した農家の性格が問題とされがちであったが、本稿では、そうした視点と同時に、この時離農せず今日まで北海道稲作を支えてきた農民像を把握することをも重視していく。現在の農村社会を支える農民層の原点がこの時点に形成されたと考えるからである。

さらに、以上のような1960年代の離農が第1の離農ラッシュとするならば、今日の農業危機の下で第2の離農ラッシュともいえるような事態が進行しつつある。従って、こうした試みは、1960年代の離農との比較において今日の離農の特質を明らかにするという意味をもつものである。

第2は、農業構造改善事業、とくにその下で結成された共同利用組織の動向についてである。1960年代までは、農家個々による個別対応的傾向がきわめて強かった北海道において、1970年代にはいと生産組織化の動きが顕著となってくる。北海道における生産組織化の特徴は、1つに共同利用組織が主流であったということ⁽⁶⁾、2つに農業構造改善事業のもとで政策と密接に結びついて進行してきたという点⁽⁷⁾が指摘できる。特に、第2次農業構造改善事業を契機に大型機械の共同利用組織の結成が進み、農林省『農業生産組織調査報告書』によると、共同利用組織の数は1968年の209から1976年の2,375へと飛躍的に増加した。その結果、「集団栽培組織は東北、共同利用組織は北海道、農業受委託組織は北陸、経営受委託組織は東海ということになる」⁽⁸⁾といわれるような、地域の特徴を形成するにいたっている。

しかしながら、北海道の生産組織を代表するこの共同利用組織も、減反の継続・強化などの農政の推移のなかで次第に変質・解体を余儀なくされてきている。本稿では、共同利用組織の結成以後の動向をおさえるとともに、とくに政策的に誘導されて結成されてきたことによる特徴や問題点について考察する。

さらに、こうした共同化の経験は、現時点における農民層の共同化の志向性に大きな影響を与えていることは言うまでもない。その点の把握もまた重要な分析の視点をなす。

第3に、減反政策への対応の問題がある⁽⁹⁾。減反の初期に北海道は減反割当に対して大幅な超過達成を行い、それ以後の傾斜配分に道を開いたことは周知の事実である。しかも、減反初年度の対応の特徴として、比較的規模が大きく生産力も高い道央の稲作中核地帯が「予想外の対応（過剰対応）」を行い、これが北海道の生産調整の主流をなしたこと、さらに階層的には、5～7 ha以上の大規模層と1～2 ha未満のもっとも零細な階層に大幅な減反を行う農家が多いことが指摘されている⁽¹⁰⁾。その背景についても様々な指摘が行われているが⁽¹¹⁾、中核地帯の大規模層が初期段階に減反に流れた要因については必ずしも十分に明らかにされていない。本稿では、この点について実証的に明らかにすることを試みる。

さらに、減反は、こうした初期の混乱したともいえる段階を経て、すでに20年を経過しようとしている。その間、減反が農村社会に及ぼす影響はより厳しさを増す方向で推移してきている。その変化を追い上げるとともに、その過程で追求されてきた転作対応にとくに注目していく。現状の危機的状態を回避するための課題の1つに水稲単作地帯からの脱却があげられているからである⁽¹²⁾。転作対応については、稲作中核地帯のなかでも地域差が指摘されている⁽¹³⁾が、こうした指摘に留意しつつ、転作を契機とした複合経営への道の可能性についてみていく。

第4は、近年の農業政策の展開が農村社会に与えている打撃と現状打開の方途についてである。近年の米価の据置・引下げや巧妙に進められつつある「米の輸入自由化」などの問題は、米への

依存率が高い地域においてほど深刻に受け止められている。その意味で、基本的に米の単作化の道を歩み続けてきた北海道の稲作中核地帯では、兼業先に恵まれないだけに、現在の事態が農業経営・農家経済に甚大な影響を及ぼしていることが予測される。その実態をあきらかにするとともに、そのなかで模索されている農民層の将来へむけての営みを把握する。

その際、農民層の現状打開の営みの基礎には、これまで農業を通じて蓄積してきた自らの経験が存在することはいうまでもない。すなわち、現在にいたる過程における豊かな経験の上になつて農民層の将来志向は決定されてくるのである。それゆえ、こうした視点から、農民層の将来志向を分析することを通じて、今後農村社会が進んで行こうとしている方向を見定めていきたい⁽¹⁴⁾。

第5は、北海道の農村・農民の社会的性格にかかわる問題である。北海道の農村・農民の社会的性格については、これまで次の2つの点が強調されてきた。1つが、政策との関わりでその「体制順応的」「体制維持的」な性格を指摘する見解である。その背景としては、北海道の農村社会が、本州の「むら」社会とは異なり、政策的に作り上げられた「農事実行組合」を基礎にしたものであるため自治的機能が弱いこと⁽¹⁵⁾、あるいは、寒冷地という厳しい自然条件の下で営農を続けることが「政策待望型の農民群像」をつくりだしてきたこと⁽¹⁶⁾、などが指摘されている。そして、「農業近代化」路線の優等生であり、その後の減反政策に対する超過達成という事実もまた、以上の性格を裏づけるものとされてきた。

これに対し、2つに、北海道農民の特質として合理性を兼ね備えた商品生産者としての性格を指摘するものも多い。明治期に入ってから本格的な開拓が進められた北海道の場合、早い段階から商業的農業に巻き込まれ、そのことが自ずと商品生産者としての性格を形成してきたというものである。こうした性格は、現状を打開していく北海道農民のバイタリティーの源として⁽¹⁷⁾、あるいは、本州農家とは異なる土地所有観を生み出す背景として⁽¹⁸⁾、さらに、減反への対応にみられる「算盤ずくの変わり身の早さ」の源泉として⁽¹⁹⁾、言及されている。

このように北海道の農村・農民に関しては、「体制順応的」「体制維持的」な性格と「商品生産者としての性格」という、一見相矛盾するような2つの性格が指摘されてきている。本稿では、戦後の農政の浸透過程を検討することをつうじ、現在の北海道農民が如何なる性格を備えたものとして存在しているのかという点にも注目していく。

第2節 対象の限定と方法的特徴

ところで、以上のような視点から農政の浸透と農業・農民の変容過程を問題にする場合、単に農政の展開過程を追い上げたり、また、その結果を統計的に把握するだけでは不十分であることはいうまでもない。なぜなら、政策が具体的な地域のレベルで展開される場合、農村社会に及ぼす影響は、その地域が有している歴史的・文化的な要因に深く規定されて現れるからである。政策が、遂行過程で「机上の論理」から大きく隔たった結果を生み出すことはこれまでの歴史を振り返ればあきらかであり、また、その現実のもっている多様性は統計的な把握だけでは汲み尽くすことができないからである。それゆえ、政策が展開される具体的な地域の側の視点が重要となってくる。

そして、ここで地域の側の視点を重視するといった場合、とくに次の2つの点に留意する必要がある。第1は、あらかじめ政策が展開される地域の農業の特性について大きくおさえ、対象の限定をしておくことが必要となる。なぜなら、一口に日本農業といっても地域的には大きく異な

った展開を示しており、農政の浸透過程は地域農業のあり方に最も強く規定されざるを得ないからである。第2に、農村社会・農民の側からの把握の視点が重要となってくる。農政を受け止める際、積極的であれ、消極的であれ、農民の側は自らの農業人生を濾過した上で対処するであろうし、統計的な数値も具体的な農民の側の対応過程を分析することによってより豊富な現実を示してくれるからである。

そこでまず、本稿が対象とする地域の限定を行っておく。本稿が対象とするのは、北海道の稲作中核地帯に位置する秩父別町である⁽²⁰⁾。北海道の稲作中核地帯は大きくは上川中央、北空知、南空知という3つの地域によって構成されているが、この3地域については、これまでに以下のような様々な特徴が指摘されている⁽²¹⁾。

まず、上川中央は、昭和10年代には稲作の原型を形成し、もっとも旧開的展開を示した地域である。稲作生産力の面では高反収地域に属すが、1戸当りの平均経営耕地面積は5 ha以下と3地域のなかで最も小さい。そのため減反・転作を契機とした経営複合化に対しては積極的・先進的に取り組んでおり、一定の成果も上がっている。しかし、その一方で、旭川市に隣接し就労先に比較的恵まれていることもあって、兼業化も3地域のなかで最も進んでいる。

さらに、北空知は、上川中央よりやや遅れるが戦前段階には稲作が定着している。稲作生産力的には高反収地域で、1戸当りの平均経営耕地面積5～7 haと大きく、専業農家率も相対的に高い。また、集落内の合意形成が作り易い⁽²²⁾という特徴があり、機械の大型化も集落を基盤とした生産組織化によって進展してきている⁽²³⁾。しかし、大規模なるが故に、転作対応には消極的で、経営複合化への動きは鈍い。

これに対し、南空知は戦後になって大規模な泥炭地開発による新規造田が行われ新開的展開を示している。1戸当りの平均経営耕地面積は7 ha以上⁽²⁴⁾と3地域のなかで最も大きく、専業農家率も高い。しかし、反収水準は低く、反収水準の低さを経営規模でカバーする構造となっている。転作対応については、北空知と同様に緊急避難的対応を脱しきれていない。また、北空知に比べると、集落内の合意形成が難しく、大型機械の普及も個別所有が先行するかたちで進んできている。

以上のように、北海道の稲作中核地帯といっても上川中央、北空知、南空知の3つの地域の間には、地域農業の基本的な性格という点で大きな相違があることがわかる。本稿が対象とする秩父別町は、このうち北空知に位置しており、以上に示した北空知農業の特徴を典型的に示す地域である。従って、これからの分析を通じてあきらかにしえた事実は、北空知における他の市町村の農村社会と多くの点で共通点を有するものといえる。

さて、政策を受けとる側の視点を重視していく際に、もう1つ、とくに農村社会・農民の側からの把握の視点を重視していくことを指摘しておいた。ここで農村社会・農民の側からの視点といった場合、第1に、集落を単位とした分析を試みることを意味している。「農事組合」型村落⁽²⁵⁾といわれるように、北海道農村の集落形成は本州とは大きく異なる過程を歩んできている。しかし、それは本州農村とは別な側面で農民生活を支えてきたし、また、実際現在も決して小さくない役割を果たしている。とりわけ、集落の合意形成がづくりやすいという特徴をもつ北空知の農村を対象とする場合、集落単位の分析は特に重要となってくることは言うまでもない。

第2に、集落を構成する農家の分析をおこなう際、農民層諸個人の「生産・労働—生活過程」⁽²⁶⁾にまで分析を進めることを意味している。もちろん、農業という生業の性格からいっても、農家

としての経営基盤の発展や農家経済のあり方をおさえることは当然必要である。しかしながら、後継者問題を持ち出すまでもなく、農業経営の現状や将来は、農家を構成する諸個人が歩んできた「生活史」と彼らの現在の「全生活の再生産過程」に大きく規定されるようになってきている。それゆえ、本稿では、農民層諸個人の「生産・労働—生活過程」に注目した分析を進めるとともに、具体的な現実から生まれてくる彼らの意識の把握も可能な限り試みていく。

なお、本稿は、1988年度・文部省科学研究費補助金・奨励研究（A）特別研究員「地域社会変動と地域住民層の生活様式の変化に関する実証的研究」（研究代表者小内純子、課題番号63790031）の一環として行った調査研究の結果である。以下の分析は1988年11月の本調査と1990年2月の補足調査にもとづくものである。また、本調査の際には、教官2名、北大大学院生1名のほか、北海道教育大学旭川分校学生4名の協力を得た。

注

- (1) 大沼盛男「北海道農業の形成と発展」（七戸長生・大沼盛男・吉田英雄『日本のフロンティアのゆくえ』日本経済評論社 1985年）、P118。
- (2) 蓮見音彦『苦悩する農村』有信堂 1990年。
- (3) 1970年代半ばまでの北海道の農政の展開については、農政史研究会編『戦後北海道農政史』農文協 1976年、参照のこと。
- (4) 基本法農政下の離農の実態については、湯沢誠「最近における北海道農民層分解の動向」、同「北海道における離農動向」（矢島 武編『北海道農業の現段階と展望』北海道農業会議 1966年）、布施鉄治ほか『酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程』（北海道大学教育学部産業教育研究施設研究報告書15 1978年）、天間征『離農』（日本放送出版協会 1980年）、参照のこと。
- (5) 拙稿「戦後北海道農業における地帯構成の変化と農業労働力」（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設『産業と教育』第33号 1989年）、参照のこと。
- (6) 北海道の生産組織については、村山哲朗「北海道における農業機械共同利用組織の現況と方向」（北海道立総合経済研究所『北海道農林研究』第50号 1976年）、同「稲作地域の農業生産組織と地域農業」（北海道立総合経済研究所『北海道農林研究』第56号 1979年）、柳村俊介「大規模水田単作地帯における生産組織化と転作対応」（北海道大学農学部『農経論叢』第37集 1981年）、本庄康二「兼業進行下における稲作生産組織の性格変化」（矢島 武編『日本稲作の基本問題』北大図書刊行会 1981年）、など参照のこと。
- (7) 第二次農業構造改善事業の実績をみると、北海道は全国比で認定地区数が15%、事業費総額が20%弱を占めており、同事業において北海道がしめる比重は大きい。この点に関しては、前掲『戦後北海道農政史』PP451～458を参照。なお、北海道の稲作地帯における農業構造改善事業の特徴については、塩沢照俊「北海道稲作における農業構造改善事業」（北海道立総合経済研究所『北海道農林研究』第40号 1971年）、柳村俊介「北海道稲作中核地帯における農業構造改善事業の特色」（北海道大学農業経営学教室『農業経営研究』第7号 1980年）、など参照のこと。
- (8) 前掲本庄「兼業進行下における稲作生産組織の性格変化」PP276～277。
- (9) 北海道の減反については、七戸長生「北海道における生産調整の動き」（『日本農業年報』第19集 1970年 御茶の水書房）、同「北海道の中核稲作の構造と動向」（古島敏雄編『産業構造変革下における稲作の構造II 実態編』東京大学出版会 1976年）、同「稲作の展開と現状」（前掲『日本フロンティアのゆくえ』日本経済評論社 1985年）、三島徳三「北海道稲作と食管制度」（湯沢 誠編『北海道農業論』日本経済評論社 1984年）、布施鉄治・小内 透・小内純子「稲作北限地帯における減反政策の展開と農民生活」（『村落社会研究』第24集 1988年）、など参照のこと。

- (10) 前掲七戸「稲作の展開と現状」PP163～165
- (11) 例えば、七戸は、その要因について、「大まかにいえば『食管を守る』という大義名分や、『買入れ制限』といった条件へのいわば行政対応的な動きと、『冷害不安』や『労働力不足』などの経営問題への現状糊塗的な対応の動きと、これを機会に『土地基盤整備』や『経営転換』といった今後の展開方向をかためようという積極的対応の動き、の3つの流れ」を指摘している（前掲七戸「北海道の中核稲作の構造と動向」P12）。
- (12) 例えば、前掲七戸「稲作の展開と現状」PP156～161。
- (13) 北海道の稲作中核地帯のなかでも、「上川では減反・転作を契機とした米単作から経営複合化へという方向が顕在化していく。それに対し空知では経営規模の大きさが逆に転作対応の遅れをもたらした。空知はいまだに緊急避難的対応から抜け切っていない。」ことが指摘されている（矢崎俊治「空知農業の動向と地域差」北海道農業構造研究会編『北海道農業の切断面』1986年 PP212～213）。
- (14) 北海道の稲作中核地帯における将来的な営農方向については、前掲「北海道農業の切断面」「水稻単作、規模拡大路線の検証（総括）」における太田原高昭の報告と討論において、基本的な問題が指摘されている。
- (15) 例えば、布施鉄治は、「北海道においては、前時代からの自然村的な秩序が形成されてきていないだけに、体制的な諸要因は部落（ムラ）のプリズムを通さずに、直接的に個々の農家に働きかけ、その結果、きわめて体制順応的なムラ秩序が形成されてきている」（布施鉄治「北海道農村社会の構造的特質」北海道社会学会編『社会学』1963年 P46）ことを指摘している。また、田畑 保は、北海道の農村は、「もともとムラの自治の実態が存在しないところから、行政下請的・官治的な形で出発したのである。」（田畑 保「北海道の農村社会」日本経済評論社 1986年 P250）と述べている。
- (16) 大沼盛男は、常に「政策待望型の農民群像」をつくり出す背景として、「寒冷地という厳しい自然条件があり、瘦薄な地力条件のなかにあつて、営農を続ける状況」を指摘すると同時に、「歴史的にみても北海道自体が日本経済の辺境として、常に日本経済の矛盾解消の場に引き出されたという政策がそれを推進している面を否定するわけにはいかない。」（前掲大沼「北海道農業の形成と発展」 P118）としている。
- (17) 前掲大沼「北海道農業の形成と発展」 P118。
- (18) 湯沢 誠は、基本法農政下に、北海道の稲作中核平地農村で中農層が離農するといった府県農村ではみられない現象を説明する際に、「フィロンティア（辺境または内国植民地）であったという特殊性、とくに自給段階をとびこして商品生産者化したという性格が、土地所有観に相違をもたらし、それがなお尾を引いているのではなかろうか。」（湯沢 誠「最近における北海道農民層分解の動向」（矢島 武編著『北海道農業の現段階と展望』北海道農業会議 1966年 P64）という点を指摘している。
- (19) 七戸長生は、北海道農民の減反への対応の動きを分析して、「稲作農業を1つの企業としてとらえ、それを取り巻く情勢が変化すれば、その条件にすかさず即応するという『算盤づくの変わり身の早さ』と、それを裏付ける経営的な決断力ならびに実行力の特色であるといつてよからう。」（前掲七戸「稲作の展開と現状」P166）と述べている。
- (20) 秩父別町を対象とした実証研究としては、塩沢照俊教授の一連の業績があり参考にさせて頂いた。塩沢照俊「北海道における稲作減反の一考察」（北海道立総合経済研究所『北海道農林研究』第56号 1979年）、同「水田土地利用転換の実相」（矢島 武編著『日本稲作の基本問題』北海道大学図書刊行会 1981年）、同「北海道稲作地域における高齢農家」（湯沢誠編『北海道農業論』日本経済評論社 1984年）、同「稲作における減反・転作」（塩沢照俊著『北海道農業の展開と構造』北海道大学図書刊行会 1984年）。
- (21) 北海道の稲作中核地帯の地域別特徴については、前掲柳村「北海道稲作中核地帯における農業構造改善事業の特色」、柳村俊介・宮田喜代志「北海道稲作地帯の構造変化に関する統計的概観」（北海道大学農業経営学教室『農業経営研究』第9号 1983年）、前掲「北海道農業の切断面」第1部第14～16章、など参照のこと。
- (22) 前掲「北海道農業の断面」 P203における太田原氏の発言参照。
- (23) 前掲柳村「北海道稲作中核地帯における農業構造改善事業の特色」 P12。
- (24) また、上層農の形成に関して、戦前から開田が進んだ北空知では上層農が早期に形成されるが、開田の終

了と年雇の減少のなかで昭和40年代には、頭打ちになったのに対し、南空知では、昭和40年代後半から50年代に、戦後の造田と離農による規模拡大が進行し、旧型とは異なる「新しい」上層農が展開したことが指摘されている（矢崎俊治「空知農業の動向と地域差」前掲『北海道農業の断面』P199）。

(25) 北海道農村において農事実行組合が重要な役割を担ってきたことについては、前掲布施「北海道農村社会の構造的特質」、玉真之介・坂下明彦「北海道農法の成立過程」（『北海道の研究』第6巻 清文堂 1983年）、前掲田畑『北海道の農村社会』日本経済評論社 1986年、など参照のこと。また、太田原高昭は、農事実行組合の結合原理について独自の見解を提示しており興味深い（太田原高昭「農民は今」道政調査会編『農民は今』1981年 P130、同「北海道社会研究の視点をめぐって」北海道社会学会編『現代社会学研究』創刊号 1988年 P207）。

(26) 「生産・労働—生活過程分析」については、布施鉄治・岩城完之・小林 甫『社会学方法論』御茶の水書房 1983年、参照のこと。

第1章 秩父別町の農業とY集落の位置づけ

第1節 秩父別町の農業の概観

秩父別町は、石狩平野の北部に位置し、北西部を流れる雨竜川沿いを中心に肥沃な大地が広がり、純農村地帯を形成している（図1-1）。全町面積は46.93km²と北海道で3番目に小さい自治体であり、1988年（昭63）年段階で、世帯数は1,109、人口は3,958人を数える。

秩父別町の歴史は、1895,1896年（明28,29）に入植した計400戸の屯田兵とその家族による開拓によって始まる。屯田兵の村として誕生した秩父別町では、開闢以来今日まで農業が町の基幹産業として位置づけられてきた。そのことは、表1-1の如く、産業別就業者数の推移からもうかがわれ、第1次産業従事者は、減少傾向を示しながらも、1985年（昭60）段階でさえ53.1%と過半数を占めている。

図1-1 秩父別町の位置



表 1 - 1 産業別就業者数の推移(秩父別町)

年次	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	総数
1960	2,847	278	592	—	3,717人
1965	2,147	449	580	—	3,176
1970	1,769	384	679	5	2,837
1975	1,391	393	620	1	2,405
1980	1,162	454	633	2	2,251
1985	1,164	374	655	—	2,193
1960	76.6	7.5	15.9	0.0	100.0%
1965	67.7	14.1	18.3	0.0	100.0
1970	62.4	13.5	23.9	0.2	100.0
1975	57.8	16.3	25.8	0.0	100.0
1980	51.6	20.2	28.1	0.1	100.0
1985	53.1	17.1	29.7	0.0	100.0

資料：「国勢調査」

表 1 - 2 農家数・農家人口の推移
(秩父別町) 戸・人

	農家数	農家人口
1916 (T 5)	786	4,883
1921 (T 10)	739	4,750
1926 (T 15)	747	4,716
1930 (S 5)	720	4,590
1935 (S 10)	721	4,736
1940 (S 15)	717	4,604
1945 (S 20)	712	4,630
1950 (S 25)	907	5,736
1955 (S 30)	866	5,471
1960 (S 35)	860	5,160
1965 (S 40)	760	4,233
1970 (S 45)	637	3,276
1975 (S 50)	547	2,553
1980 (S 55)	519	2,328
1985 (S 60)	486	2,117

資料：「秩父別町史」

そこで、秩父別町農業の特徴を概観してみると、なによりもまず、この地域が水稻単作地帯としての性格を維持してきていることがわかる。すなわち、開拓当初は、畑作中心の農業が営まれたものの、1904年(明37)の村営灌漑工事の竣工を契機に急速に造田化が進み、1930年(昭5)前後にはすでに稲作単作地帯としての性格を明確化してきている。1985年(昭60)段階でも、農耕地利用の点からみると3,230haの農耕地のうち90.2%にあたる2,914haは水田としての利用であ

表 1 - 3 経営耕地別農家数の推移 (秩父別町)

	0.1~ 0.5ha未	0.5~ 1.0ha	1.0~ 2.0ha	2.0~ 3.0ha	3.0~ 5.0ha	5.0~ 7.5ha	7.5~ 10.0ha	10.0~ 15.0ha	15.0ha 以上	総 数
1921年 (T10)	2 (0.3)	1 (0.1)	40 (5.4)	215 (29.1)	314 (42.5)	150 (20.3)		17 (2.3)		739(戸) (100.0%)
1926年 (T15)	2 (0.3)	6 (0.8)	48 (6.4)	210 (28.1)	311 (41.6)	152 (20.3)		18 (2.4)		747 (100.0)
1930年 (S5)	2 (0.3)	8 (1.1)	42 (5.8)	198 (27.5)	321 (44.6)	132 (18.3)		17 (2.4)		720 (100.0)
1935年 (S10)	0 (0.0)	5 (0.7)	40 (5.5)	199 (27.6)	332 (46.0)	129 (17.9)		16 (2.2)		721 (100.0)
1940年 (S15)	0 (0.0)	3 (0.4)	26 (3.6)	177 (24.7)	349 (48.7)	148 (20.6)		14 (2.0)		717 (100.0)
1946年 (S21)	98 (11.0)	75 (8.4)	136 (15.3)	169 (19.0)	320 (36.0)	88 (9.9)		4 (0.4)		890 (100.0)
1952年 (S27)	69 (7.7)	50 (5.6)	159 (17.8)	240 (26.9)	329 (36.8)	46 (5.2)		0 (0.0)		893 (100.0)
1955年 (S30)	45 (5.2)	49 (5.7)	131 (15.1)	215 (24.8)	348 (40.2)	77 (8.9)		1 (0.1)	0 (0.0)	866 (100.0)
1960年 (S35)	49 (5.7)	45 (5.2)	91 (10.6)	187 (21.7)	369 (42.9)	113 (13.1)	5 (0.6)	1 (0.1)	0 (0.0)	860 (100.0)
1965年 (S40)	16 (2.1)	35 (4.6)	61 (8.0)	106 (13.9)	372 (48.9)	145 (19.1)	23 (3.0)	2 (0.3)	0 (0.0)	760 (100.0)
1970年 (S45)	13 (2.0)	25 (3.9)	41 (6.4)	49 (7.7)	196 (30.8)	248 (38.9)	47 (7.4)	15 (2.4)	3 (0.5)	637 (100.0)
1975年 (S50)	10 (1.8)	17 (3.1)	31 (5.7)	35 (6.4)	136 (24.9)	213 (38.9)	76 (13.9)	23 (4.2)	6 (1.1)	547 (100.0)
1980年 (S55)	16 (3.1)	11 (2.1)	32 (6.2)	30 (5.8)	115 (22.2)	192 (37.0)	89 (17.1)	28 (5.4)	6 (1.2)	519 (100.0)
1985年 (S60)	12 (2.5)	5 (1.0)	60 (12.3)	0 (0.0)	92 (18.9)	187 (38.5)	85 (17.5)	39 (8.0)	6 (1.2)	486 (100.0)

資料：「秩父別町史」

る。もちろん、そのうち30%程度は現在転作を余儀なくされている⁽¹⁾が、後に述べるように米+ α 部門の定着は弱く、稲作への依存率が高い。また、現在に至る過程で水稻の反収も確実に上昇してきており、1986年(昭61)には平均反収601kgと初めて600kg台を記録し、文字どおり稲作高生産力地域・北空知の性格を備えている。

しかし、その一方で、秩父別農業を支える農家数・農家人口は、この間顕著な減少を示してい

る。表1-2は、秩父別町の農家数と農家人口の推移をみたものである。農家数、農家人口ともに1950年(昭25)をピークに減少に転じ、とりわけ1960~1975年は5年毎に100戸前後の農家が離農している。その結果、1985年には対1950年(昭25)比で農家数が53.6%、農家人口が36.9%にまで激減した。

そして、こうした激しい離農の背後で、農業継続農家の規模拡大が着実に進行している。まず、表1-3で経営耕地規模別農家数の推移をみると、1920年代(大正期)から1965年(昭40)段階までは、3.0~5.0ha未満層が36.0~48.9%と厚い層を形成しており、特に戦後はこの層が分解基軸を成していた。しかし、離農が加速される1965年(昭40)から1970年(昭45)になると分解基軸は5.0~7.5haへ上昇し、それ以降は、7.5ha以上層の農家の比率が着実に増加してきている。その結果、1985年(昭60)には、65.2%の農家が経営耕地面積5.0ha以上となり、約1割の農家は10ha以上の経営となっている。また、1戸平均の経営耕地面積もこの間7.1ha程度に拡大している。

さらに、表1-4は、秩父別町の兼業化の進展をみたものである。秩父別町では、1970~1975年の5年間に兼業化が雪崩の如く進行している。1970年(昭45)段階には68.8%の農家が専業であったのに対し、1975年(昭50)にはその比率が一気に32.9%にまで低下している。しかし、本州農村に比べると、専業農家率は高く、しかも兼業化の中心が第1種兼業であるという点が特徴的である。また、兼業種類別にみても(表1-5)、人夫・日雇が6割強を占め、恒常的勤務の割合は3割にすぎない。従って、秩父別町の場合、農家の間に兼業が広く浸透してきてはいるが、

表1-4 専業別農家数の推移(秩父別町)

	専業	I兼	II兼	総農家数	専業	I兼	II兼	総農家数
1950	680	111	99	890(戸)	76.4	12.5	11.1	100.0(%)
1960	634	115	111	860	73.7	13.4	12.9	100.0
1965	553	146	61	760	72.8	19.2	8.0	100.0
1970	438	146	53	637	68.8	22.9	8.3	100.0
1975	180	311	56	547	32.9	56.9	10.2	100.0
1980	100	357	62	519	19.3	68.8	11.9	100.0
1985	130	286	70	486	26.7	58.8	14.4	100.0

資料：「農林業センサス」

表1-5 家としての兼業種類別農家数の推移(秩父別町)

	恒常的勤務	出稼	人夫・日雇	自営	総数	恒常的勤務	出稼	人夫・日雇	自営	総数
1960	138	4	28	56	226(戸)	61.1	1.8	12.4	24.8	100.0(%)
1965	136	15	32	24	207	65.7	7.2	15.5	11.6	100.0
1970	122	9	44	24	199	61.3	4.5	22.1	12.1	100.0
1975	89	10	247	21	367	24.3	2.7	67.3	5.7	100.0
1980	87	5	261	66	419	20.8	1.2	62.3	15.8	100.0
1985	112	5	221	18	356	31.5	1.4	62.1	5.1	100.0

資料：「農林業センサス」

表1-6 農業労働力保有状態別にみた農家比率の推移

	1970年	1975年	1980年	1985年
男専従者あり	527 (82.7)	340 (62.2)	309 (59.5)	329(戸) (67.7) (%)
男1人	383 (60.1)	279 (51.0)	256 (49.3)	282 (58.0)
男2人	144 (22.6)	61 (11.2)	53 (10.2)	47 (9.7)
女専従者のみ	51 (8.0)	103 (18.8)	56 (10.8)	63 (13.0)
専従者なし	59 (9.3)	104 (19.0)	154 (29.7)	94 (19.3)
総農家数	637 (100.0)	547 (100.0)	519 (100.0)	486 (100.0)

資料：「農林業センサス」

その深さという点では各農家の経営基盤を揺るがすほどには至っていないことがわかる。そのことは、表1-6にみる如く、男子農業専従者がいる農家の比率が全体の67.7%に達し、約1割の農家には男子農業専従者が2人以上いるという事実からもあきらかである。

第2節 Y集落の位置づけ

さて、本稿が対象とするY集落は、秩父別町の中央部に位置している。Y集落の構成戸は、終戦時には43戸を数えたといわれるが、現在は、非農家を含め約半数の20戸が存在するにすぎない。

秩父別町におけるY集落の特徴としては次の2点が指摘できる。第1に、開拓当初から現在に至るまで、秩父別町の中心的人物を輩出してきた集落であるという点である。農協の前身である産業組合の設立の中心になり初代組合長に就任したもの（家はすでに離農）、1951年（昭26）に村長から道議に就任したもの（離農）、最近では1986年（昭61）まで3期12年にわたり農協組合長を務めたもののほか、現在でも表1-7の如く町の各種要職に就くものが多い。

第2に、秩父別町のなかでも相対的に規模の大きな農家が集まる集落であるという特徴を有している。表1-8にみるように、兄弟で共同経営（農業生産法人、以下T農場とする）をおこなう農家番号①②が30.1haの農地を経営しているほか、7戸の農家の経営耕地面積は10ha以上となっている。本稿では、先にみた秩父別町全体の農民層分解の動向を参考にして（前掲表1-3）、7.5ha以上層を「上層」、分解基軸上にある5～7.5ha未満層を「中層」、5ha未満層を「下層」とし、農地を委託しすでに農業経営から離れている家を「委託層」とする階層設定を試みた⁽²⁾。それにあてはめると、Y集落農家の階層構成は、「上層」が1農業生産法人を含む10戸、「中層」「下層」「委託層」が各3戸となる。あきらかに、秩父別町の全農家の分布に比べ、上層農家の比率が高くなっている。

このように、Y集落は、生産・生活両面において、秩父別町のなかでこれまで主導的役割を果たしてきた集落の1つであることがわかる。そして、こうした点は、後述するように、これまで

表1-7 Y集落の農民の過去および現在の主な要職

	No.	続柄	役職
現在	①	世帯主	土地改良区副理事, 特別養護老人ホーム理事
	②	世帯主	土地改良区総代, 西南地区土地総合整備事業期成会会長, 消防団副会長
	③	世帯主	転作協議会会長, 筑北地区土地総合整備事業期成会会長, 土地改良区理事
	⑦	世帯主	町会議員
	⑪	世帯主	農民協議会理事
過去	⑬	世帯主	北空知農協共済組合理事
	①	世帯主	農業委員(1969~72年)
	③	世帯主	教育委員(1980~86年)
		父	町会議員(1969~77年), 農業委員(1969~77年), 土地改良区総代(1945~50年)
	⑤	世帯主	農民協議会常任理事(1984~1987年)
	⑥	世帯主	農業委員(1969~72年)
	⑦	世帯主	農民協議会会長(1982~84年)
		父	町会議員(1959~67年), 農業委員(1959~68年), 農協理事, 監事(8年間)
	⑩	世帯主	農業委員(1981~83年)
	⑬	世帯主	農協理事(1968~73年), 農協組合長(1974~1986年)
	⑭	世帯主	土地改良区総代(8年間)

資料：実態調査より作成

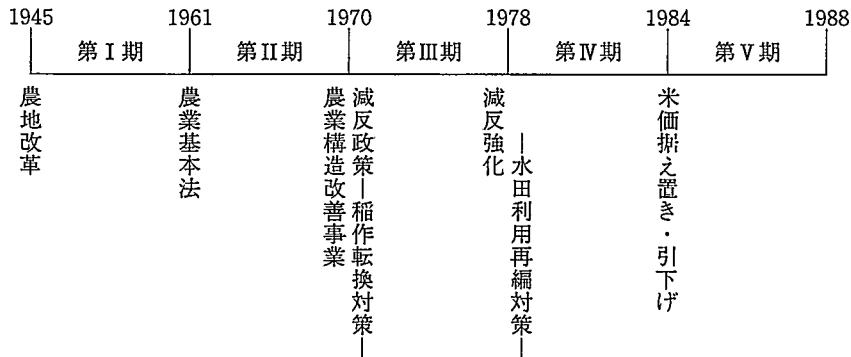
表1-8 Y集落農家の基本的属性

	経営耕地	所有耕地	受託地	委託地	作業受委託	転作面積	転作物	その他	
上層	①	(ha) 30.1	(ha) 11.1	(ha) 8.2	(ha) —	(ha) 8.6	小麦, 甜菜, 小豆, かすみ草(300坪)	綿羊7頭	
	②		10.8						
	③	14.7+※	9.0	5.7※	—	(受)耕起2.4ha	7.5		小麦, 小豆, いちご(400坪)
	④	12.0+※	12.0	※	—	(受)苗立~稲刈2.0ha, 麦の播種0.94ha	3.0		小麦, 小豆, いちご(200坪)
	⑤	12.7	10.3	2.4	—	(受)稲刈	2.7		小麦, 小豆, トマト(240坪)
	⑥	10.0	10.0	—	—	—	3.0		小麦, 小豆, いちご(300坪)
	⑦	10.0	10.0	—	—	(受)稲刈5.0ha	1.2		小麦
	⑧	10.0	10.0	—	—	—	2.2		小麦, いちご(100坪)
	⑨	9.3	9.3	—	—	—	2.2		小麦, 小豆
	⑩	8.2	7.5	0.7	—	(受)耕起	1.8		小麦, いちご(100坪)
	⑪	7.5+※	7.5	※	—	(受)耕起, 稲刈	1.8		小麦, いちご(300坪), ブロッコリー
中層	⑫	6.2	6.2	—	—	1.5	小麦, 小豆		
	⑬	5.4	5.4	—	(委)米(育苗, 田植, 刈取~調整)	1.5	小麦		
	⑭	6.0	6.0	—	(受)耕起	1.8	小麦		
下層	⑮	3.0	3.0	—	(委)麦[播種~刈取]	3.0	小麦		
	⑯	2.4	2.4	—	(委)耕起	0.0	—		
	⑰	3.7	3.7	—	(委)麦[播種, 耕起], 米[稲刈~調整]	1.7	小麦, 小豆		
委託層	⑱	—	6.0	—	6.0	—	—		
	⑲	—	3.7	—	3.7	—	—		
	⑳	—	1.4	—	1.4	—	—		

資料：実態調査より作成

注：※がついている③④⑪は3軒共同で11.8haを受託し、経営している。

図1-2 時期区分



資料：実態調査より作成

のY集落の農政への対応のありかたにも一定程度影響を及ぼしている。

それでは、次章以降、戦後農政の展開と秩父別町Y集落の農業・農民の変容過程を時期区分に即してみていく。本稿では、戦後の時期区分を、(i)農地改革、(ii)農業基本法制定、(iii)農業構造改善事業及び減反政策の開始、(iv)減反の強化(水田利用再編対策の開始)、(v)米価据置・引き下げの5つの画期に注目して、図1-2の如く、1945~1960年までを第Ⅰ期、1961~1970年前後までを第Ⅱ期、1970年前後から1977年までを第Ⅲ期、1978~1983年までを第Ⅳ期、1984年以降を第Ⅴ期とした。そこでまず、次章では、第Ⅰ期と第Ⅱ期のY集落の農業・農民の状況をみていく。

注

- (1) 秩父別町の減反率は1988年段階で33.5%である。減反率は道内市町村の間でも傾斜配分されており、秩父別町の減反率は道内では最も少ない部類に属している。減反率80%を超える稲作北限地帯の実態については、前掲布施ほか「稲作北限地帯における減反政策の展開と農民生活」参照のこと。
- (2) 1970年代における北海道稲作農家の階層区分を試みたものとして、鈴木敏正「減反政策下における北海道稲作農民の分解とその性格」(『北海道大学教育学部紀要』第45号 1984年)がある。そこでは、水稻作付ないし水稻収穫3ha未満層を貧農(2~3ha層を貧農上層、2ha未満層を貧農下層)、3~7ha層を中農(3~5haを中農下層、5~7ha層を中農上層)、7ha以上層を富農とする階層区分が行われている。しかし、1980年段階にはいると、農業所得の大幅な減少や農業臨時雇への依存率の低下が顕著に進んでおり、階層構成も大きく変わってきている。とくに「富農」的な展開の頭打ち傾向は顕著である。

第2章 第Ⅰ期・第Ⅱ期におけるY集落農業・農民の状況

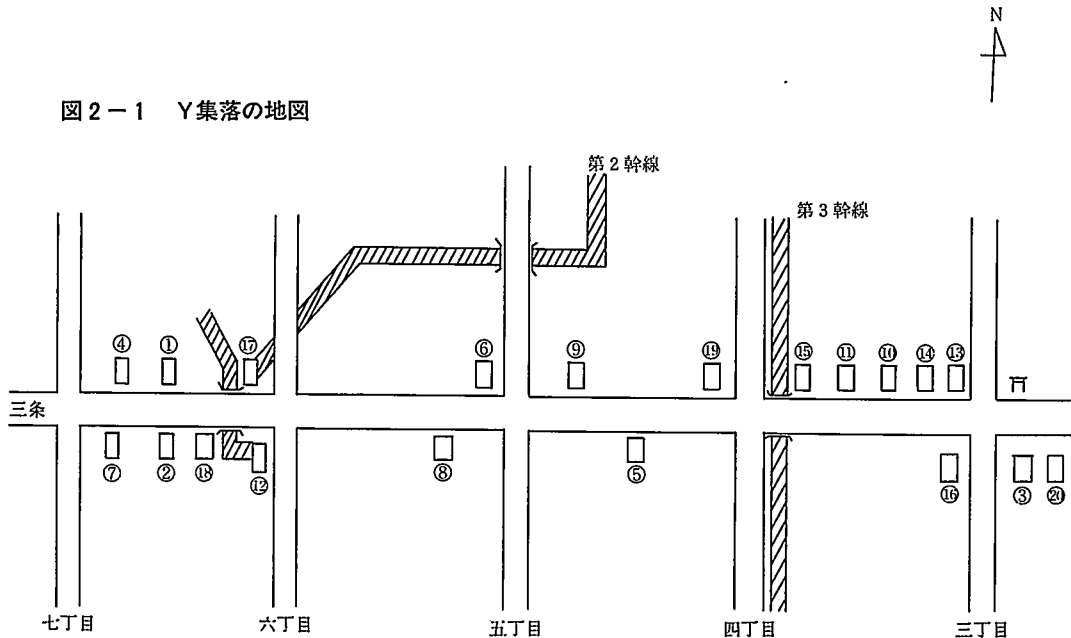
第1節 Y集落の形成過程

さて、戦後の分析に先立ち、その前提となるY集落の形成過程をここで簡単にみておく。

前述したように、秩父別町の歴史は、1895,1896年(明28,29)の屯田兵とその家族の入植によって始まっている。屯田兵には、入植時に1.5町歩の「給与地」(一般には「宅地」と呼ばれる)

が、さらに「給与地」の開墾後に3.5町歩の「追給地」が与えられた。Y集落の場合、図2-1で示した2丁目から5丁目までが「宅地」として、また5丁目から7丁目までが「追給地」として割り当てられていた。従って、当初は、「宅地」部分の2丁目から5丁目にかけて3条通りをはさんで1.5町毎に1軒ずつ屯田兵の家が点々と連なっていた。

図2-1 Y集落の地図



この屯田兵の任務期間は7年間で、この任期が明けると次第に農家の移動が活発化してくる*。Y集落の場合、いわゆる「戸主さん」（屯田兵で入った家を他の家と区別して通称こう呼ぶ）の移動は少なく、おもに「追給地」の部分に他町村から移動してきた農家が流れ込むかたちで集落が形成されていった。たとえば、1928年（昭3）に、Y集落の7丁目に3.5町歩もらって分家してきた⑦の父（明治38年生まれ）によれば、当時Y集落には43戸の農家が存在したという。このうち27戸は、かつての「宅地」部分に定住していた「戸主さん」で、そのほとんどが自作農であった。なかには30町歩程を所有する在村地主も1戸含まれていた。これに対し、残り16戸は、かつての「追給地」に入った農家で、小作が多く、自作はわずか4戸にすぎなかった。従って、Y集落では「戸主さん」を軸にしてその後の集落形成が進められていくことになる。

※ 屯田兵には、7年間の任務期間中、教練と「給与地」「追給地」の伐木開墾という厳しい労働が義務づけられていた。そのため、任務期間の終了時には、それまでの「束縛に対する反動もあってか、解散後の兵村は、他地方へ転出するもの、故郷へ帰るものが続出した」という⁴⁾。従って、1900年代（明35）に入ると、農民層の移動が激しくなり、出ていく屯田兵が増加する一方で、新たに流れ込んでくる農家も増え、全体としては農家数は確実な増加をとげる。そして、それに伴い階級・階層分解が進行する。すなわち、秩父別全体では、表2-1の如く、1901年（明34）から1924年（大13）にかけて、総農家数が451戸から752戸へ増加しているが、その一方で自作率（ここでは在村耕作地主も含まれている）が63.2%から24.6%へと低下しているのである。

表2-1 自小作別経営戸数の推移(秩父別町)

	実 数				構 成 比			
	自 作	小 作	自小作	計	自 作	小 作	自小作	計
1901年(M34)	285	78	88	451(戸)	63.2	17.3	19.5	100.0(%)
1904年(M37)	348	78	85	511	68.1	15.3	16.6	100.0
1906年(M39)	358	258	38	654	54.7	39.4	5.8	100.0
1908年(M41)	359	262	47	668	53.7	39.2	7.0	100.0
1910年(M43)	380	266	35	681	55.8	39.1	5.1	100.0
1912年(T元)	431	199	106	736	58.6	27.0	14.4	100.0
1914年(T 3)	379	312	81	772	49.1	40.4	10.5	100.0
1916年(T 5)	344	332	110	786	43.8	42.2	14.0	100.0
1918年(T 7)	374	316	120	810	46.2	39.0	14.8	100.0
1920年(T 9)	186	386	148	720	25.8	53.6	20.6	100.0
1922年(T11)	188	389	155	732	25.7	53.1	21.2	100.0
1924年(T13)	185	405	162	752	24.6	53.9	21.5	100.0
1926年(S元)	146	387	184	717	20.4	54.0	25.7	100.0
1928年(S 3)	140	361	70	571	24.5	63.2	12.3	100.0
1937年(S12)	155	384	160	699	22.2	54.9	22.9	100.0
1942年(S17)	193	303	200	696	27.7	43.5	28.7	100.0
1947年(S22)	340	312	216	868	39.2	35.9	24.9	100.0
1952年(S27)	684	86	123	893	76.6	9.6	13.8	100.0

資料：「秩父別町史」より作成

さらに、表2-2は、現存する農家の現在地への定着経路を示したものである。それによると、彼らの多くが富山県や香川県から、明治20年代から30年代にかけて北海道へ渡ってきたことがわかる。そして、来道以降Y集落へ定住するまでの経路として、大きく3つのパターンが指摘できる。第1のグループは、直接Y集落へ入植し、定住した層で、5ケースを数える。そのうち4ケースは屯田兵として明治28年に入植した農家で、先に指摘した「戸主さん」である。第2のグループは、一旦秩父別の他集落に入植し、その後Y集落へ移動してきた層で、6ケース存在する。移動時期は明治40年代から昭和初期が多く、また、屯田兵農家からの分家というように間接的に屯田兵と関係をもつ農家が多くなっている。第3のグループは、道内の他市町村に入植し、1~2回の移動の後にY集落へ定住した層で5ケースある。定着時期は大正以降と第2のグループより若干遅く、屯田兵との関係もほとんどなく、小作が4ケースを占めるという特徴をもっている。

こうしてみると、Y集落は「給与地」に入植した屯田兵農家を中核としながら、明治末期から昭和初期にかけて、町内他集落、ついで町外からおもに「追給地」へ移動してきた農家によって次第に形成されてきたことがわかる。そして、1928年(昭3)と終戦時の農家数がともに43戸であったということを考えあわせると、少なくとも昭和期にはいつて以降は、以上の定着経路をもつ農家40数戸によって、比較的安定した集落生活が営まれるようになっていたことがうかがわれる⁽²⁾。

表 2-2 Y 集落への定着経路

	出身県	来道年	入植地	移 動	Y集落定着	備 考	
第1グループ	⑤	香川県	1895年(明治28)	現住所		1895年(明治28)	屯田兵・自小作
	⑧	和歌山県	1895年(明治28)	現住所		1895年(明治28)	屯田兵・自作
	⑩	香川県	1895年(明治28)	現住所		1895年(明治28)	屯田兵・自作
	⑬	富山県	1895年(明治28)	現住所		1895年(明治28)	屯田兵・自作
	④	愛媛県	1917年(大正6)頃	現住所		1917年(大正6)頃	小作
第2グループ	⑩	石川県	1895年(明治28)	秩父別町1条5丁目	→1908,9年(M40,41)現住所	1908,9年(明治40,41)	屯田兵(兄)からの分家・自小作
	⑭	香川県	1896年(明治29)	秩父別町3条2丁目	→1912年頃(大正初め頃)現住所	1912年頃(大正初め頃)	屯田兵・自作
	⑦	石川県	1895,6年(明治28,9)	秩父別町6条2丁目	→1927年頃(S2)現住所	1927年(昭和2)	屯田兵(兄)からの分家・自作
	⑰	富山県	1926年(大正15)	秩父別町2条4丁目	→1930年頃(昭和初期頃)現住所	1930年頃(昭和初期頃)	屯田兵の知人を頼って来道・小作
	③	香川県	1917年(大正6年)	秩父別町他集落	→1962年(S37)現住所	1962年(昭和37)	自小作
	⑱	香川県	1895年(明治28)	秩父別町他集落	→?年 現住所	?	小作
第3グループ	⑮	福井県	1891年(明治24)	長沼町	→1897年(M30)富良野→1915年(T4)現住所	1915年(大正4)	自作
	①	富山県	1895年(明治28)	栗山町	→1905年(M38)沼田町→1909年(M42)秩父別町21区→1922年(T11)現住所	1922年(大正11)	小作 1937年(昭和12)頃自作へ
	⑥	富山県	1912年(大正初)頃	現深川市多度志	→1925年頃(大正末or昭和初期頃)現住所	1925年頃(大正末or昭和初期頃)	蜂須賀農場の小作
	⑨	富山県	明治30年代	現深川市一己	→1905年頃(明治30年代末)多度志→1937年(S12)現住所	1937年(昭和12)	屯田兵の戸主の弟・小作
	⑯	四国	不明	他市町村	不明, ここに来る前に妹背牛に30年住む	1962年(昭和37)	?
	②	富山県	1895年(明治28)	栗山町	→1905年(M38)沼田町→1909年(M42)秩父別町21区→1922年(T11)現住所→1955年(S30)秩父別町21区(養子)→1967年(S42)現住所	1967年(昭和42)	小作 1937年(昭和12)頃自作へ

資料：実態調査より作成

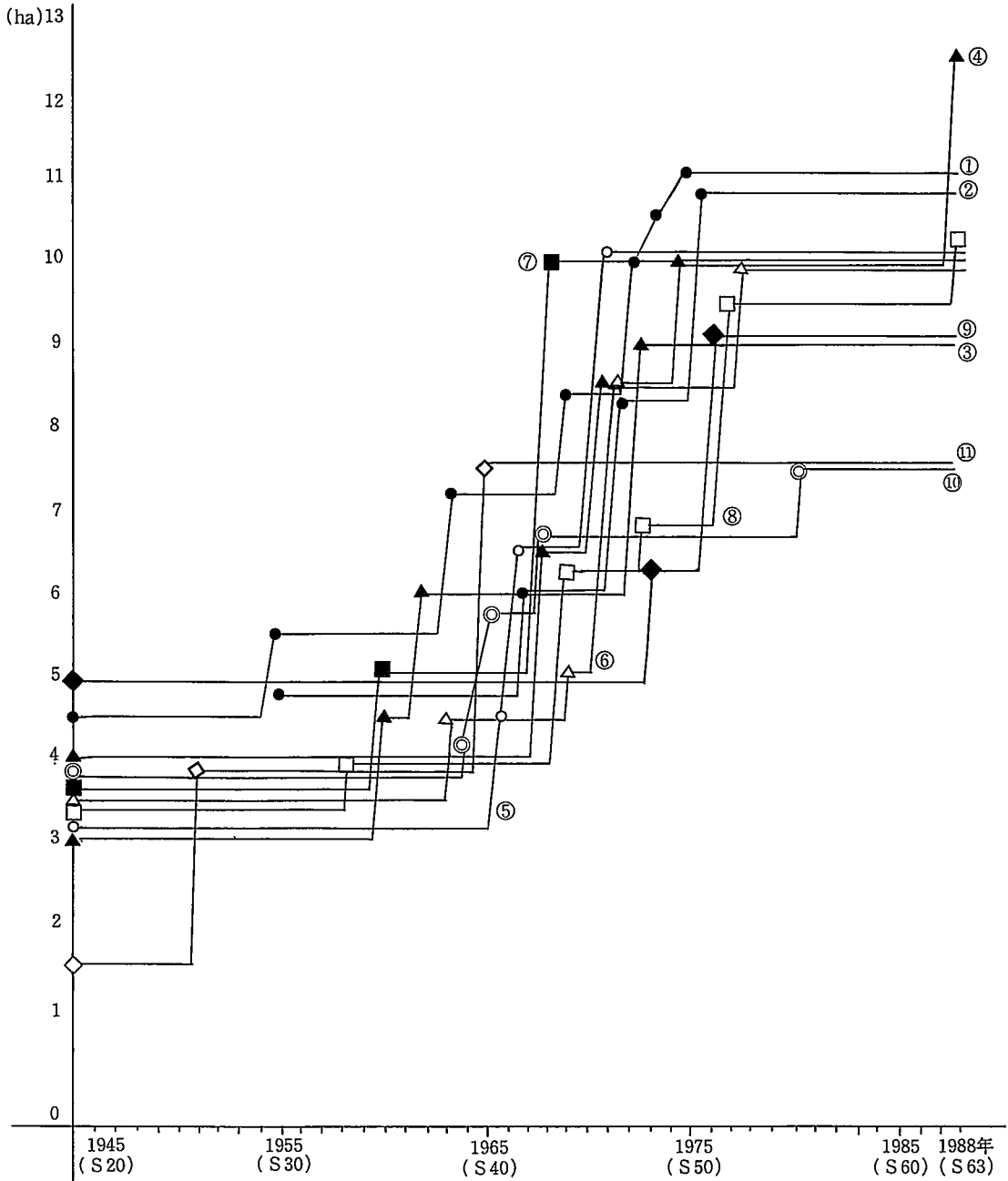
第 2 節 第 I 期・農地改革後の Y 集落の農業・農民

第 1 項 農地改革後の Y 集落の状況

以上のような形成過程をたどってきた Y 集落も、戦後の農地改革によって大きく様変わりすることになる。

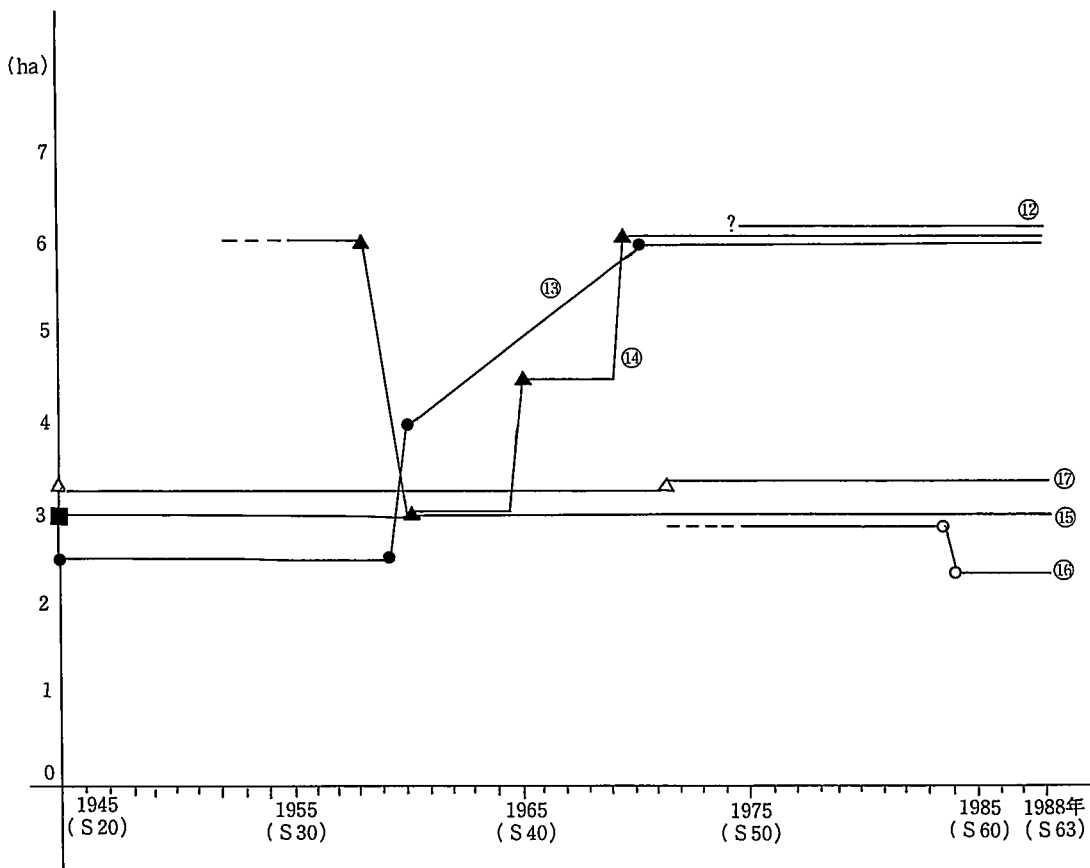
秩父別町には、第 2 次世界大戦開始直前の 1942 年(昭 17) 段階に、696 戸の農家が存在し、うち自作が 193 戸 (27.7%)、小作が 303 戸 (43.5%)、小自作が 200 戸 (28.7%) という構成をとっていた。当時、秩父別町に小作地をもつ地主は中・小地主がほとんどで、その数は 200 戸を超えていた(農地の解放を行った地主の数は、不在地主 135 戸、在村地主 80 戸)⁽³⁾。農地改革は、これら地主層

図 2 - 2 上層農家の所有耕地面積の推移



資料：実態調査のより作成

図2-3 中層・下層農家の所有耕地面積の推移



資料：実態調査より作成

の農地のほとんどを解放し、耕地の95.7%までが自作地となった。その結果、秩父別町では2.0~5.0 ha層が厚い層を成す戦後自作農体制が成立している(前掲表1-3参照)。Y集落でも、30町歩程度所有する1地主と数町歩所有の数戸の小地主が農地の解放を行った。その結果、Y集落の場合も、戦後、ほとんどの農家が、3.0~5.0ha規模の自作農家として出発している。

そして、農地改革によって形成された以上のようなY集落の体制は、少なくとも第I期の間は比較的安定的に推移していく。すなわち、図2-2、図2-3よりY集落の農家の戦後の土地所有の変化をみると、1960年(昭35)頃までは、所有耕地面積の変化は相対的に小さいことが見て取れる。また、農家数の推移からみても、この間の変動は43戸から39戸へと4戸の減少にとどまっている。従って、1960年(昭35)までの15年間は、所有耕地面積と農家数からみれば農地改革直後の状況が比較的維持されてきていたといえる。

第2項 第I期の農業

ところで、農作業の方法という点では、第I期は多くの部分で戦前段階を踏襲していた。すなわち、終戦時には成立していたとされる「畜耕手刈動力脱穀」の作業体系が基本的には維持され

表 2 - 3 農耕馬の飼養頭数と耕耘機・トラクター台数の推移

	馬	動力耕耘機・農用トラクター							
		計	歩 行 型	10 P S 未 満	10 } 20 P S	20 } 30 P S	30 } 50 P S	50 } 70 P S	70 P S 以 上
1935	698								
1940	626								
1945	646								
1950	742								
1955	698								
1960	644								
1965	384	548	207	138	200	2	1	—	—
1970	61	911	*	447	314	64	59	27	—
1975	6	785	*	340	220	92	50	49	34

資料：「北海道統計」

注：* 1970、75年の歩行型の台数は馬力別台数に含まれている。

表 2 - 4 水稲反収の推移

年次	反収	年次	反収	年次	反収	年次	反収
1912年	238	1931年	137	1950年	316	1969年	346kg
1913	2	1932	119	1951	261	1970	472
1914	194	1933	270	1952	363	1971	296
1915	276	1934	231	1953	275	1972	536
1916	224	1935	160	1954	273	1973	514
1917	207	1936	269	1955	295	1974	542
1918	192	1937	303	1956	143	1975	473
1919	177	1938	314	1957	384	1976	424
1920	165	1939	297	1958	411	1977	536
1921	248	1940	92	1959	443	1978	565
1922	191	1941	275	1960	430	1979	507
1923	225	1942	282	1961	469	1980	459
1924	218	1943	294	1962	406	1981	463
1925	225	1944	319	1963	453	1982	542
1926	154	1945	88	1964	268	1983	383
1927	243	1946	202	1965	381	1984	576
1928	255	1947	276	1966	340	1985	500
1929	205	1948	310	1967	493	1986	601
1930	222	1949	311	1968	538		

資料：「秩父別町史」

ていく⁽⁴⁾。1950年代後半になって耕耘機が導入され、本田作業の機械化が始まるが、1960年(昭35)段階でも、総農家数860戸に対して馬644頭が飼養されており(表2-3)、畜力への依存は依然として大きかった。従って、この時代は、まだ、畜力と人力に大きく依拠した農業が営まれていた。

しかし、その一方で、水稻反収は確実に上昇した。1950年代前半までは、冷害(1945,1953,1954,1956年)や水害(1947,1950,1951,1953,1954,1955年)に集中的にみまわれ、平均反収も概ね300Kg前後で推移していくが、1950年代後半にはいると400kg台に到達するようになる(表2-4)。こうした生産力の上昇は、自作化による生産意欲の向上や品種改良(「栄光」→「豊光」)、化学肥料や農薬の普及、灌漑排水事業を中心とする土地改良事業などに支えられたものであった。

第3節 第II期・農業基本法下のY集落の農業・農民

第1項 Y集落における農民層分解の進展

農地改革という激動を経たのち、比較的安定的に推移してきたY集落の状況は、第II期に入ると一変する。離農が激増する一方で、農業継続農家の間では規模拡大が急激に進行するのである。

まず、表2-5で農家数の推移をみると、1960年(昭35)年段階で39戸存在していた農家は、1965年(昭40)までに5戸が、1970年(昭45)までにさらに13戸が離農し、10年の間にいっきに半減してしまっている。しかも、こうしたY集落の農家減少のテンポは、秩父別町全体の動きを上回るものであった。すなわち、1960年(昭35)の農家数を100として、秩父別町とY集落の農家の減少程度を比較すると、1965年(昭40)までは秩父別町88、Y集落87とほぼ同じペースで進行しているが、1970年(昭45)には秩父別町74に対しY集落54となり、Y集落における農家の減少が加速している。この5年間のY集落の農家の減少が、きわめて急激なものであったことがわかる。

一方、その裏で、農業継続農家による離農跡地を集めての規模拡大が進展する。前掲図2-2、図2-3、および表2-6に明らかなように、現在上層にある農家はこの時期急速に経営規模の拡大を行っている。とくに秩父別町の農業委員会では、土地売買の際には、「隣地優先」「集落優先」の原則を掲げているため、離農地はほとんど集落内で処理されてきた⁽⁵⁾。従って、Y集落の場合も、急激に進む離農は確実にY集落農家の規模拡大に結びついていったのである。その結果、第II期の終わり頃には、すでに10ha経営の農家が登場している。

ところで、以上のような事態の推移を、農業基本法がうたった「小規模農家の離農と中核農家の育成」として単純に把握することはできないことを指摘しておく必要がある。それは、当時は農地の売却金を元手に、札幌市でアパート経営に乗り出すことが可能であり、規模の大きい農家の中にも転職を試みるものが相当数いたからである⁽⁶⁾。当時は「アパート経営が人気のある時代」(⑭の世帯主)で、不動産屋が地域を暗躍したともいわれる。実際、離農者の転出先としては札幌市が最も多く、また、表2-7の如く、札幌転出組の多くはアパートや旅館などの不動産経営に転業している。しかも、これらの農家の中には、6,7ha規模の農家や、産業組合の初代組合長や道議会議員などを輩出した有力農家も含まれていた。

①の世帯主は、こうした事態が進行した理由として、当時の農業がなお人手に頼った大変にきつい仕事であったため農業に見切りをつけるものがいたこと、さらに常に地域の中心的人物を輩出してきたY集落の農民の「進取の気性」がこの時期の都市部への離農に拍車をかけたこと、を指摘している。それが、結果として町全体を上回る勢いで離農が進展するという事態を生み出し

表 2-5 秩父別町・Y集落の農家数の推移

	秩父別町		Y集落	
	農家数	指数	農家数	指数
1960年	860(戸)	(100)	39(戸)	(100)
1965年	760	(88)	34	(87)
1970年	637	(74)	21	(54)
1975年	547	(64)	18	(46)
1980年	519	(60)	18	(46)
1985年	486	(57)	17	(44)

資料：「秩父別町史」および「農林業センサス」

表 2-6 経営耕地別農家数の推移(Y集落)

	0.1~	0.5~	1.0~	2.0~	3.0~	5.0~	7.5~	10.0~	15.0ha	総数
	0.5ha未	1.0ha	2.0ha	3.0ha	5.0ha	7.5ha	10.0ha	15.0ha	以上	
1960年 (S35)	1	0	2	11	20	5	0	0	0	39(戸)
	2.6	0.0	5.2	28.2	51.3	12.8	0.0	0.0	0.0	100.0(%)
1970年 (S45)	0	0	1	3	2	13	1	1	0	21
	0.0	0.0	4.8	14.3	9.5	61.9	4.8	4.8	0.0	100.0
1975年 (S50)	0	0	1	2	2	8	3	2	0	18
	0.0	0.0	5.5	11.1	11.1	44.4	16.7	11.1	0.0	100.0
1980年 (S55)	0	0	1	1	3	5	5	3	0	18
	0.0	0.0	5.5	5.5	16.7	27.8	27.8	16.7	0.0	100.0
1985年 (S60)	0	0	1	2	1	6	3	4	0	17
	0.0	0.0	5.9	11.8	5.9	35.3	17.6	23.5	0.0	100.0

資料：「農林業センサス」

表 2-7 札幌市への転出者の特徴

	所有耕地	離農後の職業
A	7.0ha	アパート業, 旅館業
B	6.5ha	アパート業+会社勤め
C	3.0ha	旅館業
D	4.5ha	会社勤め
E	1.5ha	豆腐屋→葬儀屋
F	6.0ha	H建設(離農した兄の会社)
G	4.5ha	アパート業
H	?	?
I	3.0ha	アパート業

資料：聴き取り調査より作成

たとも考えられる。いずれにせよ、当時の離農には、積極的な転職と結びついた離農が多く含まれていたのである。

また、このことは同時に、この時期、農業にとどまり規模拡大を進めた農家には、逆に積極的に農業を選びとってきたものが多いということを物語っている。たとえば、1967年に兄弟で農業生産法人T農場を設立した①②の世帯主は、農業継続か離農か揺れ動く中で、すでに札幌市へ転出していた家を1軒1軒訪ね歩き、決して甘い夢ばかりでない現実を目の当たりにし、農業一本でやっていく決意をしている。また、③の世帯主も、当時のクラス会で卒業時17人いた農業後継者がたった2人になっている現実を知り、逆に農業に本気で取り組む意志を固め、本格的な規模拡大に着手している。このように、この期に農業を積極的に選びとり、従って農業に強い情熱を注ぎ込む農民像は、現在にいたる稲作中核地帯の農民の性格を端的に示しているといえる。

第2項 農作業の基本形態

以上のように、第II期は、第I期とは対照的に農民層分解が急激進行し、農地改革後の状態が大きく変わる時期であった。しかしながら、こうした激変とは対照的に、農作業面の変化は第II期も相対的に緩やかに進行していく。

まず、機械化の進展からみると、1965年前後から耕耘機とともに小型トラクターが普及してくる。それにともない馬の飼養頭数は激減し、畜力の排除はこの期に完了する(前掲表2-3参照)。しかし、耕耘過程以外の本田作業の機械化の歩みは遅く、その本格的な展開は第III期をまたなければならない。従って、この期の農作業も人力に依存して行われる度合いが高かった。

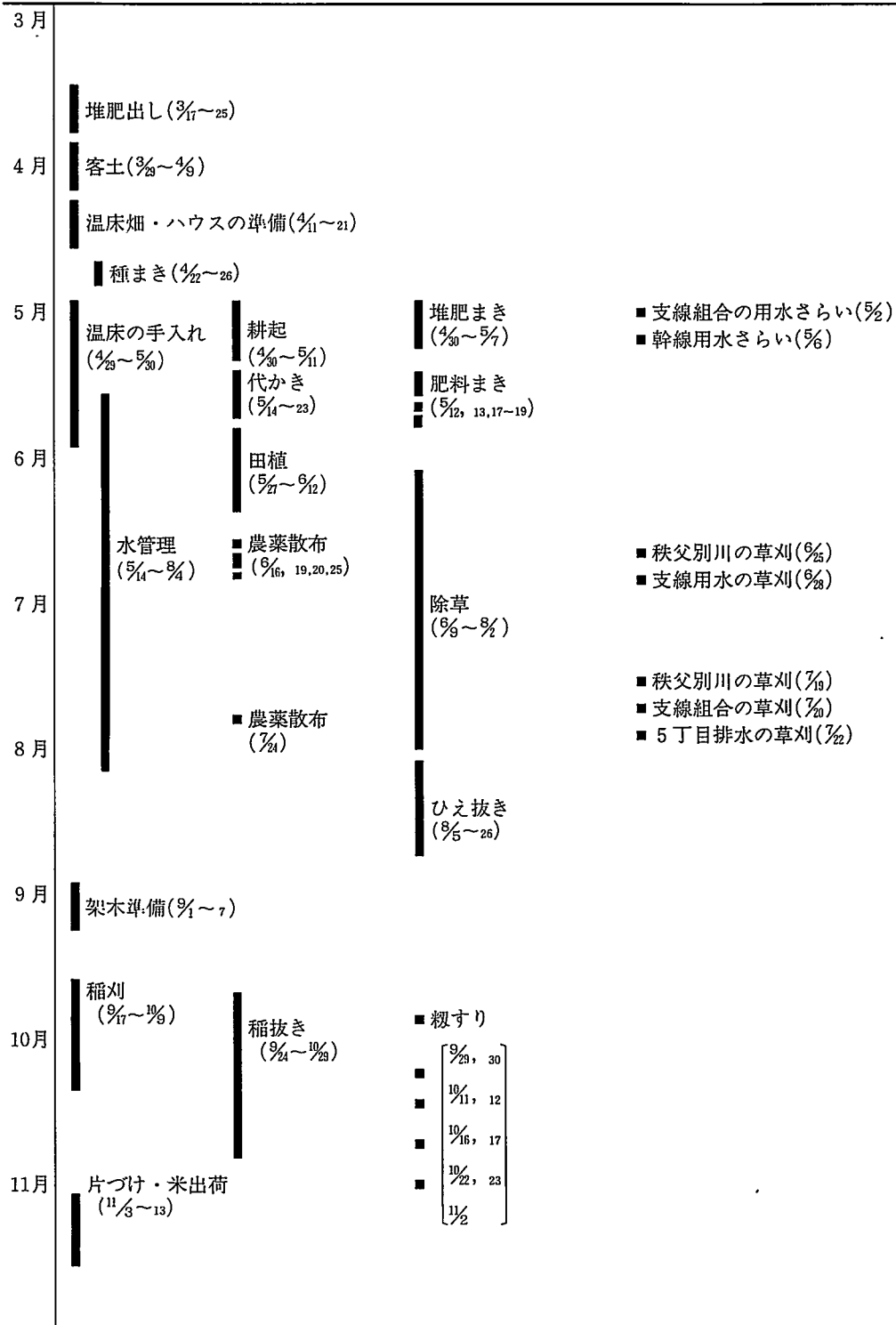
図2-4は、1967年(昭42)の⑤家の『農業日誌』を参考に主要な農作業の年間サイクルを示したものである。年間の農作業は3月17日の堆肥出しに始まり、耕起→代掻→田植→除草→稲刈→稲扱・籾摺と間断なく続き、11月13日の後片付けをもって終了している。当時用いられていた機械には、本田作業に関しては耕耘機、稲刈機(当時普及していた「動力用刈倒し型稲刈機」と思われる)、乾燥・調整過程には脱穀機、籾摺機、小型乾燥機、さらに除草機などがあつた。しかし、田植は手植えで行われ、除草、稲刈などの農作業も裸手労働に依存する部分が多く、農業労働はまだかなり厳しいものであつた。そして、当時は、以上のような農作業が基本的には各農家毎に家族労働力を中心に遂行されていた。

このように当時の農作業は、個別農家単位で行われていたが、その一方で家族労働力以外の労働力を導入することによって、あるいは家族以外の人たちと協力することによって成り立つ過程も存在した。そのうち主要なものとして以下の3つをあげることができる。

第1が、防除過程である。3~5軒の班で共同防除が試みられている。共同防除は1962、1963年(昭37、38)頃には始まっていたといわれ(①の世帯主、⑤の世帯主)、⑤家の『農業日誌』でも、1963年(昭38)には、6月中旬と7月中旬に1回ずつ出役したことが記されている。作業は、Y集落の農家を4~5の班に分け、共同で所有する動力ミスト機が用いられた。

第2が、裸手労働に依拠している田植、除草、稲刈過程である。これらの過程には雇用労働力、特に表2-8に明らかなように農業臨時雇が雇い入れられた。表2-9は、⑤家の臨時雇の雇い入れ状況を示したものである。例えば、1968年(昭43)を例にとると、当時6.5haの稲作を行っていた⑤家では、世帯主、妻、長男(現世帯主)、嫁(結婚した同年8月31日以降)の家族労働力の他に、堆肥まきに延12人、種蒔きに延3人、田植に延74人、除草に延53人、稲刈りに延90人、総数で年間延232人の臨時雇が雇用されている。労働力が集中的に必要な農繁期に農業臨時雇が大

図 2-4 1967年の⑤家の主要な農作業の年間サイクル



資料：⑤家の『農業日誌』より作成

表2-8 農業雇用労働力の推移

		常 雇			季 節 雇			臨 時 雇		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
実	1955年	49	61	110	10	38	48	4,438	26,282	30,720人
	1960年	37	84	121	22	76	98	5,887	35,728	41,615
	1965年				—	—	—	3,670	37,053	40,723
	1970年	5	18	23	—	—	—	1,756	45,314	47,070
	1975年	2	—	2	—	—	—	1,459	17,757	19,216
数	1980年	2	—	2	—	—	—	566	4,013	4,579
	1985年	3	—	3	—	—	—	568	3,478	4,046
指	1955年	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	1960年	76	138	110	220	200	204	133	136	135
	1965年				—	—	—	62	104	98
	1970年	10	30	21	—	—	—	40	172	153
	1975年	4	—	2	—	—	—	33	68	63
数	1980年	4	—	2	—	—	—	10	11	11
	1985年	6	—	3	—	—	—	13	13	13

資料：「農業基本調査」

注：空欄は不明

量に雇い入れられていたことがわかる*。

※ 表2-8にみる如く、第I期には臨時雇と並んで常雇や季節雇も重要な位置を占めていた。Y集落でも規模の大きい層には、常雇や季節雇を雇い入れていたものが多い。例えば、②の世帯主は、「昭和31年から昭和42年まで季節労働者を頼んでいた。労働者は2人で夫婦者だった。内地福島から4～11月まで頼んでいた。」と述べている。しかし、常雇と季節雇は第II期には激減している。②家の場合もこの時期に季節労働者の雇い入れをやめている。そして、当時の状況について、「昭43年頃から頼んでもきてくれなくなった。だんだん労働者もいなくなるし、賃金も上がってきた。」と語っている。このように、主に労働力不足という外部の要因によって、この時期常雇や季節雇が減少していったことがわかる。もちろん、その背景には高度経済成長期に入り、他産業における雇用が急激に増大し、農業労働力の給源が枯渇してきていたことがあることは言うまでもない。

第3が、用水の維持・管理の仕事である。これは支線組合の構成農家による出役によって行われた⁽⁷⁾。この支線組合は水系毎に組織されたもので、集落の単位とは必ずしも一致せず、Y集落農家の所属も2つの支線組合に分かれている。具体的な作業は、支線組合毎に行われるが、水源を止めるため、作業日は土地改良区によって決められ、作業は全町一斉に行われた。また、作業には各戸1名の出役が義務づけられていた。ここで⑤家の『農業日誌』から、1967年（昭42）の出役状況をみると、5月2日午後：支線用水さらい、5月6日午前：幹線用水さらい、6月25日午前：秩父別川の草刈、6月28日午前：支線用水の草刈、7月19日午前：秩父別川の草刈、7月20日午後：支線用水の草刈、7月22日午前：5丁目排水の草刈、となっている。半日の出役が7回行われたことになる。

こうしてみると、当時の農作業は、個別農家単位で家族労働力を中心に営まれ、これを共

表 2-9 ⑤家の農業臨時雇の雇入れ状況の推移

	田 植	除草(稗ぬきを含む)	稲 刈	備 考
1963年	191時間, 延15人 労賃1,300円/日	50時間	110時間	この他, 脱穀20時間, 除草~脱穀で19,700円
1965年	延32.5人 労賃1,600~1700円/日	-	延12人 3,800円/反	
1966年	延73人 労賃1,700~1,800円/日	延20人 労賃1,500円/日	稲刈延28+ α 人 3,900円/反or1,900円/日 稲入れ延6人, 1,500円/日	この他, 堆肥まき出面延3人, 労賃1,400円/日 稗抜き・稲刈賃として42,849円支払う 造田石拾い出面2人1,200円/日
1967年	延60人 労賃2,000~2,100円/日	延20人 労賃1,800円/日	延58人 3,400~4,200円/反	この他, 堆肥まき出面1人, 労賃1,400円/日
1968年	延74人 労賃2,200円/日	延53人 労賃1,700円/日	延90人 労賃2,500円~2,540円/日	この他, 堆肥まき出面延12人, 労賃1,600円/日 種蒔き出面3人1,600円/日
1969年	延61人 労賃2,500円/日	延65人 労賃 除草2,200円/日 稗ぬき 2,000円/日	延80人 労賃総額195,375円 (1人当たり2,442円)	この他, 堆肥まき出面延12人, 労賃1,900円/日
1970年	延80人 労賃2,500円/日	延25人 除草 労賃2,200円/日 稗ぬき 労賃2,000円/日	延47人 労賃3,000円/日	
1971年	延74人 労賃2,800~2,900円/日	延15人 労賃2,300円/日	延20人 労賃3,500円/日	
1972年	-	-	-	米運搬延58人, 日当3,300円
1973年	-	-	-	転作キャベツ蒔き延10人, 1日労賃2,500円 間引き延10人, 1日労賃2,600円 除草延8人, 1日労賃2,200円 収穫延9人, 1日労賃2,100円
1974年	延80人 労賃4,500円/日	支払総額38,700円	-	害害倒伏稲おこし労賃総額135,000円
1975年	補植延27人 日当5,500円/日	-	-	
1976年	補植延20人 労賃5,900円/日	-	-	
1977年	補植延12.5人 日当6,200円/日	-	-	
1978年	補植延4人 日当6,500円/日	-	-	温床播種延5人, 日当5,600円 倒伏稲おこし延10人, 日当5,600円
1979年	-	-	-	
1980年	-	-	-	
1981年	-	-	-	ビート播種延10人, 日当6,000円 ビート収穫延10人, 日当6,000円
1982年	-	-	-	ビート播種・間引・移植延29人, 日当7,000円
1983年	補植延4人 日当6,000円/日	-	-	稲育種・ビート播種延7人, 日当6,000円 ビート移植延4人, 日当6,000円 ビート収穫延11人, 日当6,500円 小豆脱穀延4人, 日当6,000円
1984年	補植延6人 日当6,500円/日	-	-	温床播種延7人, 日当6,500円
1985年	補植延6人 日当6,500円/日	-	-	温床播種延7人, 日当6,500円
1986年	-	-	-	

資料：⑤家の各年の『農家簿記』より作成

注：⑤家では、1972、73年は圃場整備のため休耕している。

同作業、共同出役、そして農業臨時雇が補充するというかたちで営まれていたことがわかる。

第3項 生産組合と各種諸機関

ところで、当時、各戸の農業生産を支えていたものとして、さらに生産組合と農業改良普及所についてふれる必要がある。

まず、生産組合とは、集落単位に組織された農協の下部組織のことで、北海道では一般的に「農事実行組合」と呼ばれているものである。当時は、Y集落構成戸がすべて農家であったために、

表2-10 生産組合集会の開催状況（1963年）

日 時	内 容
1月1日	午前11時より班の新年会
24日	午後6時より生産組合の集会、所得税の件
2月3日	午後5時より生産組合の集会、農協懇談会へいく
6日	午後5時より生産組合の集会、〇〇後援会の集会
14日	午後6時より生産組合の集会、共済の件
25日	午後6時30分より生産組合の集会、電灯料集金、所得税の件
3月10日	午後6時30分より生産組合の集会、所得税の件ほか
11日	午後1時より、生産組合の集会、農事懇談会に出席
23日	午後7時より生産組合の集会、春農機具注文、農民協負担金集金など
28日	午後7時より生産組合の集会、町・道民税申告の件、電灯料金集金
4月10日	午後1時より部落集会、健康受診証更新、町政懇談会、道路などの件
6月5日	午後7時半より生産組合の集会、水稻共済、雇人、客土・暗渠等の届出の件
18日	午後8時より生産組合の集会、米予約、品種別作付反別調べ、太子祭寄付、奥尻火災寄付、結核検診、衛生組合などの件
26日	午後8時より生産組合の集会、電気料、〇〇検針、米価運動、固定税引き下げ運動、農業振興対策など
7月3日	午後8時より部落集会
14日	午後8時より部落集会、生産組合の集会
28日	午後6時より生産組合の集会、フラトール注文渡し、電灯料金集金、検針、生命共済で農協より組合長・専務・庶務の3人来る
8月26日	午後1時より部落集会、生産組合の集会、祭、金毘羅祭、黒住祭、札幌神社祭の寄付、産米改良、包装の講習、追加予約などの件
9月8日	午後7時より生産組合の集会、作況などの件
14日	生産組合の（作況調査）の慰労会、夕方より会館で各班の総会、平均反収だす
10月8日	午後8時より生産組合の集会、種籾注文、産米出荷の件
31日	午後7時より部落集会、生産組合の集会、共同募金、電灯料、所得税、雇人費、反別調べ、有線料金、国民年金掛金徴収日など
11月27日	午後7時より生産組合の集会、電灯料、種籾代金徴収の件など
12月7日	午後6時半より生産組合の集会
16日	午後6時より生産組合の集会
25日	午後、部落集会、生産組合集会、役員選挙

資料：㊦家の1963年の「農家日誌」より作成

生産組合には全戸が加入しており、年末の生産組合集会で選出される組合長、副組合長、会計等の役員によって運営されていた。

表2-10は、⑤家の『農業日誌』から、1963年(昭38)の生産組合集会の開催日とその内容を示したものである。まず、最初に気づくことは開催回数が多いことである。年間24回、とくに農閑期には月に3~4回の開催というのも珍しくない。また、内容面では、生産資材の取りまとめ、税金関係、作況調べ、産米出荷状況にかかわるものなどが主で、農協と個別農家の間にあってとりまとめた仕事を行っていることがわかる。3月の農協総会の前には、農協組合長、参事、各課の課長が各生産組合をまわり、決算・予算など農協経営の内容について報告する「農協経営懇談会」も定例化されている。

このように生産組合の会合は、フォーマルなレベルでは、農協の下部組織として定式化された事務的な内容をこなすことを目的としていた。しかしながら、インフォーマルなレベルでは、集落の全農家が集まるこの集会の場が、農業生産全般に関わる情報交換の場として重要な意味をもっていたことはいうまでもない。

一方、農業生産における技術面での指導という点では農業改良普及所が果たしていた役割が大きい。それは、⑦の父の「昔は普及所が大事な情報源。」、③の父の「普及員といたら昔は農民の神様みたいなもの。」という言葉としても現れている。実際、⑤家の『農業日誌』によれば、1969年(昭44)には、3月13日に集落の会館において農業改良普及所主催の「農事懇談会」(通称「農談会」)が開催されたのに始まり、5月2日、6月10日、7月8日、7月22日、8月28日の5回にわたり、稲作の現況に関する現地指導が行われている。そして、⑤の世帯主はそれらの会合にすべて参加しており、こうした試みが実際の農業生産におおいに役だっていたことをうかがわせる。

第4項 T農場の設立

これまでみてきたように、当時の農業生産のあり方は、労働力の面では農業臨時雇や共同作業(防除、水利)のよる補完を受け、また経営面や技術面では農協一生産組合、農業改良普及所の活動に支えられながら、家族労働力を中心に営まれるというかたちが一般的であった。

しかし、そのなかにあつて、第II期の終わりに、すでに農業生産法人・T農場が設立された事実について指摘しておく必要がある。すなわち、T農場は、1967年(昭42)に、世帯主同志が兄弟の関係にある①②によって設立された。先にもふれたが、T農場の設立は、①②の世帯主の農業継続への強い決意を示すものであった。

すなわち、T農場が設立された1967年(昭42)当時は、Y集落において激しい離農が進行しているときであった。そして、①②の世帯主はともに一度は離農ということを考えている。当時の気持ちを②の世帯主は、「みんながやめていく。土地も(価格が)下がっていく。どうやってやめて札幌市へ行くか考えていた。」と語っている。その決断をつけるために2人は、2日にわたり秩父別町から札幌市へ転出した人たちの家を1軒1軒尋ねて歩いた。それは、どちらかというとも札幌市への転出の準備という意味合いが強いものであったという。しかし、離農者の札幌での生活をみたらうでの感想は、「自分で何かやっている人はいない。魅力を感じなかった。」(①の世帯主)、「札幌へ行って歩けば歩くほど、生活の裏側もみえて、町に出るのもあんまり夢ばかりではないと感じた。」(②の世帯主)というものであった。そして、「なにをやっても同じ。それなら農業一本で頑張ろう。やるからには、町の勤め人に負けないようなものをつくろう。」(①の世帯主)という結論に到達している。

こうして①と②が共同経営に乗り出す。②は、1955年（昭30）に養子縁組で町内の他集落へ世帯を出していたが、1967年（昭42）に、①の隣家の離農した跡地を購入して、Y集落へ転入してきている。この土地の購入は、農業委員会が掲げる「隣地優先」の原則に反するものであったが、当時農業委員であった①の世帯主が反対する農業委員を説得するかたちで実現している。転入を契機に法人化を進め、同年2月にT農場が創設される。法人化という方向は、「農協の勧められたというのではなく、あくまでも自分の頭で考えたものだった。現在の農業への挑戦だった。」（①の世帯主）という。また、法人化にともなう直接のメリットは、農業労働力を充実させることで雇用労働力不足に対応すること、および税金対策におかれていた。結成当時の総経営耕地面積は14.4 haで、土地は農業生産法人へ貸し付けるかたちにとられた。

このようにT農場の設立は、当時としてはきわめて先駆的な取り組みであり、そこからは農業が新時代へ移行していく胎動を感じることができる。と同時に、離農ラッシュのなかで農業に踏みとどまった農家の農業へかける意気込みを端的に示しており、それだけにT農場は、その後現在までY集落農家のシンボリック的存在として推移することになる。

第4節 小括

以上、第Ⅰ期、第Ⅱ期のY集落農業の状況をみてきた。ここであきらかになった点をまとめると以下の如くなる。

第1に、農民層分解の視点からいえば、農地改革時点の階層構成を比較的維持した第Ⅰ期に対し、急激に分解を押し進めた第Ⅱ期として特徴づけることができる。第Ⅰ期には4戸にとどまった農家の減少は、第Ⅱ期には18戸に及び、15年程の間に農家の数は半減してしまう。そして、その一方で農業継続農家の規模拡大が進行する。その意味では、第Ⅱ期には、農家数と経営規模の点でY集落の農家の構成は一変してしまったといえる。

第2に、しかしながら、以上の事実は、単純にY集落農民の農業基本法路線にそった行動を意味するものではない。それは当時の離農農家のなかには規模の大きい農家や有力な農家の離農が相当数含まれていたからである。彼らは、おもに札幌市に転出し、不動産経営に乗り出している。それゆえ、農家の減少率が、秩父別町全体よりも、有力な農家が集まるY集落において高いという結果さえ生まれているのである。零細農家の離農とは異なる意味あいをもつ離農が、少なくとも当時の稲作中核地帯・北空知では相当数みられたことを確認しておく必要がある。

第3に、この時期、農業に踏みとどまった農家には、農業を積極的に選びとってきた農家が多いということがいえる。相対的に規模が大きい、また有力な農家が相次いで集落を後にするなかで、敢えて農業を選びとったことの意味は決して小さくない。たとえば、③の世帯主は、農業高校時代の同級生の多くが農業後継を放棄していくのを知り、逆に農業に本腰を入れて取り組んでいく決意をしている。そして、こうした農業にかける情熱の強さは、それ以後現在に至るまで、この地域の農民層の根底に流れ続けることになる。

第4に、農作業面の変化は、第Ⅰ期、第Ⅱ期を通じて比較的緩やかに進行していく。当時は、まだ本田作業の機械化が耕耘過程にほぼ限定され、裸手労働への依存度が高かった。農作業は、個別農家単位を基本として、農業臨時雇や共同作業・共同出役に補完されて遂行されていた。また、農協一生産組合や農業改良普及所の果たす役割も大きかった。そして、こうした農業生産のあり方は、戦前段階の農業生産のあり方を多くの部分で受け継いでいるものであった。この農業

生産のあり方が大きく変化していくのが次の第Ⅲ期である。

注

- (1) 『秩父別町史』 P233。
- (2) 北海道における集落の成立期は、一般的に、大正末・昭和初期以降ないし昭和期以降とされる。この点に関しては、前掲布施「北海道農村社会の構造的特質」、および前掲田畑「北海道の農村社会」参照。
- (3) 屯田兵村として成立した秩父別町では、隣接町村のような大規模な小作争議は発生しなかった。
- (4) 『秩父別町史』 PP848～853
- (5) 近年は、なかなか売り手が見つからないという状況から、「隣地優先」「集落優先」の原則も崩れていく傾向にあるといわれる。しかし、Y集落の場合は、「うちの部落は経済力があるから、内々で離農地を処理してきた」(③の世帯主)という。その結果、「20戸以上農家は減少したが、(現在でも)他の部落からの入作はない。」(⑦の父)という状況が続いている。
- (6) こうした離農を、湯沢 誠は先進中核的平場農村にみられる「中農型離農」と規定している。また、中農層が離農する動機としては、「労働力事情とくにあととり問題をあげるものが多いが、とくに注目されるのは、あととりでなく現世帯主(多くは30歳台後半から40歳台のもの)が『農業にみきりをつけて』転身するものが出ていることである。」という指摘がなされている。この点に関しては、前掲湯沢「最近における北海道農民層分解の動向」を参照のこと。
- (7) 秩父別土地改良区は、秩父別町の全域と妹背牛町、深川市、沼田町の一部を含む約4,000haを管轄しており、水系毎に支線組合が結成され未流管理が行われていた。

第3章 第Ⅲ期における農業構造改善事業とY集落農業の変貌

第1節 圃場整備事業の実施とその影響

第1項 農業生産面への影響

さて、1960年代後半にはいると、農業の分野では一見相矛盾するような政策が展開され始め、農村社会に大きな変動の波が押し寄せてくる。

その1つが、第一次、第二次と続く農業構造改善事業の実施である。これは土地基盤整備と近代化施設の導入に対する補助事業で、農業の「近代化」をめざす政策であり、個々の農家にとってみれば、将来を見通しての経営基盤の充実を意味していた。しかし、その一方で、1970年(昭45)から減反政策が本格的に遂行されてくる。それは、稲作農家にとって、逆に、将来の見通しを失わせるような出来事であった。そこでまず、圃場整備事業の実施とその影響をみしてみる。

秩父別町における基盤整備は、道営の圃場整備事業として1966年(昭41)から始まる。この事業は、水系毎に8つの地区に分けられ逐次遂行されていくが、その際、Y集落の農家は、6丁目通りを境に2つの地区にそれぞれ属していた。6～7丁目は1966年(昭41)から1972年(昭47)にかけて、3～5丁目は1967年(昭42)から1974年(昭49)にかけて事業が行われている。そして、この事業の結果、6丁目以西は99%が、5丁目以東は92%が、30a以上区画の水田へと変貌をとげる。

それだけに、この圃場整備事業が、農業生産のあり方に与えた影響はきわめて大きいものであった。それまで5～10a程度だった水田の区画が、30～80a、平均して50a規模となり、一挙に

10倍になったからである。それは、当然大型機械の導入への道を開くことになる。

(1) 共同利用組織の結成

秩父別町では、大型農業機械の導入を、第一次・第二次農業構造改善事業の一環として共同利用組織の結成というかたちですすめていく。すなわち、一次構では、町内に2つの利用組合が結成され、トラクターと作業機が導入されたほか、農協に普通型コンバイン2台とライスセンターが設置されている。さらに、二次構では、10の利用組合が結成され、そのすべてにトラクターと作業機が導入されたほか、3つの利用組合には育苗施設と田植機が、1つの利用組合には放牧施設が配置された。また、農協にも、自脱型コンバイン43台と普通型コンバイン2台が追加され、ライスセンターの拡充も行われている。従って、こうした試みを通じ、それまでの個別農家単位を基本とする農業生産のあり方が大きく変貌することになる。

Y集落においても、この農業構造改善事業をうけて、トラクター利用組合が結成されてくる。ただし、この利用組合は、先の圃場整備事業が終了した地区毎に、順次形成されていったために、集落を単位としたものとはなっていない。圃場整備事業の地区割と同様に、6～7丁目と3～5丁目の農家は別々の利用組合に属しており、それぞれの利用組合は、3～4の集落にまたがる40～50戸程度の農家によって構成されている。6～7丁目の農家が属するTトラクター利用組合は、圃場整備事業の終了の時期が早かったため、一次構によって結成されているのに対し、終了時期が数年遅れた3～5丁目では、利用組合の結成は二次構によってなされている。ここでは、Y集落のより多くの農家が属していたSトラクター利用組合をとりあげ、共同利用組織の運営状況をみてみたい。

Sトラクター利用組合は、1972年（昭47）に、12台のトラクターと38の作業機の共同利用を目

表3-1 Sトラクター利用組合参加農家の状況と班編成

	農家番号	経営面積	備 考
A班	③	9.0ha	1973年からは③⑤⑥は、3軒で2台を利用するようになる。
B班	⑤ ⑥	10.0 8.0	
C班	⑧ ⑨ ⑬ 離農	6.3 5.0 5.0 ?	
D班	⑩ ⑪ ⑭ ⑯ ⑰	6.5 7.5 6.0 3.0 4.0	
未加入	⑮ ⑳	3.0 1.4	

資料：実態調査より作成

注：A～D班とはトラクター利用班のこと。

経営耕地面積は参加当時のもの。

的として結成されている。参加農家はY集落を含む3つの集落にまたがり、Y集落からは現在すでに離農した農家1戸を含む12戸の農家が参加した。表3-1は、参加農家の構成をみたものである。当時、Y集落の3~5丁目には14戸の農家が存在したが、⑮(当時3ha経営)と⑳(1.4ha経営)のように、規模の小さい農家は参加をみあわせている。その結果、利用組合の構成農家は、経営耕地面積でいうと5ha以上層を主体としていることがわかる。

Sトラクター利用組合では、トラクター1台毎に利用班が作られ、各利用班の代表12名が役員として運営にあたった。Y集落の12戸に対しては4台のトラクターが割り当てられ4つの利用班が結成された(表3-1参照)。必ずしも各班の利用面積は均等にはなっていない。トラクターの運転に関しては、オペレーターを決めたが、基本的には自分の田は自分でおこすという方法がとられた。

その後、Sトラクター利用組合では、同じ二次構の事業である育苗施設と田植機の導入にも積極的に取り組んでいく。先に指摘したように、秩父別町でこれらを導入したのは3つの利用組合にすぎなかったが、その1つがSトラクター利用組合ということになる。しかも、Sトラクター利用組合でとりわけ導入に積極的だったのはY集落の農家である。この育苗集団は、1974年(昭49)に結成されるが、その際、Sトラクター利用組合に加入していることを最低条件とする任意加入というかたちにとられ、Y集落の農家12戸と他集落の農家2戸によって発足している。これによって育苗施設と田植機7台が導入され、2つの班に分かれた農家によって、育苗と田植については共同作業が行われるようになる。

こうして、Sトラクター利用組合に結集したY集落の農家の間では、農業構造改善事業を契機に、耕起から田植までの本田作業の共同化が成立することになる。それは歴史的にみても初めての大がかりな共同化の試みであった。

(2) 農協を中心とする農業機械の共同利用

一方、一次構、二次構によって、農協所有のコンバインとライスセンターが設置されている。コンバインは普通型コンバイン4台、自脱型コンバイン43台が導入された。普通型コンバインには農協が雇ったオペレーターが配置され賃刈が行われたのに対し、自脱型コンバインは、合計面積が15ha以上ということをも最低条件に、任意に結成された班に貸し付けられ、借り手が償還までの期間責任をもつという体制がとられた。また、農協所有のコンバインを利用したものには、同時にライスセンターの利用も義務づけられた。Y集落で、農協所有の自脱型コンバインを利用したのは、③⑥の班と⑧⑬A農家(現在離農)で構成された班のみで、面積が小さい農家のなかには普通型コンバインによる賃刈を依頼するものも現れた。しかし、Y集落内には、一次構、二次構によって導入されたこれらの機械・設備を利用する農家総じて少なく、コンバイン、乾燥機に関しては個人所有が先行していった*。

* 農協が行ったコンバインとライスセンターの運営は初期段階から様々な問題にぶつかっている。1つは、コンバインのオペレーターの確保の問題である。たとえば、⑤家の世帯主は、1973年(昭48)と1974年(昭49)の2年間、農協の普通型コンバインのオペレーターをしており、自分の水田についてもそれを利用した。しかし、2年目は順番待ちをしているうちに列入の適期をのがし、最後の稲刈りは雪はねをしてから行うような有様だったという。そのため翌年からはオペレーターをやめ個人所有へ方向転換している。

また、2つに、農協所有の普通型コンバインが、玄米の肌に傷をつけ、米の等級が下げるという状況を生み

だしたことである。その結果、普通型コンバインの利用は麦専用への転換を余儀なくされる。

3つに、ライスセンターの事業も順調に滑り出したわけではない。処理能力は6万トンといわれていたが、実際には非常に性能が悪く、籾を積んで乾燥を待つトラックの行列がライスセンターの前に連なっていたという。それは、乾燥機がカリフォルニア用であったため、カリフォルニアと日本の気候の違いが乾燥能力の違いとなって現れたのである。こうした事態のなかで、ライスセンターの利用者は必ずしも順調に伸びていかなかった⁽¹⁾。ライスセンターでなんとか採算がとれるようになったのは、皮肉にも、1979年（昭54）以降、転作の関係で麦が大量に入ってきてからのことであるという。

(3) 既存組織の再編

ところで、以上の農業改善事業にともない、いくつかの既存組織が再編されることになる。

1つが、防除組織である。これは二次構と同じ時期に、従来の背負い式のミスト機に代わり大型スプレーが導入されたことによって実施される。この機械は、二人で動かせるミスト機とは異なり、1台を操縦するのに6～8人が必要となるため、作業も必然的に共同で行わざるをえない。班編成は、反別などを考慮し、①②、③⑤⑥、④⑦⑫⑰、⑧⑨⑬、⑩⑪⑭⑱というかたちに再編されている。

2つが、支線組合の管理区への再編である。圃場整備事業により、新しくできた土地改良施設の管理の必要性が増したため、管理の運営の円滑化をはかることを目的として1975年（昭50）に管理区制度が設けられる。これにより、従来の支線組合は、200ha、40戸程度を目途に、20の管理区に再編されている。主な仕事は、溝さらい、改修、修理などで、5月の用水さらい、7月初めの草刈、7月後半の草刈の年3回の出役が義務づけられた⁽²⁾。出役回数は、圃場整備以前の年7回から3回へと減少したことになる。

第2項 共同炊事の実施

以上のような生産面の共同化は、生活面における共同化へも結びついていく。それは、1974年（昭49）から田植時期に共同炊事が行われるようになるのである。生活改良普及員のすすめで、生活改善の補助金100万円を得て、集落の会館に調理用設備が整えられた。当時は、「田植機の性能が悪く1日7反歩程度だったので、まだ出面が必要だった。」（③の世帯主）という状況にあり、従って会館では、Y集落農家の家族と出面の分の昼食、あわせて130～150食程度が作られた。この食事の献立は生活改良普及員によって1週間分が用意され、準備にはパートとして雇われた2人の非農家の主婦があたっている。パートの賃金は、同じ年の出面賃に相当する額が支払われた。また、1食の料金は180円位ということである。農家の主婦にとって、農繁期の出面の食事づくりは精神的にも肉体的にも大きな負担となっていたため、この共同炊事の実施はおおいに歓迎されるものであった。

こうしてみると、第Ⅲ期は、政策的に誘導されながら、生産・生活両面において、集落全体が大きく共同化へと向かって動いた時期であることがわかる。

第3項 「地域労働市場」再編の影響

ところで、1960年代後半から始まった農業構造改善事業が、農村社会に及ぼした影響は以上の点にとどまるものではない。すなわち、とくに圃場整備事業を通じ、建設業を中心に新たな「地域労働市場」が形成され、多くの農民がそこへ引き寄せられていくことになる。その結果、Y集落の農民・農業は、次の2つの点で大きく変容していく。1つは、Y集落の農民層自身の兼業化

表3-2 専兼別農家数の推移(Y集落)

Fi・%

	専業	I兼	II兼	総農家数	専業	I兼	II兼	総農家数
1960	33	4	2	39	84.6	10.3	5.1	100.0
1970	14	6	1	21	66.7	28.6	4.8	100.0
1975	2	15	1	18	11.1	83.3	5.6	100.0
1980	2	15	1	18	11.1	83.3	5.6	100.0
1985	3	10	4	17	17.6	58.8	23.5	100.0

資料：「農林業センサス」

が、これを契機に大幅に進行していくことになる。さらに、2つに、当時の農業生産にとって不可欠だった雇用労働力の確保がきわめて困難になっていくのである。

表3-2は、Y集落の専兼別農家数の推移をみたものである。あきらかに圃場整備事業が本格化する1970年(昭45)から1975年(昭50)にかけて、急激に第1種兼業化が進行していることがわかる。さらに、図3-1により、具体的に各農家の兼業の歩みをみると、T農場を構成する①②、世帯主が各種要職についていた⑦⑬、世帯主が早くから役場勤めをしていた⑳などを除くと、他の農家の多くが1970年(昭45)以降に農外就労を開始している。その際、就労先となるのは、男性が建設業、女性が秩父別町や沼田町にある縫製工場や織物工場、あるいは留萌市の水産加工工場などとなっている*。とりわけ、男性の場合は、圃場整備事業そのものが生み出した建設労働市場に吸収されていったことがわかる。たとえば、1971年(昭46)から現在まで、農業のかたわら建設労働に従事する⑨の世帯主の場合は、就労の契機を「土地改良が始まり、土建会社が人手不足で困っていた。H建設から頼まれて行きはじめる。」と述べている。また、女性の場合も、圃場整備事業の実施によって自分の家の稲づくりを休まざるを得なかったことが、工場勤めを始める契機となっているケースが多い。たとえば、1973年(昭48)から現在までS縫製に勤めている⑰の妻は、「就労のきっかけは、基盤整備で農業ができなくなったから」であることを指摘している。このように、圃場整備事業は、Y集落の農民層を農外就労へ導くうえで大きな推進役を果たしたのである。

※ 秩父別町でも、1960年代になると企業誘致に力を入れ始めている。何回かの失敗を経験した後、1973年(昭48)によく国道233号線沿いに“東栄工業団地”が造成される。この“東栄工業団地”には、山田縫製株式会社(自衛隊員用ズボン、婦人ワンピース)、水島鉄工秩父別工場(板金製用ロール)、アサノセメント工場の3社が相次いで進出し、操業を開始した。けれども、折りからの不況の波をまともにくらい、1978年(昭53)には、早くも山田縫製株式会社と水島鉄工秩父別工場は経営不振に陥り閉鎖の危機に直面する。結局、両工場は閉鎖されることとなり、その後、山田縫製株式会社は、山口繊維グループのアパレルファッションがあとを引き受け「ファッション赤坂」として、また水島鉄工秩父別工場も他企業が引き継ぎ「大月工業株式会社」(野菜用コンテナ)として再建され、なんとか現在まで操業を続けてきている。

これら3つの誘致工場を含め秩父別町に現在5つの製造工場があるが、総従業員数はわずか134人にすぎない。そのため、とくに女性の場合、他市町村の工場へ就労しているケースが多い。

しかし、その一方で、圃場整備事業によって新たに創出された「地域労働市場」は、これまで農家の側が農業臨時雇として雇い入れていた人たちをも飲み尽くすことになる。とくにこの臨時

図3-1 Y集落農民の兼業歴

階層	No.	続柄	年齢	兼業の有無	兼業歴										
					1925	35	45	55	65	75	85	88年			
上層	①	世	59	あり							75	77		87	88
		妻	58	なし											
		長男	35	なし											
		嫁	30	結婚後なし							76	79			
	②	世	57	あり							75	77		87	88
		妻	51	なし											
		長男	30	あり											
嫁		23	結婚後なし												
中層	③	世	48	あり				58	59						
		妻	46	あり											
		父	78	なし											
	④	世	60	あり											
		妻	58	あり											
		長男	34	あり											
		嫁	34	結婚後なし											
下層	⑤	世	46	あり					64	66	70				88
		妻	41	あり											
		母	75	なし											
	⑥	世	49	あり											
		妻	48	あり											
		母	72	なし											
		世	56	なし											
下層	⑦	妻	53	なし											
		父	84	なし											
		母	78	なし											
		世	65	あり											
	⑧	妻	63	なし											
		次男	34	あり											
		嫁	30	結婚後なし											
⑨	世	50	あり												
	妻	48	なし												
	父	77	あり												
	長女	24	あり												

雇不足は、後に述べるように、1970年（昭45）から始まる減反政策とのからみで決定的になる。なぜなら、基盤整備のために休耕した場合も、減反割当面積の消化としてカウントされるために、基盤整備の通年施工が実施されるようになるからである。すなわち、それ以前の1966年（昭41）から1969年（昭44）までの基盤整備は、5月いっぱい「春施工」が行われ、その後田植をし、さらに稲刈が終わったあとに「秋施工」を行うというかたちがとられていた。そのため、建設労働者と農業臨時雇の需要時期が異なり、農家は農業臨時雇をなんとか確保することができたのである。ところが、通年施工になると、多くの労働者が、春から秋にかけて建設業に従事し、冬は雇用保険をもらおうという道を選択することになる。その結果、農業臨時雇の確保は難しくなり、「いよいよ出面不足が深刻になる。」という状況が進行する。こうした、労働者不足は、農業臨時雇賃金の高騰もまねき、たとえば、前掲表2-9の如く⑤家の農業臨時雇賃金は、田植の場合、1970年（昭45）には、2,800～2,900円/日という水準だったが、基盤整備で休耕する2年間をはさみ、1974年（昭49）には4,500円/日にまではねあがっている。

こうしてみると、この臨時雇不足の状態は、減反が始まった1970年（昭45）から、二次構によって田植機が導入される1974年（昭49）年までの時期がとりわけ深刻であったことになる。それが如何に深刻なものであったかは、Y集落農民層の次のような対応からも知ることができる。すなわち、Y集落では、臨時雇不足への対応として、農業改良普及員の発案による「条間ばらまき」という方法がとられた。「条間ばらまき」とは、ペーパーポットで30日間育てた苗をばらして機械で田にばらまく方法である。Y集落では、③の世帯主を中心に⑤⑥の世帯主と隣の集落の1農家の世帯主の計4人で『ロイヤル産業』という農事組合法人を設立し、60～70haほど請け負って実施した。また、T農場でも、冬期間に機械を自分たちで作製し、実行している。「条間ばらまき」は、結果的には反収減につながり成功したとはいえないが、とにかくこの時期の臨時雇不足を乗り切るといえる点では、大きな役割を果たしたといえる⁽⁹⁾。

このように農業構造改善事業は、単に農業生産のあり方を大きく変えるというだけでなく、農民層の雇用構造のありかたをも大きく変える方向で作用したのである。

第2節 減反政策の展開と影響

さて、第Ⅲ期は、現在まで続く減反政策が開始される時期でもある。第Ⅲ期は、減反政策の時期区分でいうと生産調整および稲作転換対策期（1970～75年）、水田総合利用対策期（1976,1977年）にあたる。しかし、前節でみた如く、農業構造改善事業が農業生産に与えた影響がきわめて大きいものであったのに対し、この時期の減反政策が農業生産に与えた直接的な影響はまだそれほど大きいものではなかった。

表3-3は、秩父別町の減反・転作実績をみたものである。1971～73年には、実施面積が1,000ha前後と全水田面積の3分の1にも達していることがわかる。この実施面積は、減反割当が厳しさを増す1980年代の水準をも上回るもので、極めて高い数値である。しかし、この時期の減反は個別農家の経営を圧迫するというものではなかった。すなわち、基盤整備の通年施工での消化分が30～50%を占め、また、一般転作や単純休耕を希望する農家も多かったからである。

そして、転作や休耕を希望する理由の1つとして、先に指摘した農業臨時雇不足の問題があった。たとえば、1978年（昭53）から現在まで転作協議会々長の要職にある③の世帯主は、当時の状況を、「当時は転作奨励金は安かった。だから、この時休んだ人は、人手不足の人。」であると

表 3-3 秩父別町における減反・転作の推移

		目標 数量 t	目標 面積 ha	減 反 率 %	達 成 率 %	実 施 面 積 ha					作付作物面積内訳						
							一般 転作 %	土地改 良事業 %	単純 休耕 %	農地 転用 %	小麦 %	大豆 %	小豆 %	そば %	ビート %	飼料 作物 %	他用 途米 %
稲作転換対策期	1970	1,000	—		296	600	0.2	85.6	14.2	0.1	—	20.8	0.8	—	—	74.1	—
	1971	2,577	—		193	1,022	29.5	51.0	19.4	0.1	—	2.5	7.9	8.4	—	75.2	—
	1972	2,545	—		190	1,013	48.5	33.6	17.9	—	—	1.2	6.4	41.2	—	45.1	—
	1973	2,545	—		187	991	57.6	27.4	14.9	0.1	—	1.7	6.9	55.1	—	32.9	—
	1974	940	—		84	341	48.7	50.9	—	0.4	—	2.7	16.1	18.3	—	54.0	—
	1975	575	—		92	134	83.6	15.3	—	1.1	—	5.3	9.7	4.5	—	70.4	—
水田総合利用対策期	1976	—	108		96	103	92.1	7.5	—	0.4	—	7.3	3.4	10.1	—	73.9	—
	1977	—	128		102	130	60.2	39.8	—	—	—	5.1	5.2	22.1	—	64.3	—
水田利用再編対策期 I 期	1978	—	529	16.0	100	532	89.6	10.4	—	—	19.9	3.0	2.5	19.6	—	53.9	—
		—	550	16.0	101	556	82.9	17.1	—	—	36.6	8.0	2.2	5.8	0.5	45.5	—
		—	764	28.0	101	770	93.5	6.5	—	—	61.9	6.2	0.9	2.0	4.0	24.5	—
	II 期	—	860	31.4	100	862	100.0	—	—	—	66.9	6.8	4.1	2.2	10.5	8.7	—
		—	860	31.4	100	861	100.0	—	—	—	60.8	4.2	9.2	2.3	10.0	11.8	—
		—	837	30.6	100	837	100.0	—	—	—	62.5	1.9	14.2	1.0	9.3	9.5	—
	III 期	—	827	30.3	100	827	100.0	—	—	—	58.5	1.1	17.0	0.3	2.0	5.0	14.4
		—	749	27.5	100	750	100.0	—	—	—	62.5	1.7	10.3	0.4	0.5	5.2	16.9
		—	819	30.0	100	819	100.0	—	—	—	64.4	2.5	5.7	0.4	0.1	8.3	15.6
水田農業確立対策期	1987	—	912	33.5	100	912	99.7	—	—	0.3	63.8	1.3	8.2	0.2	—	6.8	16.5
	1988	—	913	33.5	100	913											

資料：秩父別町産業課資料より作成

注：空欄は不明

表3-4 Y集落農家の減反・転作の推移

	1975年					1980年					1985年				
	水田 面積ha	稲	稲 以外	未作 付け	減反 率%	水田 面積	稲	稲以外	未作 付け	減反 率%	水田 面積	稲	稲以外	未作 付け	減反 率%
①②	21.9	21.9	—	—	0.0	30.0	15.2	14.8(麦類)	—	49.3	30.2	15.7	14.5(麦類他)	—	48.0
③	10.1	10.1	—	—	0.0	8.8	1.0	7.8(麦類)	—	88.6	12.7	5.5	7.2(麦類)	—	56.6
④	10.3	10.3	—	—	0.0	10.5	6.0	4.5(麦類)	—	42.9	10.5	7.9	2.6(麦類)	—	24.8
⑤	9.5	9.5	—	—	0.0	9.7	5.6	4.1(麦類)	—	42.3	9.7	6.7	3.0(麦類)	—	30.9
⑥	8.9	8.9	—	—	0.0	10.8	1.0	9.8(麦類)	—	90.9	10.8	5.4	5.4(麦類)	—	50.2
⑦	8.6	8.4	—	0.2	2.3	8.8	4.5	4.3(麦類)	—	48.7	8.7	6.1	2.6(他)	—	30.2
⑧	6.4	6.4	—	—	0.0	9.3	7.6	1.7(麦類)	—	18.3	9.3	6.9	2.4(麦類)	—	25.9
⑨	6.6	6.6	—	—	0.0	9.1	6.9	2.2(麦類)	—	24.0	9.0	5.8	3.1(麦類)	—	34.7
⑩	6.0	6.3	—	—	0.0	6.6	3.8	2.9(麦類)	—	43.3	7.3	4.8	2.6(麦類)	—	35.0
⑪	7.0	7.0	—	—	0.0	7.3	4.5	2.8(麦類)	—	38.7	7.2	4.8	2.4(麦類)	—	33.7
⑫	5.9	5.9	—	—	0.0	6.0	4.2	1.8(麦類)	—	30.3	6.0	4.2	1.8(他)	—	30.3
⑬	5.8	5.8	—	—	0.0	5.9	—	5.9(麦類)	—	100.0	5.9	0.6	5.3(麦類)	—	89.7
⑭	5.7	5.7	—	—	0.0	5.9	3.0	2.9(麦類)	—	48.9	5.9	3.5	2.3(麦類)	—	39.9
⑮	2.8	2.8	—	—	0.0	2.9	—	2.9(飼料)	—	100.0	2.8	—	2.8(麦類)	—	100.0
⑯	2.8	2.8	—	—	0.0	2.8	2.8	—	—	0.0	2.1	2.1	—	—	0.0
⑰	3.6	3.6	—	—	0.0	3.7	3.0	0.7(麦類)	—	17.8					
⑱	6.7	6.2	—	0.5	7.5	6.8	—	6.8(飼料)	—	100.0	6.8	—	6.8(麦類)	—	100.0
⑲	4.0	3.6	—	—	0.0	3.6	—	3.6(麦類)	—	100.0	3.5	1.5	2.0(麦類)	—	58.3
⑳	1.3	1.3	—	—	0.0	1.4	—	1.4(麦類)	—	100.0	1.2	—	1.2(麦類)	—	100.0
	133.7	133.0	—	0.7	0.5	149.7	69.0	80.7	—	53.9	149.5	81.4	68.1	—	45.6

資料：『農林業センサス』、①②の数値はT農場の資料より作成
 注：空欄は資料なし

指摘している。つまり、当時、減反に応じた人のなかには、労働力が確保できないために緊急避難的に減反を希望するものが相当数含まれていたのである。農業臨時雇不足が深刻化するなかで、農業臨時雇の確保が遅れた農家や家族労働力が脆弱な農家が、一時的に転作や休耕に流れたことがわかる。

このように実施面積・達成率とも高い水準で推移した時期を経て、1974年（昭59）以降になると、今度は逆に目標数量・面積、達成率ともに低い時期が1977年まで続く。実施面積は1974年が341ha、1975～1977年は100～130haにまで減少し、目標達成率も1974～1976年の3年間は100%を割り込んでいる。この背景には、1つに、政府からの配分数量・面積が一時的に減少したこと、2つに、過度の減反が将来の米作りにもたらすマイナス面を危惧し、町や農協が米づくりを奨励したこと、3つに、基盤整備事業も峠を超え、また田植機が普及しはじめ、雇用労働力の確保難が解消していったことなどがあげられる。それゆえ、減反の実施面積が少ないこの時期は、各農家への影響も当然小さくなる。表3-4はY集落の農家の減反・転作実績の推移をみたものであるが、1975年（昭50）段階には、⑩が0.4haの転作、⑤と⑧がそれぞれ0.2haと0.5haの休耕を行っているにすぎない。

従って、1970～1977年の減反・転作政策が、各戸の農業生産そのものに与えた直接的な打撃は、比較的小さかったことがわかる。むしろ、減反初期の段階において、圃場整備の通年施工の実施が農業臨時雇の確保を決定的に困難にしたいという点で、それはより大きな意味をもっていたとみることができる。

第3節 共同利用組織の解体

以上みてくると、第Ⅲ期は、農業構造改善事業の実施を契機に、農村社会が大きく変貌を遂げる時期であり、農業生産面でいえば、それは集落全体が共同化という方向へ大きく歩みだした時期とみることができる。

しかしながら、こうした共同化の方向は、1970年代後半にはいと、早くも曲がり角にさしかかる。すなわち、共同化の要であったSトラクター利用組合が、10年間という規定年限をまたず、1977年（昭52）に実質的に解体してしまうのである。解体化を促したのは、以下にみるようないくつかの事態の進展であった。

第1が、年を経るごとに構成農家の異質性が増していったということである。すなわち、1つに、前掲図2-2からも明らかのように、現在の上層農家の規模拡大は、1970年代前半まで続いており、構成農家の階層差がより拡大していったということである。さらに、2つに、圃場整備事業を1つの契機としてこの時期進展していった兼業への傾斜の程度も、農家毎に大きく異なっていた。つまり、農業と兼業の両面において農家のあり方が多様化していったのである。それはまた、農業に対する取り組みの姿勢の違いが明確化してきたことを意味していた。その結果、「農家も兼業化。稼ぎにいく人も増え、共同作業もままならない。奥さん主体の農家も増える。」（①世帯主）、「共同化はうまくいかない。不公平でてるし、面積が大きいもの、声大きいものが得をする。若い意欲のある人、反別が大きい人、同じ年齢でもやる気あるのとないのとは労働力の質が違う。」（⑩の世帯主）、「面積が違うとだんだんうまくいかなくなる。」（⑥の世帯主）といった認識が構成員のなかに次第に浸透していく。また、利用組合自身もこうした構成員の多様化に十分に対応する方針を打ち出すことができなかつた。

第2に、共同利用のわずらわしさを次第に強く感じるようになるということがある。「共同では仕事にならん。自分の思うとおりに使えんので。反別も多いし。」(④の世帯主)、「4,5年で気持ちがばらばらになる。使いたいときに使えない。」(⑨の世帯主) というものである。しかも、この時期は、「経済面でも次第に農家が力をつけてきた時期」(①の世帯主) であり、そのことがまた個人所有に拍車をかけることになる。

第3に、補助事業によって導入された農業機械には、様々な制約がつけられており、それが構成員の束縛感を増幅させたことがあげられる。まず、導入の最初から、農業機械の機種が限定されたという経緯がある。「道庁は機械の機種まで指定。こちらは外国製のとこ2, 3機種入れたいのに。」(⑩の世帯主) という現実があった。しかも、一旦入れた機械については、10年間の償却期間を義務づけられており、その間、機械を買い換えることはできないというきまりになっている。ところが、③の世帯主の、「昭和49年にはいった田植機は、性能が悪くてぜんぜんだめ。」という言葉から明らかなように、初期の農業機械はなお相当の改良の余地を残していた。それにもかかわらず、次々と出てくる改良された農業機械を購入することができないという矛盾。もし、共同化することで、労働力やコストの面などで多くのメリット得ることができたとしたら、多少の不自由さも帳消しにして、生産組織は存続する可能性を残していただろう。ところが、実際には、利用組合に加入したことが、必ずしも農作業の能率アップにはつながらなくなれば、解散の方向に拍車がかかるのは当然のことといえる。きわめて硬直化した農政のあり方が、農民の創意工夫を封じ込め、共同化のブレーキとして作用したともいえる。

第4に、1978年(昭53)から強化される減反への対応過程のなかで、後に述べるように、構成農家のなかにも全面転作するものが現れてきたことがある。これは、Sトラクター利用組合を支えていた中心的農家にもおよび、利用組合の解散を決定的にする。しかし、この減反への対応の問題は、あくまでも共同組織の解散にとって最終的な決着を意味し、解散への方向は、すでに第1から第3の要因によって、その時まですでに用意されていたとみる方が正しいであろう。

こうして、1977年(昭和52)には、6年間続いたSトラクター利用組合は、実質的に解散する。また、トラクター利用組合の解散は、育苗から田植までの共同作業の解体をも意味し、かつ、これとともに共同炊事も終わりをつけている。それは、第Ⅲ期に試みられた「集落ぐるみ」的共同化が最終的に終了したことを意味している。

表3-5 生産面で意義のあった集落としての取組

取り組んだ内容	人数
共同作業	11人
施設園芸(いちご)	4
雪害農家の援助	2
増産・良質追求	3
条間ばらまき請負	2
麦集団	1
その他	6
なし	12

資料：実態調査より作成

表3-6 生活面で意義のあった集落の取組

取り組んだ内容	人数
共同炊事	12人
研修旅行	3
簡易水道の利用	1
その他	1
なし	12

資料：実態調査より作成

そして、こうした経験を通じ、Y集落の農民層は数々の事を学ぶことになる。1つは、共同化することの意義である。結果的には解散したとはいえ、初めての大きかりな共同化の試みがY集落農民に与えたものは決して小さくない。たとえば、それは、「最も有意義であった生産・生活上の集団的取り組みは何か」という設問に対して、当時の共同作業・共同炊事をあげるものが最も多いことにも示されている(表3-5, 表3-6)。具体的には、「共同でやるようになってから、近所の人と話をするようになった。」(⑤の妻)、あるいは「手作業でやっている時代は競争心だけだった。」(⑭の世帯主)という点などが指摘されている。

しかし同時に、2つに、それは共同化することの難しさをY集落の農民に教えた。「人間関係は難しい」、「経営規模の異なる農家間の共同化は難しい」といった指摘が多くみられる。先の設問に対して、一方で「なし」と答えたものが多いのはこうした事情に基づくものと思われる。

さらに、3つに、補助事業に対する不信感をY集落農民のなかに醸成することになる。様々な制約が農民層の柔軟な対応を制約したことは先に指摘した通りである。真に農民の立場になっていない補助事業に対する農民の不信感は、当時農協組合長だった⑬の世帯主の「補助事業は農民のためにならない。土建屋と機械屋が儲るだけ。」という言葉に端的に示されている。

そして、以上のような第Ⅲ期におけるY集落農民の経験は、第Ⅳ期以降の農業のあり方に、当然反映されていくことになる。

第4節 小括

以上、第Ⅲ期におけるY集落農業の変貌についてみてきた。第Ⅲ期は、農業構造改善事業が実施され、また減反政策が開始されるなど、農村社会を将来にわたって規定するような政策が展開されてくる時期である。ここで、第Ⅲ期の特徴をまとめると以下の如くなる。

第1に、圃場整備事業が農村社会に与えた影響の大きさについてである。区画が一挙に10倍になったことが農法に与えた影響はもちろん大きかった。しかし、それだけではなく圃場整備事業が創り出した建設労働市場が農民層に兼業への道を開き、また、農業臨時雇不足を招来したという点でも大きな意味をもっていた。しかも、圃場整備事業が、減反政策と時期的にぶつかったことがその影響をさらに大きいものにした。すなわち、減反とのからみで圃場整備事業の通年施工が実施可能となったため、農民層自身の兼業化により拍車がかかり、農業臨時雇不足もより決定的なものとなったのである。

第2に、第Ⅱ期に積極的に農業を選びとってきた農民たちが第Ⅲ期に選択した道は、農業構造改善事業をテコとした「集落ぐるみ」的な共同化の方向であった。とくに、Sトラクター利用組合に結集した3~5丁目の農家は、育苗から田植までの共同作業も行い、共同化にとりわけ積極的であった。さらに、共同化の動きは、Y集落農家を対象とする共同炊事をも生みだし、生活面へも波及した。このように、第Ⅲ期は、政策的に誘導されながら、集落全体が共同化の方向へ進んでいく時期であった。

第3に、しかしながら、この時期の共同化は、最初から解体の危機をはらんでいたとみることができる。すなわち、こうした共同化の一方で、農民層の中には、圃場整備事業によって新たに形成された「地域労働市場」に深く吸収されていくものが現れたからである。しかも、その一方で上層農家の規模拡大はなお続いており、専業農家と兼業農家の間の農業に対する志向性に、顕著な違いが生じ始めるからである。そして、こうした構成員の異質性の増大に対して、柔軟に対

応していくことが求められていたにもかかわらず、それが最初から制度的に大きく制約されていたということも解体の方向へ大きく作用する要因となった。政策的に推進されてきたことに起因する問題性をこの点にみることができる。

第4に、結局、第Ⅲ期の終わりには、こうした積極的な共同化の試みは終わりをつげている。しかし、歴史的にみても初めてのこの“集落ぐるみ”共同化の経験が、Y集落の農民にとって様々なことを学ぶ機会となったことは事実である。それは、一方で共同することの意義をY集落農民が身をもって経験する機会となった。と同時に、他方で、共同化の難しさ、人間関係の難しさ、さらに補助事業に対する不信感を醸成する機会ともなった。そして、以上の経験は、いい意味でも悪い意味でも、これ以降のY集落の農業生産のあり方に大きな影響を及ぼしていくことになる。

第5に、減反政策の点からみると、この期の減反は、それほど深刻なものとして受け止められてはいなかった。それは、当時はまだ農業生産に対する直接的な影響が小さかったからである。むしろ、減反が圃場整備の通年施工を可能にし、そのことが農業臨時雇不足を決定的にするというかたちで、間接的に農業生産に与えた影響の方が大きかった。そして、減反初期に稲作中核地帯の5～7 ha層が減反に「過剰対応」した大きな要因として、この農業臨時雇不足の問題があったところを指摘することができる。稲作中核地帯の圃場整備のピークの時期が減反初期にぶつかり、農業臨時雇不足がきわめて深刻となったため、農業臨時雇の確保が遅れた農家のなかに一時的に減反に流れるものがあらわれたのである。この農業臨時雇不足という問題が減反の「過剰対応」に与えた影響は、いままで指摘されてきた以上に大きいように思われる。

こうして第Ⅲ期の減反は遂行されていくが、第Ⅳ期に入り、減反が強化されてくると、農業生産に対する影響はより直接的なものとなり、Y集落農民は新たな対応を迫られることになる。

注

- (1) 他の市町村においても、農協経営の大型ライスセンターは赤字経営が多かったといわれる。そのため第二次構造改善事業後半からは「ミニライスセンター方式」がとられるようになってきている。詳しくは、柳村俊介「大規模水田単作地帯における生産組織化と転作対応」(北海道大学農学部『農経論叢』第37集 1981年)参照。
- (2) 聴き取り調査によれば、1戸から男女を問わず1人の出役が義務づけられている。1988年段階で、出役した場合には日当が1回につき1,500円支払われるという。本来ならば、出役しなかった場合出面賃5,000～6,000円支払ってもらわなければならないが、そういう人も少ないので互助の精神でやっているという。会費年間反当20～30円、改良区から年25万円くらい補助が出ていたが、去年から15万円に減額している。
- (3) 農業臨時雇不足は近隣市町村でも同様に深刻な問題であった。そのため「条間ばらまき」というY集落のユニークな試みに対して近隣市町村からの視察の人が絶えなかった。それらの人々はバスを連ねて訪れ、その賑わいは観光地さながらであったという。

第三章 人間＝本性と史的唯物論

歴史の唯物論的把握が出現したことに伴って、マルクスがあの人間＝本性の考えを放棄したということをかかも多くの論者が確認してきたのは、やはり注目すべきことなのであろう。にもかかわらず、この有名な概念（歴史の唯物論的理解）を最初に記した『ドイツ・イデオロギー』においては、何を「実在する歴史の基礎」と呼んでいるかを知らないが故に、「人間の自然にたいする関係」を歴史過程から締め出したり、「自然と歴史の対立」を創案するといった誤りを、批判しているのは明確である。マルクスにとって、この「自然と歴史の対立」⁽²¹⁾という命題は、外的自然との関係では誤りであるが、人間性に内在するものとしての自然、すなわち人間の本性という点では誤っていることにはならないと考えられるかもしれない。しかしそれが実情ではないことを示すのは簡単である。マルクスは「実在する歴史の基礎」のうちに、こうした内的な人間＝本性をきっぱりと含み入れているのである。

事実、『ドイツ・イデオロギー』はある点で、自然の外的次元と同じように内的次元を強調することで、『聖家族』から受け継ぐ内容を繰り返している。二つの作品で強調したかった点の背後にある意図は唯物論的なものである。「二つ」の自然という強いられた形で問題を立てざるをえなかったのは、明らかに観念論的な命題の立て方に反対して、自説を強調しようとしたためである。したがって、『聖家族』において、マルクスは、ブルーノ・バウアーが一切を「有限な物質的存在は無限な自己意識の外部の実在であると断言する」ことに昇華してしまうこと、それ故、かれが自然、すなわち「人間の外にあるものとしての自然および人間の本性としての自然」という両方の「自然」に逆らっていることを非難しているのである。だから、またマルクスに言わせれば、バウアーは「精神（reason）とは区別される人間＝本性のいかなる力」⁽²²⁾も理解していないということになる。『ドイツ・イデオロギー』の一節では、キリスト教—それは勿論批判の対象であるが—についてこう述べる。「キリスト教が肉欲と『我々を駆り立ててやまない欲望』の支配から人間を解放しようとする理由はただ一つ、それらの肉欲や欲望を何かわれわれに疎しいものであると見なしたからである。キリスト教が我々人間を自然本性の決定から解放しようとして望んでいるのは、人間自身の自然本性を我々人間自身に属するものとは見なさないからである。と言うのも、私自身が自然本性ではなく、また私の自然本性的欲望も、私の全自然本性的性質が、私自身に属さないであれば、—そしてこれこそキリスト教の教義なのであるが—あらゆる自然本性によって決められるものは、それが私自身の自然本性的性質によって決められるものであれ、いわゆる外的自然によって決められるものであれ、それらはすべて私にとっては、何か疎遠で、拘束された、私の意志に反した強制、精神の自律と対立する他律によって決められるように見えるのである。……（だから）実際、キリスト教は欲望の支配から我々を解放することには成功したためしかなかったのである。」⁽²³⁾

これらの章句の間の類似性はくどくど論ずる骨折りはいらぬほど顕著である。これら二つのテキストは自然本性によって決定されるものがあると断言することによって、同じような工夫した表現を生み出した。つまり、総体としての自然本性が、人間にとって外的なもの、人間自身のものという二つに分裂しているという表現を生み出したのである。だから両者とも、「特定の社会形態」によるのではなく、まさに自然本性自体のおかげで、人類がわがものとしている「自然本性」なるものを語りえているのであり、したがって、もろもろの社会形態には種差的であるが、

その個々の社会形態においては持続的であり、かつ普遍的であるようなある性質 (a make up), つまり本稿で言う人間=本性なるものに言及しているのである。「人間=本性の(諸)力」,「自然本性的欲望(多くの場合には単に『欲求』)」,「自然本性的性質」といった唯物論的用語法が、マルクスの歴史理論の論述において重要な、ただし説明を要する重要な役割を演じていることを我々はやがて検討するであろう。

ところで、『聖家族』の内容は、人間の自然本性という考え方のうちの、いましがた規定した二番目の用語法、つまり、人間自身のものとしての自然という考え方においてもまた、『ドイツ・イデオロギー』にひきつがれている。『聖家族』の我々になじみ深いいくつかの箇所、マルクスはこう述べている。自分の零落状態にたいするプロレタリアートの憤りとは、そうした状態が「己れの人間=本性と己れの生活条件との矛盾によって必然的にもたらされた」⁽²⁴⁾ものであることにたいする憤りである。かたや『ドイツ・イデオロギー』もプロレタリアートについて類似したことを述べている。すなわち、プロレタリアートとは、「全人類が共通して持っている欲求ですら満たすことのできない状態にある」人々であり、「人間=本性から直接に生じるような欲求ですら満たすことを許されない地位に置かれた」⁽²⁵⁾者たちである、と。彼らプロレタリアートが、人間=本性に共通の欲求と対立し矛盾した状態に置かれているという言い方で、彼らがこうした状態と地位に置かれていることの原因である社会関係が、ここでは暗に断罪されているのである。

二つの著作におけるこうした類似性は、私の論稿の趣旨が正しいことを証明するに役立つであろう。マルクスの一連の著作においては、「フョエルバツハ・テーゼ」は、1844年の末に書かれた『聖家族』と、1845年の秋から執筆が開始され、翌年の夏にはその仕事が中断された『ドイツ・イデオロギー』の中間に位置している。『聖家族』はいわゆる初期の著作であり、言い換えれば唯物史観の成立よりも以前の作品である。だからこの作品が人間=本性に言及しているといっても別に驚くべきことではない。と言うのは、この人間=本性なる概念はマルクスの初期の著作においてこそ見いだされるべきものだから。他方、『ドイツ・イデオロギー』それ自身は唯物史観の成立を目指した作品である。いずれにせよ人間=本性を構成するところの实质上同一とみなされる言及があるということは、誰も驚くことである。そして第6テーゼはマルクスの思想の“断絶”を記す徴表であると主張されているまさに同一箇所においてこそ、彼の思想が連続していることをこれらの言及はその最初の証明として示しているのである。

『ドイツ・イデオロギー』は「テーゼ」と同じように、マルクスの存命中に公刊されることはなかった。しかし未公刊であったということを過剰に穿鑿すべきではない。2年間にわたって、彼とエンゲルスは公刊すべく懸命に努力した、そしてそれは適わなかっただけだ⁽²⁶⁾。結果においてはそれらは、完成されることもなく、さらには鼠どもの歯にかじられ、そのほかもろもろの有為転変に露されて、その量は減らされてしまったけれども、それらはかの時点において開花したであろうと期待される、著者マルクスの思想へ我々を導いてくれる最良のテキストなのである。もし「テーゼ」の難問を解く手掛かりが必要であるとするならば、「テーゼ」のほんの少し後に書かれた『ドイツ・イデオロギー』こそ、おそらくそれに答えてくれるものであろう。と言うのは、このテキストは、フョエルバツハに関する批判的評言がその一部分として当てられている最も重要で興味深い章句およびその著者たちの問題関心を、明らかに「テーゼ」と共有し、かつそれらを拡大・発展させているからである。言うまでもなくこの仕事はほんの手初めの仕事なので、そこでは唯物史観の幾分粗い記述となっている。しかしこの仕事こそ、後年書かれたいかな

る作品にもまして、第6テーゼの意味を解明するために最も適切な作品なのである。そしてマルクスの最初の作品が後年の仕事とあらゆる場合において、どのように首尾一貫しているかを我々はすぐ後で実際に見出すことになるであろう。

いましがた検討した『聖家族』との類似性という点のみならず、『ドイツ・イデオロギー』には、いまここで我々が問題にしていることに重要な関わりを持つ論述を見出すことができるのである。ここで我々は、幾つかの最も良く知られている文章の中から、次の一節を検討してみることしよう。と言うのは、その一節が、マルクスの新しい歴史把握の提起を告げている、『ドイツ・イデオロギー』という同じテキストに中にあるからではなく、まさに新しい歴史把握の核心を集中的に表明したものとして注目されるべきであるからである。ここには、第6テーゼの核心的主張ときわめて類似した論述が見られる。ただし、次ぎの『ドイツ・イデオロギー』の一節は、その論述が意味するものは何であり、逆にその論述が何を意味してはならないかをより効果的に示すような文脈に論述が配置されているという点で、第6テーゼと異なっている。論述はこうである。「生産様式 (mode) という場合、それは単に個人の肉体的生存の再生産であると理解されてはならない。そうではなく、それは、諸個人の活動の一定の形式 (form) であり、彼らの生活 (life) を表現している一定の形式 (form) であり、彼ら自身の生命 (life) の一定の様式 (mode) であると理解されなければならない。自分の生活を外に向かって表現する度合に応じて、諸個人は存在しているのである。だから、彼らがいかなる存在であるかは、彼らが作り出した生産物、すなわち彼らは何をどのように作り出したかに一致するのである。それゆえ諸個人がいかなる存在であるかは、彼らの作り出した物質的条件 (material conditions) に依存しているのである。」⁽²⁷⁾

ここでは生産様式は、諸個人が自分の生活を表現する形式であり、逆にその形式は、彼らがいかなる存在であるかに密接に関係していると述べられている。したがって諸個人がいかなる存在であるかは、彼らの生産様式と一致する、と規定されているわけである。ところで問題は次ぎの点、つまりこの一節の終わりから二番目の論述が決定的一文であることにある。用語上違いがあるけれども、そこに述べられている事柄の目指すものは、第6テーゼの三番目の文章と本質的に同一である。「諸個人とはいかなる存在か」というのは、明らかに彼らの「本性」として示されていたものときわめて近似している。この場合において、「諸個人とはいかなる存在か」が彼らが単に存在するという事に一致するとされているのではなく、むしろ彼らの生産様式と一致すると言明されていることは、それ自体はさして重要ではないのである。我々が、諸個人は彼らの生産様式に合致するとするにせよ、それとも人間の「本性」とは社会関係の総体であるとするにせよ、いずれにせよ一方でこの両者は近接しているにもかかわらず、他方でその内容はやや漠然としているのであって、より明確な定義を必要としているのである。事実、両者はこの時期にマルクスがよく使う傾向にあった類似した一群の陳述のうちの一つにすぎないのである。私は今後先に進んだところで、そうした例を本稿のしかるべき進行に従って紹介することになる。

さていま問題としている場合において、我々はいましがた検討した文脈における論述が何を意味しているかの手掛かりを得る。すなわち、生産様式において諸個人は何らかの仕方での自分の生活を表現し、また彼らが行為するのに応じて、彼らがいかなる存在であるかを表現するという思想がそこでは見られるのである。おそらく、この終わりから二番目の一文の意味はただ、諸個人がいかなる存在であるかということと、生産様式との間に表示される前述の如き関係を断言することによって、マルクスはそれまで展開してきた論述に締めくくりをつけたという点にあるので

あろう。これは、前記第二章で示した人間＝本性把握の上での選択肢(2)(本訳出の(上)、前号133ページを見よ。一訳者)での、人間「本性」は社会関係の総体のうちに明示される、というのと類似している。二者択一的に言えば、おそらくその意味するところは、その一文の直後の主張、すなわち関係への人間の依存性という主張を説明することにあつたのであろう。もしわれわれがああ依存説の仮定、すなわち諸個人がいかなる存在であるかは生産条件に依存するという仮定—この仮定においてはあらゆるものはその総体性と固有性が欠けていることになる—を採用すると、我々は前記の選択肢(1)に近い考え、すなわち「人間＝本性」は社会関係によって制約・条件づけられているとする考えを採用することになる。けれどもどちらの考え方においても、ここで吟味に付している論述からは、「人間＝本性」を否定するという証拠は出て来ないのである。

ところで、マルクスは「人間＝本性」を拒絶すべきものであるとする傾向にあつた、と考えるられるというのは本当だろうか。彼が「人間＝本性」をもって意味せんとしたものは諸個人がいかなる存在かを彼らの生産様式に還元するためであつたのだろうか、あるいは彼は、実は全面的依存の関係を心中には抱いていたのだろうか、それともそのどちらでもないのだろうか。彼はここでは前記の選択肢(3)のようなことを意味しようとしていたとすることは可能であろうか。そうではあるまい。彼をそのように解釈することはできない。というのはこの著作のまさに同一の箇所、具体的にはいま引用した一節のすぐ前の一文が使用している概念は、まさしく「人間＝本性」の概念から由来するものだからである。それだけではない。次にみるように、こうした概念の使用は、提起されようとしている歴史概念にとって付随的意味しか持たないものではなく、むしろ基底的なものであることを示している。その概念は理論的根本原理の一部をなしているという言葉の正確な意味において、唯物史観の基本概念的なものである。

さて私が先に引用した部分のすぐ前のところはどうか。それはこうである。「すべての人間の歴史の最初的前提は、言うまでもなく生きている人間個々人の生存である。こうして最初に是認される事実、物質的有機体としての諸個人であり、そしてその結果として生じる残余の自然との関係である。勿論、我々はここで物理的な活動する人間の自然(nature of human)にも、また人間がその中で自分を見いだすところの地質学的、山岳—水路学的、気候学的等々といった自然条件にも立ち入って論及することはできない。すべての歴史叙述はこうした基礎と人間の行為を媒介にした歴史のうちにおけるそれらの基礎にたいする変形から開始されるべきである。」⁽²⁹⁾ 引用中、傍点は私が付したものであるが、原文が強調している点は、最初に是認される事実といっている条りの“是認”であり、もうひとつは歴史研究がそこから始められるべき自然的基礎、すなわち人間の物理的構成という条りの“基礎”および“始められる”である。さて最後の一節にある「変形」という言葉から何を読み取るかが議論の分かれ道になるのであるが、それがここでは簡単に述べられているために、読者がそれを調べて見ることを無駄だと考えないようにするために、テキストは直ちに次のような問題に筆を進めていく。すなわちマルクスが特に明確に人間を念頭に置いて引き合いに出しているところの、全く普遍的な人間の属性を作り上げている性質と、「人(Men)は宗教、意識等々任意のものによって動物と区別される。彼らは彼らの物質的構成の一段階をなすところの彼らの生存手段の生産を始めるやいなや、自らを動物と区別し始める」⁽³⁰⁾ という意味での「人」との関係の問題に議論を進めている。この問題、つまり人間＝本性がこれまで論じてきたようなものであるという見解が確認された後においてのみ、我々はたったいま見てきたような、諸個人と特定の生産様式とが合致するという主張にたどり着くの

である。

同様の思考の仕方は『ドイツ・イデオロギー』の他の箇所においても、より凝縮された形で見いだすことができる。つまり唯物史観を説明しているちょうどその最中において、マルクスはこう述べている。「人が歴史を持つというというのは、彼らが自分の生活を生産しなければならず、さらにまた彼らはそれをある一定の仕方で生産しなければならないからである。このことは彼らの身体的構造によって決定されているのであり、そして彼らの意識はちょうどそれと同じように決定されているのである」と。私はいま引いたテキストのすぐ近くに、意識を言語と同一とする考え方があるので、すこし脇道に逸るがそれを論じてみたい。こう述べている。「言語は意識と同じ程古い。意識が他の人々に対して存在するがゆえに、それは私にとってもまた存在するものであり、言語とはそうした意味での実践的で実在的な意識にほかならない。」⁽³¹⁾我々は、以前に、言語に関して言われていた仮定の中身を次のように確定することができる。つまり、言語はマルクスが完璧に理解したように、個人の自然的在り方における一定の生得的能力であるが、そのことは個人に内属する能力の社会的次元を言葉の最も強い意味で強調することと同じである、と。さてこうして我々は、確立された思想の原型をはっきりと述べることができる。それは以下になるだろう。もし人間の性質が変化するものであるということ、マルクスがその大部分の理由を生産としての社会関係における歴史的変化に求めたとするならば、同様に、つぎのような事実、すなわち彼らがそうした種類の関係を好んで受け入れているという事実、また彼らが生産を行い、歴史を持っているという事実を、逆にマルクスは彼らの不変的で、固有な、生まれつきの性質、要するに人間＝本性から説明しているのである。だからこの「人間＝本性」という考え方はマルクスの歴史理論の成立にとっては不可欠なのである。そしてこの考え方は彼が歴史と社会の唯物論的基礎理論として提起したものを創設するに与って力があつたのである。この論文を通じて使用してきた言葉によって論点をもう一度明確に述べてみるならば、それはこうである。もし人間の本性が社会関係の総体に依存するとしても、それは社会関係へ全面的依存しているわけではない。つまりそれは社会関係によって決定されているわけではなく、たかだか条件づけられているに過ぎないのである。と言うのは、社会関係それ自体は、人間の本性の一構成部分である人間の本性によって説明されるものに依存しているからである。

さらに先に進む前に、以上のような思想から帰結されるひとつの事例を提出しよう。マルクスは別のところでもう一度明らかに人間 (human) と見なされる人類 (human beings) の力に言及している。こうである。「生産、またそれと同じく彼らの充足も一つの歴史的過程であつて、それは犬や羊の場合には全く見いだすことができないものである」。以上のことの帰結として同じところで、論述の性質においてきわめて今の一文と類似のことを述べている。すなわち、「その下で諸個人が相互に交渉しあっている条件というものは、彼らが個人であること (individuality) が付属しているような条件なのであつて、決して彼らにとって外的なものではない。一定の関係の下で、一定の諸個人が彼らの物質的生活とそれと結びついたものを生産することができるような諸条件のみが、彼らの自己活動の諸条件であり、またそうした諸条件はそのような自己活動によって生産されているのである。人間がその下で生産しているところの条件の制約された在り方は、……彼らの本性の制限された在り方と存在の一面的な在り方に照応しているのである。」⁽³²⁾ ここでいまの文章の最後の言明の形に注目してもらいたい。我々は以前には「一致・合致」 (coincidence) と言ったが、ここでは、個人の現実性と生産条件の間の「照応」 (correspondence) と述べられて

いる。ここでもかしこでも、テキストは諸個人の性格は生産条件によって制約されているという解釈を許容している。おそらくまたそれは諸個人の「自己活動によって生産された」ものをその一部分としている生産条件において、諸個人の性格はある程度明らかにされるという解釈を許容している。しかしながら、ここでもかしこでも、還元主義者の言うような、人間＝本性を無視した解釈が成立するような余地はないのである。

マルクスの唯物論的思考方と密接に結び付いている人類学の方法によれば、我々は生産の最初の段階や、また人間の意識の具体化である言語といったところにおいてはある程度、人間の普遍的能力や力という概念に出くわすことがある。『ドイツ・イデオロギー』もまた諸個人の欲求に多くページを割いている。例えば欲求について次のように言われる場合、欲求は明らかに人間＝「本性」とある点で一致したものとされている。すなわち、「彼らの欲求及び、その結果生じる本性、さらに彼らの欲求の充足の仕方は」、いつも他の人間たちとの関係の中へ自分を置き入れることである⁽³³⁾。こうした論述は、本稿が取り上げているように、人間の生来的な人間＝本性があるという議論と、マルクスが普遍的で永遠の人間の欲求に関して述べていることが矛盾しないということを示している。そこでもう一度、人間の基底的性質とは何かを出来る限り明確にしておきたいと思う。前出の一文で示唆的に言明されていた欲求について、もっと先ではこう述べられている。すなわち、欲求は、まず性的なそれであり、そしてそれ自体が社会的である。と言うのは、別のところでは「欲求、必要性、つまり人間たちの交渉」、または「人間は互いどうしをいつも必要としてきたし、今もしている」⁽³⁴⁾とある。また欲求に関連して何度も繰り返して、「すべての歴史の……最初の前提」という章句が見られる。「人間は『歴史を創る』ことを可能ならしめるために生活するという地位にあらねばならない。しかし生活はなによりもまず、食べること、飲むこと、住むこと、着ることなど様々のことを必要とする。最初の歴史的行為はこうした必要を満たすものを生産することであり、物質的生活そのものの生産である。そして事実においても、こうした行為は歴史的行為なのであり、数千年以前から今日まで、すべての歴史のこうした基底的条件は、人間を単に生存させるためだけでも一日も一時間も休みなく続けられなくてはならないのである。……だからあらゆる歴史の考え方において、なによりもまず、こうした基底的事実をそのもっとも重要な意味において、またそのもっとも示唆深い意味において、発見しなければならないのである。」ドイツ人と我々が呼ぶ人々はそのようには考えない。だがフランス人とイギリス人は、文明社会と工業の歴史を記述するために、この「物質的基礎」を彼らの歴史史料の中に記しはじめたのである⁽³⁵⁾。

さて我々は歴史研究の根本に置かれる「物質的基礎」が何であるかをここで述べることができる。すなわち、「人類学の理論的主張が……破綻した」⁽³⁶⁾等々のみでなく、人間に不可欠な必要物を生産しつづけることが至上命令であることを十分に考慮に入れておくべきこと、がそれである。まるでこの点が依然として強調される必要があるかのように、マルクスはその後の著作においても、この至上命令に応えることが、新しい欲求の創造や、種の再生産と並んで人間の「社会的活動の3つの相の一つであって、それは歴史と人類の始まりとともに存在しており、今日においても依然としてその必要性は減じていない」⁽³⁷⁾ことを繰り返し述べている。同様の考え方は他の箇所においても随所に見られる。例えば、「あらゆる関係において存在する欲望は、ただその指向する方向と形態を異なった社会関係の下で変化させるにすぎない」とか、性的本能とか食欲とかも以上のような連関において理解されるべきであるとして、それらを「(生産)と交換の特定の条件

の下にある、特定の社会関係にもっぱら起源をもつ」⁽³⁸⁾ ような欲望と対照的にとらえている。

人間にとっての不可欠の必要物という考え方は『ドイツ・イデオロギー』での議論の理論的機能を満足させるだけでなく、人間社会の生産の下部構造にある普遍的な人間諸力をも説明している。マルクスの革命的観点に即応するかのように、人間は公然と判断と行動の基準を相互に供給することによって、密接な関係を所有するのである。こうして例えば、形において同じように見える欲求も、前述のすべての歴史の最初の前提を作りあげているという点において、それは人間の解放の必須条件を形づくっているのである。この点についてマルクスは思弁的観念を避けながら、こう述べている。「……ただ真の世界においてのみ、また真の手段によってのみ、解放に到達することが可能である。……一般に、人間は食べること、飲むこと、住むこと、着ることがその質と量において十分でない限り、自分を解放することはできない。」⁽³⁹⁾ 同様に、マルクスにあっては、以下の特にフォイエルバッハを念頭に置いた批判的評言に示されるように、人間の基本的欲求としての社会革命の必要性が正当化されるのである。「彼(フォイエルバッハ)は現在の生活の在り方を批判しない。だから彼は、諸個人の感性的活動によって構成されている生きた感性的活動の総体としての感性的世界を心に描くことすらできなかった。それ故、そうした彼の目には。例えば世界は、健康的な人間ではなく、腺病質で働き過ぎの、痩せ衰えて消耗した人間の群れと映るのである。彼はそこからの逃げ場を『より高い直観』と『(人間という)種における補償』に見いさざるをえなかったのである。こうして彼は、唯物論的共産主義者ならば、その同じ状態の中に、工業と社会構造の両方の変革の必然性を見い出したであろう、まさにその点において、観念論へと逆戻りしてしまうのである。」⁽⁴⁰⁾

だが健康的な人間ではなく、食べ物と休息の必要がいつも満たされていない人々こそが、彼らが欲している健康を見いだすのだ。この論述は、既に述べてきた人間＝本性の標準的言葉使いと同じであるとともに、反対の判断、つまり人間にとって本当に共通に必要であり、不可欠といふべき欲求が満たされない社会状態に対する反対の判断が含まれているのである。さらにもっと注目すべき点は、この論述が「フォイエルバッハ・テーゼ」とある種血縁関係にあるということである。テーゼの第二命題は第一および第五テーゼから直接、派生しているが、他方、その冒頭の一文は第六テーゼそれ自身と明確に呼応している。だがこうしたテーゼ間の類縁性もさることながら、いま我々が問題にしていることとテーゼの間にはもっと深い血縁関係があるのである。例えば、先の引用文のすぐ前のところでは、第六、第七テーゼに関して起こりうるあらゆる疑義や細かな詮索をひとまず度外視すれば、フォイエルバッハは次のような同起源と思われる言葉で批判されている。こう述べている。「……何故なら、彼は依然として理論の王国に居つづけてそこから出てこようとしな。だから、彼においては人間を所与の社会的連関のうちにあるものとして考えることなど思いもよらず、また人間を現存の生活条件のうちにあるものとして理解することができないのである。だがこうした連関と条件こそが人間をしてそのような存在たらしめたものなのである。にもかかわらず、彼はそうした現実的に存在し、活動するものとしての人間について想到することなく、『人間なるもの』という抽象物の前で立ち止まってしまうのである。」⁽⁴¹⁾ このような抽象的見地に従えば、人間がいかなる存在であるかを作り上げるのは、社会関係なのであるから、そうした関係が人間＝本性を否定する証拠のように見えるのは当然ではあろう。こうした結論から我々が知り得るのはただ、人間を人間たらしめるものは、病気やとりわけ、働き過ぎや飢えであるということである。と言うのは、そうした状態こそ、たとえ自分たちの十分満たさ

れることのない欲求が、社会関係の責めに帰すべきであっても、「所与の社会関係」に負うことなく、逆に人間としての自然な在り方に困っているところの、人間の欲求を呼び起すものだからである。

我々がここで問題としてきた「形成する」というのは、我々の言葉で言うところの、人間の本性の条件づけの意味であると結論しなければならない。またフォイエルバッハに対する上述の批判は柔軟な批判であって、決して苛酷なものではないこと、その批判は人間が生得的に作られたものであるとする仮定を否認することに向けられているのではなく、むしろその正当な資格付与の仕方に向けられている、と結論づけてよいであろう。言い換えれば、その批判はただ所与の歴史的環境が人間に及ぼす作用から生得的なものを切り離して、それを孤立して一だからフォイエルバッハにあっては『人間なるもの』という抽象に止まってしまったのであるが一論じることを批判することにあつたのである、ということも結論づけてよいだろう。更に我々は諸個人の感性的活動によって構成されている感性的世界という概念をも考慮に入れておかなければならない。と言うのも、この概念においては、社会関係の総体において明示されるものとしての人間の「本性」との類似性が、少なくとも幾分かは示唆されているであろうから。マルクスがフォイエルバッハに関して述べようとした意味が以上述べてきたようなものであるとすれば、上述のこともまた第6テーゼでのマルクスの意図したものであり、少なくとも第6テーゼに大いに関連をもっていると考えるのは、妥当である。だから私はいかなる場合においても、以上のような考え方のほうが選択肢(3)よりも常に妥当と見なされ得るということを主張したいと思うのである。

マルクスが感性的世界の概念によって言明し、あるいは示唆したすべてのものから、我々が人間の普遍的欲求の一覧表を作るとすれば、それは次のようになろう。欲求、それは、他の人間に対する欲求であり、異性に対する欲求であり、食べ物・水・衣服・安全な住居・休息に対する欲求であり、より一般的に言えば、病気ではなく健康を助長するような環境に対する欲求である。

『ドイツ・イデオロギー』の検討を終えるにあたって、以上のいろいろな欲求にもう一つ加えておくべきものがある。すなわち、以上とはその広さにおいても問題追求の方向においても異なっている欲求が同書には存在するということである。それはつまり人間の個性の発達、マルクス自身の言葉で言えば、「全面的活動」、「諸個人の全面的発達」、「諸個人の自由な発達」、「(個人の)天与の資質をあらゆる方面に発展させる諸手段」等々である⁽⁴¹⁾。無論、こうした欲求のうち、いくつものものについては、それが普遍的に存在するが否かは論議を要することは言うまでもない。けれども、そうした欲求概念をすべての人々が積極的に評価するかどうかにかかわらず、そうした概念がマルクスの著作に存在しており、私の当面の論述の目的はその解釈にのみ置かれているのである。マルクスは勿論そうした欲求を、例えて言えば栄養分のような、生死にかかわるものとは見なさなかった。しかし、すべての人間に共通な生存に必要とされる欲求を考察していくことに加えて、マルクスはまた、我々がすでに検討したように、「健康な」人間に必要なものとか、人間を「解放」するために、「十分」であるものといったことにも考慮を払っているのである。さらには彼は、「標準的」な欲求の充足を可能にする諸条件についても論じているのである⁽⁴²⁾。こうした形容詞は、人間の欲求の歴史的可変性という、彼のよく知られた主張があるにもかかわらず、欲求的可変性・多様性は、カツカツの生存線の範囲内では勿論ないけれども、ある限界内に収まるものであると彼は依然として考えていたことを、端的に示しているのである。生存水準線を越えている場合でも、一定の共通的欲求の過少な供給と同時に、その抑圧はそうした限界の一つ

となるであろうし、それによって苦痛を受ける度合やその他、病気・不能・栄養不足・身体的痛み・残忍な程の退屈さ、それとは、逆に消耗・不幸・絶望といったものの程度もそうした限界の一つとなろう。マルクスの見るところに従えば、活動の多様性を保証する必要物とは、生存のための必須条件という意味においてははなしに、それは、自分の力を存分に発揮し、満足を得させる、愉快なものとして理解されるべきである。

そこで、マルクスが欲求を無視した在り方をどう論じているかを見てみよう。彼は次のようなものをその例に挙げて論じている。「分業の下への個人の従属」と、「強制的に割り当てられた」ものとしての排他的な活動領域⁽⁴⁴⁾、「すべての見かけ上の自己活動」すら剝奪され、しかもそれを「強制されている」ところの労働者⁽⁴⁵⁾、「若い頃からいけにえにされた」ものとしての労働者⁽⁴⁶⁾、がそれである。ここでは労働とは「個人の発達を妨げる」ことによって、諸個人の生存を単に支えるものであり、「身体的にも、知的にも、社会的にも、彼らを不具化し、奴隷化している」⁽⁴⁷⁾、当の原因である社会関係を単に維持するものに過ぎない、と言われている。そしてこれらの諸局面の一つが、分業の結果として生じる大多数の人間の芸術的資質の「抑圧」と言われるものなのである⁽⁴⁸⁾。マルクスによれば、これまでの歴史においては、「幾分かの人々だけが他の人々を犠牲にすることによって、自分たちの欲求を満たしてきた。それ故、この少数派である幾分かの人々が人間的発達を独占することを得たのである。他方、多数派である人々は最も不可欠な欲求を満たすために常に格闘することに縛りつけられてきた。だから彼らは、いままでのところ（言い換えれば、新しい革命的生産力が作りだされるまでは）、あらゆる人間的発達から締め出されてきたのである。」⁽⁴⁹⁾ このことは単に、人間の本性が歴史的に所与である社会に依存してきたという信念を言葉上述べたものではなく、両者の間に明らかに存在する緊張、すなわち、社会的歴史的に蓄積されてきた財産がありながら、しかも人間の欲求が抑えつけられてきたこととの間の緊張に満ちた言葉なのである。

以上の『ドイツ・イデオロギー』の検討からは以下の諸点が帰結するであろう。すなわち、そこには「人間＝本性」の概念が明確に言及されていたことを我々は確認した。そしてその概念の使われ方は、マルクスが根本的に説明を要するものと見なした新しい歴史観を全体的に構成するのに不可欠の意味をもっていった。同時に、この概念の標準的な使われ方も見られ、それは彼の「人間＝本性」の観念の内容のある部分であり、一定の普遍的な人間の諸特徴、すなわちその能力と欲求とを意味していた。我々はさらに、第6テーゼと類似の関係に立つ一節を検討した。そこで私は、その一節が私の選択肢（1）の妥当性を支持し、おそらくは選択肢（2）の妥当性をも支持するものであること、だが決して選択肢（3）を支持するものでないこと、を証明してきたわけである。私は時間的にはフォイエル・バッハテーゼから先に進む方法で検討を行ってきたわけであるが、こんどは逆にテーゼよりも以前の、すなわちそれよりもちょうど一年前に書かれた作品に戻って検討してみようと思う。だがこうしたやり方は、差し当たり問題の核心を外れることになりはしないかという風に感じられるかもしれない。何故なら、マルクスはすべての「人間＝本性」の観念を捨て去ったのだと主張して譲らない人々が、その放棄の時点を一般に1845年以後であると特定しているからである。こうした事情のもとでは、1844年に書かれたものは果たして何かを明らかにすることができるであろうか？だが実際にはそれらは、以下のことを明らかにするのにもっとも適切なのである。すなわちそれらは、第6テーゼの簡潔な中心命題、しかも事もあろうに社会関係の総体を連想させると理解されているマルクスのこの命題の伝統的理解がまさ

しくその反対であることの「背理」証明であることの証拠であり、概念上の別れ道であることを明らかにしているのである。

何故なら、真実は、私がいま述べたところのまだ実証されていない単なる断定に最も近い当該章句が、その形の上でも、その文章上の抑揚の点でも、強調点の置き方の上でも、実際に私の断定よりも時間的に以前になされたものであるからである。それらの章句がマルクスの初期の作品に属することは言うまでもない。諸個人が何であるか、彼らの実在とは何かは、彼らの生産の様式ないし条件に一致ないし合致する、あるいはそれは彼らをそうさせたところの条件である、という趣旨の主張を我々は『ドイツ・イデオロギー』において読み取った。そして私は、上述のような主張と、第6テーゼの三番目の文章とが実質上同一であるという論定を行ったのである。しかし以下に見る初期の作品においては、確定されるべき内容上の同一性は、マルクスが第6テーゼでやったのとその形式上ではちょうど同じやり方によって完全なものとされるのである。つまりその形式上、今度は、人間、人間の「本性」、個人といったものは、端的に社会ないし共同体、または社会全体であるというやり方採ることが必要なのである。マルクスがこれらの章句において主張しなかったのは、「人間＝本性」の否定であるという言い分は実際には不合理なものとなるであろう。と言うのは、ひとつには、これらの章句は表面上のその主張と、それらが真に主張していることがズレているし、もうひとつは、最初にも説明したように、これらの章句には、初期の作品に漲っているとされる「人間＝本性」という包括的概念と、それと相並んで外化や人間の解放といった観念が共に含まれているからである。これらの章句の幾つかを提示するにあたって、以下での考え方は、第6テーゼを選択肢（1）及び（2）を許容するものとした場合に支持されるものであるという点に、もう一度注意を促しておきたいと思う。

さてそこで、これらの章句の中から最初に取り挙げるべきものは、『ヘーゲル法哲学批判序論』である。「人間が宗教を作ったのであって、宗教が人間を作ったのではない。宗教は自己意識であり、いまだ自分を発見していないか、さもなくば既に自分を一度喪失した人間の自己にたいする尊厳の感情である。しかし、人間は決して世界の外で生きている抽象的存在ではない。人間とは人間の世界であり、国家であり、社会である。この国家、この社会が、転倒した世界意識である宗教を作り出したのである。何故ならば、それらは転倒した世界であるから。」⁽⁶⁰⁾ 議論の分かれる地点は、第6テーゼに関しては、宗教であり、第7テーゼに関しては、宗教が社会的生産物であると述べられている点である。その結果、何と驚くべきことに、ここにも全く同一の文章が見られる。日く、「しかし人間は何ら抽象的存在（Wessen）ではなく……云々」、「人間とは人間の世界であり、……社会である……云々」と。この二つは議論の余地なく同一のものである。ただここで、マルクスは『序論』での、それに続く箇所、幾分「人間主義者」めいた宣言をおこなっていることを注意しておくことはおそらく適切であろう。「ラジカルであるということは、物事をその根底から把握することである。ところで人間にとって根底的な事柄とは、人間自身に外ならない。……宗教に対する批判は……結局、人間がその関係の中で、卑しめられ、奴隷化され、見棄てられた卑屈な存在にされている、そうした関係を覆すための定言命法に帰着する。」⁽⁶¹⁾

さて次に、『ミル評注』と呼ばれる、マルクスのパリ時代のノートからの章句を取り上げよう。「何故なら、『人間』＝本性こそ人間の真の共同体であり、人間は、自分たちの『本性』を発揮することによって、人間的共同体と社会という実体を形成し、創造するのである。だから、そのような共同体と社会は、一人一人の個人に対立する抽象的普遍的力などでは全くなく、むしろそれ

らは、各々の個人の、彼自身の活動・生命・精神・福祉に不可欠の本性なのである。」

数行後で、この共同体に関してこう述べられている。「抽象物としてではなく、実在し、生きた、実践的な諸個人としての人間とは、この実体である。それ故、彼らが存在することが、直ちにこうした実体そのものなのである。」

次に、その少し先のところでは、こう述べられている。「人間の共同体 (the community of men)、あるいは人間 (men) の本性の証し、それらの相互補完的結果が、すなわち (人間という) 種の生活である。」⁽⁵²⁾ このように、前者の引用でも、またいま見た部分でもきわめて明白に、人間の「本性」と社会の実体性は繰り返し同一視されているのである。尚、この点は後論でもっと明確に示されるはずである。

マルクスのノートからの抜粋において論じられた問題は、『経済学・哲学手稿』でも再び論じられることになる。その中のある一節は、いま引用した最初の文章と明白に呼応している。曰く、「なによりも我々が拒否しなければならないことは、人間に向かい合った、抽象的なものとしての『社会』なるものを再び仮定することである。個人とは社会的存在である。それ故、かれの生活の表示は、たといそれが、他の人間との連合の中で (in associatoin with others) 完結するところの生活の共同的 (communal) 表示という直接的な形式においては現れないとしても、それはやはり社会的生活の一つの表現と確証なのである。」と。

これに続く部分は、逆に、先の第二番目の引用を想起させる。すなわち、こうである。「それ故、人間 (man) は、彼が特定の個人である (そして彼を個人となし、実在する個々の社会的存在としているものこそ、まさに彼の特殊性なのである) のとちょうど同じ程度において総体性なのである。」⁽⁵³⁾

こうしたことはたまたま起ることである。言い換えれば、いま引用したようなタイプの言明は、1845年以前のマルクスの筆からは再三にわたって非常にのびのびと湧き出てくるのであり、しかも明らかに「人間＝本性」という観念を放棄をするつもりなどまったくなしにそうなのである。しかしそれでは何故、全くウリふたつと言うべき言明が突然出て来るのか、また「フォイエルバッハ・テーゼ」では、あのように「人間＝本性」の放棄と見えるような表現になっているのか、それらのことを考察してみなければならない。この疑問については、アルチュセールがそれに応えようとして提起した論議があるが、残念ながらその論議は失敗している。すべて理論の要素となるもの—例えば定式、断言、ないしは概念といったもの—は、ただそれが位置づけられるより広い概念の領域においてのみ、その意味が理解されるのである。二つの異なった「未定の問題群」に中においてこそ、表面上類似した要素は、その真の意味の違いを際立たせるのである。しかしながら、いまここでのケースにもそれが当て嵌まるからという理由を持ち出してみても、それは1845年以降にマルクスがどうして新しい理論を生み出したかを、論証可能な形で理解するには不十分である。しかも、「人間＝本性」という仮定をマルクスは、いまや顧慮していないという推測を許すような材料をその理論が含んでいるということを、我々は既に知っているはずである。しかし、現状のままでは、我々はそのことを未だ知ったことにはならない。問題とすべきはそれなのである。

マルクスの第6テーゼでの人間の「本性」の性格規定は、それ自身としては明確な証拠をもって支持されている。既に前述において、我々は、「未定の問題群」という一般的観念が存在することを示しているにすぎない初期の著作での類似した一連の言明と、テーゼが密接な連続性をもつ

ているということを開陳するといった、貧しい証拠だてによっては、論議の真理性の信用証明にはならないことを明らかにしてきた。論議の真理性を得るには、もっと広範な概念的文脈から導かれる、より説得力をもった、実質的な証拠が必要なのである。それには、連続と見えるものが実際には非連続であり、「人間＝本性」の仮定と完全に矛盾しないとされてきた、従来の如き断定が、逆に今度はきっぱりと反駁されるという論議の立て方が必要なのである。人間の「本性」に関するマルクスの有名な性格規定がより広範に論じられているのは、まずもってわずかな量の梗概に過ぎない「フォイエルバッハ・テーゼ」の残余の部分である。だがそこには、意味の突然と言うべき変更の理由を説明してくれる如何なる証拠も存在しないのである。そして他方、我々はテーゼの直後に続く以降の作品をも広く見渡してきて、そこで何が起こっているかも既に検討してきたところである。こうして我々は、論議がこうした事情であるかぎり、一つの滑稽な皮肉の中に置き去りにされたことになる。すなわち、若い頃、自分が「人間＝本性」の存在を確信していたことをマルクスが拒否したことを示すものとして、あれほど容易に、しかも頻繁に引用されるテーゼの言明とは、まさしく彼が若い時代の作品における、この上なく明白な彼の思想の起源であった、という皮肉の中に。

ついでに言えば、1845年前後にマルクスの思想に起きた発展が決定的に重要であるという見解と私は争うつもりはない。「唯物史観」の伝統的解釈流儀によれば、この時期以降、その形を整え始めた理論体系は、その知的豊かさと生産力において、加えてその政治的結果においても、初期の作品の内容に比べて、格段に優っていることになる。だから、マルクスの科学的・政治的達成物を犠牲にしても、その人間主義を、その理論よりも倫理学を、後期の著作ではなく初期のそれを前面に押し出したいという傾向が見られるにもかかわらず、アルチュセールの「認識論的切断（断絶）」という異議申立ては、この問題において強調されるべきことが強調され、問題の核心に焦点が絞られているという点において有意義であったのである。だがしかし、「マルクスは一人なのか二人なのか？」という、あれかこれかの二者択一的無邪気さに誰も拘束される必要はない。理論の発展というのは、その真の新しさと変更によって現れてくるとともに、だが同時に概念のある一定の安定性と、強い、明確な連続性によっても現れるというのが、その実像なのである。その詳細は注意深い研究に委ねなければならない。正当に評価すべき貢献を果たしたと同時に、認識論的切断はまた、教義上のお荷物を過剰に引っ張り出だし、幾つかの知的悪習慣を引き連れても来た。「未定の問題群」という全き反啓蒙主義は、マルクスの概念の中に、パリっ子の最新ファッションのような新奇さと、テキストの独自の位置づけと、非連続性を発見することができた。しかし、そのようなものは端的に言って、そこにはない。いわゆる「不在の存在（語られなかった言葉）」の範囲内においてのみ、彼の申立ては、あらゆる人間学一般と区別されるに過ぎない。真実には、そこには連続性があるのである。マルクスは最初から最後まで、普遍的な「人間＝本性」という仮定に同意していたのである。私はこれまで検討してきたテキストである「テーゼ」から今度は後期に属する作品に移って、この点を証明する作業を終えようと思う。

成熟した時期のマルクスの作品、とりわけ『資本論』およびそれに最も関連した幾つかの著作は、私が上述した事柄の全体にわたる、大きな補強材料になっている。この作業は確かに退屈ではあるけれども、徹底的に踏破しておく必要があるのである。私の解釈の核心部分は既に、第6テーゼの解釈として、選択肢（3）に対する論駁の中で、すなわち言い換えれば、選択肢（3）は、それが唯一紹介し検討するに値する点においてこそ無効であったということを明らかにする

ことを通して、その立脚点を奪い取ったということの中に、あらかじめ示されていた。そこで今度の場面では、初期において確立された思想のどの部分が、太い流れとしてマルクスのその後の著作に受け継がれているかを確定すれば、十分なのである。

まず、我々の言う意味での「人間＝本性」が、引き続き公然と語られている例から始めよう。その第一は、ジェレミー・ベンサムに関してやや不適切な評言を含んでいる次のような例である。「犬にとって何が有用かを知りたいければ、犬の本性を調べればよろしい。だが逆に、効用原理からはその本性が何であるかは推論できない。これを人間に当て嵌めて言えば、すべての人間の行動、運動、関係等々は、効用原理に従っていると判断している人がいたとすれば、その人は、まず一般に『人間＝本性』を考慮に入れて対応しなければならなくなるし、次ぎには、歴史的段階の各々で変化する『人間＝本性』を考慮に入れざるをえなくなる。ベンサムはこのことで真剣に悩んでいない。彼は最も乾いたナイーヴさをもって、近代の小ブルジョア、特にイギリスのそれを標準的人間と見なしたのである。」⁽⁶⁴⁾ここでは確かに「人間＝本性」はこれ以上は明確になっていない。だが、本稿がいたるところで使用してきたのと非常に合致するこの概念の取り扱い方の特徴が浮き彫りになっている。ベンサムは、この概念に照らして非難されているのであって、言い換えれば、ベンサムはこの概念を気ままに一般化しているから非難されているのであって、決して「人間＝本性」という普遍的概念それ自身によって非難されているのではない。そして事実、ベンサムは「人間＝本性」の概念を真剣に探究することにおいて怠慢だということによって非難されているのである。第二の例を見てみよう。決まり切った言い方をすれば、この第二の例は、マルクスの“必然性の王国”と“自由の王国”との区別に関わるものである。物質的生産の領域である前者について言及した際、彼はこう述べている。「この(物質的生産という必然性に覆われた)領域においては、自由はただ、次のようなものとしてのみ、すなわち社会的人間、連合した生産者、彼らと自然の交換を合理的に規制すること、自然の盲目的力に任せるのではなく、自然を彼らの普遍的制御の下に置くこと、最小限のエネルギーの支出と『人間＝本性』に最もふさわしく、好適な条件の下で以上のことに到達すること、としてのみ存在することが可能である。」⁽⁶⁵⁾

他の例は、我々が以前に既に出くわした、自然(本性)の分割の問題を含んでいるものである。マルクスはブルジョアの形態を剥ぎ取られた“福祉”を、「いわゆる自然と同様に人間性の固有な本性としてのそれを含んだ、自然諸力にたいする人間の勝利の全面的発展」と等置して論じている。そして彼は、これを、我々が既に出くわしたあの問題、すなわち、「それ自身目的と見なされる人間的諸力のすべての発達」⁽⁶⁶⁾を伴うところの、「(人間の)創造的潜在力の絶対的産出」と結び付けて論じるのである。似たような考え方は、リカードゥを弁護した条りにおいてもう一度見られる。「人間の生産諸力の発達、換言すればそれ自体目的である『人間＝本性』の富の発展という意味を除いては、生産のための生産は何物をも意味しない。」⁽⁶⁷⁾ここでは、ある自然的限界—すなわち労働の生産性や、労働日の長さや、労働力の価値の下限といった限界—に画されたものとしての潜在力や諸力の位置と対照しながら、「本性」という言葉の引喩が繰り返し示されているのである⁽⁶⁸⁾。

直接的な形で「人間＝本性」への言及の他に、『ドイツ・イデオロギー』から集められた理論的補充材料も、検討されずに残っている。けれども、そこにはもはや、第6テーゼの三つ目の文章を真正面から論駁する形での例証になっているものがなく、「テーゼ」に近い章句ばかりであるので、それらが理論的補充材料である所以を、少なくともその中心的部分のポイントに限って述

べる機会が時間が許せば再びやってくるであろう。人間は社会的存在であって、「単に群居する動物ではない。否、動物が自分を個別化することが可能なのは、ただ社会の中においてのみである。」⁽⁶⁵⁾ 勿論、いかなるものであれ、人間の不変性を仮定することを拒絶する歴史主義者がいるように、こうした人間社会の理解の仕方は共通認識となっているわけではない。だが歴史主義者の理解は最も初歩的な論理的誤りなのである。どんなに歴史が変化しようとも思想は、歴史はそれ自身、人間＝本性の普遍化であるというふうに考えるであろう。この問題に関して、歴史主義者の反応に注意を払うのが大切であると同様に、凝り固まった自然主義者に注意を払うことも大事である。と言うのも、そうした人々の中には、先程の思想の重要な点を指して、「下品な唯物論」と疑うことなく言っている者がいるからである。『資本論』の「協業」の章で、マルクスは次のような観点を打ち出している。「多くの力が一個のそれに融け合っていることから生じる新しい生産力は別としても、大方の工業生産においては、単なる社会的接触が競争心や『動物的精氣』(animal spirits)の刺激を生み出し、それらは個々の労働者の能率を高めている。……このことは、人間は元来、アリストテレスがそれを政治的動物と考えたようなものではないにしろ、ともかく社会的動物であるという事実由来している。」⁽⁶⁶⁾ さらにその少し先で、もう一度同趣旨のことを繰り返し指摘している。すなわち、「社会的労働の生産力」のいくつかの在り方の一つとしての、諸個人の結合が「人間の動物的精氣を喚起する」こと、他の労働者と協働する労働者は、「彼の個別性の足枷を脱ぎ捨てて、種としての能力を発展させる」⁽⁶⁷⁾ ことを述べている。このような人間の種としての能力の中で、マルクスが最初から関心を持ったのは生産におけるそれであったのである。彼にとってそれは、人間の普遍性であり、その普遍性は、可能性と必然性という両方の言葉で表現されるべきものであったのである。可能性について言えば、それはまずもって労働力であり、「きわめて通常の間が彼の身体の内には有している労働力」であり、「人類の身体組織と生きた個性の中に存在する、精神的・物理的能力の集合」⁽⁶²⁾ である。人間はこれらの「自分自身の身体や腕や足や頭や手に備わった自然的諸力」⁽⁶³⁾ を労働過程における活動を通して発揮する。だから労働過程はそれ自体、必然的なのである。労働過程は「あらゆる社会形態から独立した人間の生存のための条件であり、人間と自然の間の代謝を媒介する、従って人類の生活それ自体を媒介する永遠の自然必然性なのである。」⁽⁶⁴⁾ それはまた、「……人類が生活するあらゆる社会形態に共通する、自然と人間の間相互的代謝活動の永遠の条件」⁽⁶⁵⁾ なのである。こうしたことが人間という種を特徴づけている。マルクスは記している。「我々が労働という場合、それを人間に固有の性格のものであるという形式において措定している。」そして、人間の労働を、「動物的水準に止まっているような労働の本能的形態」と対照しながら、彼は、大工と蜜蜂の有名な比較を引き合いに出しながら、人間の労働にみられる、その合目的性と意識性、予め先取りされた目的に向かっての活動様式の意識的な統制を強調しているのである⁽⁶⁶⁾。同様に、「労働用具の構造と機能—それはある種の動物にはその萌芽が見られるが—は、とりわけ人間の労働過程を特徴づける」⁽⁶⁷⁾ ものである。この人間の労働過程の要素をなす、材料、用具、労働者の活動を、マルクスは「不変の自然条件」、または「人間が純粋な動物を乗り越えて進化するや否や、人間が持ち始めた人間労働の絶対的特徴」⁽⁶⁸⁾ と規定している。

我々が人間の力ということに関して、後期の著作の中で発見したことは、生産能力ということであった。また同時に、人間の欲求に関して、初期に説明され規定されたものと同様なものであるという確証を得たのである。すなわち、欲求の問題に関しては、『ドイツ・イデオギロー』で

記述されていた概念上の連結と同様な連結が、今度は、「私の欲求、……私自身の本性、すなわち欲求と動因とのこのような全体性」⁽⁶⁹⁾という形でみられたのである。そしてそのことは、欲求には永遠で不変的な種類のものがあるという形で再定義された不変の「人間＝本性」というものの中に、マルクスが諸個人の「本性」と呼んだものが含まれているという、我々の主張とも一致するのである。それらは、実に様々な見出し語で現れてくる。日く、「自然的欲求」、「物質的に不可欠な生活手段」、「物質的欲求」、がある一方で、また「社会的欲求」というのも出てくるといった具合である。確かなことは、最初の種類に属するものは、気候・風土やその他の環境条件に応じて可変的であるとされている点であり、二番目のものは、「文明化の度合」によって条件づけられているということである。それにもかかわらず、なお欲求のある普遍性は元のままに持続して行くのである。だから以前にやったように、欲求の一覧表を作るとすれば、今度は二番目の種類のもは最初の種類の欲求よりも念入りに仕上げられているはずであり、それは次のようなものであろう。食物、衣服、住居、燃料、休息、睡眠。衛生法、「体の健康な維持」、新鮮な空気、日光。知的必要、社会的交渉、お互いに「異性関係」を必要条件としている限りでの性的欲求。幼児や老人や障害者を援助したいという特有の欲求、健康で安全な労働環境に対する欲求（『空間、光、空気、危険や生産行程の不健康な付随物—それを放っておけば、『五感がその代償を払う』ことになる—から身を守る防護設備』）⁽⁷¹⁾、以上がそれである。

このような欲求は、人間と自然との普遍的「代謝」を規定し、また労働力の価値の一つの要素をなしている。だからこそ人間は、労働日の長さの上限を定め、剰余労働部分を労働しない者のためにいつも遂行されなければならないものと見なしているのである。しかしながらマルクスがその説明を通して人間に期待していたものに付け加えて言うならば、入念な労働において発揮される人間の標準的な機能は、現在ではかつてないほどに卓越したものである。それがどんなものであるにしろ、理論や社会歴史的な説明という仕事は、それが科学的なものであろうとすれば、不可欠な人間的欲求の概念と倫理的立場に基礎を置いた道徳的告発なのである。言い換えれば、「人間＝本性」の理論的展望はそうした意味を含んでいるのである。『資本論』の明確で、頑固なほどの情熱的な語り口と向かい合って、こうした問題を疑ったり、見過ごしたりできるというのは、果たして本当であろうか？我々はそのから過度労働の「恐怖」と「拷問」と「残虐性」⁽⁷²⁾、資本の「略奪」と「盗み」、労働過程において労働者の健康にとって最低限必要なものとは何か、「納得できるか少なくとも耐えることができる程度に、生産過程を人間的にするための用意の欠如」⁽⁷³⁾、とを読み取る。経済性の追求はここでは「殺人的物凄さ」であり、工場でのその「恐しさ」はダンテの『地獄篇』をも凌ぐ。資本はまたその他の生命上の必要を満たす時間さえそれを「横領」し、「窃盗」する⁽⁷⁴⁾。その中で人間の大多数は、「見苦しくなく、人間的に」、自分の「生活上の必要性」をすら十分に満たすことができない。そこにあるのは、およそ人間にふさわしくない「超過密な住宅」、「不快な住環境」、「惨めさの堆積」、「精神的・肉体的退廃」⁽⁷⁵⁾、である。そこからは、資本が労働力の「正常な維持」に全く無関心であること、労働力が「病気になるだろうが、強制されたものであろうが、苦痛を伴うものであろうが、そんなことにはおかまいなく」⁽⁷⁶⁾、資本の関心事はただ、労働力の最大限の消費にあるということが看取されるのである。資本の労働力の消費とは、その「恥知らずな浪費」であり、「無謀な浪費」であり、労働力を「消耗と衰弱のうちに陥れること」であり、従ってそれは「人間の本性的力能」⁽⁷⁷⁾を消耗させ、「人間的資質の全き浪費」⁽⁷⁸⁾を「生産する」ことによって、「労働者の生命と健康の桁外れの無駄遣い」を行う

ことなのである。マルクスは多くの労働者を「絶えざる人間的犠牲」と「殉教者の歴史」⁽⁷⁹⁾を告げるものとして描いている。だから資本主義の下での福祉の拡大もそれを「人間個体を犠牲にして」⁽⁸⁰⁾もたらされたものと描いているのである。

現存するマルクスの仕事の中で、彼の頭にこびりついていた最後の問題関心は、「労働者自身の発達への欲求」の問題であった。だから、そこで問題になっていた事柄は、「労働者の心と体の生命力の発揮としての自由な遊戯」に役立つ「時間」の問題であり、「人間の諸能力の発達」の「範囲と方向性」(scope)の問題であり、そして彼が「活動を転換することによって」⁽⁸¹⁾可能になるとした、「人間の生命力が……再生と歓喜を取り戻すための」生命力の「多様性の追究」の問題であったのである。無論これらの「時間」、「範囲と方向性」、「多様性の追究」という問題を究明する彼の格闘が全くなされなかったのではないが、マルクスによってこれらの問題に解答が下されたわけでないことも事実である。彼が批判して譲らなかった労働力の浪費とは、「人間の正常な生命活動」に関するものであって、ある種の労働や「静かな停職状態」や逆に「障害を克服したり、……活動を解放しよう」という欲求に対してではないのである。まさに自由な労働こそ、「最も猛烈な努力」⁽⁸²⁾が求められるのである。しかしそれは、自己決定による猛烈な努力であって、それ故、個人の広汎な発達の一部であると考えられているのである。『共産党宣言』中の、よく知られた、あの「各人の自由な発展」と「万人の自由な発展」の一節は、「個人の全面的発達」⁽⁸³⁾に論及している『ゴータ綱領批判』と関連している。後者はマルクスの頭にこびりついていた問題を直接に、計画表の形で書き出して、表現したものであるが、彼の理論的著作という点から言えば、前者と後者の双方に、彼の頭を悩ました、かの問題の形跡が等しく顔を覗かせている。すなわち、「(人間の) 芸術的、科学的等々の発展」、「全面的発達」、個人の「自由な知的・社会的活動」⁽⁸⁴⁾、「自由な活動。……外的目的の圧力に支配されないものとしてのそれ」、そして「それ自体、目的と見なされる人間の潜勢力の発展」⁽⁸⁵⁾、「すべての個人の自由で完全な発達が支配の原則になっている社会」、さらにそれと照応した「完全に発達した人間」⁽⁸⁶⁾をつくる教育、がそれである。これらの表現および他の類似した表現に託して、マルクスは人間のより良い生活を想い描いたのである。と同時に、苦悩、圧迫、不完全、損傷といった言葉とイメージに託して、彼は、これまで長く続いてきたし、またこれからも続くであろう人間の欠乏の経験と、達成されざる人間的欲求の概念を表現しようとしたのである。こうして、搾取され、外的に強制される労働は、「嫌悪感」を抱かせるものとなり、「苦痛」と「奴隷状態」となる⁽⁸⁷⁾。「忌まわしく」、「ゾツとするような」形式⁽⁸⁸⁾をなす資本主義的分業においては、労働者は「彼の生活の制限された機能のみを押し付けられる。」それはすなわち、「他のすべてを犠牲にした」一面的な能力の発達であり、つまりは「生産的な動因や傾向の世界を全く抑圧されたところから由来する……不具化」であり、「心と体」の不具化であり、「彼の生活のまさに根源」にたいする侵害であり、「生活のために特定の一面的な操作に自分の手足を縛る付ける」ことであり、「最も単純な操作にくぎづけにされる」⁽⁸⁹⁾ことである。ここに「彼の個体的生命性と自由と自律への圧迫」があり、「筋肉の多面的なきらめく緊張」⁽⁹⁰⁾への抑圧がある。幼年期から「剰余価値生産の単なる機械」に変えられ、あるいは「特定の機械の部品」、「機械の生きた付属物」であるほかない労働者は、こうして「人間のかげら」⁽⁹¹⁾へとねじ曲げられているのである。

第四章 人間＝本性のために

証拠は明らかで、あり余るほどである。マルクスは、人間＝本性の観念を拒絶しなかった。あとは、マルクスが人間＝本性の観念を拒絶したという誤認がいったいどういうわけでそんなに広く行きわたっているのかを考察することが残っているだけである。第6テーゼそのものは別として、かなり相異なった二組の理由が、それらのうちのどれも妥当でないのだが、その誤認を支持するのに動員されている。すなわち、第一に、それに有利な（そしてそれゆえに、上記で集めた証拠に反する）他のテキスト上の証拠であると称するものであり、第二に、人間＝本性の概念をなぜ拒絶すべきかについての考察である。厳密に言えば、この第二の種類の考察は真相に関係がないが、それでも、われわれは、それらを検討してよい。私は今から、両方の種類のいくつかの理由を、一つずつ、簡潔に論評し批判する。

他のテキスト上の証拠は、ちょうどテーゼのように、マルクスによってなされた人間＝本性の否認を立証すると仮定される、マルクスの議論から成る。しかしながら、立証の役割では、これらの議論は、テーゼよりもいっそう価値がない。相異なる仕方では、それらは人間と人間概念とに関係を持っている、というだけのことである。それらがそうであると称する証拠は、単ににせものである。綿密に点検すれば、それはすぐに崩壊する。

i) あれこれの著作でしばしば、マルクスは、歴史の経過の中での、人間の欲求の改変または発展のことや、新しい欲求の出現のことを口にしてしている⁹²⁾。対応して、彼は人間の本性の変形のことも口にしてしている。このことの例を『資本論』からただ一つ挙げれば、彼が言うには、人間は、「外部の自然に働きかけ、それを変化させて、こうして、同時に自分自身の自然 [=本性] を変化させる。」⁹³⁾ このタイプの断言は時には、異議を唱えた主張を支持するのに引き合いに出される。しかしながら、どんなものについても、それが変化すると明言することは、それについてのあらゆることが変化するという、あるいは、それには永続的な特色が何らないという見解に人を立たせるわけではない、ということは初歩的な論理的要点である。天気の変化の予報は、さもなければ、それらが一般にそうであるよりもずっと大きな不安をもって受け取られるであろう。ここにもっとぴったりした言い方をすれば、『資本論』の上述の言明を、人間＝本性の永久不変で普遍的な特性をすべて否認していると読み取ることは、それを等しく、「外部の自然」におけるいかなる不変の要素の否認とも取ることと同じくらいしか正当化され、良識あることではない。つまり、全然そうではないのである。後者の推論は、実は、全く知られていないというわけではないがかなりまれである。というのは、人は時おり、次のような考えに出くわすからである。すなわち、マルクスによれば、自然そのものは人間の創造物、歴史の産物、などであるという考え——その「合理的核心」が、マルクスが本当に、自然界を人間活動によって強力に変形されたと思なしているということであるような、しかし、それでもやはり、そのような無限定の形式では、この思想の路線全体の紛れもない観念論をさらけ出すような考えである。もちろん、ヒトという種がそれ自身進化の産物であるように、人間の不変の性質、永久不変の特性、などに言及することは、絶対的な言い方で語ることではない。しかし、相対的には、マルクスの歴史理論の時間的範囲——たった数千年と、進化過程のほんの小さな断片——の中では、人間の永久不変で普遍的な属性の観念は、確かに妥当である。とにかく、歴史を通しての人間の変異についての彼の多くの言明は、それと論理的に両立でき、それゆえに、彼がそれを拒絶したという主張に対する証拠は、何らな

い。

ii) 『ドイツ・イデオロギー』の多くのくぐりで、マルクスは、ヘーゲルと青年ヘーゲル派との思想を、歴史の、そしてまた人間の思弁的で目的論的な取扱いのゆえに批判している。彼は、たとえば、次のように書いている。「いったん…歴史が、つねに観念の支配下にあるという結論に達してしまえば、これらさまざまな観念から、『理念』、思想、等々を歴史における支配的な力として抽出し、そうして、これらすべての個々の観念と概念とを、歴史のうちで展開する概念そのものの『自己規定の諸形態』と考えることはたいへん容易である。そうすると、当然、人間たちの全関係が人間の概念から、表象された人間から、人間の本質から、人間なるものから引き出されうることにもなる。こういうことをやったのが思弁哲学である。」⁹⁴⁾言い換えれば、マルクスは、歴史が何らかの唯一の超越論的な主体の——それが「世界精神」、「自己意識」、あるいは「人間」でさえあろうとも——仕事、すなわち、「形而上学的化け物」、「自己自身を産出する秘蹟をおこなう唯一の個人」の仕業であるという考えを退けている⁹⁵⁾。彼は、同時に、起源的な歴史的運命あるいは計画の想定を退けている。それにおいては、たとえば、「人間」は、「世界史の究極の目的」である。彼が言うには、「後代の歴史が、前代の歴史の目的にされてしまう」と、実在の過程が「思弁的にゆがめられ」る⁹⁶⁾。今や、これらの非難は、彼自身の初期の著作⁹⁷⁾の諸相に適用可能である程度にまで、マルクスの有名な「貸借の清算」⁹⁸⁾の、他に向けられたと同様に自己批判的な部分、そしてそれゆえに、ある知的な断絶の証拠であると取られるかもしれない。しかしながら、もう一度、ここで指摘すべき初歩的な論理的要点がある。思弁的な人間概念を退けることは、普遍的な人間＝本性の観念のような観念を、あるいは、特に、普遍的な人間＝本性の唯物論的な概念を、客観的な究明に基づき、科学的な訂正と研究の手続きを受け入れる概念を退けることではない。『ドイツ・イデオロギー』のこれらのくぐりを、ほかならぬ人間＝本性の観念に異議を唱えていると解釈することは、それゆえに、単に恣意的で、マルクス自身の議論の、正当とされえない拡張である。

iii) 彼の、また別の、たいへんよく知られている議論の、等しく正当とされえない拡張によってこそ、その議論もまた、時にはそう解釈される。マルクスによれば、現存している社会的諸制度のイデオロギー的な合法化における標準的な機構は、実はそれらの諸制度の歴史的に特定の特色であるものを、普遍的と表示することから成る。一つの種類の社会秩序の諸制度、あるいは、その秩序によって育成される特質は、必然的、永久不変、ほんとうに自然的に見えるように一般化される。『共産党宣言』の言葉で言えば、「自然および理性の永遠の法則に」変えられる⁹⁹⁾。われわれはすでに、この繰り返されるマルクス的な主題の一例に、ベンサムに対する、彼が素朴にも近代の小ブルジョアジーをすべての人間性の典型であると想定しているという趣旨の、以前に引用した論評で出会っている¹⁰⁰⁾。マルクスは、同様に、競争を「人間の魂の一必然事」と見なしているゆえにブルードンを非難している¹⁰¹⁾。そして、彼は、「自由競争の社会」の仮象こそが、スミス、リカードウおよび18世紀の社会契約説の思想家たちにおいて、彼らの理論的出発点である孤立した独立の個人を、彼が書き付けているように、「彼らの人間＝本性概念にふさわしい」個人を生み出すように普遍化されている¹⁰²⁾、と論じている。これらのような議論において、マルクスは、歴史的に形成され、文化的に特定の属性の誤った一般化であると彼が考えるものに異議を申し立てている。彼はまた、時には明示的に、時には暗示的に、その保守的なイデオロギー的機能を暴露しようともしている。誤った、あるいは保守的な人間＝本性概念に異議を申し立てることが、

すべての人間＝本性概念を非難攻撃することではないということは、明白なはずである。ある、名前の付いている特性が永久不変で自然的なものであるかどうか疑うことは、人間の永久不変で自然的な特性がないということを使うことでも暗示することでもない。

iv) マルクスは、『資本論』で、諸個人のことを、経済的な諸カテゴリー—または諸関係の「人格化」と「担い手」と言っている¹⁰³⁾。たとえば、資本家の禁欲主義、蓄積のために富を蓄積する彼の衝動は、次のような用語で、そういう立場に置かれた人にとっての必然性として、説明されている。すなわち、「[資本の……N. ジェラス]この運動の担い手」、「人格化された資本」、「社会的機構」の中の「歯車」、資本の「単なる役人」がそうである¹⁰⁴⁾。このことは、最近の、マルクスの考えを、「構造主義」化する解釈では重んじられており、個人の動機付けや行為の社会的基礎に関する、かなりよく繰り返し述べられているのではあるが重要な、史的唯物論の要点を体現している。しかしながら、マルクス自身にとっても、それが、すべてにわたる説明体系を、人間＝本性の想定にかたをつけることと推定される包括的な構造主義を構成するというふうに見せかけることは、むだである。それをそう解釈することの無益さと気まぐれさは、すぐさま現れる。第一に、諸個人が社会的関係を人格化していると言っていることと同じ容易さで、マルクスはまた、都合がよいときに、そうではないと言っていることもできる。彼は、人々を、彼らの諸機能と同一視するのと同様に、それらから区別し、引き離すことができる。たとえば、彼が断言するには、資本主義の発展につれて、その代理人の間で、ますます度を越した消費が行われるようになる。「蓄積、および富の発展につれて、資本家は資本の単なる化身ではなくなる。彼は自分自身のアダム〔欲望〕に人間的な温かさを覚え始める」¹⁰⁵⁾。資本家は今や、生産のための生産という「理想」の欠乏に陥っている¹⁰⁶⁾。同等にして、労働者は、マルクスによってある瞬間には「人格化された労働」と記述されているが、まさに次の瞬間には、この労働が「ただ骨折りであり苦痛である」と気づくと言われている¹⁰⁷⁾。談話様式全体が、マルクスにとって、また別の多くの慣用句と付き合っ、改作できる開いたものである。それは、一部の人々が彼に押し付けたがっている、閉じており自己充足的な形而上学的なものではない。そのうえ、彼が経済的な諸カテゴリーと諸関係の担い手と言っているのは、人だけではなく、物もなのである。すなわち、使用価値を価値と交換価値の担い手と、より一般的には、物質的条件を特定の社会的結合体の担い手と言っている¹⁰⁸⁾。彼がこれによって、問題になっている物質的な対象と条件とが、本来の自然的諸特性を欠いている、あるいは、それらが「担う」社会的諸関係によって余すところなく説明されうるということを意味していると解釈してもよろしいだろう。

v) iv) と密接に関係しており、それゆえ、それに付け加える論評の価値がほとんどないのが、共通の人間性に訴える際に階級の相違から抽象する人々に対するマルクスの反論である。たとえば、彼が言うには、カール・ハイน์ツェンにとっては、「すべての階級が、厳粛な『人間性』概念の前に、消え失せる……ハイน์ツェン氏は、彼ら自身の意志から独立の経済的条件に基づき、これらの条件によって最も敵意に満ちた矛盾に陥らざるをえないすべての階級が、『人間性』という性質——これはすべての人に帰属するが——によって、彼らの実在の諸関係を脱すると信じている……」¹⁰⁹⁾。ここでの「人間性」を取り巻く驚きの引用符は、明白に、ある皮肉を表現している。別の箇所のように、マルクスは、そのような概念の、階級の利益や制約を軽視する、あるいは見落とす用法をあざ笑っている¹¹⁰⁾。そして、これは、またもや、史的唯物論に全く中心的な問題である。しかし、証拠としては、それは、「担い手」の言葉遣いと同じくらいしか良くない。階級の重要性を

力説することは、人を、諸個人が共通の人間＝本性を共有するということを否認する立場に立たせるわけではまずない。それは、彼らの階級が、彼らが何ものであるかを尽くしているということを含意しない。

この、他の証拠は全部、要するに、価値がない。それはにせものである。その、証拠としての地位で、それについての最も興味深いことは、だれもがそれを証拠であると考えたことがあるはずであるということである。かれらが、しかも、マルクスが人間＝本性の観念を拒絶しなかったことを立証する、マルクスの著作からのこんなに多くのものを前にしているにもかかわらず、そう考えたということは、彼が人間＝本性の観念を拒絶したという考えがおそらく、直接の、テキスト上の証拠に本質的でない理由によってもはぐくまれるということを示唆している。マルクス主義者たち自身が今まで、その考えを広めたことに対して責任がある限りにおいて、私が思うに、働いてきたのは、自分自身の、事柄の構想の見返りとして、親父の祝福を欲しがり、要求するおなじみの傾向である。というのは、多くのマルクス主義者にとって、実に彼ら自身の確信であるのは、普遍的な人間＝本性を想定することには何か間違ったことがあるということである。その観念はそれゆえに否認されるべきであるということである。私は今から続いて、この見解に賛成して一般に提供される理由に反対の論を唱える。このゆえに、最終的に、解釈の問題を越えて、わき道へそれて、マルクスが人間＝本性の観念を拒絶しなかっただけでなく、彼はそうしなくて正当でもあったと力説しよう。しかしながら、たとえ人間＝本性の概念に反対するもっともな理由が提出されえなくても、このことは、マルクス自身がそれなしで済ましたということではなくて、ただ、マルクスがそうしなかったならば遺憾であるということを示すだけであろう、ということと言うまでもないはずである。それで、次に述べる議論のいくつかまたはすべてがうまくいかないとしても、それは、この試論の主な目的がそれを行うことであった解釈上の主張には何の関係もない。人間＝本性の観念に反対して一般に与えられる主要な理由は、こういうものであるらしい。

vi) それは反動的な概念であって、社会主義、および、いかなる根本的な変更の計画にも反対して用いられる。現存している社会的な制度またはパターンを支える、何らかの嘆かわしい特性が、人間の性質の永久不変で根絶できない部分であるということを示唆する際に提出される。この種の示唆——すなわち、自己本位、強欲、権力好き、残酷さに関してや、私有財産、社会的・性的な不平等、ナショナリズム、暴力、戦争など、他のたくさんのもに関してと同様になされるもの——が頻繁に行われることに異議を唱えることはできない。しかしながら、そのような、人間＝本性の観点からの議論において決定的なことは、人間＝本性があるということではなくて、すぐ上で述べたもろもろのものが人間＝本性の諸属性であるということである。そのような議論に比べて、われわれは、それらが人間＝本性の諸属性ではないということを示すか、示すことができない場合にそういうことを望む理由を述べるだけでいい。われわれには、人間＝本性を構成する何らかの不変の諸属性があるということを示す必要はない。この仮定がそれ自体政治的に反動的であるということとはまさに真実ではない。その仮定が、人間の基礎的な欲求——十分な栄養と他の物質的な供給を求めるものであろうと、愛情、尊敬、友情を求めるものであろうと、知的・身体的な自己表現の自由と広さを求めるものであろうと——に関わる場合、それらの不履行と結

び付いた苦しみや圧迫の認定と、それらを挫折させることに責任があるかもしれないような制度を変更または除去しようとする試みとに関わる場合、これはきつと、その名に値するいかなる社会主義的政治の中心部分、すなわち、人間の幸福に敵対するものに対する闘争である。だが、飢えに反対して抗議し行動することは、今日の世界では反動的なことであろうか。あるいは、拷問に反対することはどうであろうか。そして、そうすることに対する一つの——唯一のとは言わないが——動機付けは、人間＝本性の力による、いかなる健康な人間の生命に関する欲求の、概念では、初歩的な概念ではなかろうか。これが反動的な概念であるという主張は、とにかく、その概念の、社会理論の歴史における位置のたいへん不公平な見解をさらけ出す。私が証拠を提供してある種類の、マルクスによるその使用は、今問題になっていることの証明となるような例である。その批判的・進歩的な鋭さに関しては、それは、多くの社会主義的、無政府主義的、共同社会主義的、その他の急進的な思想の用法と大まかに一致している¹¹¹。

vii) その概念は、観念論的なものである、とも言われている。しかし、これは、すぐ前に述べたものと同一の混乱であって、全く同じ種類の返答に値する。すなわち、観念論的な人間＝本性諸概念があるからというだけでは、すべての人間＝本性概念が観念論的であるということにはならない。確かに、人間＝本性の見出しの下に、神格化の企てと呼んでよいかもしれないものがしばしば存在する。すなわち、自由意志、魂、純粹創造性の概念、各人の内での神性の輝き、などを頼みとすることによって、まさに、人間性から自然の枷を外そうとする、人間を、彼ら自身の生物現象と実に物質性そのものの墮落とから自由にしようとする、あるいは、それらを超越するにいたるまで向上させようとする試みである。けれども、ここで単に、人間の社会的・歴史的な形成という理由で、どんな人間＝本性もないと断言することは、適切な唯物論的応答ではあり得ない。反対に、これは、それが異議を唱えていると称するほかならぬ観念論の覆い隠された形態に過ぎないものとなる危険を冒している。社会／歴史と自然との間に絶対的な区別を立てることによって、それは、人間性を自然界から——特に他の種からであるが、それらの方は決して、本来の本性を備えていることを否認されない——絶縁し、この点では、ついさっき名前を挙げた神学的諸概念と全く同じように機能する。これらに反対して、いかなる本物の唯物論もむしろ、人間が、かれらについて一つの種として特有であるものにもかかわらず、そして、社会と歴史の特性によって説明され得るだけである彼らの諸特質、諸活動、諸関係にもかかわらず、それでもやはり、他のすべての種と同じように、物質的で自然的な存在である、と力説しなければならない。人間は、「取り返しのつかないほど」所与の生物学的構成に根差しており、自然界の残りとは絶対的に連続的なのである。そのような力説は、人間＝本性の、他に採るべき見解を予示するのであって、人間＝本性の否認を予示するのではない。

viii) けれども、観念論の嫌疑はまた別の意味でももくろまれることがある。それはマルクス主義者たちによって持ち出され、マルクス主義者たちは唯物論を科学と提携させる。人間＝本性の概念が観念論的であると言う人々は、時には、その概念の特定の内容に(それゆえ、その概念が vii)の下に検討した意味で観念論的か唯物論的に) かかわりなく、歴史の科学的研究においては、その概念が健全な理論と調査の障害であるということを意味しているようである。それは、人間の思弁的取扱いに宿るのにのみふさわしい、哲学的・一般性、具体的で詳細な経験的究明の代用物である。さらにもう一度、その議論が正当的を持っていると認めなければならない。人間＝本性は、確かに、こんなふうに機能することがある。それは、ずいぶんしばしば、客観的データを

集めようとするいかなる実際の努力の代わりもする。広範で骨のおれる、事実に基づく探究に照らして真に答えることができるだけの問題に、安易な、手っ取り早い解答を提供する。しかしながら、もしもこのことだけでその概念が妥当でなくなるとすれば、マルクス主義理論の範囲内の他のどんな概念が手付かずのままにしておかれるだろうか。そのように濫用されるはずがなく、しかも、そうされたことがないものはないのである。階級、国家、イデオロギー、生産諸力、生産諸関係。それらは、どんなにしばしば、真剣な思索と研究を遮断するために配置につかされたことがあるだろうか。このことは、それ自体では、それらが何ら妥当な内容と適用性を持たないという証拠ではない。たいへんもっともな理由があるのは、人間＝本性の諸観念にあまりに手軽に訴えることは何でも、疑念を持って、見ることである。すなわち、それらが前提とする一様性や生得的特性が、生物科学、心理科学、歴史科学における研究によって実証されるかどうか注意深く考察すること、そしてまた、まさにそれらの一般性の力で、それらがわれわれを連れて行くのはちょうどここまでであって、それ以上少しも遠くまでではないということに油断なく警戒することである。歴史学の範囲内でのそれらの説明の役割は限られたものである。それでも、このことは、問題であるのは、人間＝本性に関する何らかの与えられた一般化の内容が真であるかどうかであると言っただけ言うことであって、それが説明すると称することや、それが現実にそれを説明するかどうかは、私が下で順番に移って行く問題である。人は、その一般性という理由だけで、その内容にかかわりなく、その概念が科学の理論と手続きと両立しないということ、いかなる概念についての真剣な命題とも受け取ることができない。

ix) 次に、この問題の規範的または道徳的な側面によって誘発された異議を考察しよう。観念論の嫌疑と同様に——観念論の下に、ある人々は、どうあろうとも人間＝本性の概念を包摂するであろう——、そのような異議は、相異なった型で現れる。人間＝本性についての言明は、実は価値判断である、と一方では論じられることがある。そのようなものとしては、それらの言明は、真ではありえない。というのは、真であること（同等に、偽であること）は、価値判断の特性ではないから。それらの言明は、現にそうしているように、それらの言明を行う人々の目標あるいは関心事を、つまり、客観的妥当性の可能性さえ欠いている、たぶん一階級や時代のイデオロギーを、表明しているならば、認識的観点からは使い物にならない言明である。その議論は、間違った方向に導かれている。人間＝本性についての仮説は、確かに、規範的判断のための土台の一部を成しうるが、それは、私がこの後すぐに取りかかる点である。それでも、それらの仮説は、それ自体では、必然的に人間＝本性の実例であるというわけではない。それらは、もちろん、極端に議論を起こすことがあるが、それは、同じことではない。いかなる事実問題も、そうでありうる。要点は、人々が、それらの仮説に疑いをさしはさむことができたり、現にそうしたりするかどうかではない。というのは、このことが、圧倒的な客観的証拠によって裏付けられた真実、例えば、ナチスが何百万人ものユダヤ人を殺したということについてさえも起きる、ということはだれでも知っているからである。首尾一貫した相対主義者は、率直に言って、私は考慮に入れていないが、それ以外のだれにとっても、要点はむしろ、それらの仮説が、少なくとも原理的には、経験的証拠によって確定されることを受け入れるかどうかである。たぶん、人間＝本性に関係がある言明はどんなものでもおよそ、そうではない、とされている。しかし、それはきっと誤っている。人間が、彼らの本来の性質のおかげで、食物と水、睡眠、悪天候から身を守るすみか、性的満足を必要とする、ということは明白な事実である。あるいは、このことが、ある人々によっ

て、粗野なほど物質的過ぎて、十分に「人間的」でないと見なされる場合には、人間が、地球の他のどんな種もできないようなことである、環境を、目的を持って変革することを、彼らの間で、可能にする言語的能力、推理能力、生産的能力も備えている、ということがそうである。さらにまた、音楽を作り楽しむ人間の普遍的な能力がある。いくつかの情緒——すなわち、怒り、嫌悪、恐怖、幸福、悲しさ、驚き——に関しては、単にそれらの普遍性の証拠ではなく、それらの顔の表情が、文化に関係なく、類似しており、生物学的な起源を持っているという、ダーウィンのテーゼに対する、抵抗しがたい証拠がある¹¹²⁾。

人間＝本性についての主張は、ただ賞賛したいと願うものがあるということによって心理的に動機づけられているという意味で、価値判断を、外観を変えて隠していることがある。しかしながら、それらの主張が全く異論のある場合でさえ、それらが、そういうふう呼び起こされるとは限らないし、それゆえにそう推定するべきでない。例えば、マルクスが、人間の、活動の広さと多様性を求める欲求を断言していることを考察しよう。ある人々は、マルクス自身がたまたま望ましいと考えるものの、単に恣意的な一般化であるとして、疑いなく、それに異議を申し立てるであろう。それでも、それはそうである必要はない。われわれは、それを、経験的な仮説と解釈することができる。その経験的な仮説というのは、すなわち、一般に、人は、自分自身、そのような広さと多様性がないよりはあった方がもっと幸福であり、たいへん狭い範囲の追求に制約されているよりは幸福であって、後者の選択が与えられれば、実際それを選択するだろう、ということである。このことに対する証拠を提供することは、実際には、確かに、ぎりぎりの生存の欲求が関わっている場合よりもっと複雑で困難な事業である。そして、社会主義的その他の、根本的目標の前提である多くの仮説——例えば、真の社会主義的民主主義が、大きな産業社会で運用可能である、ということ——についても言えることであるが、それに対する、全社会的規模での決定的な証拠は、今後、まだ作り出されていない社会的な実践と制度から、得られうるだけであろう¹¹³⁾。理論的な試練は、結局は破れることもある長い歴史的闘争の一部でもある。それでもやはり、原理的に、その仮説は、確証または反証を受け入れることができるべきである。どうであろうとも、そんなふうマルクス自身はその仮説を見ていたと私は考える。それだけのこととして、私はこうも考えるのだが、その仮説は真であって、今でも、それを裏付けるだけのものは、提出されうるであろう。もっとも、私はこのことをここで論じるつもりはない。というのは、私の関心事は、マルクスの人間＝本性概念におけるあらゆることの正しさを立証することではなく、彼が人間＝本性概念に頼っていたのだということを示してから、彼がそうしたのを擁護することだけであるから。人間の、彼が念頭に置いていた種類の自由な範囲を求める欲求について懐疑的である傾向がある人々は、ひょっとしたら、ただ、彼らがもう、たいへんの人々よりずっと、その欲求を享受しているのではないかどうか自分自身に尋ねているだけかもしれない。

x) 他方、たとえ、人間＝本性についての言明がそれら自身必然的に価値判断ではないとしても、それらが、これらの判断に対する理由に寄与するのに果たすことができ、現にそうしている役割のために、それらは、マルクス主義は道徳的判断には、それを他人の口で説明しようとすることを越えては、何も関係がありえないと信じているようなマルクス主義者にとって、不信の対象になっている。彼らにとっては、マルクス主義の規範的次元のほかならぬ観念と、今度は、しかしながら、規範的次元と結びついている人間＝本性の観念——ともにこれらは死んでいる。今や、道徳的諸概念の、マルクス主義思想の内部での位置についての大きく興味深い諸問題がある。例

えば、マルクスは、断言している哲学者も否認している哲学者もいるように、正義の概念に照らして資本主義社会を非難したのだろうか。そして、他の人々の倫理的見解の、嘲笑でさえある、マルクスの批判を、その社会の搾取的で圧制的な特色の、はっきりした容赦のない、彼自身の激しい非難とを、いかにして和解させることができるだろうか。彼のイデオロギー理論に暗示的な、倫理の「社会学」と呼ばれるかもしれないものと、彼自身が心に抱いていたような「善」の観念との関係をいかに解釈するか。マルクスは、しばしば否定されるけれども私ならそうであると考えるように、事実と価値との区別を受け入れていたのだろうか。マルクス主義は、人権の概念を説明することができるのか、もしそうならば、それは、人間の基礎的その他の欲求に対して、どんな関係を持っているのだろうか。これらは、重要な問題で、議論されていくらか得るところがあったが、それらはこの試論の主題ではない。それらは、少なくとも同じだけの長さの試論をもう一つ要求するであろう。

人間＝本性概念に支えられている倫理的立場が、論理的に異議のありえない、原理的に首尾一貫したものであるという意味でありうる、完全にありうるものであると言うことで、私の目的には十分である。人間生活と人間の幸福に価値を置き、これらを保存し促進するためにそれぞれ満たされなければならない普遍的な欲求が現存するならば、このことは、価値と事実を結合して、規範的判断のための土台を供給する。すなわち、そのような欲求は、他の事情が同じならば、満たされるのが当然である¹¹⁴⁾。たまたま、最も基本的な欲求に関しては、このことがただありうる倫理的立脚点であるだけでなく、必然的なものであるというのが、一部の哲学者の見解である。どんな道徳体系も、互いの生存欲求を満たそうとするためには、論理的に、人々に義務を負わせなければならない。私はそのことを確信しているわけではないが、それは、ここでなぜかをはっきり説明するための紙面がある以上の検討と、要を得ている以上の検討も、もう一度要求するであろう。というのは、この倫理的な立場が本当に必然的であっても、ただ可能的であっても、それは、とにかくありうる。というのは、それは、関係がある意味で必然的であるためには、可能的でなければならないから。どのみち、私が、マルクスの人間＝本性観念の規範的な機能または用法というレッテルをはって、彼の著作に明らかに存在しているとして証拠を提供してきたものは、ありうる、論理的に首尾一貫した観点として擁護されうる。

マルクス主義はそのようなどんな規範的次元の余地もないという議論はどうしたのか。その議論が、カール・マルクスによって現実に広められた教義に当てはまるつもりである限りにおいて、それが、最も純粹のあいまい主義の一つであるということは、この試論のこの節というよりはむしろ前の節に密接な関係があるとして、考慮に入れたい。そして、最も巧みな「解釈」の手続きでさえ、このことを隠すのには十分でないだろう。道徳的諸概念の、マルクスの思想における位置という問題に対して、どんな答えが提出されても、それらは、とにかくどんな重要性を持っているにしても、彼の著作における、人間の善という概念の明白な存在と——少なくともその広い意味で、道徳的な教義の存在と——両立するにちがいない。私が言っているように、それを考慮に入れたいで、後者の特色を欠いているマルクス主義に賛成の論を唱えるようなマルクス主義者は、社会主義を望ましい目的であり、得ようと骨折る価値があると考え、搾取とその相関物を非難しなくてはならない重大事であると考え、彼らが持っている他の人に与えることができるか言明するように頼まれることがある。というのは、彼らは例外なく、あらゆる否認者にもかかわらず、こう考えているからである。彼らがそうする理由を与えることができるの

ならば、彼らの立脚点は、ここで擁護されたものとは対照的に、単に支離滅裂であって、評価的次元を有すると同時にそれを自分のものと認めない。彼らが理由を持たないのならば、彼らは、あたかもこういうふうを考えているかのように話すのをやめるべきである。いずれにしても、理由のない思想は、理由のある思想に反対しているものとして、特に自薦するものではない。そして、真相がほんとうに、ここに、社会主義が価値のある目的と、あるいは、搾取が間違っていると本当に考えない、規範的判断を差し控え、従って、——私は、出会ってみたいものでまだ出会っていないけれども——その現象のただ一つの真の代表例を、本人が直接にあるいは印刷物で、話すのを常とするマルクス主義者がいるということであるならば、そのことには一貫性がある。しかし、首尾一貫性は別として、他の何が、そのような見解を他の人に推薦すると推定されるであろうか。特に、そもそもの初めから、経験的理論と研究と同様に、実践的目標を求める運動と闘争に携わっている思想の伝統の範囲内では。論理的可能性としては、社会的現実の道徳的評価をすべて、首尾一貫して自分のものと認めないことができるが、そうすると、人は、飢餓、苦役、支配、戦争状態などのない、人間のよりよい現存在という目標に全く何によってもつながれていないことになる。このことは、たぶん、それでも、おそまつなマルクス主義をあとに残す。そのようなものとしてのマルクス主義がそういう性質のものでなければならないというのは、単なる規定である。

xi) 今度は、直接の討論でしばしば出くわし、いわば、戦術上の退却の性質を帯びた、一種の論法に目を向けよう。その支持者は、人間＝本性の現存に異議を唱えることから始め、そして、人間の何らかの普遍的な欲求、能力、あるいは他の一様性の否認できない事実と直面したときには、次のような路線に沿ったことを何か言う。すなわち、「まあ、そうだね、…これはすべて、もちろん、明白、言及する価値がほとんどないほど明白だ。今問題にしている目的（マルクスまたはマルクス主義、社会、政治、歴史、などの検討）にとって、それは、重要性がほとんどまたは全くない。」と。これらの嫌疑の結合——一方における極端な明白さと、他方における極端な非重要性——によって、頼みは、もはや直接的には否認できない概念を、真剣な考察のへりに追いやることである。私は、二つの論点を分離し、順に片付けていく。

明白さについては、三つの簡潔な論評で十分だろう。第一に、人間の共有の特性に関する何らかの一般化の真実であることが明白である限りにおいて、これは、人間＝本性観念に賛成する議論であって、反対する議論ではない。第二に、ある文脈では、明白なことを言明することに効用があることがある。このような文脈の一つは、他ならぬこの関連でマルクスに一般に帰されているような、誤りと不合理が主張されているときに生じる。私はここでついでに、この試論で論じることを余儀なくされてきたことの多くの明白さを私は全く承知し過ぎるほど承知していると、言ってよいかもしれない。それは全く、私が批判しようと努めてきたマルクス観の不合理のためである。そして、そのことは、たぶん、この試論が、その不合理を最終的に埋葬することに対してなしたと私が望む寄与によって、正当化されている。第三に、われわれにすでに、注記する機会があったように、その真実であることが明白ではなく、異論がある、人間＝本性についての主張がある。明白に真である主張がどんなに興味深くないかということの不平を無理やり言わせられる人々は——少なくとも数の場合、彼ら自身、ほんのちょっと前にはそれらを見落としていたのだけれども——、これらの他の主張に興味を持つように励まされることがある。

xii) いくぶんもっと注目する価値があるのは、第二の論点であって、人間の普遍的な特性の現存

に置かれる重要性に関するものである。一部の人は、その重要性を過小評価することによって、人間＝本性があると認めながらであっても、人間＝本性に反対する立論の實質を救うために、次のように考える。すなわち、そう、そのような普遍的な特性は（結局のところ）事実であると確かに言われるだろうが、それは、ささいな意義しか持たない事実だ、と。この種の見積もりは、何らかの見積もりの文脈を要求するので、（マルクスまたはマルクス主義、社会、政治、歴史、などの検討に関係がある）そのような二つの文脈を提案しよう。その文脈では、問題になっている事実が、反対に、最も意義深いと見られうる。

第一の、目前の切迫した実践的文脈は、人間が食物、健康な生活・労働環境などを必要とするということが、なぜ真であるだけでなく、重要でもあるかを示しており、たいへん隠遁して気楽な心の持ち主しか見落とすことができない。この文脈は、次のようなことである。毎日、四万人の子どもたちが死んでいるということ。1979年に生まれた一億二千二百万人の子どものうち、一千七百万人（14パーセント近く）が、五歳になる前に死ぬであろうということ。三億五千万人から五億人の人々が身体障害者であって、このことの主要な原因は貧困であるということ。すなわち、約一億人の人々が栄養不良によって身体障害者になっている。一億八千万人の子どもたちが、健康と最小限の身体活動を維持するのに十分な食物を得ていないということ。すなわち、蛋白質の欠乏が、これは精神遅滞に至ることがあるが、発展途上国における五歳未満の子どもたち一億人に影響を及ぼし、[インド南部の] タミルナドゥ州だけで毎年、およそ六千人の子どもたちが、彼らの常食がビタミンAが足りないために、失明しており、バングラデシュには、五万人から二十万人ぐらいの目の見えない子どもたちがいる。第三世界における半数を越える人々は安全な水を入手することができず、水媒介の病気が毎日三万人ぐらいの人々を殺し、すべての病気の約80パーセントの原因となっているということ。すなわち、毎年、四億人から五億人の人々がトラホームにかかり、六百万人の子どもたちが下痢で死んでいる。仕事によって不具になった人間が千五百万人いること。ボリビアのスズ鉱山では、鉱夫の平均余命が、珪肺症と結核のために、35年に縮小されていること。第三世界における三十七万五千人以上の人々が、今年、殺虫剤によって中毒死するであろうこと…。そして、これはすべて、多くの国で国家の代理人によって直接に割り当てられる、むち打ち、火あぶり、切断、溺死させることという残虐行為のことは何も言っていない。

これらの現実が、目立って、歴史的で政治的なものであることが力説されるだろう。もちろん、それらの現実が、そうであるが、この場合には満たされず、無視され、挫折し、時には野蛮に抑圧される、人間の普遍的で基礎的な欲求という、他に帰しえない「人間＝本性の」成分を持っている。それらの現実の、全く数で示されるのではないにしても、道徳的な無法は、その成分と何か関係がある。そして、それらは、マルクスとよりはむしろわれわれ自身と同時代の現実ではあるけれども、彼が「意義深い」と明らかに見なし、公表した現実と同じ種類のものである。それらは、現在のどんな社会主義的な政治的視角でならば、違ったふうに見なされうるであろうか。

また、適切な理論的文脈もあって、これは、人間＝本性観念の重要性を見くびる人々自身が最も念頭に置いていそうである。その概念は、たとえ何か実在のものを示しているとしても、それでも、マルクス主義理論の内部での役割を持っていない、と彼らは言うだろう。それは、何も説明しないし、できもしない。こうして、一人の著述家が、アルチュセールに従って、唯物論的な歴史概念を共感して解明しながら、「人間＝本性一般のどんな概念もの拒絶、少なくとも、歴史科

学における説明の役割があるという主張を伴う、そのようなどんな概念もの拒絶¹¹⁵⁾のことを話している。「少なくとも」の条項は、ここでなされている主張をいくぶん和らげており、私が話題にしてきた種類の普通に見かける退却の短縮された型として読んでよい。しかしながら、それはその主張を、擁護可能にするのに十分なほど和らげはしない。マルクス自身によって提出された歴史理論に関して、私たちはすでに、この主張は実は誤っているということを見ている。人間＝本性概念は、人類の共通の欲求と普遍的で特有の能力とを同時に包み込んでおり、その理論では、生産諸関係であるようなとりわけ人間の社会的諸関係と、歴史であるようなとりわけ人間的な型の変化過程を説明するのに、重要な、全く基本的な、説明の役割を果たしている¹¹⁶⁾。われわれは今や、これに暗示的なものを一般化し、マルクスの正確な解釈とは別個に、人間＝本性に、史的唯物論の内部での意義深い説明の役割があることを否認したいと願う人々が、誤った対比と論理的な支離滅裂という罪を犯しているということを示すことができる。というのは、彼らが例外なく主張していることは、そのような役割はむしろ、「社会的諸関係の総体」か、何か類似したもの、すなわち、社会、社会構成体、または社会全体、生産様式、または生産諸関係のものである、ということであるからである。それでは、これらの概念が意味しているものを、初めから、定義しようと、それらの内容をどんな先行知識も想定することなしに精密にしようと単純に試みよう。そうすると、どこかの時点で、それらが人間が関わっている関係に関係があるということと、人間がどんな種類の存在であるかということを行うことが必要であることがわかるだろう。これは、(それがどんなものであろうとも)単に言葉の上だけの要点ではなくて、実質の要点である。というのは、全くそれらが関係づける存在物の本性の、つまり、人間の普遍的性質の、人間＝本性のためである、問題になっている関係の特色があるからである。人間＝本性は、それゆえに、社会的諸関係の総体のいかなる概念にもおける構成要素であって、人間＝本性観は、明示的でも暗示的でも、いかなる社会理論にも絶対に必要であり、どんな名の下にでも、人間社会について同時に語りながら、その理論的役割を見くびることは、論理的不合理である。人間＝本性観念の、史的唯物論の中心概念による仮定された置き換え、「理論的な反ヒューマニズム」によってここで持ち出されたような理論的矛盾は、単に大言壮語である。

確かに、人間＝本性への言及によってどれほどのことが説明可能であるか大げさに述べることができるというのは真実であって、マルクス主義者はその危険に気づくのにたけている。このことは正当でもある。というのは、資本主義的競争からナショナリズムや国家にいたるまで、あらゆる種類の歴史上偏狭な現象が、時にはそう説明されるから。しかしながら、それを控えめに述べることができ、史的唯物論の文脈では、そうしたい衝動が風土病になっているということもまた、真実である。それゆえに、要点を繰り返すという犠牲を払って、たいへんしばしば出会う、それと反対の議論のスタイルに、できるだけ語気強く反対に作用するためだけに、それは再び言う必要がある。すなわち、史的唯物論自体が、マルクスに始まるこの独特の、社会への接近法全部が、人間＝本性観念にまともな支えられている。それは、人間の生産過程と、物質的環境の、人類の組織された変革とを説明するような、それが順に、社会秩序と歴史的变化との土台として扱う過程と変革とを説明するような、普遍的な欲求と能力との特定の連結を強調する¹¹⁷⁾。それで、言い換えれば、頻繁に仮定されるけれども、それとしては普遍的で変化しない、人間＝本性は、それ自体は変化の説明に寄与することができない、というのは真実でさえない¹¹⁸⁾。反対に、人間が、最も信じがたい種類の社会の形と形式を生じさせる歴史を持っているならば、それは、人間

が、彼らのすべてがそうである種類の存在のためである。人間＝本性は、私の初めの区別をもう一度それとなく言うと、人間の本性の歴史的特異性を説明するのに役割を果たす。われわれは、その理論によって明白に前提とされてもいる他の多くのことを指摘することができる。それは、人間言語に関わる複雑なコミュニケーションの、もっと一般的には文化的・芸術的な象徴的表現の、再び形式の広い変動にもかかわらず、共通の能力や、規範または規則の定式化と遵守である。これらは、人間の普遍的な特性である。あるいは、その理論の中心的に没頭していることからさらに離れて——もっとも、この問題はきっと、芸術と文化の問題に密接な関係を持っているが——、われわれは、すべての社会における、幼児期の早期からの、ゲームその他の形態の遊びの現存を指摘することができる。これらの多様性、あれこれの特殊性は、識別力のある歴史的・社会的な説明を求めるものであって、遊びそれ自身を求める欲求とそれを楽しむことは、単に、そのようなものとしての人間性の特色であって、その生物学的本性に根ざしている。これらのような事実は、非常に基本的なもので、人は、それらを当然のことと思うための多くの時間を得る権利を与えられている。しかし、そうして、そのあとでそれらを忘れて、そのような事实在ない、人間＝本性がない、などと言うならば、人は、一種の無意味な考えに陥っているのである¹¹⁹⁾。

このことはわれわれを、他の二つのよくある議論に、事実上、人間＝本性についての真理の重要性に意義を唱えている議論の単なる異形に、敏速にかたをつけることができる立場に立たせる。しかしながら、それらにとりかかる前に、われわれはここでもう一つのこと、すなわち、一方に加えて他方も上で考察した、実践的側面と理論的側面が明らかに重なりと見える領域に気づくかもしれない。

本来の人間＝本性の想定を退けるマルクス主義者や社会主義者は、一般に、彼らがどんなにさまざまに考え出していようと、根本的に別個の社会秩序の企てに専念しており、その社会秩序の可能性をよいと信じるか、少なくともその可能性を思いとどまってははいない。その結果として、彼らは、そのような社会秩序を維持するであろう性質を、これらの性質がどんなものであると考えられようと、人々の大多数が、発現させることができるか、発現させるかもしれないと信じているにちがいないか、そういうことを認めるにちがいない。それらの性質とは、市民的な知性、関心、責任であったり、相互の共感または尊敬、人間の平等の深い感情、たいへん広範な個人的自由を行使し享受する能力などである（目下の目的にとっては、このリストの正確な形は特に問題ではない。それぞれの人が、自分のものを構成してよい）。重要性全体は、この種の信念について、この種のマルクス主義者や社会主義者によって、新しい社会的な諸関係と実践の予期される効果に置かれている。それでも、多くの重要性はそこにふさわしくあるけれども、単独では、これはまったく十分であるというわけではない。新しい関係と実践が、問題になっている効果を持つことができると考えられるならば、人間は、ただ「正しい」状況に置かれさえすれば、必要な性質を発現させることができると想定されるにちがいない。これらは、人間という種の成員に潜在的に利用可能な能力にちがいない。どんな魚もモーツァルトではありえなかったであろうのとちょうど同じように、どんな種も、その成員の大多数が、すべての状況で、社会主義に適切な美点の能力がもともとないならば、社会主義を達成することができないであろう。もちろん、まさにこういうふうに、社会主義の反対者の多くは物事を見ている。すなわち、歴史的状況に関係なく、人類の大多数は、知性あるというよりはむしろ愚鈍または無知であり、関心があるのではなく無関心で、指導者を畏怖しており、真の責任の能力がないものであって、人間のどんな幅広い

連帯または共同性の感覚を維持するには、利己的・強欲・競争心旺盛すぎるものであって、多すぎる自由を恐れ、それを行使する能力がないものである、というふうに。一連の保守的で、エリート主義的で、反民主主義的な思想家が、ここで引き合いに出されうであろう。もっとも、要点はこういうことである。人間＝本性概念に頼るのは、社会主義の可能性をこのように否認する人々だけであって、断言する人々もではない、と強く主張することは、まったくまことしやかである。というのは、断言は、否認が異議を唱えている種類の人間の能力をまさに前提とするからである。こうして、マルクス主義的・社会主義的な信念の内部での、標準的な実践的参加は——少なくとも、それが、首尾一貫した理論的土台を持っていることになっているならば——、明示的にでも暗示的にでも、人間＝本性の理論的仮説に支えられている。

xiii) 史的唯物論は、時には次のように論じられる。すなわち、それは、諸個人に内在する人間＝本性の観念からではなく、むしろ諸個人の社会的諸関係から始まると、あるいは再び、それは、前者ではなく後者を理論的に基礎的であるととると¹²⁰⁾。この議論はほとんど、すでに xii) の下で取り扱われた。そこで言われたことには、次のことを言い足しさえすれば良い。その理論の出発点または土台と認定されているような概念それら自身が、人間＝本性概念への言及なしには解明されさえないならば、人間＝本性概念は、それらの概念とともに、その出発点または土台の構成要素であるのと同等の主張を持っている。そこまで認めることは方法論的個人主義に等しいという、時々表明される見解は、根拠がない。人間の本来の性質が、人間の基礎的な社会的諸関係の説明に寄与するということは、それがそれらとそれらの変化を完全に説明するということも、社会的現実が、余すところなく、諸個人の行為と目的とに還元されうということも、社会的な構造と過程とが、それらとしては、これらの諸個人の全体的な性質の説明において、途方もない重要性を持っているということも、含意しない。一部の人がここで押しつけるであろう、誤った両極性の範囲内で考える義務があるわけではないのである。

xiv) 「構造がその要素を決定する。」この公式、すなわち、いわゆる構造的因果性の公式も、すでに xii) での検討によって多かれ少なかれ処理されている。それが、人間＝本性に反対する議論に関係があるのは、「決定する」が、以前に定義された強い意味を与えられる場合にのみである。その強い意味によれば、一つのものが別のものを決定するのは、第二のものが第一のものに完全に依存しているときである。その場合、その公式が、社会的諸関係の構造がその要素を決定するという経験的主張として提案されているならば、その主張は誤っている。なぜならば、これらの個別の要素の性質は、この構造に完全に依存しているというにはたいへんほど遠く、その構造の性質の何かを説明するからである。そして、他方、その公式が、構造というものが何であるかを定義しているつもりであるならば、社会的諸関係の構造は、規定された意味での構造ではない。しかも、まったく同じ理由のためである。

xv) 最後に、他の議論が一つある。これは、矛盾の一種の許可証として、その議論に頼る人々の助けになっている。私がこう言っているのは、もちろん、彼らがそれを、矛盾しようという故意の意図を持って用いている、という意味ではない。私が意味しているのはただ、それが彼らが、彼らの矛盾にある程度の知的安心感を用立てることを可能にしている、ということである。人間＝本性の否認は、私が言ったように、不合理なことである。多くの人がこの不合理なことをままたうまくやり遂げている。なぜならば、その否認を行う際に、彼らは、彼らは何らかの水準で知っていると思定されるに違いない現実には、「気づき」そこなう、すなわち、その現実を理論的に重

要と考えたり目立たせたりしない。このしそこないは、しかしながら、普遍的ではない。人間＝本性観念を非難攻撃する際に、それにもかかわらず、わざわざ次のようなことをする人々もいる。すなわち、社会的諸関係が、まさに人間の間の関係であるという事実の関連性と重要性を言い張ること、また、人間が、社会的な決定因と同様に、共通の自然的または生物学的な決定因に支配されるということを強調すること、などである¹²¹⁾。もしそうでなければ異議のありえないそのような明言の困ったことは、それらを詳細綿密に仕上げ提供されるものは何でも、それらの内容を拡充するつものものは何でも、それ自身、人間＝本性概念を提供し、それ以上でもそれ以下でもない、ということである。ここに、矛盾を認可する議論が入り込んでくる。それは次のようになっている。すなわち、なるほど、人類のある普遍的な、生物学的な基礎をもった特性があるけれども、それらは区別されるまたは単独の存在物としては現存しない。それらは、それらが分解できないように合成されている社会的な決定因から存在論的に分離されるはずがない。言い換えれば、われわれが人間＝本性と言って意味しているものは、決して純粋な形式で見られない。それは常に、「社会的に媒介されている」¹²²⁾。この種の議論によって、人は、時には、人間＝本性のことを話すことにはなんでも異議を申し立てることによって一方に頼って、またある時には、人間の本性にあっていることを話すことによってもう一方に頼って、矛盾の両面を利用したいと望むことがある¹²³⁾。

われわれは、この混乱を正当化しようとしている論法を、もっと綿密に点検すべきである。それは、ある重要な真理を言明している。しかしながら、そうであるにもかかわらず、この真理は頻繁に誤用される。もっと意義深いことに、それは、人間＝本性の現存または実在に賛成する議論と反対する議論とに関係がない。私は、これら二つの論点を詳述して、結びとしよう。

この点で人気のあるテキストは、マルクスの1857年の「[経済学批判への]序説」の次の文である。「飢えは飢えであるが、ナイフとフォークで食べられる火を通して料理された肉によって満たされる飢えは、手、爪、歯の助けをかりて生肉を大急ぎで飲み込む飢えとは別の飢えである。」¹²⁴⁾ たいていの状況では、マルクスがここで、差異——たとえば、そこに彼の強調点が明白にあるとしても——にだけでなく、「飢えは飢えである……」として、同一性にも言及している、という所見を述べることは不必要であろう。彼は、差異、ただし、人間の共通の欲求を満たす二つの仕方間の差異のことを話しているのである。この文脈では、このことについて評言を述べることは必要である。それは、彼がこの箇所論じているもっと一般的な要点——すなわち、生産は、消費の欲求を満たすだけでなく、それらを形造りもするという——とともに、彼の文の要点がしばしば誇張されるされ方のためである。この要点は、人類学的な欲求理論に對置される社会的または構造的な欲求理論を弁護するのにさえ用いられる。この對置は容認できない。社会化の過程が人間の欲求のパターンに押し付ける豊かな多様性にもかかわらず、この影響には明白に限界が、われわれがどんな種類の生物であるかによって支配される自然的な限界がある。こうして、例えば、われわれに火または電気をを用いる習慣がなければ、われわれには食用油を求めた欲求がないであろうけれども、まったく何でもがこの欲求を妥当に満たすというわけではない。これは、最近スペインで、食用油の見かけをした有毒物質の販売によって、最も身の毛がよだつかたちで立証されたことである。もっと一般的には、食物は、数え切れないほどの仕方、食べられ、提供され、受け取られ、考えられることがある。ほんとうに、ある人々が食物と見なすものを、別の人はそう見なさないだろう。しかし、再び、まったく何でもが、食物でありうるというわけ

ではない。そして、われわれの焦点を、食物でありうるものにしぼるとしても、そのすべてが同等に、栄養がある、または、健康に資する、というわけではない（これは、ついでながら、説明上の意義深さと、社会主義者にとっての実践的重要性とをもった、また別の事実である）。

飢えは飢えてあって、人々は飢えて死ぬ。あるいは、飢えながら、または、飢えのためである治療不能の身体障害をかかえながら、生きなければならない。だれかが飢えて死ぬか、飢えによって身体障害者になったとき、このことの社会的な原因が何であらうとも、文化的に特殊ではない近因もある。それは、身体に、蛋白質、ビタミン、栄養が欠乏していることである。さらに、社会化に関係なく、強い文化的なタブーの事例にもかかわらず、何かあるという条件だけでは、飢えていればいるほど、どんな食べ物があるかということは問題にならなくなる、ということは一般に真実である。マルクスの文に記載された差異を、食物を求める共通の欲求と、その欲求が満たされないときに引き続いて起こる共通の飢餓経験の、同一性の影をまったく薄くするほどに膨脹させること——この箇所にある共通の人間＝本性の現存を抹消すること——は、彼が言明している真理を誤用することである。そうすると、われわれは、夜中に泣いている二人の子どもは、彼らの時間または場所と、彼らの言語が異なっている（し、恐怖も、歴史的説明の内部の要因でありうる）から、恐怖の感情を共有していない、と言わなければならないのだろうか。あるいは、彼らは、彼らが表現するものは何でも別の言語で表現するから、彼らがそうする際に行使しているのは、共通の人間の能力ではない、と言わなければならないのだろうか。あるいはまた、性的欲望と性的喜びの広い多様性の内部には、例えば、オルガスムと結びついた共通の経験はない、と言わなければならないのだろうか。出血し、眠り、歩き、走り、道具を手でつかむ仕方は、文化的にどれほど特定であるか。あるいは、激しい身体の痛みの感覚は、どうだろうか。論法の道筋全体の終点は、まったく狂暴になった文化的な相対主義である。

しかしながら、ここでもっと決定的であるのは、私の二つの論点のうちの第二のものの方である。というのは、もちろん、マルクスの観察の真理を、誤りに変わるほど、誇張するとは限らないからである。それは、正当な比例感覚をもって用いることができる。史的唯物論のいくつかの基礎的な命題を立てる際に、それを用いて、ほんとうに、有益な効果をもたらすことができる。それでも、そうであっても、それは、論争中の問題に関係がない。人間の普遍的な、自然的な特性は、いわば、純粹状態では見られず、ただ社会的に媒介されているだけである、ということ、それらは、文化的に誘導されている性質とは存在論的に区別される、単独の实在物を形成しない、ということ——このことは、人間＝本性概念の妥当性に密接な関係があるというわけではない。それは、その概念が示しているものの実在または現存に反対する議論ではない。それが抵抗しがたい議論であるという見解によって何が含意されているか考察しよう。われわれは、その概念が示しているものが存在論的に分離されえず、「自立」しているとわからないときには——今問題になっている場合に、人間＝本性概念を拒絶するように忠告されているように——、常に概念を拒絶しなければならないはずである。分析的な明らかな区別だけでは、不十分であろう。現存在上の単独性も、常に要求されるであろう。そうすると、われわれは、第一に、生産諸関係の概念を拒絶しなければならないはずである（この見解の賛成者は、拒絶しないし、明白な理由で、拒絶することが彼らに論理的に採りうるというわけでもないが）。これらの関係は、存在論的に孤立して、法的、政治的、イデオロギー的、等々の他の社会的現実から離れて、現存するわけではない。現存在上、それらはそれら自身、そのような他の現実と最も完全に相互関係している。分離され

た実在物またはそれ自身で現存しているものとして生産諸関係のことを語ることは、ほとんど意味を成さない。それゆえ、これは一つの抽象である。しかし、それは、妥当なものであって、限定的な実在物を示している。仮にそのことが否認されるようなことがあれば、生産諸関係が現実の効果を持つと、意味のあるようにいかにして主張することができるであろうか。それは、人間＝本性観念についても、まったく同じである。それは一つの抽象であるが、妥当なものであって、人類のいくつかの共通の、本性的な特性を示している。これらの特性は、存在論的に区別される、単独の実在物、その他そういったものではないかもしれないが、それらは実在物である。このことをそれとわかるように否認しながら、同時に、現実の効果を持った自然的または生物学的な「決定因」のことを口にするにはできない。

われわれは、これまでにやったよりもっと先に進むことができる。生産諸関係の後で、われわれは、国家が存在論的に単独であるかどうか問いただし、そうでないので、そのどんな概念をも拒絶することができる。イデオロギーの、階級闘争の、利潤率の、国民性の、等々のどんな概念についても同じである。われわれは、どんな概念も区別も持たずに、単に、「統体」に直面したままにされるだろう。要するに、その議論は、混同であって、あらゆることの密接で基本的な相互関連を、そう述べてよいのならば、完全に明らかで生きていける概念上の区別をあいまいにするのに利用することである。それが混同であるということは、その議論が言っていることにもかわらず、それがマルクスの諸概念の全部を、同等に打ち倒すことができるであろうときに、それがそれらの概念のうちのただ一つに恣意的に向かって進む仕方に示されている。それは、根拠のない先入観の確かなしるしでもある。

第六テーゼは、マルクスが人間＝本性観念を拒絶したということを示していない。マルクスは、人間＝本性観念を拒絶しなかった。彼はそうしなくて正当であった。

〈注〉

21) 『選集』第5巻, p. 55。

22) 同前 第4巻, p. 141。

23) 同前 第5巻, p. 254。

24) 同前 第4巻, p. 36。

25) 同前 第5巻, p. 289。

26) D. マクレラン『カール・マルクス—その生涯と思想—』, ロンドン, 1973年, p. 151。

27) 『選集』第5巻, pp. 31~32。

28) ドイツ語では、'fillt zusammen mit'である。

29) 『選集』第5巻, p. 31。

30) 同前。

31) 同前, pp. 43~44。

32) 同前, p. 82。「彼らの本性の制限された在り方と存在」と訳出した部分('the reality of their conditioned nature')は、'ihrer wirklichen Bedingtheit'である。

33) 同前, p. 437。欲求は原文ではイタリック体。尚、以下の強調点は私のものである。

34) 同前, pp. 44, 57。

- 35) 同前, pp. 41~42。
- 36) 注13) を見よ。
- 37) 『選集』第5巻, p. 43。
- 38) 同前, p256。この一節は。手稿では横線で消されている部分である。しかしそれはそれ自体, 独立して主張しているものがある限りにおいて, ここで引用して差し支えないものである。
- 39) 同前, p. 38。
- 40) 同前, p. 41。
- 41) 同前。
- 42) 同前, pp. 255, 439, 78。
- 43) 同前, pp. 255, 256。
- 44) 同前, pp. 64, 47。
- 45) 同前, pp. 74, 87, 79。
- 46) 同前, p. 79。
- 47) 同前, pp. 87, 425。
- 48) 同前, pp. 432, 394。
- 49) 同前, pp. 431~432。
- 50) 『選集』第3巻, p. 175。
- 51) 同前, p. 182。
- 52) 同前, p. 217。
- 53) 同前, p. 299。
- 54) K・マルクス『資本論』, 第一巻 (ペンギン版), ハーモズワース, 1976年, pp. 758~759。
- 55) K・マルクス『資本論』, 第三巻, モスクワ, 1962年, p. 800。
- 56) K・マルクス『経済学批判要綱』, ハーモズワース, 1973年, p. 488。
- 57) K・マルクス『剰余価値学説史』, モスクワ, 1968~72年, 第二巻, pp. 117~118。
- 58) 『資本論』第一巻, pp. 647, 664, 526~527, 及び同第三巻, p. 837。
- 59) 『経済学批判要綱』, p. 84。尚, 『資本論』第一巻, p. 144 n も参照のこと。
- 60) 『資本論』第一巻, pp. 443~444。
- 61) 同前, p. 447。
- 62) 同前, pp. 135, 270。
- 63) 同前, p. 283。
- 64) 同前, p. 133。
- 65) 同前, p. 290。尚, この巻の付録の『直接的生産過程の諸結果』, p. 998, も参照のこと。
- 66) 同前, pp. 283~284, 290。ついでに『選集』第1巻, pp. 166~167, も参照せよ。
- 67) 同前, p. 286。
- 68) 『直接的生産過程の諸結果』, pp. 1021~1022。69) 『経済学批判要綱』, p. 245。
- 70) 『資本論』, 第一巻, pp. 275, 277。尚, 同第三巻, p. 837, も参照のこと。
- 71) 最後の引用句を除いて, ここでの引用は以下のものから成っている。『資本論』第一巻, pp. 275, 341, 375~376, 621。同第三巻, pp. 826, 854。最後の引用句については, 同一巻, pp. 552~553, 586, 591, 及び同第三巻, p. 86, を見よ。
- 72) 『資本論』第一巻, pp. 345, 381, 599。
- 73) 同前, pp. 553, 591, 599。及び同第三巻, p. 86。
- 74) 同前第一巻, pp. 592, 356, 375~376。
- 75) 同前第三巻, p. 252。及び同第一巻, pp. 813, 799, 381。

- 76) 同前第一巻, p. 376。
- 77) 同前, pp. 517, 591, 618, 638. 及び同第三巻, p. 793。
- 78) 同前第三巻, p. 86。
- 79) 同前第一巻, pp. 618, 638。
- 80) 『直接的生産過程の諸結果』, p. 1037。
- 81) 『資本論』第一巻, pp. 772, 375, 460. 及び『剰余価値学説史』第三巻, p. 256。
- 82) 『資本論』第一巻, p. 138. 及び『経済学批判要綱』, p. 611。
- 83) 『選集』第6巻, p. 506. 『撰集』(モスクワ版)第三巻, p. 19。
- 84) 『経済学批判要綱』, pp. 706, 711. 『資本論』第一巻, p. 667. さらに『経済学批判要綱』, pp. 158, 708, 『資本論』第一巻, p. 618, 同第三巻, p. 854, も参照のこと。
- 85) 『剰余価値学説史』第三巻, p. 257. 『資本論』第三巻, p. 800。
- 86) 『資本論』第一巻, pp. 739, 614. また, p. 638, も参照のこと。
- 87) 『経済学批判要綱』, p. 611. 『資本論』第一巻, p. 799. 『直接的生産過程の諸結果』, p. 989. 『剰余価値学説史』第三巻, p. 257。
- 88) 『資本論』第一巻, pp. 547, 614。
- 89) 同前, pp. 469, 474, 481, 484, 614, 615。
- 90) 同前, pp. 638, 548。
- 91) 同前, pp. 523, 547, 614, 799。
- 92) 『選集』, 第5巻, p.42と第6巻, p.117, 『経済学批判要綱』, pp.408-410, 『資本論』第1巻, pp.275,341,647,649,701, 『資本論』第3巻, pp.799-800,837を参照せよ。
- 93) 『資本論』第1巻, p.283. 『哲学の貧困』, 「歴史は人間=本性の不断の一変化にすぎない」と比較せよ。『選集』, 第6巻, p.192。
- 94) 『選集』, 第5巻, p.61。
- 95) 『選集』, 第5巻, pp.51-52,88-89。
- 96) 『選集』, 第5巻, pp.81,486,50.pp.57,293,305と比較せよ。
- 97) 例えば, 『選集』, 第3巻, pp.304-306,332-333を参照せよ。
- 98) 『経済学批判』, p.22。
- 99) 『選集』, 第6巻, p.501。
- 100) 上記の注54)のテキストを参照せよ。
- 101) 『選集』, 第6巻, p.192。
- 102) 『経済学批判要綱』, p.38。
- 103) 『資本論』第1巻, pp.92,179, 『資本論』第3巻, pp.804,857-858。
- 104) 『資本論』第1巻, pp.254,739, 『剰余価値学説史』第1巻, p.282。
- 105) 『資本論』第1巻, p.740。
- 106) 『剰余価値学説史』第1巻, p.282。
- 107) 『直接的生産過程の諸結果』, p.989。
- 108) 『資本論』第1巻, pp.126,138,293, 『資本論』第3巻, pp.798,806。
- 109) 『選集』, 第6巻, p.330。
- 110) 『選集』, 第6巻, p.511と比較せよ。
- 111) しかしながら, マルクスがついでに女性について言っていることの中には, この評価から除外する必要があるであろう想定を示唆するものもある。
- 112) ついでながら, 次のことを注記するのは興味深いかもかもしれない。一人の最近の著述家によって, 彼としては, 「生得的な人間=本性」のことを口にする際に, 提案された人間の普遍的な欲求のリストは, まずまず結

構である。もっとも、「ドイツ・イデオロギー」から解釈できるリストとまったく同一であるというわけではないが。パリントン・ムーア『不正——服従と反感の社会的基礎——』、ロンドン、1978年、p.6、および、前の、上記の注42のテキストを参照せよ。

- 113) デビッド・ビータムの「自由民主主義を越えて」の冒頭にある、関係がある所見を参照せよ。「ザ・ソーシャリスト・レジスター」、1981年。
- 114) そのことによって守られる善に、悪がまさっている——これは、同じ価値にしたがって、または、それらの価値と密接な関係をもって保持されているかもしれない他の価値にしたがって、判断される——場合には、他の事情が同じならば。私がきつと誤っているように、物質的残酷さの普遍的本能があり、その本能の抑制または昇華さえ、これらが当てはまる個人を、その抑制されない表出がするであろうよりも、満足しないまたは満たされないままにしておく、と仮定しよう。それが、この程度まで、あらゆる人における欲求であるということは、事実それ自体によって、それを満たされる価値があるものにならないであろう。その充足は、全体の福祉の、または個人の権利の考慮から、あるいは、他の価値に照らして、反対されうであろう。
- 115) アレックス・カリニコス『アルチュセールのマルクス主義』、ロンドン、1976年、p.69。
- 116) 上記の注29-38のテキストを参照せよ。
- 117) フライシャー「マルクス主義と歴史」、p.49、および、アンドルー・コリアー「唯物論と人間科学における説明」、メファムとルーベン「マルクス主義哲学における諸問題」、第2巻、pp.44-45と比較せよ。
- 118) これに関しては、コーエンの所見を参照せよ。「カール・マルクスの歴史理論」、p.152。
- 119) この関連で、セバスチアーノ・ティンパナーロの、下の階の借家人に対する2階の借家人の軽蔑に関する適切な隠喩を参照せよ。「唯物論に関して」、ロンドン、1975年、pp.44-45。
- 120) 上記の注11と12にあるズフティングの言明を参照し、これらを、注29にあるマルクスの言明と比較せよ。
- 121) ジョン・メファム「だれが歴史をつくるのか」、『ラディカル・フィロソフィー』6、1973年冬号、ケート・ソーパー「マルクス主義、唯物論、生物学」。ケート・ソーパー「唯物論に関して」、『ラディカル・フィロソフィー』15、1976年秋号の、pp.15-17,20も参照せよ。
- 122) この議論は、ソーパーの論文に充滿している——例えば、「マルクス主義、唯物論、生物学」、pp.61-62,71-72,77,92-93を参照せよ——何か類似のものがメファムによって示唆されている。p.26を参照せよ。
- 123) こうして、メファムは、人間=本性概念と階級闘争理論は、「概念的に両立しない」(p.25)のものであって、したがって、「人間」概念の「不十分さ」と、「資本論」における「人間」の不在に関係している (pp.27-28)、と示唆している。そして、「人間の社会的関係は、…人間を伴うが、例えば、岩または犬は伴わないから、ただ可能的である」とも言っている。妥当な「人間」概念があるとわかるかもしれないが、ただし、それは、「マルクス以前の諸問題」または「日常生活のイデオロギー的な談話」(pp.26-27)に存在するのと同じ概念ではありえないであろう——つまり、マルクス（というのは、われわれがここで手にしているのは、アルチュセールの、マルクス解釈の擁護であるから）は、人間=本性の概念をすべて拒絶したというよりも、ただ、彼が受け入れない人間=本性概念を拒絶した、と言うことになる。これは確かに真実であるが、最初に持ち出された概念的両立性よりも弱い。ソーパーは、「自然的な決定因の社会的決定因への誤った還元」の危険 (p.72)に言及し、人間を、「生物学的に決定されている」と、そして、「共通の生物学的な構造のおかげで、さまざまな点で自然的に決定されている」とも言っている (p.78)。それでも、「『人間=本性』を特徴づける生得的性向の教義」に反対して警告している (p.96)。彼女は、生物学的な特性に常に付着した社会的な特色は、「本当の重要な意味で、自然的なものを文化的な産物にする」、と言っている。しかし、このことは、「それらの説明が、全体として、社会的諸関係の点から与えられうということの意味はない」と、すぐに言い加えている (p.78)。そのような、あいまいな言葉づかいと混同は、いたるところにあり、もしそうでなければ価値のある議論を、そこなっている。消費は、たとえ間接的にも、「人類学的な要因によって」、「決定されて」いるが、外見上、「本質的な人間=本性」によっては決定されていない (p.87)。そして、私が示したように、われわれが生物学的に決定されていると力説してから、ソーパーは、後で、われ

われがそうであると言って何が悪いのかという問題に答えることに取りかかっている。彼女の答えは、次のようなことであるように見える。すなわち、悪いことは、われわれが、そうであると、社会的な決定因を自然的な決定因として扱う危険があることがあるということ——結局、社会的な決定因が自然的であると言うことが間違っているから、自然的な決定因が自然的であると言うことが間違っているという考えをいざとということになる——である。この論理を一般化してみよう。偶数は2で割り切れると言うべきではない、なぜならば、そうすると、奇数は2で割り切れると言うかもしれないから、等々ということになる。幸いにも、ソーパーは、われわれが生物学的に決定されていると、すぐに、続いてもう一度言っている (pp.95-96)。

124) 『経済学批判要綱』, p.92.

< 解題 >

前後二回にわたって我々がここに訳出し終えたノーマン・ジェラスの著書『マルクスとヒューマン・ネイチャー』(原題: Geras, N., 'Marx & Human Nature—Reftation of a Legend', London, 1983) に関して、ここで若干の解説および訳者による本書の評価を付して、本書の解題を行いたい。

まず、著者のジェラス氏は、我々日本人には余り知られた人物ではないが、現在、かの『ニューレフト・レビュー』誌の編集委員会のメンバーとして活躍中の人物であり、『ローザ・ルクセンブルグの遺産』(原題: The Legacy of Rosa Luxemburg, 1976.) なる著書を本書以前に公刊している人物である。

氏は、1943年にジンバブエで生まれ、同地の学校を経て、オックスフォードのペンブローク・カレッジおよびナフィールド・カレッジで学んだ後、1976年より、マンチェスター大学政治学部講師を勤め現在に至っている。以上が著者ジェラス氏の簡単なプロフィールである。

次に、本書『マルクスとヒューマン・ネイチャー』の内容に関する我々訳者一同の評価を述べることにする。

というのも、マルクス以降のマルクス主義において「常識」化したマルクス把握およびく自然—人間—社会> 把握の土台を揺るがすに足る本書の内容は、マルクス主義の思想史および研究史上の位置づけと、現在における諸科学の理論的展望において、さらに、その意義が明らかになると考えられるからである。

本書はある意味での画期的な書である。それは、本書で強調される「人間=本性」がマルクスの把握において決定的意義をもつことを著者ジェラスが綿密な実証によって明らかにしたこと自体に意義があるとともに、それだけでは留まらない点においてである。

さて、本書が画期的であるというのは、さしあたり二つの意味においてである。

一つは、マルクス主義に限らず、あらゆる科学の領域において、その方法論を規定しているグランド・セオリ—とも言うべき、いわゆる「関係主義」と本書が闘っている意味においてである。もう一つは、直接的にはマルクスの著作の読解方法そのものに関してのジェラスの態度であり、これがマルクスのテキストの読解に限定されず、一面では、広くマルクス主義の方法論自体にまで根本的な変革を迫るという意味においてである。

このうち、前者はさらに二つの意味をもつ。

一つは、マルクス主義における関係主義の今日的中心人物であったアルチュセール (もはや故人であるが) とその亜流たちを、マルクス主義の土俵、いや、その本体たるべきマルクスそのものに引きずり戻して、彼らマルクス主義者がマルクス主義者ではあっても、マルクスの後継者ではないことを論証しようとしている点である。

この点では、ジェラス本人も述べているように、彼らマルクス主義者は (日本においてもそうであるが) その言説において一貫したものがあるとは言い難い場合が多く、かつ、彼らの仕事現象の解釈に留まる場合が多いため、彼らがマルクスに言及している時の論述がマルクスの解釈としては無理があるとしても (ジェラスの作業の一つはこれを明らかにすることであるが)、彼ら本人は、ジェラスの本書での成果に対しては何の反省するところもないであろう。それどころか、最近の社会主義諸国の「理念」としての社会主義の放棄にも託つけ、悪いのは (例えば『歴史的限界』をもつ) マルクスの方であり、マルクスの厳密な解釈と自分達のマルクス解釈が違おうとも、自分達のマルクスへの言及はマルクスの「応用」や「純化」であり、それこそマルクスの、いやマルク

主義の発展であると言いつ張るであろう（このことは、例えばマルクス主義フェミニズムと称する論者や宇野派の経済学者においては常套手段となっている）。

だが、逆説的に、この点についてもまた、ジェラスの作業は意味をもっている。ジェラスの本書での基本的な考え方は、ヒューマン・ネイチャー、つまり自然＝本性として、人間を媒介にして、社会をその実在する場として捉えてことである。マルクスが初期から後期に至るまで一貫していることをジェラスはこのヒューマン・ネイチャー（『人間＝本性』）というカテゴリーで実証しようとしているのであるが、このことが、例えば『資本論』を理想的平均状態の分析記述の書であるとか、さらには19世紀のイギリスを理論的に抽象化したものであるとかという、日本においても蔓延している誤解を解くための一つの作業となっている。つまり、初期マルクスにおける、〈自然－人間－社会〉の統一カテゴリーとしての「人間＝本性」という考え方が後期マルクスにまで一貫していることが明らかにされれば、その時点で、こうした謬見は否定されるからである。

加えてこの作業は、マルクスにおいても社会は実体化して捉えようということを示唆するものであるから、それゆえ、彼らマルクス主義者が自分達とマルクスとの齟齬のメリットとして主張する社会の実体性は、逆に、彼らの捉える社会の捉え方自体を窮地に陥れる。アルチュセールの在りし時代、1983年に本書が出たことは、こうした意味において、特に、西欧マルクス主義の思想的文脈という点で画期的なのである。

さらにまた、本書が画期的であることは、マルクス主義の理論史においても評価しうる。先に述べた関係主義者たちの主張のマルクスにおける根拠が「第6テーゼ」なのであるが、マルクス主義の歴史においては、関係主義やその派生物という「流行思想」に批判的な人々でさえ、「テーゼ」の厳密な検討を避けてきたのが実情であった。

自称マルクス経済学者においては、『資本論』のみが検討に値するマルクスであり、せいぜい『経済学批判要綱』が学説史家の業績作りの対象となるのみであって、ましてや公刊されなかった『ドイツ・イデオロギー』やそれに関連する「テーゼ」など、マルクス経済学者たることの前提としての単なる教養（今では前提ですらないが）でしかなかった。哲学の分野では、戦前に加藤 正が「テーゼ」にまで踏み込んでいるが、しかしそれは、「第一テーゼ」の「主体」を問うというものでしかなかった。そして、加藤自身の主観的意図はともかくとして、加藤自身が思考法則を「科学」する客観主義に陥っていたために、「第一テーゼ」の「主体」自体が、社会関係を発生させる根源としての労働ではなく、客観的な所与の事物を対象として受け入れる、自然と社会との間の単なる媒辞でしかなかった。加藤においては、『自然弁証法』の著者エンゲルスの影響が強すぎて、自然概念における人間の意義が希薄であった。だから、マルクスがかの『経済学哲学草稿』において既に論証していた対象化論の論理がつかめず、マルクスが同著作の「第三草稿」において批判したヘーゲルの対象化論（不断に矛盾としてある主体のあり方ではなく、年表歴史的な分離の発生関係）に対象把握が留まっていた。

本書が画期的なのは、この点でも、「人間＝本性」自体がその実在化との統一関係において捉えねばならないとするジェラスのマルクス理解は、マルクスの対象化論を指していると思わせるからである。日本でもマルクスを一貫したものと捉える人々もいるが、たとえば近年の山本広太郎氏の著書『差異とマルクス』においても、マルクスの〈社会－人間〉把握が一貫して矛盾論的であると指摘するに留まっていた。この点では、有井行夫氏が、著書『マルクスの社会システム理論』において、マルクスの〈自然－人間－社会〉把握が矛盾論的であり、その発生論的把握としてはマルクスの対象化論であるとする文脈においてジェラスを評価しているのは必然的とも言うのであろう。

本書におけるジェラスの論敵はその時代性からして、アルチュセールらの西欧マルクス主義者に主として限定されているのは致し方ないが、社会関係として実在化する本体を人間に求めるジェラスの方法、つまりはマルクスの理解は、マルクス主義が関係主義に転落するきっかけとなったヒルファディングにまで批判の射程が及びうるし、また、関係主義に侵されている諸々の社会科学や人文科学、さらには自然科学に対してまで、ヒューマン・ネイチャーを根拠として、マルクスの名を正当に冠した批判が可能となろう。

さて、こうした点とも関連して、もう一つ、本書が画期的であるという意味を述べておこう。それは、マルクスの著作の読解方法における意味においてである。

マルクスに関しては、その一連の著作における方法の展開が掴みにくく、そのために、初期マルクスは人間の

「疎外」を主張する哲学者、中期マルクスは後期マルクスへの橋渡し、または寄り道、後期マルクスは古典派を受け継ぐ経済学者という捉え方が一般的であった。このように捉える論者においては、これを根拠に、さらに経済学者としてのマルクス、歴史家としてのマルクス、唯物論者としてのマルクス、等々と幾つものマルクス像が悟性的に定立され、その相互の関連は論者の主観にのみ想定されるといった状況であった。さらに、経済学者としてのマルクスに限っても、貨幣を論じるマルクス、恐慌を論じるマルクス、所有を論じるマルクス等々がまた悟性的に定立され、それら複数のマルクスを統一するものとして、たとえば「価値法則の貫徹」なる抽象的観点があった。

だが、価値とは労働の自己疎外における表現形態であり、それゆえ、労働自体は反省的に自己を価値の実体として規定するのである。マルクスにおいては、だから、価値は労働として前提なのであって、その貫徹を論証すべきものなのではない。したがって、その論証がマルクスの経済学上の課題なのでもない。それは前提であり、価値の大きさに統一される価値形態と価値実体との矛盾＝疎外関係は、初期マルクスが『経済学哲学草稿』において闡明しておいたことである。

本書における功績は、マルクスの全著作の有機的関連を指摘することで、こうした、ある時期の、ある著作におけるマルクスのみ、さらにはその中の一論点のみを以て、逆にマルクスの体系全体を規定するという、まさしく転倒したマルクス把握、さらにはそれを根拠とする資本制社会の把握の根底的な批判となっているということである。

さらに、このことは、方法論としても問題にしうる。たとえば、マルクスは、社会に対して、Gemeinwesen, Gesellschaft, society 等のタームを区別して用いている。『経済学批判』の「序言」における「社会」は society をドイツ語として形容詞化した sozial であるが、この sozial なるタームは、「生活過程」が「社会的」でもあることを言うために用いられたタームである。そして、それは、Gemeinwesen でも、Gesellschaft でも、Gemeinde 等々でもない社会性を言うために用いられていると、まずは押えられる。問題はここからである。一部の論者においては、この sozial なるタームは、それゆえ固有の意味をもつとする。だがマルクスは他の箇所においてはこのタームは使用していないので、そこで、この「序言」のこのタームが使われている一文だけから、このタームのマルクス体系における意味を確定させようとする。だが、ジェラスによれば、マルクスは、どの著作においても、その一文、その一語だけを以て意味を確定させようものではなく、マルクスの全著作および当該著作において、他の文や語との関連においてのみ意味が確定されていくことになる。このことは、たとえば言語論においても、連合関係（文章全体の意味における当該単語の整合性）と連辞関係（文中の前後の単語との文法的整合性）との相関から、対象指示とメッセージとの相関が媒介されるというようにして押えられていることであり、個々の文言より先に「答え」を知っている、マルクス主義者なる人々においてのみ常識となっていないことである。ジェラスは、このようなテキストクリティークにおける常識を、「第6テーゼ」に関して、マルクス主義者に向けて実践しているのである。それゆえ、世間における常識が常識となっていなかったマルクス主義者のサークルにおいては、ジェラスの作業、すなわち本書は画期的なのである。

蛇足ながら付言すれば、ジェラスが強調している方法には、上述のようなターム間の概念的区別が付加される必要がある。「序言」の当該箇所の解釈は、それゆえ、「生活過程」には、政治面や文化面と並んで、広く言って「社会的」な面があるのであるが、それは Gemeinwesen や Gesellschaft や Gemeinde 等々の sozial なるターム以外のタームで指示される限定された社会性ではないことを表したかったと考えるのが妥当であろう。

そして、このように、ジェラスの強調するマルクスの方法により、議論そのものが否定される論点も、マルクス主義においては少なくない。本書を画期的とする所以である。

以上のように、マルクスそのものの読解の方法においても、また広く社会科学方法論という観点からも、今日、我々が本書を共有する意義は多大であると言えるが、それに加えて、訳者の“多数派”が専攻領域とする教育学においては、「人間＝本性」概念はとりわけ重要な意味をもっていると言うべきである。

一体、教育学でいうところの人間の教育可能性とはそもそも何を想定して成り立つのかという問題がそれである。果たして教育者は何を対象に、何を目的に「教育」と呼ばれる実践＝行為をなしているのか。換言すれば、

日常的意識において、「教育」を労働力育成の手段と見なして怪しまない自然的意識が厳然として存在すると同時に、他方、教育をそうした歴史規定的＝有限な諸規定・諸目的を越えた、真に人間に値する自由の達成領域においてその真の規定と目的を見いだすという実在的意識が、並列的、分裂的に「共存する」のは何故かという問題である。前者の自然的意識においては、「人間＝本性」は全く、特定の社会－自然関係（構造）に取り込まれた形において媒介されたものとして、逆に後者の実在的意識においては、「人間＝本性」は全く、特定の社会－自然関係（構造）と切り離された形において無媒介なものとして、という相違があるものの、両者とも、真なるものとしての〈自然－人間－社会〉の総体的連関を確認していないのである。

人間エミールの教育と、市民エミールの教育との分裂の狭間で教師ルソーが自らとらざるをえなかったあの奇妙な振る舞いを、今日の教育学はどう解決しようとするのか。ルソーにおいてその統一と目された「事物の教育」（自然＝本性の教育）とはどのような意味をもっていたのか。この問題は近代教育学の基本的問題であると同時に、しかしまた我々の現実と疎遠な、また狭く教育学上の理論問題に止まらない。〈自然－人間－社会〉の全体的連関を成立させる人間の根源的能動性・主体性を否定し、人間（主体）を社会（体制）の単なる素材にまでおとしめ、教育がその再生産として機能したとき、かの奇怪な「反映人間」の大量生産としてのスターリン主義体制と、それに適合的な「教育科学」が完成をみたという事実は、その現代性とアクチュアリティにおいて、問題が広く社会科学上の思想問題であることを示しているのである。本書での「人間＝本性」の存在次元の解明は、そうした問題をあらためて我々に提起していると思われる。

本書の狙いが端的に、マルクスの思想において一貫して存在する「人間＝本性」概念の存在次元を実証的に明らかにすることにあり、またその点に研究史上の画期的意義があることは既に触れた。けれども、以上のような事柄を念頭に置いて、最後に本書の意義をより積極的に受けとめるとすれば、それは本書の理論的射程には、明確に唯物史観の再構成が展望されていることである。それは本書自体の展開が示すように、どちらかと言えばテキストの厳密な解釈を通じて論理的手続きによって展開されてきた「人間＝本性」論（特に第二章）が、続く第三章では、「欲求論」として歴史理論的に展開されている点に現れていると言えよう。勿論、そこでは何が唯物史観の全体性範疇であるかは明示されていないし、それを探究することが第三章、ひいては本書の目的ではない。にもかかわらず、「人間＝本性」概念との関連で論じられる「生活」、「生産」、「言語」、「意識」、「感性的活動」等々、の Kategorie は〈自然－人間－社会〉の総体的連関における人間の活動と実践の位置を示す重要な Kategorie であり、著者の今後の研究の発展の方向性を示唆しているのである。そしてその方向性は、現在日本も含めて急速に進展しつつあるマルクス研究の根本的再構成をめざす新しい潮流との実り豊かな討論と交流を可能にするものであろう。

尚、本書の先行研究としては、第二章を中心として本書を紹介した故鈴木 茂氏の「『書評』マルクス〈人間概念〉の背面にあるもの－N・ジェラス『マルクスと人間本性－ある伝説の論駁』-」（『思想』728号、1985年5月号）があることを付記しておく。

最後に、前回の翻訳分の内、目次の次に位置する扉の見開きにあるアルチュセールの言葉を訳出していなかったもので、その点をお詫びすると同時に、ここに訳出しておきたい。尚、前回の校正ミス5点も併せて訂正しておきたいと思う。

「……閃光は物事を解明するよりもむしろ我々を幻惑するものだとよく言われることである。すなわち、夜の闇の中で己れを定立することよりも、物事の本質をくつきり浮かび上がらせる光のただ中で己れを定立することの方がより困難なのである。－ルイ・アルチュセール」

【訂正】

☆目次（前号115ページ）中、第三章及び第四章の標題にある「人間一本性」を「人間＝本性」と改める。

☆同じく前号120ページ中、「第6テーゼ」とあるのを、「第二章 第6テーゼ」と改める。

☆123ページ、下から4行目にある「アホ」を「愚か者」と改める。

☆131ページ、下から10行目にある「 (a_1) (ii)」を「 (a_1) (i)」と、同じく下から12行目にある「 (b_1) (ii)」を「 (b_1) (i)」と、13行目の「 (b_2) (ii)」を「 (b_2) (i)」と、それぞれ改める。

☆133ページ、上から14行目にある「能」を「脳」と改める。

以上（訳者を代表して、高畑、西本）。

内的植民地主義

—イギリスの国民形成におけるケルト的周辺／1536～1966—

カリフォルニア大学出版 バークレイ・ロサンゼルス 1975年

マイケル・ヘクター

訳 浅野 慎一
我孫子 真由美
坂口 真幸子

《訳者はしがき》

本稿は、Michael Hecter: *Internal Colonialism—The Celtic Fringe in British National Development, 1536～1966*; University of California Press, 1975, Berkeley and Los Angeles. の「序論」及び「結論」部分を訳出したものである。

M.ヘクターの「内的植民地主義」論は、人種・民族問題に関する社会学研究の中でひとつの大きな潮流をなしている。たとえばウィルソン(1981)⁽¹⁾は、マクロな社会変動とそれに伴う人種・民族問題についての社会学理論を5つの潮流に整理し、その1つに「内的植民地主義」理論をあげ、その「洞察力豊かな分析は、テリトリ－的な団体と結びついた民族的成層についてのいくつかの特殊な問題に、近年明快な説明を与えている」と高く評価している。また「内的植民地主義」理論における「中核－周辺」概念の独自の射程は、単に人種・民族問題研究に限らず、1960年代のアメリカ・ラディカリズムの中で育った社会学研究者の第三世界・世界社会認識全体に大きなインパクトを与えたともいわれる⁽²⁾。

しかしそれにもかかわらず、この理論は、従来、日本では断片的に引用されるにとどまり、本格的に紹介されてこなかった。その大きな理由のひとつは、おそらく、従来の日本の社会学が——日本の社会が、といってもよい——人種・民族問題を、事実上、軽視してきたことであろう。戦後日本資本主義は、外国人労働者の新たな流入を基本的に排除し、世界的にはきわめて特殊な「純粋培養型」⁽³⁾の労働市場構造を創出する中で飛躍的な発展を遂げてきた。もちろんアイヌや在日朝鮮人・在日中国人など民族的マイノリティーは戦後の日本にも厳然として存在した。しかし、従来、日本資本主義社会の基本的構造やそこで生きる日本人民の文化・意識を理解しようとする際、多くの研究は、人種・民族問題をひとまず横におき、「単一民族」であることを「暗黙の前提」としてきた。また実際、ある程度まで、そうした「暗黙の前提」が可能であった点にこそ、実は、戦後日本社会の特殊性が存したのである。

とはいえ、近年進みつつある膨大な外国人労働者の流入は、まさに戦後日本資本主義の再生産

構造に直接結びついた形で、こうした「暗黙の前提」を突き崩しつつある。またこの変化は、従来、人種・民族問題を軽視してきたことが、単に日本の民族的マイノリティー研究にとってのみならず、より本質的には、日本社会・日本国民を対象とした社会学の理論枠全体に大きな制約を課してきたことを浮き彫りにしつつある。すなわち、戦後日本の「純粹培養型」労働市場の特殊性は、戦後日本社会の文化的土壌、及び、それを支えている日本人民の主体的特質の形成に大きな影響を刻印してきた。戦後の日本国民は、先進資本主義国の中ではきわめて希有なことだが、切迫した対面状況での異文化接触による文化変容を日常的にそれほど経験してこなかった⁽⁴⁾。そこで伝統的な日本農村共同体文化の一定要素が、「民族と文化の坩堝」⁽⁵⁾の中で完全に溶かされることなく、日本の都市社会・労働者階級の中に生き続けることとなった⁽⁶⁾。こうしたレベルにまで降りない限り、いいかえれば「人種・民族問題を考慮しなくても日本社会が理解できた」という認知枠自体のもつ限界を突破しない限り、実は、戦後日本資本主義の特質も、またその現代的変貌の内実も、把握しきれなくなっているのである。日本における民族的マイノリティーの問題も、このような戦後日本社会の特殊性との関係でこそ理解されるべき側面を有していよう。

この翻訳は、こうした問題意識に立ち、人種・民族問題研究、戦後日本社会研究の発展の手掛かりを探ろうとする理論的作業の一環である。ヘクターの原書は全11章361ページに及び、しかもその主要内容は膨大な資料の実証的検討にあてられている。本訳稿のように、理論部分に限定した部分的な翻訳は、ヘクターの理論をかえって歪曲する可能性すらある。また訳者たちは、イギリス史やケルト史の専門家ではなく、多くの基礎的な誤りを犯しているかもしれない。こうした点を危惧しつつも公刊にふみきったのは、前述の問題意識にとって、ヘクターの「内的植民地主義」理論が重要な示唆を含むと考えたからである。

翻訳の手順としては、浅野が素訳を担当し、我孫子と坂口がそれに手を入れ、不明な点については相互に協議した。また原書の全体構成については、本稿の最後に目次を掲げておいたので参照されたい。

〈注〉

- (1) ウィリアム J. ウィルソン「人種・民族関係論の変遷」(山本努・佐々木衛訳)、ジェームス F. ショート Jr 編『世界の社会学』恒星社厚生閣 1986年 pp109~110。5つの潮流とは、「複合社会モデル」「権力葛藤モデル」「経済階級モデル」「機能主義モデル」そして「内的植民地主義モデル」である。
- (2) 庄司興吉『社会発展への視座』東京大学出版会 1989年 pp64~65・161。
- (3) 森廣正『現代資本主義と外国人労働者』大月書店 1986年 p202。
- (4) 戦後の日本人民は、異文化接触による文化変容一般を経験しなかったわけではない。戦後日本の文化変容において、何よりもアメリカの影響ははかりしれない。またこのことは、日本の伝統的文化が、戦後の日本人よりむしろアメリカ日系移民の間で強固に維持されているという、H. H. L. キタノ『アメリカのなかの日本人』東洋経済新報社 1974年 pp147~150など、多くの移民研究の指摘からもうかがえる。とはいえ、一口に「異文化接触」といっても、従来からの自らの文化・生活様式を前提とし、それに適合する範囲で異文化を選択的に受容し、ゆるやかに文化変容をする場合と、ナマ身の人間どうしとして直接的・日常的な対面状況におかれ、自らの文化・生活様式を維持するか変化させるかを日々問われる場合とはでは、やはり異なるといえよう。
- (5) R. E. パーク『都市』鈴木広編『都市化の社会学(増補)』誠信書房 1978年 p90。
- (6) こうした特質の一端として、浅野慎一「第1次下請企業における職場構成と労働者諸階層の生産・労働一

生活史誌」北大生活社会学研究会『調査と社会理論・研究報告書』12号 1989年, 同「巨大自動車企業A自
工M製作所における職場構成と労働者諸階層の生産・労働—生活史誌」同13号 1989年, 同「繊維都市にお
ける賃労働者層の変質と生産・労働—生活過程」同8号 1985年。これと対称的に, 西欧における外国人労働
者の文化的特質については, フェラロッチィ『オルターナティブ社会学』合同出版 1985年 pp96~97に示
唆的な記述がある。またこの点にかかわり, 大河内一男の「出稼型賃労働論」については, 浅野慎一「出稼
農民層の兼業歴からみた出稼労働の変容」北海道大学教育学部紀要第43号 1984年 p182。出稼型賃労働論に
対する多くの批判は, その批判自体の正しさとは別に, 結果的に, 日本の労働者階級文化における都市と農
村の問題, 日本労働者階級の特殊性の解明を遅らせてしまった。

(文責 浅野)

《序論》

「都市は, それ以前に確立されてきた諸集団の連合であった……。われわれは, 一般社会の
創設に対置されてきた原始的な時代のありあまる困難さを見失うべきではない。非常に異質で,
非常に自由で, 非常に気まぐれな人々の間に, 社会的紐帯が確立することは容易なことではなか
った。共同体のルールの下に彼らをつれていくために, 掟を制度化して服従を保証するために,
そして情熱を理性に, 個人の権利を公衆の権利に譲歩させるために, 明らかに必要な何か——物
質的な力より強く, 利益よりも尊重しうる, 哲学的理論より確かで, そして慣習よりも変化にと
んだ何か——が存在したのである。あらゆる人々の心の中に等しくとどめておかれ, そこに強く
働きかける何かである。この力こそ, 信念であった。」 (フュステル・ド・クーランジュ)

社会は, いかにして種族主義を乗り越えるのだろうか。社会は, いかにして文化的に異なった
新たな諸集団を包摂し, そして歴史の流れの中で, 国民として出現させるのだろうか。

ナショナリズムは, 近代世界において, しばしば偉大な卓越的でさえある社会的な力としてと
りあげられる。初期の歴史的時期には, 諸個人は, 自らのことを, 家族や氏族, 共同体のような
連帯的集団の構成員として考えていた。しかし今日, ほとんどの人々は, 国民性をもっている。
そして国民性には, 諸個人のあらゆる地位の中で, 明らかに特別の意義がある。この唯一の地位
においてのみ, それによって諸個人は勇気づけられ, 他者, たとえば異なった国民性をもつ人々
の生命を奪うことが認められる。戦争をする国家は, 国民とよばれる社会的単位の間で敵愾心が
発生したときのみ, 維持しうると考えられている。少なくとも何人かの関係者によって, 同じ
国民の構成員どうして起こされたとみなされた市民戦争ないし紛争は, すぐに忘れ去られる栄光
の薄い悲劇的な出来事ではないのである。

それ以外のタイプのほとんどの紛争では, 暴力という方法を敵対的に使用することは, 普通に
軍隊に募兵される人々のような通常の市民によって, 強い制裁を与えられる。どんな社会でも労働
者は, 彼らのボスを殺すように激励されることはないし, また妻が夫をそうするようにも激励
されない。どんな社会でもある宗教の信者が, 他の信仰をもつ諸個人に対して暴力をふるうこと
を正当化されることはない。このようなことはすべて, どんな社会的秩序にとっても, 全く実に
ひどい侮辱にほかならない。そうした行為が恒常的に起こるとき, 社会的秩序は危機に瀕してい
るといえる。このとき, ホブズの世界=社会は, それ自体, 存在することをやめてしまう。国民
性の概念は, 諸社会の輪郭を, 他のものから分離された実在として描くために用いられる。国

民とは、本質的には、社会的構成員を、他ではなくある特定の集団に指定することに貢献する社会的に作られた境界にほかならない。そして近代において、国民性は、社会の中で諸個人をつなぎとめる連帯感を最もよく表示する概念になっているのである。

しかし、いったい何が、国民性の感覚を構成するのだろうか。この疑問への古典的な社会学の解答は、エミール・デュルケームによって与えられた。デュルケームは、どの社会秩序の基礎にも、集合意識を形成する一般に共有された一定の価値と社会的行為への方向づけ、ないし規範があると仮定した。ばらばらの諸個人が現実社会化され、集合生活に適応させられるのは、集合意識の行為を介してである。集合意識こそが、いずれの集団の文化をもゆるやかに形成するものの中で、根本的なものである。

社会秩序という概念は、多くの社会学の研究や調査の本質的部分に位置してきた。しかし、どんな社会の土台にも集合意識が存すると把握することは、社会変容の研究にある疑問を提起せざるをえない⁽¹⁾。もし、発展のプロセスが理解されなければならないとすれば、集合意識を、社会集団の固定的な特質として考えることはできない。集合意識は変化しやすいものであり、何らかの方法で、社会構造の変化に対応するそれ自身のダイナミクスを有しているにちがいない。このことは、連帯の社会的単位の規模や範囲が、歴史の流れの中で大きく変わってきたということからしても間違いない。最も端的に要点を引き出すならば、若干の大家族よりもそれほど大きくない基礎的な諸社会がある。発展の連続性の対極で、若干の進歩した産業社会が、全大陸へと効果的に広がってきたのである。

ほとんどの近代的な国家は、最初、2つもしくはそれ以上の異なった文化的集団から成り立っていた。それらの発展の過程で、効果的な行政的管理が、後に西欧近代国家になった領土内の一定地域で発生した。それは、——スペインのカスチール、フランスのイル・ド・フランス、初期ウェセックス、ロンドン、そしてイングランドのホーム・カウンティのような——強力な中央政府が最初に確立された中核地域であった。それらの小さな諸区域は、辺鄙な周辺諸地域とは、さまざまな程度にはあるが、異なる文化的習慣を有していた⁽²⁾。それらは、言語・親族構造・相続制度・農業生産の形態・定住のパターン・法的システムあるいはその欠如・宗教的信念、そして最も一般的には生活様式等々における差異を内包していた。発展しつつある国家の中核的地域は、経済的・技術的に発展しているので、それらの政治的影響や支配は、我々の近代国家の最後の境界線を乗り越えて拡大していった。国民形成というものは、地域的に別々の文化的アイデンティティーが社会的意義を失いはじめ、ぼやけはじめるときに発生するプロセスであると言えるかもしれない。このプロセスの中で、いくつかの地域的・宗教的文化が、それ以前の差異を打ち壊していくようなひとつの国民的文化の確立によって、徐々に置きかえられていく。中核と周辺文化は、究極的には、社会のすべての構成員が根本的なアイデンティティーと忠誠心とをもつようなひとつの包括的な文化システムへと溶け込まざるをえないのである。

周辺文化の同化作用が、いくつかの特定の社会に、より一層徹底的に起こることは明らかである。カナダ、ベルギー、そしてイギリス連邦のような社会の内部で、分離主義者の政治的運動が維持継続していることは、周辺の集団の順調な結合が一定の状態の下でしか起こらないということを示している。このような状態を詳述することは、この研究の究極的な関心事にほかならない。この領域の経験的調査研究が乏しいため、国民形成を促進する状態の、いいかえれば、変化するものの類型を正確に位置づけることは困難である。しかしそれにもかかわらず、国民形成に

関する理論的、および、推論的な本質については、数多くの文献がある。そして本書も、さらなる調査研究の出発点として貢献しうるものである。

本書では、異なった理論が、国民形成の2つの代替的なモデルに圧縮され、単純化されている。私は、歴史学会では、この種のモデル形成が眉をひそめられることを、よく承知している。伝統的な歴史学者は、諸事実がモデルによって設定された人工的な束縛から自由になり、ほうり出されることを要請する。だが、歴史の記述は、それ自身、暗示的にはあれ、明示的にはあれ、ある種の知的枠組の使用を必要とする。トピックや分析の単位、社会的行為の理論に関する歴史家の決断は、資料の選択や組織化のための枠組を構成している。どんな枠組が選ばれようとも、それは、問題を処理するにふさわしいものでなければならないのである。

この研究は、民族的連帯とその変化の社会的起源を、収集された資料に基づいて説明することを課題としている。これらの資料は、それ自身、伝統的な歴史家のそれと多くの点で類似した分析にとって役立つものではない。それらは、特定の諸個人、ないしは特定のエリートの行為でさえ、説明することができない。それらは、特別の事件がおこったときに、なぜそれが起きたのかという、我々の理解を助けることもできない。そのため、この研究は、ある特定の読者のために微視的な細部に十分な注意を払うことはしないだろう。むしろ本研究は、主要には、人々の大きな集合どうしの間の変化しやすい関係を説明することに関心を抱いている。この目的にとっては、暗示的なモデルより、むしろ明示的なモデルを採用することが、大いに有意義である。このことは、研究者に、概念と解釈上のメカニズムをはっきりと表示することを強いる。それはまた、研究者が、あまりにもしばしばあいまいで論理的に矛盾した理論的な議論から脱し、論理的に構成された予想を引き出すことを助ける。十分な資料が与えられれば、それらのモデルは、経験的な検証に付されるのである。

このようなモデルは、ときどき、あまりにも未熟で、学生くらいしか納得できないということで反対される。本書で用いるモデルも、決して社会生活の複雑さを、すべて内包しているわけではない。それらは、すべてを説明するものではないし、またそうするように企てられたものでもない。しかし、これから明らかにするように、これらのモデルは、ある事柄をある程度まで説明する。モデルを使うことの大きな利点は、それらが誤りだと指摘されたとしても、それによって結局は、記述が修正されるということにある。その意味で、ここで採用するモデルは痛ましい予備作業といえる。優れたモデルは、それらが後に乗り越えられるためにこそ存在する。このようにして知識は蓄積される。これらの特別のモデルが、歴史家に対して多くを示さないことは疑いない。しかし、この研究の目的と有用な資料の質を考慮する際、私は、それがこの時点で構想しうる最もよいものであると感じている。

では、そうしたモデルとは、一体どのようなものなのだろうか。ひとつめのモデルは、政治的發展と近代化を主張する論者の中で、広範に主張されているものである。私は、それを国民的發展の普及モデルと呼ぶ。このモデルを構成する要素は、19世紀の社会理論家の業績、及び、現代の構造機能主義者、そしてコミュニケーション理論と密接に関連した政治科学者からもたらされている。普及モデルは、一定の範囲の進化發展を説明するものである。ここでは、国民形成のプロセスに発生する3つの重要な諸段階が想定されている。第1の段階は、前産業的段階である。この時期には、中核地域と周辺地域とがお互いに実際に孤立して存在している。中核での出来事は、周辺にはほんのささいな影響を与えるにすぎず、結果的な状況もまた同様である。それぞれ

の地域の諸個人の間で発生する行為は、ほんのわずかしか、他地域出身の行為者には発生しない。中核と周辺が相互に隔離されているだけではない。経済的、文化的、そして政治的制度に、数多くの重要な相異が存在するのである。

経済的システムについていえば、地域的な差異は、生産の型——例えば、農耕経済と牧畜経済、市場の範囲と核のある開拓地、生活の標準、成層化の型、各々の領土の特性等々——という点で存在する。文化的な差異は、言語、宗教、労働と余暇に対する価値観、そして生活様式等々の側面で発生する。これらの違いの結果、社会化の進展は、中核と周辺とで異なってくる。最後に、政治構造は、相対的に中央集権的な支配様式から、政治的組織と権威のよりゆるやかな型へと変わっていく。

国民形成の第2段階は、中核地域と周辺地域の間より集中的な接触が始まった後に起きる。これは、しばしば、産業化の開始と同じ時期に起きると想定されている。普及モデルのパスペクティブの核心は、産業化の諸結果と中核・周辺の相互関係の増加が同時であることと関係している。概して、普及論者の見解は、「相互行為によって共通性が作られる」というものである。発展しつつある中核地域の社会構造の型は、一定期間を経て、周辺地域へと普及していく⁽³⁾。周辺地域の文化的様式は、世界の他の部分から孤立して進化発展してきたため、近代化した中核地域と接触することで、自らの文化様式を時代に即したものと、いわば再編成するだろう。もとよりさしあたりに限っていえば、産業化や中核・周辺の相互関係の拡張に関連した着実な社会的転換により、周辺における文化的な分離独立性の意識は高まるだろう。なぜなら、周辺における個人や集団は、まず急速な社会変化のカオスから逃避するために、彼らの慣習的な社会的パターンに執着しようとするからである。これは、不確かな未来の局面に対する狼狽という、理解可能な反応といえよう。

しかし、このような「伝統的」行動は、産業的生活の新たな慣例が、一般的な福祉を促進する上でますます適しているものと認められてくるにしたがって、また当初の地域的差異が産業化の進展の中で目立たなくなるにしたがって、減少する傾向にある。長期的には、中核地域と周辺地域は、文化的に均質になっていく。なぜなら、異なった民族的アイデンティティーのための経済的、文化的、そして政治的な基礎が、消滅していくからである。地域それ自体の多くの特質は、さらなる産業化の進展へと収斂するであろう。

第3の、そして最後の国民形成の段階において、地域的な富が平衡をとるにいたる。文化的な差異は社会的に無意味になる。政治的過程は、国民党の枠内で、運がよければ民主的な制度の中で、あらゆる有意義な集団の代議権を保障することによって、進むであろう。

地域的特性におけるこのような全体的な変化は、個人的役割の遂行においては深遠なる収斂現象として反映する。産業化の進展は、必然的に、普及的な役割遂行や機能から、特定の役割と機能へと変化させる。つまり産業化は、構造的な差異化を引き起こすのである。対面状況の相互関係は、全く非人格的な社会関係へと、ますます置き換えられる。属性的な地位は、獲得的な地位に比べ、それほど重要でなくなる。諸個人は、伝統的共同体の制裁という束縛から自由になり、それゆえに「遂行—集中」的価値を発展させる⁽⁴⁾。すでにいいつくされたことだが、近代的社会システムの機能的な要求は、それ以前の社会編成の崩壊を引き起こす。この変化の重要な点のひとつは、産業化が、それ以前には排除されていた諸集団の社会への包括を推進するということである。

以上のモデルは、社会変化のモデルとしては、明らかに楽観的である。今日、世界で起こっている出来事の多くについて、このモデルが正当だとは考えられない。それは、私が内的植民地主義とよぶもうひとつのモデルの予想と、多くの側面で正反対である。ところで、現在、流行しているとはいえ、内的植民地主義という概念は、決して新しいものではない。V. I. レーニンはおそらく、国民形成の経験的調査研究において、この概念を用いた最初の人物であろう⁽⁵⁾。その後、何年かして、アントニオ・グラムシが、同様の概念で、イタリアの南部地方 (Mezzogiorno) について論じた。さらに最近、ラテン・アメリカの社会学者たちが、その社会におけるアメリカ・インディアンの地域を描き出す際、この概念を用いてきた⁽⁶⁾。現在、内的植民地主義は、合衆国では広範な認証を得てきている。このタームは、政治的声明や若干の学問的雑誌で撒き散らされている。しかし、それにもかかわらず、内的植民地主義については、その提唱者も、また誹謗者も、私がそれを評価するように重大なものとしては評価してこなかった。本書が、こうした努力に貢献することが望まれる。

内的植民地モデルは、中核-周辺結合の拡大が社会構造的な収斂に帰着すると主張するのではなく、それらの地域間の全く異なった関係を予測している。すなわち、中核は、周辺を政治的に支配し、それを物質的に搾取するのである。内的植民地モデルは、例外的な環境の下でない限り、産業化の後に国民形成が引き続くとは予測しない。

このモデルの特徴は、次のように簡単にスケッチすることができるだろう。国家の領土をおおむね産業化の地域的に不平等な波は、相対的に有利な集団とそうでない集団とを創り出す。この主要には偶然の機会の結果にしたがい、ふたつの集団の間に、資源と権力の不平等な分配の結晶化が生じる。頂点にある集団、または中核は、既存の階層形成システムの制度化を目的とする政策を通して、その利益を安定させ、独占することを追求する。それは、一般に高い権威をもつと定義づけられた役割がその構成員に充当されるように、社会的役割の配置を統制しようとする。逆に、不利な集団の諸個人は、そうした役割に接近することを阻まれる。この階層形成システムは、文化的な労働分業とよばれるものだが、ふたつの集団の間で異なる民族的アイデンティティーが発展することに基づくものである。行為者は、それぞれの演じるのが求められている役割の範囲に応じて、自己と他者を範疇化するようになる。それらは、この範疇化において双方の集団を特徴づけると思われる目に見える徴候の存在によって、また文化的な目印によって、促進される。この段階では、文化変容は発生しない。なぜなら、文化変容は、中核の諸制度の利益に反するからである。

ところが、中核は多様な産業構造によって特徴づけられており、周辺の発展の型は、中核のそれに依存し、規定されている。周辺の産業化は、たとえそれが発生したとしても、高度に専門化され、輸出に付随させられたものとして立ち現れる。そこで、周辺の経済は、国際市場における価格変動に相対的に過敏になる。投資、信用、そして賃金に関する決定は、主として中核でなされる。経済的依存の結果、周辺の富は中核よりも遅れることになる。

周辺における社会階層が識別可能な文化的差異に基礎づけられる限り、不利な集団は、やがては反作用的に、それ自身の文化を相対的に有利な中核の文化と平等ないし一層優れていると主張することもありうる。このことは、不利な立場の集団が、自らを分離独立した「国民」と考え、独立を求めることを促進するであろう。そこで、こうした事態の下では、食い物にさせられていると思われる事態からの独立を求める要求によって、文化変容や国民形成は抑制されるであ

ろう。

たとえ最初は同じような状態にあったとしても、中核と周辺との間の分離が存在し、それら諸地域との相互関係が増大するにしたがって、2つのモデルが予測する国民形成の結果は異なってくる。すなわち、普及モデルが地域経済の不平等が減少していくと予想するのに対し、内的植民地モデルは、それらが強調され、増大するであろうと予想する。また普及モデルが周辺の文化変容が進むであろうという見通しを提起するのに対し、内的植民地モデルは、中核の支配に対する反作用として、周辺の固有の文化が強調されるという見通しを提唱する。最後に、普及モデルが、社会のあらゆる地域で、機能的政治的分裂が政治的行為を特徴づけるようになることを主張するのに対し、内的植民地モデルは、集団間の重要な文化的差異が、政治的分裂に一層大きく反映するだろうと主張する。このように2つのモデルが、経験的な解決の可能性に満ちた、しかし全く正反対の予想を出していることは、社会科学において歓迎すべき事態ではある。

この研究の目的は、16世紀から20世紀にいたるアイルランドを含むブリテン諸島という特定の地理的・歴史的場面において、これら2つのモデルの優劣を評定することにある。中世初期から、ブリテン諸島には、多くの異なる文化的集団が次々に居住してきた。20世紀までに、それらの諸島の住民の大多数は、自らをブリテン人と定義するようになった。ピクト人、フリースランド人、アングロ人、サクソン人、デーン人、そしてノルマン人といった初期の文化的集団の名称や証拠はなくなってしまった。それらの異なった文化的集団はすべて歴史の中で融合し、一緒になってブリテンの国民性を創りあげてきたのである。このことは、ただひとつの集団——いわゆるケルト——を除き、あらゆる集団にあてはまる。ブリテン諸島のある特定の地域でのみ、人口の大部分が、自らの文化をブリテン的というよりむしろケルト的であると定義し続けている。これらの集団は、別々の文化、すなわち彼らが自ら異なる国民を構成していると感じる文化の要求の上に、地域的相続と自治のための政治的運動を創りあげてきた。本研究は、急速に社会が変化した1世紀に、ブリテン諸島、ウェールズ、スコットランド、そしてアイルランドのケルト的地域で、異なる民族的アイデンティティーが維持されてきたことに関する研究である⁷⁾。それは、イギリス王国における国民形成の相対的な失敗——1921年の南アイルランドの分離によってのみならず、ウェールズ、スコットランド、そして北アイルランドにおける現代の民族政策の社会的基礎になる実在によっても指し示される失敗——を説明しようとするものである。発展した産業社会の周辺の地域において、異なる民族的アイデンティティーがなぜ存在するのかという理由は、大いなる謎である。このことは、ある部分では、国民形成に関する組織的な比較研究が、まだ揺籃時代にあると考えられなければならないことに基づいている。

こうした状況には、おそらくいくつかの理由があるだろう。国民形成の問題は、普通の哲学者や政治家の知的伝統は別にして、社会科学の中心的関心としては、この研究で定式化されているように、近年になってからの関心である。植民地的支配から抜け出してくるアフリカ・アジア社会を観察している多くの研究者は、独立の達成に引き続き、それらの新しい国家の支配が、並外れた難しさに遭遇することを指摘してきた。それらの新たな国家では、最初は物質的繁栄と政治的安定に対する高い希望があるけれども、しかしまもなく、第三世界の環境の下での経済的・政治的発展過程には数多くの束縛があるということが明らかになるのである⁸⁾。

とりわけ、異なった民族的集団の反植民地的共同戦線は、内的矛盾の限りない成長に置き換えられることにより、急速に解体した。多くの場合、この民族的分裂の基礎は、国家行政とその資

源の制御を望んでいる異なった集団の間の競争であった。これらの競争する民族的集団はその文化的相違性によってそれ自体を差異化させるため、こうした葛藤の多くは、文化の問題、とりわけ言語と宗教の問題に関係してくる。数々の事例研究が、多様な地理的文脈でこれらの葛藤を記録してきた。しかし、第2章でより詳細に説明するように、それらの研究が新しい国家に大きな関心をよせたという事実は、本質的にその普遍性を狭めてきた。というのは、本来、新しい国家は、民族的变化を研究する上で不適当な状況だからである。なぜなら、民族的变化の研究には、早晚、相対的に広い地域的諸地点で証拠を集めることが必要になる。この研究上で求められる必然性は、より古く、より発展したヨーロッパ国家こそ、考察に適した事例として有効であることを示唆している。

残念なことに、この点については一般的な認識がなかった。社会科学研究者の中に、きまりきった落ち着き場の慰めを放棄し、ヨーロッパ史の未知の世界に前向きに冒険することを求めてきた者はほとんどいなかった。そしてこの旅に踏み出した数少ない人々も、方法論上の問題に十分な注意を払ってこなかった⁽⁹⁾。そこで彼らの研究の成果は、実らないままに早々にしおれてしまったのである。

以上のことは、国民形成のこれらの概念を検証するために必要な証拠を集めることが、とりたてて簡単だということではない。例えば、適当な証拠にとって、単に歴史家の統合だけに頼るというのでは、おそらく不十分である。ほとんどの歴史研究は、古い国家の中核地域に影響を及ぼす出来事に関心を集中させてきた。というのはまさに、それらの部門こそ、最もダイナミックで、それゆえ興味深いとみなされてきたからである。

では、どうするのが一番いいのだろうか。それらいくつかの弱点を提起する試みの中で、私は、理論的モデルを最もうまく示す資料を、ブリテンの事例に見いだした。それらの理論的モデルは、相対的な地域的不平等における産業化の異なった結果を予想しているので、私は、まず最初に、地域的な社会的・経済的発展の比較に関する統計を求めた。この統計報告は明らかに出発点ではあったが、いわゆる議会青書と命令書の中にも、また豊富な証拠があった。それらの初期の記事は、別々の地域と考えられているイングランド、ウェールズ、スコットランド、そしてアイルランドを集めた多様な統計を時系列的に報告していた⁽¹⁰⁾。この研究で、私は、それぞれの国について、関連する多くの統計があることを発見した。異なった文化をもつ4つ（または、北部と南部のアイルランドを分けるとすれば5つ）の地域が存在するが、しかし、より考慮され、洗練された資料分析を施すことによって、それぞれの国の使用法が、118に分かれた母集団をもたらすのである。

本研究における大半の量的な資料は、1851年から1966年までの11時点で、それぞれの国で集計された、人口統計学的、社会的、そして選挙に関する諸統計から構成されている。これは、国民形成の研究におけるデータベースとしてユニークなものであり、部門横断的・縦断的な分析にとって、詳細な証拠を与えてくれる。私は、できるだけいつでも第2次のな歴史資料を用いることによって、この証拠を補足しようと試みてきた。生態学的な資料が、国民形成の代替的なモデルを探求する目的にとって適切かどうかは、本書の繰り返し考察すべきテーマであるとともに、中心的な課題でもある。普及的視角と内的植民地的視角はいずれも、究極的には、諸個人の主観的な心の状態に関する見解に行きつく。普及モデルは、とりわけ諸個人の規範的、価値的な方向づけにおける不連続的な変化に言及する。この見解は、私の意見によれば、全く正当にも測定とそ

の後の確認に対する感受性の欠落ゆえに、批判されてきた。しかし、内的植民地モデルの核心部分にも、社会心理的な過程についての仮説は、やはり同様に存在するのである。本研究では、私は、徹頭徹尾、組織分析の言葉をかりていえば、そうした問題についての憶測に抵抗し、それをブラック・ボックスであるままにして問題を処理する方を選んできた。

私はいつも、このような努力において、諸個人や集団の現実の行動を詳しく述べるのが、一層有益であると感じてきた。しかし、この領域においてさえ、確実な証拠を集めることには様々な難しさがある。歴史的な場面で、この種の情報に接近するのは、何と全くおぼつかないことであろう！これらの問題に関する数多くの限定を心の中に課しながら、私は、生態学的な証拠の基礎の上で、諸個人や集団の行動に関する何かを推論しようと試みてきた。適切な生態学的な推論についてのインテンシヴな学問的論争がなされてきたにもかかわらず、複雑な方法論的問題は完全には解決されてこなかったが、私は、この文献が適切に分析されるなら、そうしたデータが、他の方法では見失われてしまうような重要な洞察をもたらしうると感じている⁽¹⁾。こうしたことは、以前の社会が残してきたある種の記録によって必然的に限定されているような歴史的分野の調査研究において、とりわけあてはまる。付け加えるまでもなく、私は、明らかに不確実な経験的基礎から解釈をすることには、可能な限り慎重であろうとしてきた。

この本の構想は、きわめて単純である。第2章は、周辺地域の民族的変化に関するいくつかの社会的状態を考察することにより、国民形成の研究における若干の理論的問題にイントロダクションを与える。それは、全体として研究の内容概観になると思われる。第2部は、イングランドが領土的拡張を開始した歴史的状況を、ケルト諸国にとっての、政治的合併のいくつかの諸結果とあわせて考察する。それは、産業化時代における中核・周辺関係を論じることを意味している。

第3部は、いくつかの過程において、中核-周辺相互関係の高度化とともに、産業化の諸結果を考察する。それは、産業化が実際に地域経済を平等化に導いたのかどうか、産業化が国民的文化の発展を助長したのかどうか、そして同時に、ケルト諸国の政治的統合における産業化の諸結果を論じる。第10章は、民族的連帯の下におけるいくつかの社会構造の状態を叙述するが、それはまた、前章で紹介した事例の要約的な経験的分析でもある。結論は、それらすべての仮説について、最後の章で論じられるので、ここでは示されない。ここではまた、新たな調査研究の実りある領域を明示するため、この基礎の上でどんな知見が得られてきたのかを考えるとすることができるだろう。

〈注〉

- (1) Gianfranco Poggi, *Images of Society* (Stanford: 1972) pp. 249~55の重要な指摘を参照。
- (2) 中核は、国家を構成する多数人民 (Staatvolk) の地域である。中核と周辺に関するそれ以外の定義については、N. J. G. Pounds and Sue Bell, *Core areas and the development of the European state system*, *Annals of the American Association of Geographers*, 54, 1 (1964), 及び、Sivert Langholm, *On the concepts of center and Periphery*, *Journal of Peace Research*, nos 3-4 (1971) を参照。
- (3) 「普及というものは過程であって、普通、必ずしも段階ではない。それにより、文化の要素と体系が展開させられ、またある場所で採用された発明や新たな制度が、近隣の地域でも採用され、そしてある場合には、それが全地球を覆いつくすまで、次々と隣接した諸地域に採用され続けるのである」。A. L. Kroeber, *Dif-fusionism*, in E. R. A. Seligman and Alvin Johnson 編, *The Encyclopedia of the Social Sciences*, III (1930), A. and E. Etzioni 編の再版, *Social Change: Sources, Patterns, and Consequences* (New York :

1964), p142。

- (4) Neil J. Smelser, *Social Change in the Industrial Revolution* (Chicago: 1959)。
- (5) V. I. レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』(モスクワ:1956), 特に pp. 172~7: 269: 363ff。大月書店版全集第1巻。
- (6) アントニオ・グラムシ「南部問題」: *The Modern Prince and Other Writings* (New York: 1959)。
- (7) 海峡列島とマン島は、比較可能な資料として有効ではないので、分析から除外してきた。
- (8) 最近の例として、Michael F. Lofchie 編, *The State of the Nations: Constraints on Development in Independent Africa* (Berkeley: 1971)。
- (9) Karl W. Deutsch 他: *Political Community and the North Atlantic Area* (Princeton: 1957)。
- (10) Michael Hechter, *Regional inequality and national integration: the case of the British Isles*, *Journal of Social History*, 5,1(1971), pp.96~117。
- (11) Mattei Dogan and Stein Rokkan 編. *Quantitative Ecological Analysis in the Social Sciences* (Cambridge, Mass.: 1969)。

《結論》

「ああ、言葉は軽やかに放たれる」

ピアースがコノリーに言った。

「私達のバラの樹を枯れさせたのは、
政治の言葉の息吹かもしれない。
あるいは、苦い海を横切って吹く
風かもしれない」

「ただ、水をやればいいのだ」

ジェームス・コノリーは答えた。

「緑がまたよみがえり、
それをあらゆる方向に広げられるように。
そしてつばみから花を目覚めさせ、
庭の誇りになるように」

「でも、いったいどこから水を引けばいいのだろう」

ピアースはコノリーに言った。

「すべての井戸が枯れ果てているのに？
ああ、それはいとも簡単だ。
私達のバラの樹を作ることができるのは、
私達自身の赤い血でしかないのだ」

ウィリアム・バトラー・イエイツ

結論を出す時がきた。本書は、文化的に異質な社会において国民形成を促進する諸条件の類型

を論じることにより、ケルト的周辺とイングランドとを隔てる「苦しみ的大海」について説明しようとしてきた。国民形成の重要なプロセスは、民族的な変容である。これは、ふたつの集団体系の中で文化的に下位の集団が、文化的に支配的な集団に自発的に適合し、その民族的アイデンティティーを再定義していくことである。文化的に異なる民族的集団で構成される社会ほど、地域的保全と道徳的保全とを脅かす諸闘争に悩まされる傾向にある。本研究は一方で、近代史におけるイングランドとケルトの特殊な相互作用のパターンを特徴づけようとしてきた。また他方で、すべての産業社会に一般的に適用しうる諸範疇と解釈上のシェーマを用いてきた。ここでは、イングランドを国家的中核として取り扱い、各ケルト地方を周辺的地域とみなしてきたのである。理論的文献によれば、中核地域と周辺地域の関連、とりわけ産業化の影響を受けている時期の両地域の関連については、2つの全く異なる予測が提起されている。国民形成の研究に適用された社会的変化の「普及モデル」は、長期間にわたる構造的な差異化（産業化）に伴い、周辺部で民族的变化が発生すると指摘している。他方、国民形成の「内的植民地モデル」は、文化的分業を制度化した周辺民族的なアイデンティティーが、差異を存続させることを示しているのである。

本事例研究では、これら2つのモデルの適切さについて考察した。第2章では、イングランドの諸制度と市場とがケルト的周辺地域に拡大することに伴う、本質的な植民地化の過程について論じた。これらの拡大は、イングランドがローマに主権を表明した「再編成」に引き続くイングランド中央政治の権威強化に基づいて展開した。また、未だ証明されてはいないけれども、次のことは妥当といえるだろう。すなわち、イングランドの統治者は、イングランド（イギリスというよりむしろ）の地理的外縁部における政治的安定を促進し、また新たな食糧源を確保するために、より安全な沿岸境界線に向けた支配の拡大を開始し、外国の侵略を困難にしたということである。すなわちイングランド国家は、海外での植民地主義と同様、有用なものを求めてケルト諸国の支配を試みたのである。

17世紀以来、周辺地域におけるイングランドの軍隊と政治的支配は、ノルマン・アングロ・サクソン文化がケルト文化より本来的に優れているという人種的イデオロギーによって基礎づけられてきた。ケルト人とその文化に対するイングランドの侮蔑は、少なくともひとつの形態、すなわち民族的ジョークの形で今日まで続いている⁽¹⁾。アイルランドやウェールズに対するイングランドの支配の植民地的基礎は明らかであるが、スコットランドの場合はいくぶん複雑である。というのは、スコットランド国家の支配者達は、彼ら自身、文化的にイングランド化され、彼らのイングランド人のパートナーは、アイルランドやウェールズほどには、スコットランドの文化的諸制度を全面的に制御することが必要だと感じなかったからである。もちろん、フランスとの「古き同盟」は、スコットランドを1707年の連合に導く交渉において槓杆入れの役割を果たした。しかし、スコットランドでケルト文化を中和するためのイングランドとスコットランド低地地方の永続的な関係は、18世紀のジェームス2世派の乱を引き起こした高地地方における彼らの政策に端的に示されている。

イングランドのケルト諸国に対する植民地的侵略は、また別のやり方でも文化的問題を引き起こした。すなわち、イングランドの支配は、ケルト地域の農業支配階級のイングランド化を促進したのである。もし、ケルトのジェントリーがより広い世界に出ようとするなら、名義上、彼らの田舎的な言葉や習俗を捨てさえすればよかった。多くの人々がこの新たな機会を利用し、そしてまもなく農業社会構造はそれぞれの2つの文化的および階級的特質を混同させるに至った。し

かし、こうした民族的再編は、周辺地域のほんのわずかなエリートにとって可能なだけであった。これらの地域の大部分の住民は、故意にというよりむしろ怠慢のために、ケルト的文化様式に執着したのである。とはいえ、19世紀までにケルト文化の存在は一種の武器になった。というのは、それが、伝統的に不利な地域での反イングランド的政治運動の基礎として利用されたからである。この理由だけからしても、社会変化の研究にとって、集団間の文化的差異が決定的に重要であることは明らかだろう。実際、それが明らかである以上、こうした諸要因の存在を無視した集団行動の分析は不完全といわざるをえない。

このような先産業時代における中核—周辺地域についての記述は、国民形成のいずれのモデルとも矛盾しない。まさに普及モデルの論者の多くは、初期の国民形成が明らかに帝国主義の本質をもつことを認めている⁽²⁾。彼らは、周辺地域の社会構造が、産業化という過程においてのみ決定的な変容を強いられると考えている。なぜなら、産業化こそが、中核地域と周辺地域との間の経済的・文化的・政治的なあらゆる相互作用に刺激を与えるからである。周辺地域の社会構造は、当初は植民地的だと見られていても、長期間にわたる産業化の影響によって、中核地域の社会構造そっくりに変貌させざるを得ない。なぜなら、中核—周辺の相互関係の強化と構造的差異化の進展は、地域経済の均質性、国民的な文化的同一性を助長し、また高い地位の特定集団によってというより、むしろ政治的行為への機能的な方針によって統治された国家政治の発展を助長するからである。

これに対し、内的植民地モデルは、中核—周辺間の相互作用が増大する結果として、全く異なる結論を提起している。このモデルによれば、周辺が従属的な形で発展する結果、地域間の構造的な不平等は増加せざるを得ない。中核文化に属する諸個人は、海外植民地と同様、周辺地域の社会構造においても、高い権力的な役割を支配することが予想される。周辺の人口の大部分は、社会構造の下位の位置を余儀なくされる。総じて、文化的分業が台頭してくるのである。

周辺地域の諸個人は、下位の社会的役割に限られるため、彼ら自身の古い文化的慣例とアイデンティティーを維持することになる。この文化的な維持は、階層形成システムにおける文化の重要性、及び、労働と居住環境における生態学的な住み分けという必然的な傾向によって基礎づけられている。しかし、周辺文化の特徴は、また、周辺地域により大きな資源の配給への需要を作り出すことによって強化される。こうした状況の中で、分離主義は、地域的従属問題の実行可能な解決であり、また、中央政府に対する効果的な交渉のスタンスでもあり得ると考えられる⁽³⁾。

そこで、産業化の諸結果が、これらの2つのモデルの適切さを評価する上で決定的になる。本研究における数値的な証拠の大部分は、次のような一般的な結果を示している。考慮すべき限界はあるとしても、ここでのファインディングスは、少なくともウェールズ・スコットランド・アイルランドに関しては、内的植民地モデルの予測を支持しているのである。普及モデルの予測は、とりわけ集合的な地域的不平等における長期間の傾向に関して、あてはまらなかった。周辺地域における産業化の発展は、中核地域におけるそれと同じ形では普及しなかった。産業化が周辺に浸透したとき、それは従属的な様式において浸透したのである。そこで生産は、輸出用に一層特殊化され、輸出向けのものになった。地域的な経済的不平等は、産業化にもかかわらず維持された。ケルト産業地域の1人当たりの収入は、1世紀にわたってイングランド産業地域のそれを下回っていたのである。

また産業化は、とりわけ宗教的な信奉についても、国民的文化の確立をもたらさなかった。周

辺地域の独自の言語が、時間とともに消えていくことは事実である。しかし、ある集団の民族的アイデンティティは、単に言語上の区別のみからなりたつものではない⁽⁴⁾。周辺地域においては、機能的な政治的分裂が発展するという明確な傾向は見られなかった。統計上、ケルト諸国における投票パターンは、社会構造的要因より、むしろ文化的要因によって大きく決定されてきた。これらのファインディングスは、普及モデルの予測とは矛盾しており、もうひとつの案（内的植民地モデル）とは矛盾しない。ただし、イングランドの内部では、普及モデルは、一般的に適切であるように思われる。

全体として、これらのファインディングスは、単なる示唆の域を出ていない。それらは、内的植民地モデルにおいて明らかにされた、よりミクロ社会学的な過程に、多くの洞察を与えるには不十分である。多くの場合、本研究のために集められた生態学的なデータでは、地域コミュニティの細かい社会構造や住民の政治的感情を、適切に記述することはできない。第10章のより複雑な統計的分析も、せいぜい、そうした記述の概要にすぎないのである。ある国の投票結果が、文化的特質によるものか、社会構造的な特質によるものかを推し量ることによって、私は、その集合的な政治的感情について何かを推論しようと試みてきた。この章の結論もまた、内的植民地のテーゼを支持する傾向にあった。なぜなら、それらの結論は、異教徒であることが1人当たりの収入に重大な悪影響を及ぼす国々において、文化的な変数が、構造的な変数よりも、投票の変動をよりよく説明することを示しているからである。それらのファインディングスは、文化的分業が存在する地域における政治的要求が、社会階級よりも、主に民族的条件によって形成されていくことを意味しているといえよう。民族的な結束は、集団が文化的条件上の境界を明確にするとき、いつも発生する。本研究のデータも確かにその主張を裏づけるが、しかし、それを強く支持するに十分なほどには詳しくない。どんな社会にとっても、時系列的に民族的・職業的な変数双方をカバーするようなできあいの生態学的なデータは存在しないのである。おそらく本研究は、そうしたデータの収集に刺激を与えるだろう。なぜなら、民族性の研究にとって、また、一般的な社会変化のより深い理解にとって、それらは非常に貴重だからである。

民族的な帰属意識の感覚は、つねに構造的な基礎に基づくとに限らない。なぜなら、民族的なアイデンティティは、一連の社会化の過程で伝達されることが多いからである。もし、民族性が父親のアイデンティティの大きな部分をなすとすれば、それは、彼の子供にも維持されるだろう。しかし、社会構造の重要なカテゴリーと調和しなければ、後の世代に民族的アイデンティティが引き継がれるとは考えられない。したがって、文化的分業と同様、所与の集団内部での民族的帰属意識の維持に関する何らかの構造的な説明が必要になるのである。

文化的分業は、あるかないかというような二元的な変数とみなされてはならない。むしろ、それは、どんな社会でも、多かれ少なかれ現存するのである。もし、民族性に関する組織的な研究が進めば、膨大な文化的分業を適切に示す指標ができてくるにちがいない。これは、容易な作業ではないが、けれども不可能な作業でもない。文化的な区別が、労働の場よりも、社会生活の他の領域、たとえば、近隣、教育制度、各種の自発的集団等々において顕著に見られるということは、銘記すべきだろう。私は、職業構造における文化的な成層化の存在こそが、社会生活の他の領域での文化の重要性を決定づけると仮定してきた。この仮定が正しいかどうかは、いうまでもなく、経験によって立証できる問題である。しかし、他の諸領域のひとつ、たとえば住宅の配分のような領域における文化的な成層化は、つねに、それ自体として独自に民族的連帯の発展へと

導くであろう⁽⁵⁾。

文化的分業に関する体系的な明証がない場合、周辺の地域における農村および都市コミュニティに関するエスノグラフィーを参照することが、不可欠になる。いくつかの優れたこの種の研究が、特に農業村落を研究対象とするものではあるが、公刊されてきた。全体として、これらのフィールド研究の結論は、上述の解釈と全く一致している⁽⁶⁾。しかし、ケルト的周辺の内領的都市における集団間の関係、とりわけ初期産業段階のそれに関する証拠は、ほとんど出版されていない。そのため、それらの地域の大規模な文化的分業についての細部の多くは不明確なままである。歴史、および、現代社会に関心をもつ社会学者が、これらのテーマに沿ってとりくむべき研究は、多く存在する。

いまひとつの主要な推論は、ケルト的周辺におけるイングランドの支配の型、とりわけその財政的・政治的制度による支配の型についてである。ロンドンが、銀行と各省をとおして、周辺諸地域の経済に膨大な影響を及ぼすことは明らかである。しかしそうした支配の現実的なメカニズムや主要な計画決定者の中に、周辺諸地域の住民に対する民族中心主義的な態度が普及していることについては、まだほとんど明らかにされていない。この点は、追及する価値がある問題といえるだろう。

本研究は、少なくとも、もうひとつの研究課題を暗黙のうちに提起している。単純化するため、第2章で示した国民形成のモデルは、2つの相互に関連する集団、すなわち中核と周辺にのみ言及していた。しかし、そのような単純なモデルがあてはまるような現実的な事態はおそらくほとんどないし、また本研究のケースもそれにはあてはまらない。もし、イングランドを中核として考えるなら、ブリテン諸島では、少なくとも4つの周辺地域が区別されなければならない。すなわち、ウェールズ、スコットランド、アイルランド、そしてアルスターである。それら複数の周辺地域の相互関係や、それぞれの中核との関連について考察されたことはほとんどなかった。極端な可能性としては、それらの個々の周辺のグループがひとつの連帯集団のようにお互いに結び付くこともありうるし(汎ケルト運動の例)⁽⁷⁾、逆に、乏しい資源のためにそれぞれが競争して犠牲になりあうこともありうる(スコットランドにおけるアイルランド人移民の結末の例)⁽⁸⁾。まさに、これら周辺グループ相互の現実的な関係は、異なった環境の中で、両極端に変化するものである。こうした状況が明確化されるためには、さらなる調査研究が必要であろう。

ところで、内的植民地モデルが、普及モデルに比べ、イングランドとケルト的周辺との関係をよりよく説明したとしても、それは果してふさわしい命名といえるだろうか。植民地社会について広範な知識をもっている読者ならば、内的植民地としてウェールズを示すことが誇張であると指摘しうるかもしれない。イングランドの親類ともいえるようなケルトを分離する、穏やかな、おそらく妙でさえある相違と、極端に高いレベルの地域的不平等や第三世界の社会での民族紛争との間には、全く異なった質的な相違があるということ、彼らは提起するだろう。多分、ウェールズは、中心部の周辺地域とよばれるにふさわしいであろうと。

このような異論に対し、私は、2つの理由で同意できない。

まず、この主張は、明らかに非歴史的である。ほとんどの第三世界の社会は、概して国民形成のプロセスの緒についたばかりである。現に国民形成が何らかの段階に発生するという点で異論がないからといって、ガーナの現状と現代イギリス連邦のそれとを単純に比較する論理は、疑わしいものである。現に国民形成において何らかの経験がすでにある外的植民地社会——とりわけ

ラテン・アメリカ——では、内的植民地主義の概念が、広範に用いられ始めている。もとよりラテン・アメリカにおける内的植民地主義の形態は、正確には、イギリス連邦のそれとは異なっている。ラテン・アメリカでは、アメリカ・インディアンは、支配的なメスチソとの関係で、イングランドとケルトの関係よりも、市民的・政治的自由を一層収奪されており、また一層貧困である。こうした内的植民地主義のパターンの違いの背後にある原因は、これまでほとんど議論されてこなかった。しかし私は、その違いは、それぞれの社会が世界システム内部で有している位置が異なるということに何らかの関係があるという大胆な仮説を提起した。アメリカ・インディアンは、世界システムの周辺部に位置する内的植民地である。他方、ケルトは、世界システムのきわめて中核的部分の内部にある内的植民地である。オーウェルを言い換えるなら、すべての内的植民地は平等ではあるが、しかしあるものは他よりもより一層平等なのである。

第2の私の異論は、それが、明らかに非社会的だということである。集団は、それぞれの社会構造において、すなわち社会のコンテクストの内部で、正当なもの、あるいは不当なものとして定義される。次のような知識、すなわちアイルランド人がブリテンにおける差別の犠牲であったとしても、インドにおける少数のエリート以外の人々よりも暮らしむきがいいという知識は、アイルランド人の威厳と平等を求める気持ちを決して満足させはしないだろう。諸国家が社会を分離する限り、諸国家は、正義か不正義かが、良かれあしかれ決定される適切な舞台場になるのである。

実際、植民地、内的植民地、そして周辺地域という3つの複合的次元の概念の間に、明白な固定したラインを引くことはできない。内的植民地というタームは、ここでは、未だそのありうべき明確な表示ではなく、むしろ分析的な有効性のために採用されてきたとってよい。周辺に関するこれら3つの概念は、5つの特別の変数との関連によって、一応、分類することができる。すなわち、(1)行政的統合の程度⁽⁹⁾、(2)周辺における市民意識の拡大⁽¹⁰⁾、(3)周辺の文化の威信、(4)地理的接近の存在、そして(5)周辺と中核の間の組織の距離、である。経済的な独立性がこのリストから欠落しているのは、それが、3つの概念すべてに共通した特徴だからである。もし、それらの差異のそれぞれにランクの高低を割り当てるとすれば、植民地は、これらの変数一般に低くランクされた地域である。内的植民地は、(1)、(2)、及び(4)で高いランク、(5)で中位のランクにある。そして周辺地域は、すべての変数において高くランクされる。このことから、内的植民地が、植民地より、むしろ周辺地域に似ていると見ることは容易ではある。しかし、周辺地域に低い威信の文化が存在することは、内的植民地カテゴリーで十分に理解しうる。なぜなら、それなしには文化的分業はありえないのである。

イギリスの周辺地域における民族的連帯の維持は、比較社会学にとって、普遍的な含蓄に富んだ素材である。すべてではないにせよ、歴史的な国民国家のほとんどは、文化的に特色ある中核地域に端緒を有している。そしてそこは、国家的官僚的な行政が最初に現れたところである。中核における「行政革命」は、ほとんどつねに周辺地域への略奪を伴っていた。イギリス諸島における国家建設のパターンが、いかなる意味でも、西欧の歴史の中で特殊なものではなかったと見ることに一定の根拠がある。非常に長い間、イギリス連邦は、完全な国民経済・文化・政治制度の確立に非常に成功した希有な国家のひとつとして描き出されてきた。実際、アングロ・アメリカ——国民形成の次元において、堅実に、高度にランクされた社会の見本——の民主主義者の間でさえ、イギリス連邦は典型的な国民的社会と見られている。イギリス諸島の地域的分裂は、

世界の他の多くの先進国の地域的分裂に比べれば、それほど厳しくないといみなされているのである。

このような認識は、本書の結論が考究した比較の背景とは正反対である。本書のファインディングスをふまえるならば、内的植民地と呼ばれる不均等発展のパターンが、この最初の産業社会で発展してきたことは、もはや驚くにはあたらない。それが、世界史上で最も広大な海外植民地帝国の興亡を延命してきたことも、また当然である。さらなる調査研究は、内的植民地が、実際、産業社会における国民形成の形態上の様式であるということを実証するであろう。

将来については、何がいえるだろう。もし、私が論じてきたように、内的植民地主義が産業化に伴って自然に生じるものだとすれば、それは解消されるのだろうか。この点については、どんな解答も全く推論の域を出ない。この分析は、文化的に異なる集団が社会において様々な社会的役割を獲得するのに平等な状態である限り、民族的变化を経験することを示している。国家は、文化的分業の永続化を法制化すると同時に、中核から周辺に資源を移動させることによって国民形成を促進する中心的役割を演じる⁽¹¹⁾。これらの政策は、いずれも市民社会の正常な機能に対する干渉を意味している⁽¹²⁾。その意味では、内的植民地問題の解決は、資本主義国家より社会主義国家の方が有利であるといえる。このことは、内的植民地が社会主義社会であり発展しないことを示すものではない。むしろ、いったんそうしたパターンが発生すると、それらはより容易に社会主義体制によって提起されるだろうということである⁽¹³⁾。

イギリスのケルト的社会に起源をもつ諸個人にとって、平等を克ち取る展望は、結果的には、相対的に良好だと思われる。継続的なケルト的ナショナリストの騒動は、ただ、イングランド政府、地位授与制度、そして最も重要なものとしておそらく大学の、これら諸地域とそこに住む市民の窮状に対する認識を増進させることに貢献しただけなのである。

ケルト人自身は、アジア、アフリカ、西インド諸島からの移民のように、イングランドと同一化することをますます望んでいるかもしれない。非白人移民に比べれば、イギリスの非常に貧しいアイルランド人でさえも特権的であるかに思える。イギリスにおける最近の移民集団は、革新的なアメリカの黒人集団の政治的分析をすでに採用している。彼らが、内的植民地であることの隠蔽にたいしてクレームを申し立てるのは、ただ、時間の問題にすぎない。ケルト人が、他の内的マイノリティーに対するイングランド人種主義政策にどのように反応するかが、重要な問題になるだろう。

〈注〉

- (1) オックスフォードの黄金期、ベイリオルカレッジがその多数の黒人のために注目された時、飲んだくれの三位一体祝日騒ぎには、ウェールズとの関係ゆえにイエスカレッジで物笑いにした「白人を連れ出す」ようにベイリオルに要求する賛美歌があった。すなわち、もしお前がカレッジの前庭に行って、「ジョーンズ」と大声で呼ぶと、どの窓からも顔が出てくるだろう。そしてもしお前が「私がいったのは、歯ブラシを持ったジョーンズのことだ」と付け加えるなら、全部の顔がひっこむだろう。The Welsh Extremist, New Statesman, 81, 2101 (1971) p884のリビューより。
- (2) S. N. Eisenstadt, The Political Systems of Empires (New York: 1963)
- (3) この原則は、A. O. Hirschman の、より抽象的なタームでも明らかにされている。「忠誠心は、退去と発言の闘争におけるキー概念である。なぜなら構成員は、それゆえに彼らの組織の中に一層長くとどまり、あるいは一層大きな決断力と無策をもって発言権を使うのである。それは、不忠実つまり退去の可能性を示す

ために重宝である。悪徳のない世界で善良であることが不可能のように、会社や政党や不変の独占を伴った組織に忠誠でいるということが無意味にしてしまう。忠誠心が続いている間、退去はその最大の实在をもって、退去の可能性の上に叙述される。最も忠誠的な構成員でさえ退去するということは、しばしば、組織に対する彼の取引量の重要な部分をなす。もし、発言が退去によって後押しされるならば、それが公開でなされようと、あるいはその可能性が全体の利害に関する事態のひとつの要素であることが単によく理解されるだけであろうと、回復のメカニズムとしての、機能への効果的な発言の機会（すなわち低抗）は、かなり強化される。Exit, Voice and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organization, and States (Cambridge, Mass.: 1970), p82。

- (4) ただし第6章で指摘したように、地域的な方言の相違は、それらの諸地域での社会生活で大きな重要性をもち続けている。
- (5) John Rex and Robert Moore, Race, Community, and Conflict (London: 1967)
- (6) しかし、このような問題に関して広範に行われた民族学的研究はほとんどない。興味深い例外は、Isabel Emmett, A North Wales Village (London: 1964) である。この研究では、植民地の類似性について明快に言及されている。
- (7) F. S. L. Lyons, Ireland Since the Famine (London: 1971), p.223.
- (8) J. E. Handley, The Irish in Scotland (Cork: 1943), J. E. Handley, The Irish in Modern Scotland (Cork: 1947)。
- (9) これは、中核のために通過した法律が周辺に適応する範囲として定義されるだろう。
- (10) T. H. Marshall, Class, Citizenship and Social Development (New York: 1964) pp. 71~134の定義によれば、市民権は、市民的権利、政治的権利、社会的権利という3つの独立した構成要素を含む。多くの場合、植民地は、それらすべての権利について不利な立場に置かれてきた。しかし、植民地化の後の段階には、いくつかの植民地では、市民的・政治的権利は拡大された。とはいえ植民地における社会的権利(福祉、保障、そして教育)は、つねに大都市のその後塵をはいしてきた。
- (11) 少なくとも例えば公的部門では、多くのマイノリティーを雇用するような「肯定的行動」を要求するという新しい連邦法が、合衆国で通過した。
- (12) 国家と市民社会の古典的な区別としては、カール・マルクス「ユダヤ人問題によせて」、T. B. Bottomore 編: Karl Marx: Early Writings (New York: 1964) (邦訳は、大月書店版全集第1巻所収)を参照。
- (13) しかし、この予測は、証拠によって確認されているとはいえない。I. S. Koropeckyj, Equalization of Regional development in socialist countries: an empirical study, Economic Development and Cultural Change, 21, 1 (1972) 参照。

《原著目次》

序 文

第1部 問題

第1章 序論

第2章 民族の変容の理論に向けて

国民形成の諸局面: 実地踏査モデル/国民形成の普及モデル/代替的モデル: 内的植民地としての周辺
/諸集団の文化的差異の原因について/結論: 民族の変容の政策

第2部 前産業化段階の中核と周辺

第3章 イングランド国家の拡張

イギリス史における生態学の役割/領土拡張と正当性の実現/イングランド的権威の強制/合併の裏にあるイングランドの動機/イングランドの文化的優越に関する政府の主張

第4章 政治的合併の諸結果

合併の民族的諸結果（周辺における地域経済の特殊化に向けた緊張・主権の喪失とその諸結果）／地域の文化的差異の発展：改革とその影響／合併の文化的諸結果（イングランド化の進展）／合併の政治的諸結果

第3部 産業化の諸結果

第5章 産業化と地域経済の不均等, 1851～1961

地域経済の不均等の問題／イギリス諸島における地域経済の不均等：19・20世紀／産業化の空間的普及, 1851～1961／周辺における発展の構造的諸結果：飛地と後背地／経済的不均等の解釈／結論／付録：per-capita の所得変化に関する覚書

第6章 ケルト的周辺のイングランド化, 1851～1961

イギリス諸島における宗教的帰属の構成／イギリス諸島におけるケルト語会話の衰退／結論

第7章 地域主義への固執, 1885～1966

事例研究としてのイギリス諸島／周辺地域主義の測定に関する間接的方法／発見／結論

第8章 帝国時代における従属帝国主義と国民形成

理論的背景／地域政治的反応の測定／諸結果：構造的差異の除去／経済的相違の結果に対する評価／結論

第9章 20世紀のケルト民族主義

アイルランド分離の問題／戦間期:階級的投票の結合／ケルト的復活のパラドックス

第10章 民族の変容の政治経済学

民族と文化：定義の問題／民族の変容に関する2つの理論／機能主義理論の検討：地位集団結合における諸傾向／機能主義理論の検討：所得における文化的諸要因の影響／若干のさらなる考察／地位集団結合の前提条件について／反動的理論の検討：地位集団政策の出現のための文脈的基礎／結論

第11章 結論

<資料と解題>

ロシア革命と児童法(上)
——1920年代ソビエトにおける子どもの位置——

塚本 智宏, 村知 稔三

目 次

解 題:

はじめに	181
I. 「児童法」について	182
II. 「児童法」と革命直後の子ども——ロシア革命のなかの子どもの生活	183
III. 「児童法」と革命直後の子ども——子どもにとってロシア革命とは何であったのか	184

資 料:

1. 各国の児童法	186
2. ロシア・ソビエトの児童法の歴史	187
3. ソビエトの児童法の概略	188
4. 関係機関・委員会	191

[以上, 本号]

[以下, 次号]

5. 母子保護・児童労働・国民教育など	
6. 子どもおよび未成年者の法律違反との闘争	
7. 成人の犯罪行為からの子どもと未成年者の保護	
8. 浮浪	
9. 法律相談所	

解 題

はじめに

ここに紹介する論文は、1925年から1926年にかけてモスクワで編纂されたП. ストゥーチカ編『国家と法百科事典』(Энциклопедия государства и права, под ред. П. Стучка, Москва, 1925~26)の第1巻に収められた一項目「児童法(Детское Право)」(С. А. ジーロフ執筆。「一項目」とはいても、後掲のように、量的・質的にみて一つの論文の体裁をなしている。以下、「本論文」と略称する)の抄訳である。

この翻訳は、それぞれ、ロシア革命前後の子ども・教育状況に関心をもつ訳者の共同作業である。訳者らは、ともに最近着手したそれぞれの研究(子どもの制度・状態史研究: 塚本, 保育史

研究：村知)において、その複雑な研究対象をまずはより包括的にとらるうえて、かつ今後の実証研究の展開の視点をさぐるうえて、本論文「児童法」が最良の研究論文のひとつであると判断し、その翻訳を試みた。また「児童法」が対象としていた諸事実についていうと、そのかなりの部分はわが国においてこれまで歴史的考察の対象となってきておらず、今後の研究対象として深められるべき点を多く含んだ、それ自体価値あるものと判断したことも、本論文を紹介するにいたった理由である。

筆者ジーロフについては、当時のソビエト法学雑誌(『法と生活』1926年,2-3号)に児童犯罪関係法図書に関する書評2点を著していること以外には、今のところ残念ながら、わかっていない。しかし、彼自身本文で述べているように、当時のソビエトにおいてその児童法の体系的記述を目指したものは他に存在せず、彼はその体系化を試みた最初の法学者といってよい(児童法研究の動向については後述)。

なお翻訳にあたって、当時の歴史的状況についてぜひとも必要な点に限って注(*)を付し、それらの典拠は一括して論文末尾(次号)に列挙した。また原文の内容に即して重要な事項・用語と思われた箇所をゴシック字体に直し、さらに、原文中にはなかった見出しを訳者が補足した。

(塚本・村知)

I. 「児童法」について

本論文は次のような書き出しで始まる。「児童法」は「現在、なお、民法や刑法などのような普遍的承認を受けていない個別(法)分野」であり、また「今なお、家族と社会と国家における子どもと未成年者の地位を規定したすべての決定の完全な法典をもっている国家はひとつとしてない」と。本論文全体から読み取れることだが、こうした『児童法』の叙述は、1920年代という歴史的状況のなかで、他国の児童法の動向ならびに自国の過去の児童関係法を検討しながら、ソビエト政権初期の児童法の体系化、あるいは児童法典の編纂を目指していたソビエト法学の意欲的試みのひとつなのである。

児童法の展開については、筆者の知るかぎり、先行研究は存在せず、また現在のところ筆者の入手している資料も少なく、今後あらためて検討の対象にすえられるべきだと考えているが、現時点で筆者が確認している点および仮説としてもっている点は、以下のとおりである。

1. 児童法の始期は、ジーロフも述べるように、いちおう革命直後におくことができる。そして、その体系化をめざす動きは、とりわけ1920年代にロシアとウクライナにおいて顕著である。この時期、ソビエト児童法に関してロシア共和国・ウクライナ共和国において、比較的まとまった形で刊行されていた法令集や概説書をあげるなら、次のものがある(現在、筆者の手元にあるのはbのみ)。

<ウクライナ>

- a. 教育人民委員部(ウクライナ)社会教育総委員会『児童保護(法令集)』1922年、ハリコフ。
- b. ヴェツケル『児童とソビエト法(ウクライナ児童法の叙述)』1925年、ハリコフ。
- c. 『ソビエト共和国児童法』1927年、ハリコフ。

<ロシア>

- d. ルインジュンスキー、サヴィンスカヤ『ロシア共和国児童法』1923年、法務人民委員部

出版、モスクワ。

e. ルインジュンスキー、サヴィンスカヤ、チェルケゾーフ『ロシア共和国児童の法的地位』第2版、1927年、モスクワ。

f. ルインジュンスキー、サヴィンスカヤ『児童法、ロシア共和国児童の法的地位』第3版・完全改訂版、1932年、モスクワ・レニングラード。

2. しかし1930年代に入ると、この種の「児童法」関係図書の刊行は、上記のfを最後に確認できない。またソビエト大百科事典の初版には「児童法」の項目が存在する（第21巻、1931年）が、その後、第2版以降（1950年以降）には見られず、その間に、すなわち1930年代から1940年代にかけ、その意義を低下させられ、今日に至っている。現代のソビエト法学事典の類にも、同項目は散見できない。

3. 1932年には、教育人民委員部の刊行物で、児童法に関する体系的な図書編纂の試みがあった。『“児童保護と児童法”叢書』全17巻がそれである。これは、各巻に巻頭論文を付した法令集であり、同シリーズには、筆者が確認しえた限り、以下のようなテーマをもつ9巻が含まれている。「母子保護」「家庭での子どもの法的地位」「児童の健康保護」「就学前教育」「児童ホーム」「児童・未成年者の普通教育」「児童犯罪との闘争」「『子どもの友』協会」「未成年法律違反者」。

4. 現時点で訳者は、児童法分野創設の努力は1930年代、とくにその後半において急速に薄れていくものと見ている。その理由については、今後、同プロセスにかんする研究のなかで追求されなければならない。なお戦後でこれに相当する法学研究分野・研究書は、たとえば『子どもの法的保護』（オルロフ、ベリャコーヴァ、プローニナ編、1975年、モスクワ）、『ソ連邦児童保護』（法令集、タルクノーフ編、1979年、モスクワ）、『ソ連邦児童の法的保護』（ネチャーエヴァ、1987年）といったものであり、それらのいずれにも児童法という用語は見あたらない。

II. 「児童法」と革命直後の子ども——ロシア革命の中の子どもの生活

本論文の内容にかんして、とくにその歴史的意味について注目して述べるなら、まずこれが全体として1920年代の子どもの歴史像を映し出す鏡となっているという点を、訳者は指摘したい。

いいかえるならば、いわば子どもの法制度の全体を通じて、同時代人が認識していたロシア革命直後の子どもの全体像を描き出すことになっている点である。第一次世界大戦、二月と十月の革命、内戦を経た歴史的状況のなかで、子ども達はいったいどのような生活をおくっていたのか。この問いにこれまでの歴史研究がどれほど応えてきたのだろうか。ロシア革命のプロセスが子ども全体にどのように反映していたのか、また、この時代の子どものひとつの歴史的な全体像をもつものとして描くとすれば、それはどのようなものであったのか。従来、教育史研究が教育ないし学校を視点としてこの問いに迫ろうとしてきたとはいえ、これらの点の解明には程遠いといわなければならない。本論文は、これらの問題に迫るのに必要な当時の子どもの歴史的状況を具体的に表現している。すなわち高い乳児死亡率に始まり、子どもの飢え、衰弱・病気、児童労働、大量浮浪児、青少年犯罪、成人による子どもの権利の侵害、成人の子どもにたいする犯罪など一、当時しばしば「児童保護」の課題として一括されたこれらの問題は、しだいに学校が子どもをとらえつつあったとはいえ就学率の低い状況下において、この時代の子どもの「成長」としてかなり決定的な意味をもっていただと思われる。この時期の子ども世代がこれらのいずれかを、または全体を通過するなかで「成長」し、1930年代を生きていくことになる。これらの問題は、

子どもの生活の歴史像を再構成するうえで、それぞれ解明に値する問題と思われる(*)。

*なかでも、とりわけ子どもの「浮浪」の問題は、その規模(本文中に注で示した)や、それ自体が持つ問題の複雑さ(それが家族・私生児・孤児といった問題や「犯罪」といった問題と絡んでいる)からしても、当時最も深刻な問題であった。それらを保護し「吸収」するシステムをいかなるものとするか、またこれを防ぎ、抑制することがどのようにして可能なかといった問題は、ソビエトの児童保護の政策課題において、1920年代、そしてなお1930年代にかけて引き続き大きな位置を占め続けた(1940年代はその延長線上にある。2000万といわれる戦死者を出した第二次世界大戦後、この国には戦災孤児の問題が再びのしかかってくる)。これらのプロセスについては改めて考察してみたい。

Ⅲ. 「児童法」と革命直後の子ども——子どもにとってロシア革命とは何であったのか

本論文の内容において今ひとつ注目すべきことは、それが、一方では、この時代の子どもの生活の展開過程、すなわち誕生からその生存・成長・労働・自立に至るプロセスの制度的条件を、また他方では、子どもがその時点その時点で直面する種々の法制度を、全体として明らかにしようとしている点である。そこには、いわば子どもの個体レベルの成長の法体系と子どもの環境レベルの法体系とを見出すことができる。

ところで検討を要する点は、それらの法制度のひとつひとつが「子ども」「未成年」を規定する際にどのような根拠を有しているのかという問題である。いいかえるなら、種々の法制度は子どもにどのような「視線」を浴びせているのかということである。いうまでもなく、その視線のひとつひとつがロシア革命の過程において変化しているはずである。そしてそれらが、個々に、またその相互の関係において、さらに全体として、子どもに変容を迫っていたはずである。子どもにとってのロシア革命の意味はそうした視点からの考察を求めている。

そのような意味で具体的に分析に値すると思われる点を、本論文の叙述にそくして指摘するならば、以下ようになる。

① a. 児童法の「法源」=児童法を構成する法典(たとえば戸籍・家族・結婚・後見法や民法・刑法・労働法・土地法典など)における子ども規定の固有性の根拠がいかなるものであるのか、b. また同時に、「子ども」や「未成年者」にかんする種々の政策展開、とりわけ「子ども委員会」(1921~38年)「未成年者委員会」(1918~35年)といったいわば子どもの年齢階層別政策の系を創出・展開したことの意味をどのように考えるのか、が最も重要な検討課題であろう。前者の点についてさらにいえば、そこに規定・決定されている子どもと他の市民との関係の一切を、誕生から成人に至るまでの過程(たとえば、子どもの「出生」「扶養」「養育」「学習」「労働」「法律違反」などの過程)において考察し、おそらく5種の制度環境——家族制度・社会保障制度・学校制度・労働制度・刑罰制度——の網の目のなかにある「子ども」「未成年者」の抽出作業を試みることである(ただし、学校制度・労働制度に関する叙述は本事典の他項目「国民教育」「児童労働」との関係で省略されている。これらについては、本解題のなかで若干触れておいた)。

これをさらに具体的に指摘すると、以下の3点となる。

② まず、子どもの法的人格、子ども・未成年者の権利一般の問題に関わって、かなりトータルな分析が必要と思われるのが以下の4点であり、これらは個別にかつ全体として、その歴史的

展開の分析が必要なものである。

a) 「未成年者」制度概念・年齢区分の変化：成人年齢の引下げ（21歳から18歳へ）である。これは「完全な法的行為能力」年齢の低下であり、過去の「未成年者」の一部の成人への編入となっている。

b) それ以下の年齢を見てみると、まず14歳未満では、こうした能力をもたず自己の行為の責任を問われない＝責任能力をもたないが、14歳以上においては、限定的に行為能力を有し、たとえば独立して雇用契約に入る権利をもち、また条件つきで自己の行為にかんする責任を問われる。つまり、法的行為能力は14歳から18歳に至る過程で完成する。いいかえれば子どもは、権利主体としての能力をこの過程で次第に獲得する（部分的にはすでに有する）存在として認定されている。

c) 他方で、裁判所において裁かれる刑事責任能力に関しては、本論文にみるように、主として未成年者による食糧強奪事件の増大という特定の歴史的状況のなかで、16歳以上（当初18歳以上）が成人扱いとなり、14歳以上16歳未満では、「医療・教育的感化」措置では目的を達成しえない場合に限り、その責任を問われることになっていた。

d) なお児童労働の制限や条件に関する年齢区分でいえば、18歳未満は重労働や危険労働・夜間労働の禁止、16歳未満は原則として就労禁止とされ、ただ14歳から16歳は、当面の措置として、就労を特定の場合にのみ許可されていた。また、学校制度年齢区分では、8歳以上、13歳（のち12歳）以上、17歳以上が、今日概念でいえば、初等・中等・高等の各教育段階の画期をなしていた。（児童労働、学校教育については、本事典の他項目、「児童労働」、「学校」から引用した）。

③ つぎに、家族制度にかかわってはわが国でも比較的の研究蓄積のある分野で、そこで従来から指摘されてきている事実は、本論文にも次のような形で現れている。

a) 事実上の婚姻を前提とする家族制度、従って、婚姻子と婚外子との平等の実現。

b) 「親の権力」(власть) の廃止と「親の権利」(право) の成立、さらに後者は「専ら子どもの利益」において行使され、また両者をともに親権と呼ぶなら、その親権の及ぶ範囲は子どもの未成年年齢に限定されることになった。

c) 革命前のロシア社会・国家において大きな位置を占めた宗教・信仰の問題については主として家族内の問題として扱われている。具体的には14歳未満の子どもは、両親の見解の一致がない場合、信仰外に置くこととする。

④さらに、法制度創出に際して、あるいはその運用に際して、思想の転換、または科学の援用がみられる点に注目するならば、以下のとおりである。

a) 「児童犯罪」概念の追放と未成年者「法律違反」概念の採用。これは「法律違反を犯したその子どもに罪があるのではなく、彼がその時点までに置かれてきたその境遇にこそ原因がある。子どもの精神あるいは肉体におけるいかなる生来の特質も、彼を『犯罪者』にしたてるようなものではない」という認識に基づくものである。

b) 「法律違反者を児童学的に研究することなくとり残される問題はひとつもない」という「児童学」の採用。

c) 未成年者への刑罰の採用はたとえば長期にわたる自由の剝奪は未成年者にとってふさわしくないといった「教育学」認識の援用。

子どもたちにとってのロシア革命の意義を問うとすれば、以上のような子ども・未成年者の歴史的な課題の事実即した把握、これに対するソビエト政権の「視線」とそれに基づく対処の妥当性の検討が必要である。現在、訳者は、ロシア革命期の子どもの歴史的状況について、ロシア史上子どもにとっての最大の危機の時代であったと考えている(*)。そこから脱出させる主要な方策が誤れば、次の時代に再び子どもにとって(あるいは、ロシアの未来にとって)の危機を生み出すことになる。この点については、今後、1920・1930年代の子どもの制度・政策展開の具体的な分析において検討される。

*ロシア革命直前の子どもの歴史的状況については、拙稿「ロシア革命とカー・エヌ・ヴェンツェリ『子どもの権利宣言』」(『北海道大学教育学部紀要』第56号,1991年3月刊行予定)で、検討を試みている。

(塚本)

資 料 (抄 訳)

『児童法』(Детское Право)

(П. ストゥーチカ編『国家と法百科事典』第1巻,1925-1926年,モスクワ,863-893ページ)

1. 各国の児童法

児童法とは、現在、なお民法や刑法などのような普遍的承認を受けていない個別[法]分野である。児童法に通常含まれる法規範は、種々法典に収められているが、今なお、家族と社会と国家における子どもと未成年者の地位を規定したすべての決定の完全な法典をもっている国家はひとつとしてない。子どもあるいは16歳未満の未成年者を保護することについて、以前に採択されていた法令をひとつにまとめ、この集成に一連の新しい決定を補うというヨーロッパで最初の試みが、イギリスの1908年の児童法(Children Act)である。これは、134条から成り立ち、6部構成である[以下項目のみ一訳者註一]。

1)低年齢(7歳未満)児童の保護, 2)年少者の虐待からの擁護, 3)「喫煙」について, 4)徒弟学校および矯正学校について, 5)法律違反の青年について, 6)補足, その他。

その後、イギリスでは、Children Actを修正、補足する法令が編纂されている。そのうち、重要なのは以下のものである。1)1920年の児童教育に関する法、これによれば、教育の事業は、宗教的組織より分離し、地方自治機関と国家に移管される、そこでは、また未成年労働者の教育の組織化と児童労働の条件が述べられている、2)1918年の母性に関する法(母子の国家的保護)、3)1923年の婚外子に関する法、4)1924年の養子および合法化について。この同じ年、労働者政府のイニシアチブによって、墮胎や18歳未満の未成年者の性関係への勧誘に対する刑罰が強化され、未成年者を舞台その他に有料出演させることも禁止された。

イギリスの児童法は、ベルギーの模範となり、児童保護法が1912年に公布されている。そこには、親権の剥奪、青年法律違反者への適用措置、そして、反道徳的犯罪と年少者の無保護についてという3つの章が収められている

近年ベルギーでは、多産と母性保護を目的とする法が公布されている(墮胎の勧めや避妊手段

の普及に対する刑罰の強化，多子家庭の国家的援助など)。

1914年，イタリアで，児童法典が公布された。それは 250条からなり，3部に分かれている。1)子どもと未成年者の擁護に関する活動を行う機関について，2)未成年者の後見と社会的保護について，3)未成年者の犯罪行為及びその裁判についてである。この第3部では，法律違反の責任と成人の子どもに対する犯罪の責任について述べられ，また，児童労働保護に対する違反の予防策と懲罰措置が予定されている。

フランスでは，特別な児童法典といったものはない。この名称を有するのは子どもや未成年者に関する個々の法規定の集大成であるか，また，他の法典から同様の性格を有する条項を抜粋したものの集成である。フランスは，ベルギーと同じように，戦後，多産〔奨励〕，子どもの死亡率の低下について配慮しており，このためフランスでも同様に墮胎の低減，避妊手段の普及抑制，母子保護といった措置がとられ，多子家庭には手当が与えられ，児童の学習・鉄道利用・住居などに関する負担の軽減が図られた。近年のフランスの法令のうち，養育費不払いを処罰の対象としたこと（1924年2月）は，特筆すべきことだろう。

ドイツでは，戦時中，浮浪児の数が異常に増大した。戦後，浮浪児や国家の援助を必要とする児童の数は，統計資料によれば，200万人に達した。このような状況と他方で浮浪児や保護を必要とする者の援助を目指してきた社会的な諸機関の活動の弱体化は，児童の国家的保護の問題を前面に押し出した。

1922年6月9日の児童保護法は，6部に分かれている〔以下項目のみ〕。

1)〔児童保護及び訓育権に関する〕一般規程，2)児童保護機関，3)扶養と養育のために引き戻された児童の保護，4)後見者に引き渡された児童の保護に関する取り扱い，5)援助を必要とする年少者の公的扶助，6)〔浮浪児〕保護監視と保護養育。

この法の諸決定は，一般的課題や児童保護機関・部局の管轄範囲，そして，個別の養育措置の採用手続きを述べたに過ぎない。これは，地方法や実際が現実的な内容を与えるところの，枠組あるいは概略である。この児童保護に関する法令の実施は，その採択に際して，1924年4月まで延期されることになっていた。

革命後ドイツの第二の追加法律，これが1923年2月1日付け青年裁判法であり，同年7月1日より実施されたものである〔以下，同法内容略〕。

以上のこれらふたつの大きな法の他に，ドイツでは，近年，より詳細な一連の法律が公布されている。映画の有害な影響からの児童の保護，戦災孤児年金，18歳未満の未成年者に対する酒類販売の禁止，未成年労働，学校事業の再編などである。

2. ロシア・ソビエトの児童法の歴史

革命前のロシアでは，児童法典の編纂あるいは子どもや未成年者に関する個別の決定や法令に関する公式の法典編纂の試みはなかったが，1899年には，Я. А. カントローヴィチによって非公式版「児童に関する法」が編纂されている。これは，その副題「年少者および未成年者に関する現行法令決定集，元老院裁定に関する解説集付き」が示すとおりである。この法令集が現在において注目されるのは，それが特に，我々がその時期からどれ程遠ざかったのかという点について，また，存在していた身分上，民族上，そして，信仰上の乱暴な差別——その差別が子どもに及ぶことは不可避であった——について，はっきりとした観念を与えるからである。

十月革命の後、H. H. ボリヤンスキーは、ロシア共和国教育人民委員部の委任を受けて、1921年（含む）までの子どもと未成年者に関するすべての法規規定、決定、政令、回章の体系的法令集を編纂した。この法令集は、資金の不足から出版には至らなかった。もっともそれは編纂し直しが必要なほど時代遅れのものとなってしまった。1922年に始まる立法強化は、多少とも長期にわたって指導的地位を占めうるような法令集の編纂の可能性を与えなかった。この種の法令集の刊行は、予定されている戸籍、結婚法、家族法、後見法に関する法典の再検討、また同様に、未成年者に関するあらゆる基準の再検討のため、現時点では抑制されざるをえない。

ウクライナでは、1922年に、教育人民委員部の社会教育総委員会によって、社会的法的児童保護の問題にかんする公式資料や方法的資料をその内容とする『児童保護』法令集が刊行された。これはウクライナ語とロシア語で出版され、それには、A. M. ルバーシェヴァの60ページにも及ぶ児童保護や浮浪児そして法律違反にかんする概説的序論、文献目録、一連の布告、規程、政令、統計リストや事務形式の範型などが収められている。

1921年から1925年の間に、児童法や未成年者の社会的法的保護に関する一連の仕事（П. И. リュプリンスキー、M. ゲルネート、С. Е. コペリヤンスカヤ、В. И. クーフアエフ、Г. Д. ルインジュンスキーなど）が発表されているが、残念ながら今日にいたるも、ソビエト全体の体系的叙述には至っていない。しかし、児童法はいくつかの高等教育施設の特別科目としてプログラムに収められている。

3. ソビエトの児童法の概略

わが国では、今日にいたるも、児童保護法典あるいは児童法典は公布されていないが、種々の法典や規程、個々の布告や各官庁の指令などに散らばっている個別の規則あるいは一般規則からの抜粋は、総体として、完全な法規範の体系をなしており、その規範は、子どもや未成年者と個々の市民との、すなわち彼らの親をはじめ近親者・後見人・雇主などとの相互関係、また諸機関や国家との相互関係を調整しており、法律的知見の個別部門としてソビエトの児童法について語ることは、全く正当なことといつてよい。

わが国の児童法は、もちろん不動のものでも、また不変のものでもない。例えば、何年前には、食糧の問題は第一義の意味をもった。子どもの食糧にかんする一連の布告が出されたが、今やその意義をほとんど失った。現在は、資金不足（また、多分適切な教育の不足）のために、わが国には学校数が不足している。すべての子どもが労働学校に通うことができないでいる。座席より望む者の方が多いのである。階級的指標にもとづく入学順序が定められて、それはまず労働者・赤軍兵士・教育労働者の子ども、つぎに他の勤務員、自由業者の子ども、そして最後に非勤労者の子どもとなっている。わが国に普通義務教育が実施されることによってこの入学順序が放棄され、そこで親が子どもを入学させない場合の処罰の基準がつくられるであろうことは当然である。

ロシア共和国の児童法は、ウクライナその他のソ連邦加盟共和国諸国とは異なるが、この差異は一般に本質的なものではない。

(1) 児童法の法源

ロシア共和国の児童法の法源となっているのは、まず何よりも「戸籍（身分行為）、結婚法、家

族法、および後見法に関する法典」であり、児童法のかかりの部分を含んでいる。民法典、民事訴訟法、刑法典、刑事訴訟法典、矯正—労働法典、土地法典は、個別の条項において、子供と未成年者に関する固有の規範をもっている。さらに、一連の布告や全ロシア中央執行委員会及び人民委員会議の決定、教育、保健、法務、労働、社会保障など各人民委員部の指令も、同様に児童法の法源に該当する規範をその内にもっている。地方権力の若干の指令は、子どものあれこれの法を規定しており、これも児童法の法源のうちを含めなければならない。子どもや未成年者のための多くの施設が存在している。これらは、しばしば公表されていない規約や規程に基づいているが、それらの存在の事実自体が児童法にその施設の課題や機能を含める根拠となっている。ソビエト児童法の法源には、慣習法が含まれるが、それは、しばしば家族のなかの子どもの地位をまた農民の間の子どもの地位を規定しているからである。わが国の児童法はなお形成の途上であり、このため児童法の法源のなかには裁判上の実践も含むことがありうるからである。

子どもおよび未成年者に関するソビエトの法制が、その多くの部門において、ブルジョアの法制やロシアの革命前の法制とどれほど異なっているのか、子どもや未成年者に関する以上のばらばらの法決定や種々の官庁の指令を一定の体系に整理することは、大いに興味あることである。

(2) 成人年齢の設定と未成年者の権利

まず第一に革命前の法と異なる点は、そもそも成人年齢自体にあり、これを21歳から18歳とした点である。しかし、われわれの法は、後見施設に関する決定（例えば、戸籍法典191条）では、18歳に達していない者も成人と認めている。あるいはそのような決定がない場合でさえ、もし、戸籍筆頭者（性別に係わりなく）が18歳未満でも、独立して経営を営むことができる（土地法典47条）。後者の例は村落にかなり頻繁に見られるが、都市でも、18歳に達していない青年で、独立した労働で生活を営む者、あるいは子どもを持つ若い女性なども、彼らが民事訴訟を起す必要がある場合、あるいは何らかの法律行為に触れる場合、これらを、国民教育部は、普通、成人と見なしている。彼らの後見機関はこの場合何ら特別の意義をもたないが、それは、彼らが全く自立して生活を営み、後見を必要としないものと見なされるからである。

民法典によれば、成人年齢に達してはじめて完全な範囲で〔法的〕行為能力が発生する（民法典7条）が、労働契約においては、未成年者も成人と見なされ（労働法典31条）、彼らが受け取る労賃は独自に処理される（民法典9条）。これを基礎として、人民裁判所の労働部門は、14歳以上の未成年者の申告、そして、もし労働法典のいう14歳未満の雇用労働禁止に反して労働していた場合には、その年齢に達していない者の申告を受け入れるのである。

これは、14歳に達した未成年者の権利であり、彼らは、独立して雇用契約に入ることができる。その他の法律行為は、自己の法律上の代行者、すなわち、親あるいは後見人の同意を得て遂行する（民法典9条）、14歳からは、他の人物に対して損害を被らせた場合の責任を問われることは彼らの義務である（民法典9条）、そして、14歳以上の未成年者で、社会的に有害な行為を行い、未成年者委員会〔後述〕が彼らに医療・教育的なはたらきかけの措置がふさわしくないと認めた場合に、その未成年者は、裁判所の所轄となる（刑法典18条、刑事訴訟法28条）。以上のように、あらゆる未成年者の権利は、2つのグループに分けられている。1) 14歳未満…完全に〔法的〕行為能力をもたず自己の行為の責任を問われない、2) 14歳以上…限定的に行為能力をもち自己の行為や行動の責任を問われる。

子どもや未成年者について世話・後見する任務をもつ施設への所属という点からは、未成年者は、さらに別の年齢グループに分かれる。1) 3歳未満、この年齢では、ほとんど専ら身体上の世話を求めている、保健人民委員部の母子保護機関に属し、2) 3歳以上、これは国民教育機関・施設に属す。

(3). 子どもと未成年者の人身上の権利

ロシア共和国の各々の市民は、氏名を持たなければならない。各々の子どもは、氏名を有する権利を持つ。子どもには名が与えられ、その名は、地方機関、戸籍登録所への出生届けの提出によって認証される。子どもの出生登録後、法によれば18歳に至るまでは、その名前を変更することはできない。例外は、1) 裁判所の決定によってなされるもので、もし、名前の詐称にかんして親たちの争議が起こった場合、2) 行われた登録が二重であり、子どもにはすでに以前から氏名があると判明した場合である。

姓。もし、登録婚にもとづく子どもでありその両親が共通の姓を有している場合、子どもはその姓を受けることが義務づけられる。また、もし、彼らとその結婚に際して各々の姓を維持していた場合、あるいは、その結婚が登録婚でない場合、その子は両親の同意に基づいて父あるいは母の姓を受けるか、または、それらを合成した姓をうけることができる。非登録婚の場合で、もし、父親が出生登録に署名しなかった場合、戸籍登録所はその届出を拒否し、また、子どもに父親の姓がつけられている場合も同様に、母親は望むと望まないにかかわらず、その子に自分の姓を与えることになる。通常、父子関係が裁判所によって承認された後は、子どもには常に母親の希望に従って父の姓が与えられている。このほか成年に達していない子どもは、もし、両親がその姓を変えた場合、両親の希望に応じてその姓が変えられる。

離婚あるいは結婚が無効と認められる場合、夫婦は、上記の三つの姓のうちいずれを将来子どもにもたらすのかを申告しなければならない。しかし、この戸籍法典(146条)は、実際にはほとんど適用されておらず、離婚に際して子どもの姓が変更される場合はほとんどない。

子どもの宗教。これは帝政ロシアでは、以下のように定められていた。もし、両親のひとりが正教徒である場合、子どもは必ず正教徒であり、もし、両親のひとりがキリスト教徒である場合、子どもは必ずキリスト教徒である(もっとも、そのような結婚というのはルーテル派と非キリスト教徒との間の場合にのみ可能であった)。戸籍法典によれば、子どもがどれこれの宗派に属すということについては、書面の上で両親の同意が必要であり、もし対立する場合、14歳未満の子どもは無信仰の状態におかれる。

我が国の戸籍法典では、事実上の出生を家族の基礎とみなしており、そして、婚姻外親族と婚姻親族との間にはいかなる区別も規定していない。これらふたつの原則は、実際に極めて厳格に実現され徹底されている。裁判所では、戸籍登録にかんし、利害関係にあるどの人物の権利も、これらの原則に基づいて争われている。かつては、あんなにも厄介であったことが、今では毎日行われている。教会戸籍簿での旧式の登録は、これこれの女のもとに息子あるいは娘が生れたことを登録していたが、それは父親に関する証拠資料によって無情にも訂正されてしまうものであった。

革命前ロシア法とソビエト法は、親子関係についていえば、〔革命前の一訳者註〕法令集第十巻の表現をそのまま引用しなければならない程全く異質なものとなってしまった。そこには、「親の

権力は両性の子どもに年齢をとわず及ぼされる」とある。我が法は、親の「権力」を廃し、親の「権利」という表現をとっている、とはいえ、その権利も、最終的には、自らのもつて子を扶養し、養育し、彼らを有用な仕事に準備するという「義務」に行きつく。親の別居の場合、しばしば、いずれがこれらの権利と呼ばれる義務を遂行するのかが争われる。この争いの解決に際して、法には、何をもって裁判が導かれるのかについての直接的指示は見られない。しかし、裁判所は、「親の権利は専ら子どもの利益において行使される」（戸籍法典、153条）ということを考慮するのであり、親の争いは、この観点から裁かれることになる。

我が国の家族法の特質のうち述べておくべきことは、親がその権利を違法に行使している場合、あらゆる人物や機関に、その親の権利の剥奪について訴訟を提起する広範な権利が与えられていることである。この訴訟手続きの他、1924年末から社会的擁護措置として親の権利剥奪の刑法上の手続きも存在している。

(4) 子どもと親の財産上の権利と義務

戸籍法典によれば、その最も本質的部分は、養育費に関することである。わが法の特質のうち述べておくべきことは、子の扶養の義務は、受胎可能な時期にその母親と密接な関係にあったすべての人物のうち、もし、だれがその子の父親かを特定できない場合、それらすべての人物にその義務が負わせられるということである。二つ目の特質は、財産をもたず、労働能力のない姉妹・兄弟の扶養の義務である。

養育費は、あれこれの両親の物質的狀態に従って決められ、支払われるべき養育費のより詳細な範囲を法は定めないが、当然、それらの範囲がその子の必要限度を越えることはない。養育費の範囲に関しての裁判の実際は、極めて多様である。例えば、モスクワの市人民裁判所のように、子ども一人あたり、通常、父親の賃金の3分の1を宣告しているケースもあるが、農村地域では、月額5ルーブル以上を宣告するというのはまれであり、多くの地方で、裁判所は、子ども一人あたり、現物でライ麦1ブードの養育費を宣告している。

子どもの国籍（国籍の項を見よ）。

子どもの養子（養子の項を見よ）。

4. 関係機関・委員会

子どもと未成年者に関する配慮、またその養育・教育・健康、物質面での福利、そして労働保護等に関する配慮は、わが国の場合、一所轄官庁の施設・機関に集中しているのではなく、幾つかのそれに分割されている。しかし、当然、その大半は、教育人民委員部と国民教育の機関や施設に課せられている（3歳以上8歳未満児の就学前施設、様々の形態の学校、児童ホームやその他の収容施設、未成年者の社会的法的保護など）。

あらゆる年齢の子どもの健康保護、体育、母子保護などは保健人民委員部とその地方機関、およびその所轄の施設に課せられている。児童労働は、労働人民委員部とその地方機関により保護されている。子どもの社会保険・社会保障も、同委員部の管轄下にある。最後に、子どもにたいする社会保障の諸手当の相当部分は、社会保障人民委員部が管轄している。同委員部の管轄下には、孤児への援助をその一課題としている農民団体互助会がある。また以前、子ども給食の仕事は食料人民委員部に属していた。1919年には、子どもにかかわる所轄官庁の活動の統一のために、

教育人民委員を議長とする子ども擁護協議会が組織された。

(1) 子ども委員会

後に、すなわち1921年1月末に同じ目的のために、全ロシア中央執行委員会に付属して子ども生活改善委員会がつくられた。同委員会は議長と6名の委員から成り、管理・援助機能を有していた。子ども生活改善委員会、あるいは、全口中執委付属子ども委員会（通常こう呼ばれる）には、次の仕事が委ねられた。a)子どもへの配慮を委ねられている施設、まず第一には、浮浪児の生活や健康の保護を主導している施設にたいする食料・住宅・燃料等の援助、b)子どもの擁護と子どもの必需品保障のために発せられた決定の遂行〔状況〕の視察、c)子どもの生活と健康の保護に関する現行法にもとづいて出された指令の出版(*)。

*当時の浮浪児、及び、保護施設の各種統計については、福田誠治論文（『ソビエト社会主義革命と浮浪児』『季刊教育運動研究』第11号、1981年）を参照。その規模について補足しておく、クループスカヤによれば1923年にその数は700万に達していたというが、当時の初等・中等学校の生徒数が、7828536人（『世界教育史体系16巻』、115ページ）であるから、学校にいる子どもの数に匹敵するくらい「路頭をさまよっていた」計算となる。また、革命直前の子ども人口と比較してみると、ヨーロッパロシア50県で1911-13年の誕生人口は年平均約526万人であったが、当時、5歳までに4割近くは死亡（1909-10年で乳幼児死亡率38.9%）したから、その後生き残った子どもの数はおおよそ300-350万である（ラーシン、『ロシアの人口100年』、151-2ページ、/162-3ページ）、とすると、ほとんどまるまる二誕生世代が放り出された計算となる。まさに危機的である。

1925年2月2日、全ロシア中央執行委員会と人民委員会議は、全ロシア中央執行委員会付属子ども委員会新規程を公布した。その際、同新規程成立の目的は「子ども、とりわけ浮浪児の救援」にあった。そのために同新規程は、a)ソビエト世論を子ども救援事業に引きつけ、この分野における各団体の活動を指導する、b)子ども救援資金を工面する、c)様々な所轄官庁・機関の子ども救援事業の活動を統合し、関係官庁・機関のこうした活動への組織的・物質的援助を引き出す、といったことを目的としていた。子ども委員会の構成は、全ロシア中央執行委員会幹部会指名による4名と、教育、保健、社会保障、内務、財務の各人民委員部から1名ずつ、そして、ロシア共和国人民委員会議付属合同国家政治保安部、全ソ労働組合中央評議会、コムソモール中央委員会、ピオネール中央指導部、党中央委員会婦人部、農民団体互助会中央委員会、ロシア赤十字社の各全権代表から成っていた。子どもの保護に関係する所轄官庁の中では、労働人民委員部だけが子ども委員会のメンバーに選出されていないが、同人民委員部のスタッフは子ども委員会の活動に有用な人物として補充されうる。また同じく、自治共和国人民委員会議や州・県執行委員会にも付属して子ども委員会が設置された。

中央・地方の子ども委員会は、国家機関であり、その全活動は3つに、すなわち、a)資金の工面、b)ソビエト世論の形成、c)統一的活動を行なう諸国家機関を通した子どもへの物質的援助、に分かれる。

全ロシア中央執行委員会付属子ども委員会には、国家予算の支出はない。その資金は善意の寄付、出版、慈善切手の普及などの方法によって工面される。これらの方法により、1923/4年度には160万ルーブルが集められた。1924/25会計年度上半期には、収入が総計114万ルーブルに達し、年間では、総計250万ルーブルの予定である。上半期の報告書によれば、地方子ども委員会が、年

間で550万～600万ルーブルを集め、中央〔＝全ロ中央執行委員会付属〕子ども委員会の収入を含めると800～850万ルーブルの年間支出になると期待されている。

子ども委員会の資金は、児童施設すなわち児童ホーム・孤児一時収容施設・〔子ども〕広場・診療所・保育所・相談所等の補助金として使われる。これらの施設のうちロシア共和国教育人民委員部の管轄下にあるものは、4100施設であり、350000名の子どもたちをかかえている。保健人民委員部の管轄下にある185の児童健康保護施設は、これまでに、85000名、そして現在常時6000名の子どもの外来治療にあたっている。さらに、母子保護施設は1381ある。そこでは、子ども委員会が、衣服・靴あるいはそれらの修繕などの援助を与えている。通りから集められた浮浪児たちのために、共同住宅を備えた生産作業場や農業コロニー、労働アルテリを創設する資金が支出されている。さらに、中央子ども委員会は、凶作に苦しむ地方の子どもたちへの救援事業に積極的に参加している（すでに70万ルーブルが支給され、100万弱ルーブルが地方子ども委員会により支出されている）。駅や波止場から子どもを保護し移送するための資金や貧困家庭への援助資金も支出されている。

(2) 「子どもの友」協会

子ども救援事業には、広範なソビエト世論が関心をいざいでいる。これまでに共和国のほとんど全ての県に「子どもの友」協会の支部がたくさんできており、100万以上の会員がいる。「子どもの会」協会の組織はもっぱら地方にあり、共和国レベルの統一体はない。工場や施設に付属して設立され、自前のスタッフをもつ「子どもの友」県協会に統合された若干の「子どもの友」支部では、執行機関はその地方の県子ども委員会の指導の下に活動している。その他の県では支部は県子ども委員会と直接に結びつき、すなわち委員会の建物や指導員を直接に利用して活動しており、スタッフや独自の県レベルでの統一体をもたない。

子どもの友は、物質的な側面においても（寄付金募集、〔子どもの〕夕べの設置、芝居、私的活動など）、子どもにたいする直接的な援助においても（浮浪児の出現や数についての個別地区の調査、生産現場や里親への子どもの措置、後見人およびその下での子どもの〔実態の〕調査・監察など）、すでに多くの仕事をしている。「子どもの友」協会もその支部はほとんど全ての県にある。

（以下、第10号に続く。塚本、村知）

産業教育計画研究施設研究報告書・研究紀要既刊

研究報告書 第1号 農業の近代化と農民の生産意欲 第1編	1962年4月
—農業未共同化グループと共同化グループの比較研究—	
第2号 農業の近代化と農民の生産意欲 第2編	1963年3月
—農業未共同化グループと共同化グループの比較研究—	
第3号 産業社会における教育の役割	1964年11月
—賃金決定における教育的要因の分析—	
第4号 労働類型と熟練形成過程	1964年11月
第5号 地域開発と学卒労働力移動	1964年11月
—北海道における中・高・大学卒業者の労働市場圏の研究—	
第6号 地域開発と産業教育Ⅰ・地域開発と地域社会変動構造	1966年10月
—道央・苫小牧地域を中心とした地域変動の実証的研究—	
第7号 地域開発と産業教育Ⅱ・労働移動と職業意識	1966年5月
—苫小牧地方労働市場の変動構造と産業教育訓練生の意識構造—	
第8号 地域開発と産業教育Ⅲ・地域開発と労働者教育	1967年10月
—苫小牧地域工業化にともなう産業教育の展開過程に関する実証的研究—	
第9号 建設業の構造変化にともなう建設職人層の質労働者化 と労働組合運動	1971年7月
—親方制的雇用構造の解体過程の進行と養成訓練の変容に関する実証的研究—	
第10号 教育とコンピュータ	1971年7月
第11号 鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅰ	1974年3月
—M製鉄所および構内社外企業の企業内教育展開過程についての実証的研究—	
第12号 酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働—生活過程 第1編	1976年3月
—北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びS部落と大樹町尾田地区T部落における比較研究—	
第13号 鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅲ	1977年3月
—大手独占体系列企業の「合理化」と企業内教育展開過程についての実証的研究—	
第14号 鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅱ(上)	1977年3月
—大手独占体M製鉄所の「合理化」と鉄鋼労働運動の 変貌過程についての実証的研究—	
第15号 酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・ 労働—生活過程 第2編	1978年3月
—北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びS部落と大樹町尾田地区T部落における比較研究—	
第16号 農村社会における「家」の解体と老人生活	1978年7月
—北海道・新酪農地帯・大樹町における家族と老人生活に関する地域研究—	
第17号 産業と教育 第1号	1979年7月
第18号 酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成	1980年3月
第19号 産業と教育 第2号	1981年3月
第20号 低所得層の研究Ⅰ	1981年3月

第21号	工業化と東北村落社会の構造的変質	1982年3月
第22号	低所得層の研究II —札幌調査・1973年の追跡・1978年による 世帯の変化と生活水準の変動に関する実証的研究—	1982年3月
第23号	地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究 —北海道常呂町における事例研究—	1982年3月
第24号	漁村における過剰人口の堆積と出稼労働市場の構造	1983年3月
第25号	産業と教育 第3号	1983年3月
第26号	産業の教育 第4号	1984年3月
第27号	地域農業構造再編下における農民の主体形成	1985年5月
第28号	構造不況地域における労働市場の変貌と労働力編成（上）	1986年3月
第29号	構造不況地域における労働市場の変貌と労働力編成（下）	1987年2月
第30号	産業と教育 第5号	1986年3月
第31号	産業と教育 第6号	1988年3月
第32号	地域農業構造再編下における農民の主体形成（続）	1988年3月
第33号	産業と教育 第7号	1989年3月
第34号	地場中小企業の構造転換と労働者諸階層の生産・労働—生活過程	1989年3月
第35号	産業と教育 第8号	1990年2月
第36号	産業と教育 第9号	1991年2月
研究紀要 第1号	アジア地域労働の質の比較研究（中間報告） 農業近代化と農業後継者教育 地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育	1968年11月

執筆者紹介

- 上原 慎一 (北海道大学教育学研究部・博士後期課程)
土田 俊幸 (北海道大学大学院教育学研究科・博士後期課程)
小内 純子 (北海道大学教育学部研究生)
〈訳者〉
大竹 政美 (北海道大学大学院教育学研究科・博士後期課程)
高畑 明尚 (北海道大学大学院経済学研究科・博士後期課程)
西本 肇 (北海道大学教育学部・助教授)
宮崎 隆志 (北海道大学教育学部・助手)
浅野 慎一 (北海道大学教育学部・助手)
我孫子 真由美 (アメリカンセンター職員)
坂口 真幸子
塚本 智宏 (北海道大学教育学部研究生)
村知 稔三 (長崎大学教育学部・助教授)

編集委員

道又 健治郎

布施 鉄治

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設研究報告書 第36号

平成3年3月7日 印刷

平成3年3月12日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
附属産業教育計画研究施設
060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 道又 健治郎

印刷所 富士プリント株式会社
064 札幌市中央区南16条西9丁目